

## 第78回人口問題審議会総会議事進行予定

平成10年6月26日(金)  
共用第9会議室  
10時30分～12時30分

### 1. 開 会

### 2. 議 題

(1) 委員及び専門委員の改選について(資料1)

(2) 会長互選

(3) 第11回出生動向基本調査について(資料2)

国立社会保障・人口問題研究所人口動向研究部長 高橋 重郷

(4) 平成9年人口動態統計月報年計(概数)の概況について(資料3)

大臣官房統計情報部人口動態統計課長 中田 正

(5) 平成10年版厚生白書について(資料4・5)

大臣官房政策課情報化・地域政策推進室長 椋野 美智子

(6) その他(資料6～9)

(7) 今後の運営について

### 3. 閉 会



# 人口問題審議会要覧

平成10年6月

厚生省大臣官房政策課

## 人口問題審議会要覧（目次）

	頁
1 厚生省設置法（抄）	3
2 人口問題審議会令	4
3 人口問題審議会部会及び特別委員会規程	7
4 人口問題審議会の運営について	8
5 人口問題審議会部会及び特別委員会の運営について	10
6 人口問題審議会委員、専門委員及び幹事名簿	11
7 人口問題審議会総会経過概況	17
8 人口問題審議会の答申及び意見等一覧	59

- 1 厚生省設置法（抄）
- 2 人口問題審議会令
- 3 人口問題審議会部会及び特別委員会規程
- 4 人口問題審議会の運営について
- 5 人口問題審議会部会及び特別委員会の運営について

# 1 厚生省設置法 (抄)

昭和24年5月31日  
法律第151号  
最終改正 平成9年7月16日  
法律第104号

(厚生省の任務)

第4条 厚生省は、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進を図ることを任務とし、次に掲げる国の行政事務及び事業を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

(一～六号略)

七 人口問題に関する事務

(中間略)

(審議会)

第7条 本省に次の審議会を置く。

人口問題審議会

(以下略)

2 人口問題審議会は、人口問題に関する重要事項について、関係各大臣の諮問に応じて調査審議し、及び関係各大臣に対し意見を述べる。

(3、4、略)

5 第3項に定めるもののほか、第1項に掲げる審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他これらの審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

## 2 人口問題審議会令

〔昭和28年8月14日〕  
〔政令第189号〕

内閣は、厚生省設置法（昭和24年法律第151号）第29条第2項の規定に基づき、この政令を制定する。

（所掌事務）

第1条 人口問題審議会（以下「審議会」という。）は、関係各大臣の諮問に応じて、人口問題に関し左に掲げる事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項について関係各大臣に意見を述べるものとする。

- 一 生活水準に関する事項
- 二 産業構造に関する事項
- 三 資源に関する事項
- 四 受胎調節に関する事項
- 五 国民の資質向上に関する事項
- 六 前各号に掲げるものの外、人口問題に関する重要事項

（組織）

第2条 審議会は、委員40人以内で組織する。

2 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員22人以内を置くことができる。

（委員及び専門委員）

第3条 委員及び専門委員は、第1条各号に掲げる事項に関し学識経験のある者のうちから、厚生大臣が任命する。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 専門委員は、当該専門の事項の調査審議が終ったときは、退任するものとする。

（非常勤）

第5条 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会 長)

第6条 委員のうちから互選された者は、会長として会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

(会 議)

第7条 審議会は、会長が招集する。会長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

2 審議会は、委員の3分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部 会)

第8条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

第9条 審議会の部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

第10条 審議会の部会において、その部会に属する委員のうちから互選された者は、部会長として部会の事務を掌理する。

2 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会に属する委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

(部会の会議)

第11条 部会は、部会長が招集する。部会長は、部会に属する委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、部会を招集しなければならない。

2 部会は、委員の3分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

3 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

4 専門委員は、当該専門の事項につき、議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(幹 事)

第12条 審議会に幹事を置くことができる。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生大臣が任命する。

3 幹事は、審議会の事務について行政機関との連絡にあたる。

4 幹事は、非常勤とする。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、厚生省大臣官房政策課において処理する。

(雑則)

第14条 この政令に定めるものの外、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

1 この政令は、公布の日 [昭和28年8月14日] から施行する。

2 厚生省組織令 (昭和27年政令第388号) の一部を次のように改正する。

第3条第11号を第12号とし、以下1号ずつ繰下げ、第10号の次に次の1号を加える。

十一 人口問題審議会に関すること。

附 則 (第1次改正)

この政令は、公布の日 [昭和30年9月7日] から施行する。

(改正内容は、総務課で処理した庶務 (第13条) を企画室 (現政策課) で処理すること  
としたものである。)

附 則 (第2次改正)

この政令は、公布の日 [昭和49年11月27日] から施行する。

(改正内容：第12条第1項中「10人以内」を削る。)

附 則 (第3次改正) (抄)

1 この政令は、公布の日 [昭和53年5月23日] から施行する。

(改正内容：第3条中「及び関係行政機関の職員」を削る。  
第4条1項中「学識経験のある者のうちから任命された」を削り、「但し」を「ただし」  
に改める。)

附 則 (第4次改正)

この政令は、公布の日 [昭和57年4月6日] から施行する。

(改正内容：第13条中「厚生省大臣官房企画室」を「厚生省大臣官房政策課」に改める。)



### 3 人口問題審議会部会及び特別委員会規程

#### (部 会)

第1条 人口問題審議会令（昭和28年8月14日政令第189号）第8条の規定に基づき、人口問題審議会に左の部会を置く。

1 第1部会

2 第2部会

2 第1部会（人口収容力に関する部会）においては、左の各号に掲げる事項を審議する。

1 人口収容力に関する事項

2 人口の地域的分布に関する事項

3 生活水準に関する事項

3 第2部会（人口調整に関する部会）においては、左の各号に掲げる事項を審議する。

1 人口の量的調整に関する事項

2 人口の資質向上に関する事項

#### (特別委員会)

第2条 人口問題審議会令第14条の規定に基づき、前条に規定する部会のほか、特別の事項につき調査審議するため必要があると認めるときは、特別委員会を置くことができる。

2 前項の特別委員会の運営については部会の運営の例による。

## 4 人口問題審議会の運営について

〔平成7年11月24日〕  
人口問題審議会

### 1. 人口問題審議会の委員等の公開

- (1) 人口問題審議会（以下「審議会」という。）の委員及び専門委員の氏名、職業は公開するものとする。
- (2) 審議会の委員等の任免を行った場合には、一般の閲覧に供するため、速やかにその旨を大臣官房総務課広報室及び行政相談室に届け出るものとする。

### 2. 審議会の活動状況の公開

- (1) 審議会を公開する場合にあっては、開催予定日時、開催場所及び議題について、原則として開催日の15日前までに大臣官房総務課広報室及び行政相談室に届け出るものとする。
- (2) 審議会を非公開とする場合にあっては、その理由を明示した上で、開催予定日時、開催場所及び議題について、事前に大臣官房総務課広報室及び行政相談室に届け出るものとする。

### 3. 審議会の会議、議事録の公開

- (1) 審議会は公開とする。ただし、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあるとして会長が必要と認めるときは、これを非公開とすることができる。
- (2) 会長は、審議会の審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる者に対しては、審議会の傍聴を認めないことができる。また、4の「傍聴者の遵守事項」を守らない者その他審議会の審議に著しい支障を及ぼす者に対しては、退席を命じることができる。
- (3) 審議会の傍聴を希望する者は、審議会の庶務を担当する厚生省大臣官房政策課（以下「事務局」という。）に開催日の10日前までに申し込むものとする。
- (4) 事務局は、原則として開催日の5日前までに申込者に傍聴の可否を通知するものとする。
- (5) 審議会を開催した場合には、議事録を一般の閲覧に供するため、開催後1月以内に当該議事録を大臣官房総務課広報室及び行政相談室に届け出るものとする。ただし、

非公開の場合にはこの限りでない。

#### 4. 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次の事項を守らなければならないものとする。

- (1) 会長が特に認める場合を除き、カメラ等による撮影を行わないこと。
- (2) 録音をしないこと。
- (3) 静粛を旨とし、喧騒にわたる行為をしないこと。
- (4) 会長及び会長の命を受けた事務局職員の指示に従うこと。

#### 5. 審議会の諮問、答申・意見等及び提出資料の公開

- (1) 審議会の諮問、答申・意見等については公開するものとする。
- (2) 審議会の提出資料については、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると審議会において認めるものを除き、公開するものとする。
- (3) 審議会の諮問、答申・意見等及び提出資料を公開するときは、一般の閲覧に供するため、大臣官房総務課広報室及び行政相談室に届け出るものとする。

## 5 人口問題審議会部会及び特別委員会の運営について

〔平成 7 年 11 月 24 日〕  
〔人口問題審議会〕

人口問題審議会部会及び特別委員会の運営については、人口問題審議会の運営の例による。

## 6 人口問題審議会委員、専門委員及び幹事名簿

# 人口問題審議会委員名簿

(五十音順 敬称略)

(任 期 10. 3. 31~12. 3. 30)  
 (ただし※印は 9. 7. 15~11. 7. 14)  
 " ○ " 9. 1. 7~11. 1. 6)

(氏 名)	(現 職)
麻 生 誠※	放送大学教授
阿 藤 誠	国立社会保障・人口問題研究所副所長
井 上 俊 一○	日本大学教授
岩 淵 勝 好	産経新聞社論説委員
大 國 昌 彦	王子製紙(株)代表取締役社長
大 淵 寛	中央大学教授
岡 沢 憲 美	早稲田大学教授
木 村 治 美	共立女子大学教授
熊 崎 清 子	日本労働組合総連合会副事務局長
河 野 栄 子※	(株)リクルート代表取締役社長
河 野 洋太郎	全国生命保険労働組合連合会中央執行委員長
小 林 登	甲南女子大学教授
坂 元 正 一	日本母性保護産婦人科医会会長
清 家 篤※	慶應義塾大学教授
袖 井 孝 子	お茶の水女子大学教授
坪 井 栄 孝○	日本医師会会長
水 越 さくえ	(株)イトーヨーカ堂取締役
南 裕 子○	兵庫県立看護大学学長
宮 澤 健 一	一橋大学名誉教授
宮 武 剛○	毎日新聞社論説委員
八 代 尚 宏	上智大学教授
山 本 正 也	日本アクチュアリー会参与
吉 原 健 二○	厚生年金基金連合会理事長

# 専 門 委 員 名 簿

(敬称略)

(任 期 10.3.31~12.3.30)  
 (ただし※印は 9.7.15~11.7.14)  
 " ○ " 9.1.7~11.1.6)

(氏 名)	(現 職)
安 達 知 子	東京女子医科大学助教授
網 野 武 博※	上智大学教授
岡 崎 陽 一○	元日本大学教授
落 合 恵美子	国際日本文化研究センター助教授
木 村 陽 子※	奈良女子大学助教授
河 野 稠 果	麗澤大学教授
高 山 憲 之	一橋大学教授
水 野 紀 子	東北大学教授
山 田 昌 弘※	東京学芸大学助教授

# 幹 事 名 簿

(敬称略)

(氏 名)	(現 職)
名 取 はにわ	内閣総理大臣官房男女共同参画室長
北 村 滋	警察庁長官官房企画官
伊達木 瀧之助	総務庁長官官房企画課長
山 中 憲 治	北海道開発庁企画調整官
栢 田 一 彦	防衛庁人事局人事第二課長
大 西 又 裕	経済企画庁総合計画局計画課長
飯 高 悟	科学技術庁科学技術政策局政策課資源室長
小 島 敏 郎	環境庁企画調整局企画調整課長
網 木 雅 敏	沖縄開発庁総務局企画課長
浜 野 潤	国土庁計画・調整局計画課長
塩 口 哲 朗	法務省入国管理局政策課長
津 曲 俊 英	外務省総合外交政策局国際社会協力部地球規模問題課長
	大蔵省大臣官房企画官
杉 浦 哲 郎	文部省大臣官房政策課長
辻 哲 夫	厚生省大臣官房政策課長
百 足 芳 徳	農林水産省構造改善局農政部地域振興課長
松 島 茂	通商産業省大臣官房総務課企画室長
森 清	郵政省大臣官房企画課長
大 石 明	労働省大臣官房政策調査部総合政策課長
小 池 一 郎	建設省大臣官房政策課総括計画官
北 里 敏 明	自治省大臣官房企画室長



# 第11回出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査 夫婦調査の結果概要

- I. 調査の概要
  - 1. 調査の目的と沿革
  - 2. 調査手続きと調査票回収状況
- II. 夫妻の結婚について
  - 1. 初婚のタイミングをめぐる動向
  - 2. 配偶者選択の機会
- III. 夫婦の出生力
  - 1. 夫婦出生力
  - 2. 出生のタイミング
  - 3. 出生調節
- IV. 子ども数についての考え方
  - － 理想子ども数と予定子ども数 －
- V. 妻の就業、保育環境と夫婦出生力
  - 1. 妻の就業と出生力
  - 2. 保育環境と出生力
- VI. 結婚・家族に関する妻の意識

国立社会保障・人口問題研究所

担当部： 人口動向研究部

TEL. (03) 3503-1711 内線 4476



# I. 調査の概要

## 1. 調査の目的と沿革

国立社会保障・人口問題研究所は1997(平成9)年6月、第11回出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査)を実施した。この調査は他の公的統計では把握することのできない結婚ならびに夫婦の出生力に関する実態と背景を調査し、関連諸施策ならびに将来人口推計に必要な基礎資料を得ることを目的としている。本調査は、戦前の1940(昭和15)年に第1回、ついで戦後の1952(昭和27)年に第2回が行われて以降、5年ごとに「出産力調査」の名称で実施されてきたが、第10回調査(1992年)以降名称を「出生動向基本調査」に変更して今回に至っている。第8回調査(1982年)からは夫婦を対象とする夫婦調査に加えて、独身者を対象とする独身者調査を同時実施している。本報告は第11回調査の夫婦調査についてのものである。

## 2. 調査手続きと調査票回収状況

本調査は、全国の妻の年齢50歳未満の夫婦を対象とした標本調査であり(回答者は妻)、平成9年6月1日現在の事実について調べたものである。調査対象地域は、平成9年「国民生活基礎調査」(厚生省大臣官房統計情報部実施)の調査地区1,048カ所(平成7年国勢調査区から層化無作為抽出)の中から、系統抽出法によって選ばれた500地区である。したがって、そこに居住する全ての50歳未満の有配偶女子が本調査の客体である。

調査方法は配票自計、密封回収方式によった。その結果、調査票配布数(調査客体数)9,417票に対して、回収数は8,853票であり、回収率は94.0%であった。ただし、回収票のうち記入状況の悪い705票は無効票として集計対象から除外した。したがって、有効票数は8,148票であり、有効回収率は86.5%である。なお、本報告では夫妻が初婚同士の夫婦7,354組について集計を行った。

表I-2-1 調査票配布数、有効回収数ならびに率

	調査票数 (回収率)
調査客体数	9,417
回収票数	8,853 (回収率 94.0%)
有効票数	8,148 (有効回収率 86.5%)

表I-2-2 基本属性別標本数

妻の年齢	標本数	結婚持続期間	標本数
20歳未満	11 (0.1%)	5年未満	1,304 (17.7%)
20～24歳	215 (2.9)	5～9年	1,301 (17.7)
25～29歳	914 (12.4)	10～14年	1,304 (17.7)
30～34歳	1,327 (18.0)	15～19年	1,350 (18.4)
35～39歳	1,428 (19.4)	20～24年	1,436 (19.5)
40～44歳	1,581 (21.5)	25～29年	560 (7.6)
45～49歳	1,878 (25.5)	30年以上	10 (0.1)
		不詳	89 (1.2)
総数	7,354 (100.0%)	総数	7,354 (100.0%)

## II. 夫妻の結婚について

### 1. 初婚のタイミングをめぐる動向

#### 1) 晩婚化の進行にともなって、交際期間が長くなっている

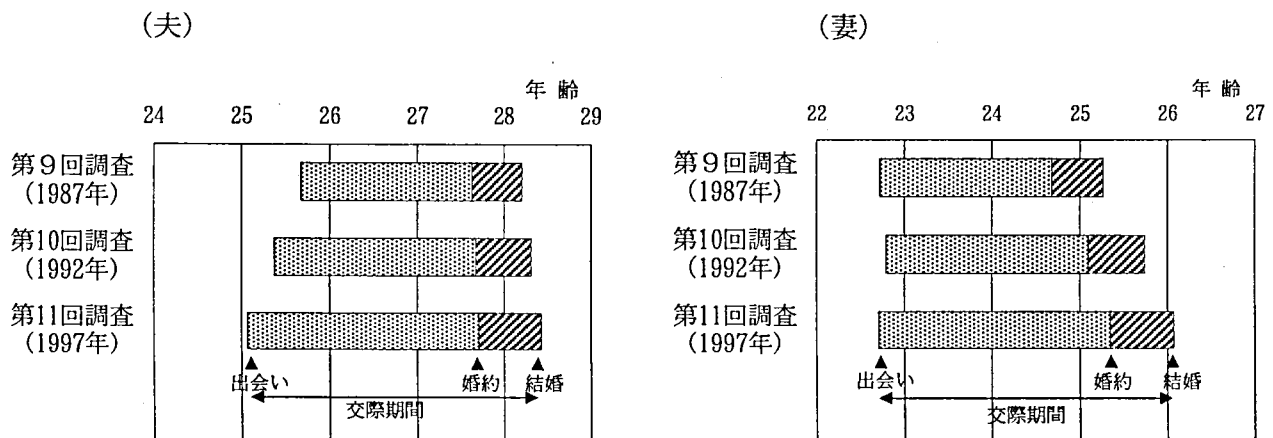
わが国では近年晩婚化が著しく、そのための未婚率上昇が少子化の主な原因となっている。本調査でも最近の結婚ほど夫妻の平均初婚年齢が高くなっている。しかしながら、結婚した夫妻が初めて出会った時の平均年齢は、従来とまったく変わらないか、むしろ男性側では早まっている。したがって、夫妻が出会ってから結婚するまでの平均交際期間は年々延長してきており、10年前と比較すると32%も長くなった。すなわち、わが国の晩婚化は、交際期間の延長というかたちで進行している。

表Ⅱ-1-1 調査別にみた平均出会い年齢、平均初婚年齢、平均交際期間

調査年次	夫		妻		平均交際期間
	平均出会い年齢	平均初婚年齢	平均出会い年齢	平均初婚年齢	
第9回調査(1987年)	25.7 歳	28.2	22.7 歳	25.3	2.5 年
第10回調査(1992年)	25.4	28.3	22.8	25.7	2.9
第11回調査(1997年)	25.1	28.4	22.7	26.1	3.4

注：各調査時点より過去5年間に結婚した夫婦についての比較。妻の結婚過程不詳、不整合を除く。計算には月齢を使用。  
標本数：第9回(1,289)、第10回(1,342)、第11回(1,145)。

図Ⅱ-1-1 調査別にみた夫妻の初婚過程の平均像



注：調査対象は表Ⅱ-1-1に同じ。平均婚約年齢は、第9回、第10回、第11回の順で、夫27.6、27.7、27.7歳、妻24.7、25.1、25.3歳。

## 2) 夫妻が出会ったきっかけによって、結婚の時期は大きく異なる

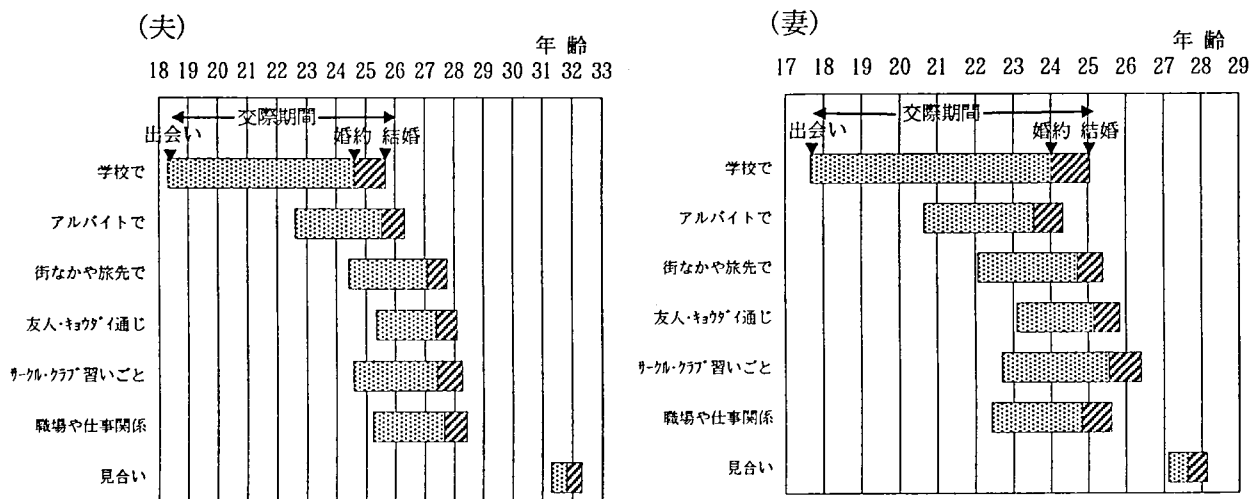
夫妻が出会ったきっかけによって結婚年齢や交際期間を比較すると、それらは大きく異なっている。とくに学校で知り合った場合には、その出会いの時期は他に比べて非常に早いために結婚までの交際期間は長く、平均で一般(総数)の場合の2倍以上となる。逆に「見合い」では最も出会い時期が遅く、一般より男性で約6.1年、女性で約4.4年も遅い。またその交際期間は極端に短く、一般の1/3にも満たない。その他のきっかけでは、アルバイト先で出会った場合には出会い、結婚のタイミングが早い傾向があり、職場結婚の場合にやや遅い傾向が見られる。

表Ⅱ-1-2 夫妻が出会ったきっかけ別にみた平均出会い年齢、平均初婚年齢、平均交際期間

出会いのきっかけ	夫		妻		平均交際期間
	平均出会い年齢	平均初婚年齢	平均出会い年齢	平均初婚年齢	
学校で	18.3 歳	25.7	17.7 歳	25.1	7.4 年
アルバイトで	22.6	26.3	20.6	24.3	3.7
街なかや旅先で	24.4	27.8	22.1	25.4	3.3
友人やきょうだいを通じて	25.3	28.1	23.1	25.8	2.7
サークル・クラブ・習いごとで	24.6	28.3	22.7	26.4	3.7
職場や仕事の関係で	25.2	28.4	22.4	25.6	3.2
見合いで(含結婚相談所)	31.3	32.3	27.1	28.1	1.0
総 数	25.3 歳	28.5	22.7 歳	26.0	3.2 年

注：調査時点より過去10年間に結婚した夫婦についての比較。妻の結婚過程不詳、不整合を除く。計算には月齢を使用。標本数：学校で(202)、アルバイトで(101)、街なかや旅先で(109)、友人・きょうだいを通じて(550)、サークル・クラブ・習いごとで(112)、職場や仕事の関係で(725)、見合いで(339)。この他、幼なじみ・隣人(37)、その他(28)および不詳(8)は省略した。ただし、総数(2,211)にはすべてのカテゴリーを含む。なお、出会いのきっかけ構成は、表Ⅱ-2-1)を参照。

図Ⅱ-1-2 出会いのきっかけ別にみた夫妻の初婚過程の平均像



注：調査対象は表Ⅱ-1-2 に同じ。平均婚約年齢は、学校で(夫24.6歳、妻24.0歳)、アルバイトで(25.5、23.6)、街なかや旅先で(27.1、24.7)、友人・きょうだいを通じて(27.4、25.1)、サークル・クラブ・習いごとで(27.4、25.5)、職場や仕事関係で(27.7、24.8)、見合いで(31.8、27.6)。

### 3) 学歴が高いほど出会いも結婚も遅い

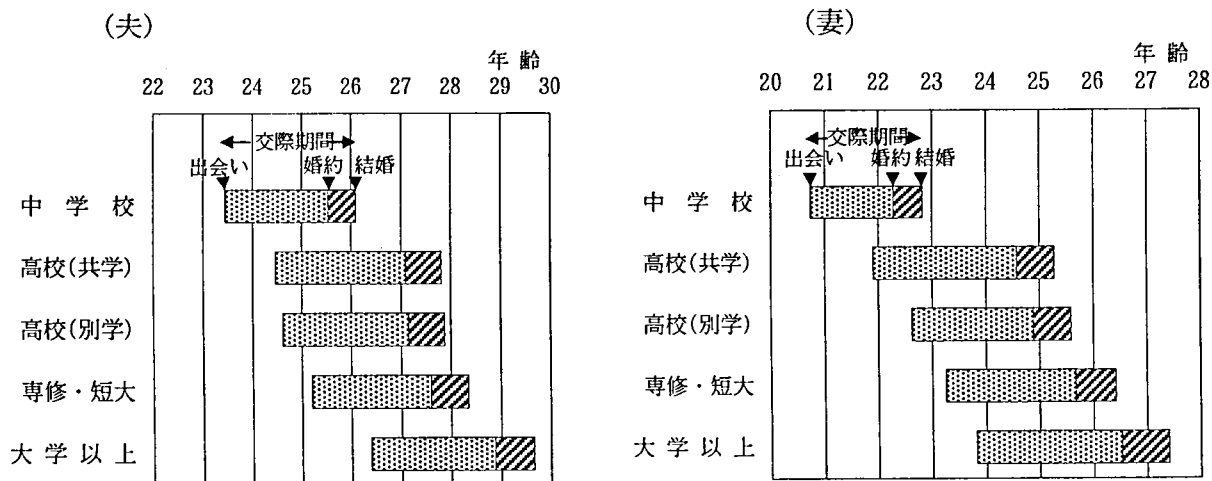
個人のいろいろな社会・経済的属性別に夫妻の出会った年齢、結婚年齢、交際期間をみると、最終学歴による違いが大きい。すなわち、高学歴の人ほど出会いの年齢、結婚年齢、ともに高く、また交際期間もやや長い傾向がある。このことから、若い世代で生じている高学歴化(高学歴者の割合の増加)が、同世代における晩婚化に一役かっていることがわかる。

表Ⅱ-1-3 最終学歴別にみた平均出会い年齢、平均初婚年齢、平均交際期間

夫または妻の 最終学歴	夫			妻		
	平均出会い年齢	平均初婚年齢	平均交際期間	平均出会い年齢	平均初婚年齢	平均交際期間
中学校	23.5 歳	26.1 歳	2.6 年	20.7 歳	22.8 歳	2.1 年
高校(共学)	24.5	27.8	3.3	21.9	25.3	3.4
高校(別学)	24.6	27.9	3.3	22.6	25.6	3.0
専修・短大	25.2	28.3	3.1	23.2	26.4	3.2
大学以上	26.4	29.7	3.3	23.8	27.4	3.6
総 数	25.3 歳	28.5 歳	3.2 年	22.7 歳	26.0 歳	3.2 年

注：調査時点より過去10年間に結婚した夫婦についての比較。妻の結婚過程不詳、不整合を除く。計算には月齢を使用。標本数：中学校(夫129,妻72)、高校-共学(673,672)、高校-別学(247,321)、専修・短大(255,820)、大学以上(891,315)。夫妻とも、その他・不詳(夫16件、妻11件)を省略。総数は表Ⅱ-1-2に同じ。

図Ⅱ-1-3 最終学歴別にみた夫妻の初婚過程の平均像



注：調査対象は表Ⅱ-1-3に同じ。平均婚約年齢は、中学校(夫25.5歳、妻22.3歳)、高校-共学(27.1、24.6)、高校-別学(27.2、24.9)、専修・短大(27.6、25.7)、大学以上(28.9、26.5)。

#### 4) 夫妻の年齢差が縮小している

1980年代半ば以降の結婚で夫妻の年齢差の縮小が目立つ。とりわけ最近5年間の結婚で「妻とし上」の夫婦が急増した(※)。また、同い年の夫婦も漸増しており、1歳ごとの組み合わせとしては近年では最も多い組み合わせとなっている。「夫とし上」の夫婦はいぜん6割を占めるが、10年前の調査では75%を占めており、かなり急な減少傾向にある。夫妻の年齢差の縮小傾向は、夫妻の平均年齢差によってみるとより明瞭である。

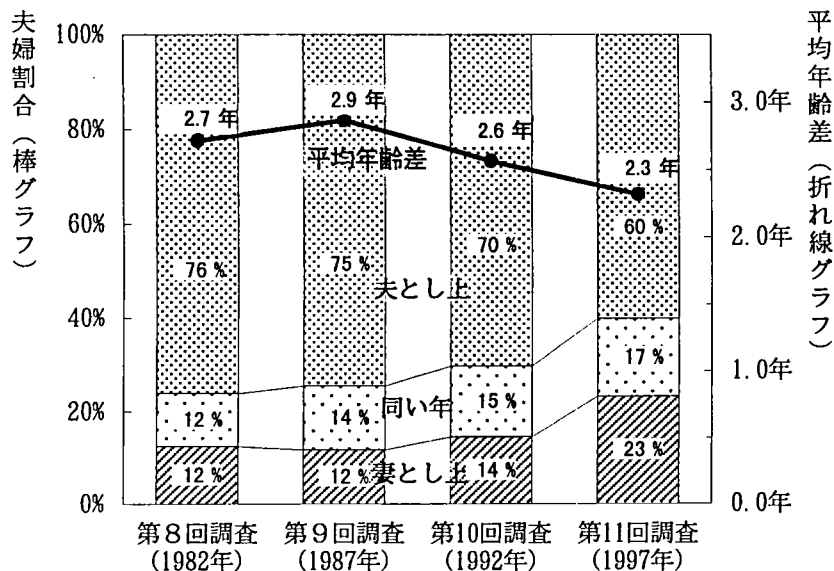
※ ここでは夫妻の年齢差として結婚時における夫妻の満年齢の差を用いている。したがって「同い年」とはこの満年齢が同じ場合であり、これが1年以上違う場合に夫または妻とし上とした。ただし、夫妻の平均年齢差は月齢を用いて算出しているため、区別の違いによる影響は受けない。

表Ⅱ-1-4 調査別にみた夫妻年齢差の構成と平均年齢差

夫妻の年齢差	第8回調査 (1982年)	第9回調査 (1987年)	第10回調査 (1992年)	第11回調査 (1997年)
妻3年以上とし上	3.9 %	3.3 %	4.5 %	6.9 %
妻2年とし上	2.7	2.2	3.4	4.4
妻1年とし上	5.9	6.2	6.6	11.9
同い年	11.5	13.8	15.2	16.5
夫1年とし上	13.3	13.3	13.8	12.8
夫2年とし上	11.8	11.6	10.8	10.7
夫3年とし上	12.8	11.1	10.1	9.2
夫4年とし上	12.1	8.6	9.5	7.5
夫5年とし上	8.1	9.2	7.8	6.3
夫6年とし上	6.5	7.0	6.1	4.1
夫7年とし上	4.7	5.1	3.9	3.0
夫8年とし上	2.4	3.1	2.8	1.9
夫9年とし上	1.8	2.1	1.8	1.0
夫10年以上とし上	2.6	3.5	3.8	3.8
総数 (標本数)	100.0 % (1,294)	100.0 % (1,408)	100.0 % (1,520)	100.0 % (1,292)
平均年齢差	2.7年	2.9年	2.6年	2.3年

注：各調査時点より過去5年間に結婚した夫婦についての比較。夫妻の出生年月不詳、結婚年月不詳を除く。平均年齢差の計算は月齢による。

図Ⅱ-1-4 調査別にみた夫妻年齢差の構成と平均年齢差



注：調査対象は表Ⅱ-1-4に同じ。

## 2. 配偶者選択の機会

### 1) 夫妻が出会ったきっかけ、多いのは職場・友人関係：見合い結婚はさらに減少

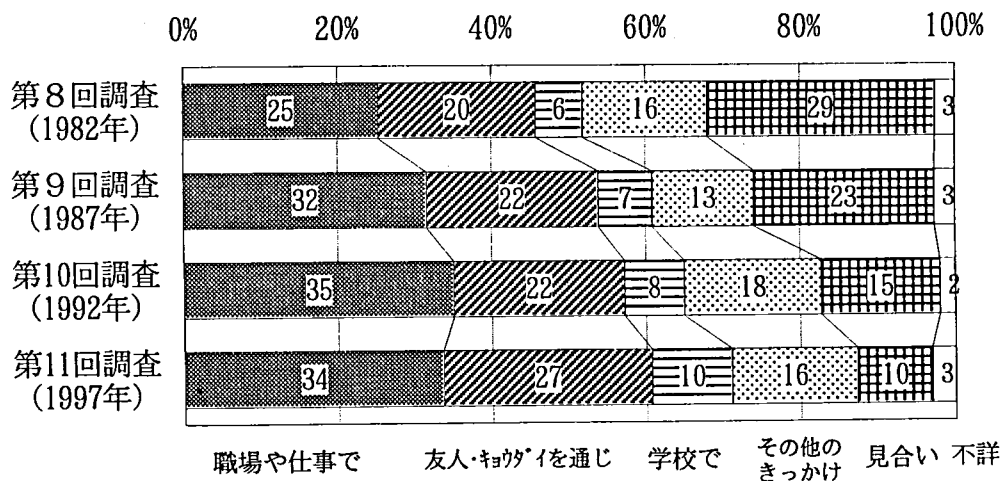
夫妻が知り合ったきっかけは、近年では「職場や仕事の関係で」が最も多く、全体のおよそ1/3を占めている。次に多いのは「友人・兄弟姉妹を通じて」で3割弱、ついで「学校で」が1割程度であり、概して日常的な場において出会った夫婦が多数を占める。また、見合い結婚した夫婦は調査の回を追うごとに減少しており、今回はわずかながら1割を下回った（「見合い結婚・恋愛結婚」は次項も参照）。逆に恋愛結婚は増加しているが、その中での出会いのきっかけの構成には近年大きな変化はない。

表Ⅱ-2-1 調査別にみた夫妻が出会ったきっかけの構成

調査年次	総数	恋愛結婚							見合い結婚	その他・不詳
		職場や仕事で	友人・兄弟姉妹を通じて	学校で	街なかや旅先で	サークル・クラブ・習いごとで	アルバイトで	幼なじみ・隣人		
第8回調査(1982年)	100.0%	25.3%	20.5	6.1	8.2	5.8	-	2.2	29.4%	2.5%
第9回調査(1987年)	100.0	31.6	22.4	7.0	6.3	5.4	-	1.5	23.3	2.6
第10回調査(1992年)	100.0	35.0	22.3	7.8	6.2	5.5	4.2	1.8	15.2	2.0
第11回調査(1997年)	100.0	33.6	27.1	10.4	5.2	4.9	4.6	1.5	9.6	3.0

注：各回調査時点より過去5年間に結婚した夫婦について(妻出生年月不詳、結婚年月不詳を除く)。見合い結婚とは出会いのきっかけが「見合いで」「結婚相談所で」の場合。第8、9回調査は「アルバイトで」を選択肢に含まない。標本数：第8回(1,298)、第9回(1,418)、第10回(1,522)、第11回(1,296)。

図Ⅱ-2-1 調査別にみた夫妻が出会ったきっかけの構成



注：調査対象は表Ⅱ-2-1に同じ。ここで「その他のきっかけ」とは、表Ⅱ-2-1の「街なかや旅先で」～「幼なじみ・隣人」を合計したもの。



## 2) すっかり入れ代わった恋愛結婚と見合い結婚：戦後50年、結婚形態の一大転換

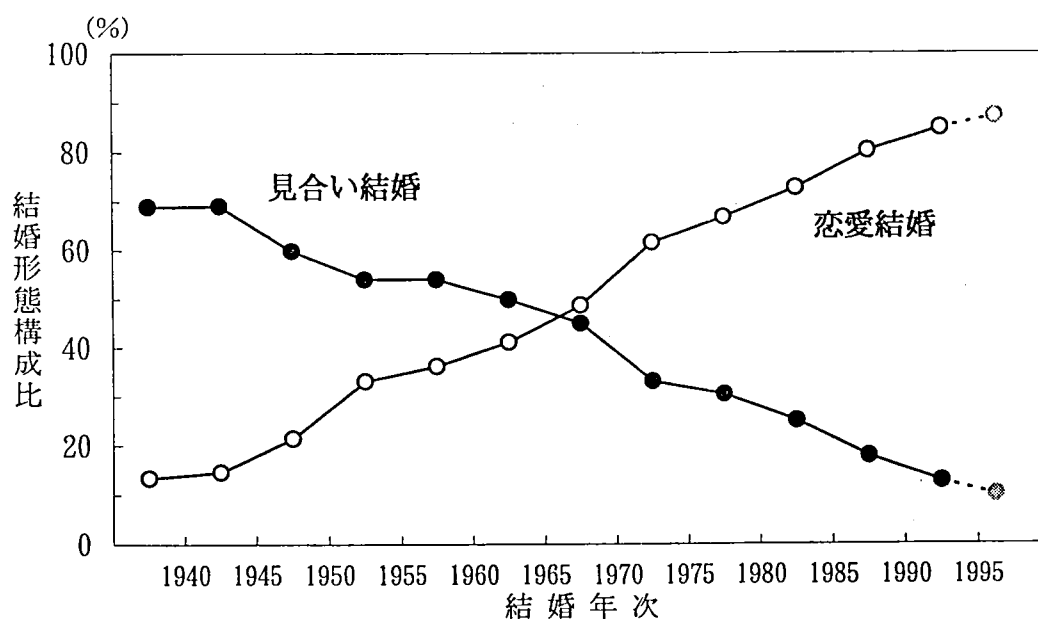
過去5回の調査結果によって長期にわたる恋愛結婚・見合い結婚の構成比の推移を調べると、戦後わが国における結婚のしかたが大きく転換してきたことがうかがえる。すなわち、終戦時で7割を超えていたと見られる見合い結婚は、戦後一貫して減少の一途をたどり、1965～69年頃恋愛結婚と逆転した。その後も趨勢は変わらず、ごく最近の結婚では恋愛結婚と見合い結婚の構成比はおよそ9：1となっている。

表Ⅱ-2-2 結婚年次別にみた恋愛結婚・見合い結婚の構成

結婚年次	総数 (標本数)	恋愛結婚	見合い結婚	その他・不詳
1930～39年	100.0 % ( 583)	13.4 %	69.0	17.7
1940～44年	100.0 ( 556)	14.6	69.1	16.4
1945～49年	100.0 ( 960)	21.4	59.8	18.9
1950～54年	100.0 ( 992)	33.1	53.9	13.0
1955～59年	100.0 (1,275)	36.2	54.0	9.9
1960～64年	100.0 (1,578)	41.1	49.8	9.1
1965～69年	100.0 (1,819)	48.7	44.9	6.4
1970～74年	100.0 (2,078)	61.5	33.1	5.5
1975～79年	100.0 (1,485)	66.7	30.4	2.9
1980～84年	100.0 (1,519)	72.6	24.9	2.5
1985～89年	100.0 (1,547)	80.2	17.7	2.1
1990～94年	100.0 (1,312)	84.8	12.7	2.6
1995年以降	100.0 ( 628)	87.1	9.9	3.0

注：第7回調査(1930～39年から1970～74年)、第8回調査(1975～79年)、第9回調査(1980～84年)、第10回調査(1985～89年)、第11回調査(1990～94年、1995年以降)データによる。1995年以降は第11回調査時点(1997年6月1日)までの結婚について。厳密な比較のために再集計したもので、過去の報告値とわずかに異なる。用語「見合い結婚・恋愛結婚」については「用語の解説」を参照。

図Ⅱ-2-2 結婚年次別にみた恋愛結婚・見合い結婚構成の推移



注：対象データは表Ⅱ-2-2 に同じ。1995年以降は第11回調査時点(1997年6月1日)までの結婚について。

### Ⅲ. 夫婦の出生力

#### 1. 夫婦出生力

##### 1) 夫婦の完結出生児数は2.2人で変化なし

これ以上子どもを生む可能性がほとんどなくなった時点における夫婦集団の平均出生児数を完結出生児数（または完結出生力）と呼ぶ。表Ⅲ-1-1は、これまでの出生動向基本調査から得られた結婚持続期間15～19年における夫婦の完結出生児数の推移を比較している。表から明らかのように、戦後大きく低下した完結出生児数は、1972年に結婚後15～19年夫婦（ベビーブームの終了後の1955年前後に結婚した夫婦）において2.2人となり、以後2.2人でほぼ安定している。今回の調査結果においても2.2人となっており、1970年代以降の安定傾向が続いている。

表Ⅲ-1-1 各回調査における夫婦の平均出生児数  
(結婚持続期間15～19年)

調査年次	平均出生児数
第1回調査 (1940年)	4.27人
第2回調査 (1952年)	3.50
第3回調査 (1957年)	3.60
第4回調査 (1962年)	2.83
第5回調査 (1967年)	2.65
第6回調査 (1972年)	2.20
第7回調査 (1977年)	2.19
第8回調査 (1982年)	2.23
第9回調査 (1987年)	2.19
第10回調査 (1992年)	2.21
第11回調査 (1997年)	2.21

注：各回調査とも初婚同士の夫婦を対象とする。

##### 2) 夫婦の8割が2～3人の子どもを生む

結婚後15～19年の夫婦の出生児数分布を第7回から今回第11回調査で比較すると、全体の半数以上の夫婦が2人の子どもを持ち、約4分の1の夫婦が3人の子どもを生むという構図に変化はない。ただし、今回の調査結果からは第7回～10回調査の結果と比較して、無子夫婦割合の若干の上昇、2人の子どもを生む夫婦割合の低下といった新しい特徴がみられる。

表Ⅲ-1-2 調査別にみた平均出生児数分布の推移 (結婚持続期間15～19年)

調査年次	0人	1人	2人	3人	4人以上	平均 (標本数)
第7回調査 (1977年)	3.0%	10.8	56.9	24.1	5.1	2.19人 (1,426)
第8回調査 (1982年)	3.2	9.2	55.6	27.3	4.9	2.23 (1,421)
第9回調査 (1987年)	2.8	9.7	57.8	25.9	3.8	2.19 (1,760)
第10回調査 (1992年)	3.1	9.3	56.3	26.5	4.8	2.21 (1,850)
第11回調査 (1997年)	3.7	9.8	53.6	27.9	5.0	2.21 (1,334)

注：過去の調査については、厳密な比較のために再集計を行った。このため過去の報告値とはわずかに異なる。  
なお、以下の表についても同様。

### 3) 晩婚ほど子どもが少ない

第8回以降の調査結果同様、初婚年齢の高い妻ほど出生児数が少ないという傾向に変わりはない。

表Ⅲ-1-3 調査別にみた妻の初婚年齢別平均出生児数  
(結婚持続期間15~19年)

妻の初婚年齢	第8回 (1982年)	第9回 (1987年)	第10回 (1992年)	第11回 (1997年)
19歳未満	2.50人	2.46	*	*
19~20歳	2.34	2.38	2.51	2.35
21~22歳	2.27	2.28	2.25	2.34
23~24歳	2.25	2.15	2.27	2.21
25~26歳	2.22	2.15	2.15	2.24
27~28歳	2.09	2.03	2.20	2.15
29~30歳	1.89	1.85	1.81	1.78
総 数	2.23人	2.19	2.21	2.21
平均初婚年齢	23.4歳	23.4	23.7	24.3

注：初婚年齢31歳以上は標本数が少ないため省略。ただし、総数には含まれる。  
\*印は該当標本数が20未満のもの。

### 4) いぜんとして残る子ども数の社会経済的な格差

地域別の出生児数には、都市的な地域ほど出生児数が少ないという傾向がみられ、その傾向に近年大きな変化はみられない。また、夫の職業別にみると夫の職業がホワイトカラーの夫婦で出生児数がもっとも少なく、ついでブルーカラー、非農自営、農林漁業の順で多くなっている。これらの傾向は第8回調査以降同様である。

表Ⅲ-1-4 調査別にみた社会経済的属性別、平均出生児数 (結婚持続期間15~19年)

社会経済的属性	第8回 (1982年)	第9回 (1987年)	第10回 (1992年)	第11回 (1997年)
夫婦の現住地別				
非人口集中地区	2.31人 (39.8%)	2.28 (40.4)	2.30 (40.6)	2.32 (38.7)
人口集中地区(200万未満)	2.17 (49.1)	2.14 (46.0)	2.19 (48.3)	2.16 (51.2)
人口集中地区(200万以上)	2.17 (11.1)	1.98 (13.6)	2.00 (11.1)	2.09 (10.1)
夫の職業別				
農 林 漁 業	2.60人 (4.2%)	2.41 (4.3)	2.73 (2.2)	2.64 (1.6)
非 農 自 営	2.31 (19.8)	2.46 (19.1)	2.27 (15.8)	2.27 (16.3)
ブルーカラー	2.18 (26.8)	2.18 (21.8)	2.25 (16.2)	2.26 (14.2)
ホワイトカラー	2.17 (45.8)	2.08 (49.7)	2.18 (63.9)	2.17 (63.2)

注：( )内は夫婦割合。人口集中地区およびブルーカラー・ホワイトカラーの説明は「用語の解説」を参照。

## 2. 出生のタイミング

### 1) 約4年半で生み納める傾向

結婚後15～19年経過した夫婦は平均して結婚後1.60年で第1子を出産し、その後2.85年で第2子を出産している。したがって結婚してから約4年半で平均2人強の子どもを生み納めることになる。この傾向はこれまでの調査と同様である。

表Ⅲ-2-1 調査別にみた出生順位別平均出生間隔  
(結婚持続期間15～19年)

出生順位	第8回 (1982年)	第9回 (1987年)	第10回 (1992年)	第11回 (1997年)
(平均出生児数)	(2.23人)	(2.19人)	(2.21人)	(2.21人)
結 婚 ～ 第1子	1.73年	1.54	1.52	1.60
第1子 ～ 第2子	2.96	2.84	2.86	2.85
平均的夫婦の結婚 から第2子出生ま での年数	4.69年	4.38	4.38	4.45

### 2) 出生間隔が長いほど少ない出生児数

結婚後15～19年を経た夫婦についてみると、生み終えた出生児数が多いほど各出生間隔が短くなっていることがわかる。逆にみると、出生間隔が長い夫婦ほど最終的に生む子どもの合計は少なくなっている。これを前回調査結果と比較すると、完結出生児数別にみた出生間隔の合計(結婚から子どもを生み納めるまでの平均期間)はいずれもわずかではあるが長くなっている。

表Ⅲ-2-2 出生児数別、出生順位別平均出生間隔  
(結婚持続期間15～19年)

出生順位	出 生 児 数			
	1人	2人	3人	4人
結 婚 ～ 第1子	2.83年	1.59	1.24	1.15
第1子 ～ 第2子	—	3.14	2.36	2.26
第2子 ～ 第3子	—	—	3.76	2.80
第3子 ～ 第4子	—	—	—	3.97
合 計	2.83年	4.73	7.36	10.18
第10回(1992年) 合 計	2.83年	4.50	7.23	9.68

### 3) 夫婦の出生過程に遅れ

ここ数回の調査の結果と比べてみると、結婚持続期間0～4年、5～9年、10～14年のいずれの過程においても平均出生児数が低下している。特に結婚持続期間0～4年、5～9年の夫婦では第9回調査以降一貫して低下傾向にある。これによって、1980年代後半から結婚した若い夫婦の出生過程の遅れが鮮明となっている。

表Ⅲ－２－３ 調査別にみた結婚持続期間別、平均出生児数

結婚持続期間	第8回 (1982年)	第9回 (1987年)	第10回 (1992年)	第11回 (1997年)
0～4年	0.80人	0.91	0.80	0.71
5～9年	1.95	1.96	1.84	1.75
10～14年	2.16	2.16	2.19	2.10
15～19年	2.23	2.19	2.21	2.21
20～24年	2.24	2.31	2.21	2.24
25年以上	2.32	2.36	2.31	2.19

### 4) 子どものいない夫婦、増加のきざし

無子夫婦の割合はすべての結婚持続期間で増えており、子どもをほぼ生み終えた15～19年でも3.7%と前回より0.6ポイント上昇している。無子夫婦の割合漸増の傾向は第9回調査から明らかになっている。

表Ⅲ－２－４ 結婚持続期間別、平均出生児数別、夫婦割合

結婚持続期間	総数 (標本数)	0人	1人	2人	3人	4人	5人以上
0～4年	100.0 (1,273)	42.6%	44.7	12.1	0.6	-	-
5～9年	100.0 (1,276)	10.3	21.0	53.6	13.9	1.2	-
10～14年	100.0 (1,287)	5.5	11.6	54.2	25.2	3.3	0.3
15～19年	100.0 (1,334)	3.7	9.8	53.6	27.9	4.6	0.4
20～24年	100.0 (1,419)	2.3	8.1	57.0	28.9	3.4	0.4
25年以上	100.0 ( 559)	1.3	12.2	58.3	24.0	3.9	0.4

表Ⅲ－２－５ 調査別にみた結婚持続期間別、出生子ども数0人の夫婦割合

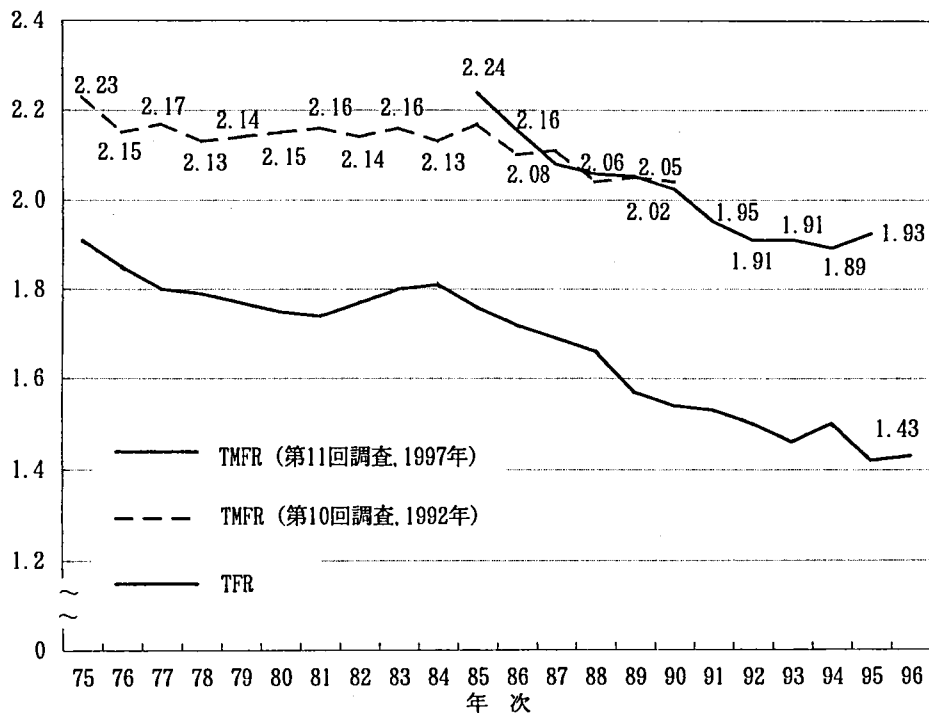
結婚持続期間	第8回 (1982年)	第9回 (1987年)	第10回 (1992年)	第11回 (1997年)
0～4年	38.9%	32.5	38.9	42.6
5～9年	4.3	4.8	8.6	10.3
10～14年	2.5	3.3	4.8	5.5
15～19年	3.2	2.8	3.1	3.7
20～24年	2.2	2.1	2.8	2.3
25年以上	3.8	2.2	1.9	1.3

### 5) 合計結婚出生率が2.0を割り込む

今回の調査から、年次別の合計結婚出生率 (Total Marital Fertility Rate) が得られる。この指標は、ある年次の結婚年別出生率のパターンがその後も続くと仮定したときに期待される一夫婦あたりの出生児数であるが、指標の性格上、完結出生児数の変化のみならず、その時々のお出生タイミングの変化にも影響される。

図Ⅲ-2-1に示した実線は、第11回調査のデータをもとに計算した1985年以降の合計結婚出生率である。第10回調査の結果からすでに1985年以降の低下傾向が認められていたが、今回の調査で1990年以降もその低下傾向は変わらず、1990年以降2.0を割り込んでいる。これは夫婦の出生タイミングの遅れが、近年さらに進行していることを意味している。

図Ⅲ-2-1 合計結婚出生率 (TMFR) と合計特殊出生率 (TFR) の推移



注：合計結婚出生率の説明は「用語の解説」を参照。  
 合計結婚出生率は第10回、第11回ともに3年移動平均。  
 合計特殊出生率 (Total Fertility Rate) は厚生省統計情報部「人口動態統計」による各年のデータ。

### 3. 出生調節

#### 1) 避妊実行率は35～39歳の妻で最も高い

調査時点における避妊の実行状況をみると（表Ⅲ－3－1）、夫婦の60.4%が避妊実行中であり、これに以前実行した経験のある21.2%を加えると、妻の8割が避妊を経験したことになる。妻の年齢別にみると、従来と同じく30歳代後半の避妊実行率が最も高い（68.7%）。また、過去の調査と比較すると、妻が40歳代の夫婦では概して避妊実行率が高まる傾向が見られる。逆に今回妻が20歳代、30歳代の夫婦ではいずれの年齢層でも避妊実行率が低下した。

表Ⅲ－3－1 妻の年齢別、避妊の実行状況

妻の年齢	総数 (標本数)	避妊の実行状況				参考：現在実行率	
		現在実行率	現在不実行率		不詳	第7回 (1977年)	第9回 (1987年)
			経験あり	経験なし			
20～24歳	100.0% (215)	45.6%	30.2	18.1	6.0	50.0%	51.1
25～29歳	100.0 (914)	53.6	29.6	11.5	5.3	60.2	60.3
30～34歳	100.0 (1,327)	59.5	21.6	11.5	7.4	72.0	71.6
35～39歳	100.0 (1,428)	68.7	14.4	9.6	7.3	69.4	74.1
40～44歳	100.0 (1,581)	66.8	16.1	9.7	7.5	53.1	68.1
45～49歳	100.0 (1,878)	54.3	25.1	8.8	11.8	22.9	45.2
総数	100.0% (7,354)	60.4%	21.2	10.3	8.2	57.3%	64.6

注：20歳未満は標本数が少ないため省略。ただし、総数には20歳未満（11件）を含む。

#### 2) 避妊方法はコンドームが圧倒的多数を占める

夫婦の現在実行中の避妊方法別割合をみると（表Ⅲ－3－2）、コンドームが75.5%と圧倒的多数を占め、ついで性交中絶（膈外射精）法（20.1%）、性周期利用法（8.6%）の順となる。欧米諸国では不妊手術、IUD（子宮内避妊器具）、経口避妊薬（ピル）を含めたいわゆる近代的避妊法の利用が増えているが、わが国夫婦ではこの三種の合計で今回8.6%にとどまった。ただし年齢別にみると高年齢ほど不妊手術とIUDの実行割合が増えるため近代的避妊法は高年齢ほど多い。

表Ⅲ-3-2 妻の年齢別、現在実行中の避妊方法別割合 (複数回答)

避妊方法	総数	妻の現在年齢					
		20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
コンドーム	75.5%	79.6%	79.8	79.7	74.4	73.7	72.5
避妊フィルム・ゼリー	1.2	-	1.6	2.5	0.5	1.0	0.8
性周期利用法	8.6	6.1	10.6	7.6	11.1	7.5	7.4
IUD	2.6	-	0.8	2.3	2.7	3.6	2.9
ピル(経口避妊薬)	0.9	1.0	0.6	1.4	0.6	0.9	1.1
性交中絶(膣外射精)法	20.1	28.6	22.9	22.6	22.5	17.9	15.9
男性の不妊手術	1.2	-	0.2	0.3	1.2	1.1	2.6
女性の不妊手術	3.8	-	0.6	1.9	3.2	5.6	6.1
その他	1.0	1.0	1.0	0.4	1.4	0.9	1.3
不詳	2.3	1.0	1.4	1.1	2.5	2.0	3.7
(再掲) 近代的避妊方法	8.6%	1.0	2.2	5.8	7.6	11.2	12.8
標本数	4,439	98	490	789	981	1,056	1,019

注：-は該当なしを示す。性周期利用法とは、オギノ式、基礎体温法、頸管粘液法。近代的避妊方法とは、IUD、ピル、男女不妊手術を合わせたものである。避妊方法についての質問は複数回答なので、合計が100%を超えることもある。20歳未満は標本数が少ないため省略。ただし、総数には20歳未満(6件)を含む。

### 3) 妻の約2割が人工妊娠中絶を経験

結婚後の人工妊娠中絶経験回数(不詳を除く)を妻の年齢別にみると(表Ⅲ-3-3)、「経験あり」割合、平均回数ともに20歳代で最も少なく、年齢が高いほど多い。また妊娠の順序別にみると、3回目以降の妊娠で中絶率が高くなる。

妊娠・中絶に関する回答は不詳(無回答)が比較的多いため、確定的なことは言いえないが、40歳以上の妻で中絶経験者が3～4割にのぼることから、近年においても中絶は夫婦の出生調節において一定の位置を占めているといえる。また経験者は「繰り返し中絶」を行なう傾向がみられる。

表Ⅲ-3-3 妻の年齢別人工妊娠中絶経験

妻の年齢	総数	経験なし	経験あり						全体の平均(回)	経験者の平均(回)
			小計	1回	2回	3回	4回	5回以上		
20～24歳	142	92.3%	7.7%	6.3%	0.7	0.7	0.0	0.0	0.10	1.27
25～29歳	605	91.6	8.4	7.3	1.0	0.2	0.0	0.0	0.10	1.16
30～34歳	858	88.9	11.1	8.0	2.2	0.5	0.2	0.1	0.15	1.39
35～39歳	847	79.7	20.3	16.6	2.5	1.1	0.1	0.0	0.25	1.24
40～44歳	944	73.7	26.3	19.5	5.1	1.3	0.1	0.3	0.36	1.36
45～49歳	1,050	58.3	41.7	27.0	10.6	3.2	0.9	0.1	0.62	1.48
総数	4,451	77.2%	22.8%	16.4%	4.6	1.4	0.3	0.1	0.32	1.38
参考：第9回(1987年)										
総数	8,533	78.9%	21.1%	13.0%	6.0	1.7	0.3	0.1	0.32	1.51

注：20歳未満は標本数が少ないため省略。ただし、総数には20歳未満(5件)を含む。



#### IV. 子ども数についての考え方 —理想子ども数と予定子ども数—

##### 1) いぜん残る理想子ども数と予定子ども数のギャップ、ただし理想子ども数はやや減少

本調査では、夫妻が理想的な条件のもとで何人の子どもの持ちたいか(理想子ども数)、あるいは現在の見込みとして何人の子どもの持つつもりなのか(予定子ども数)について調べている(※)。表IV-1に、各回調査による結婚からの年数(結婚持続期間)別にみた平均理想子ども数、平均予定子ども数を示した。どちらも結婚持続期間によって大きく変わることはないが、若い夫婦はやや少ない傾向がある。また、平均予定子ども数は常に平均理想子ども数を下回っている。今回の調査では、平均理想子ども数がやや減少した。

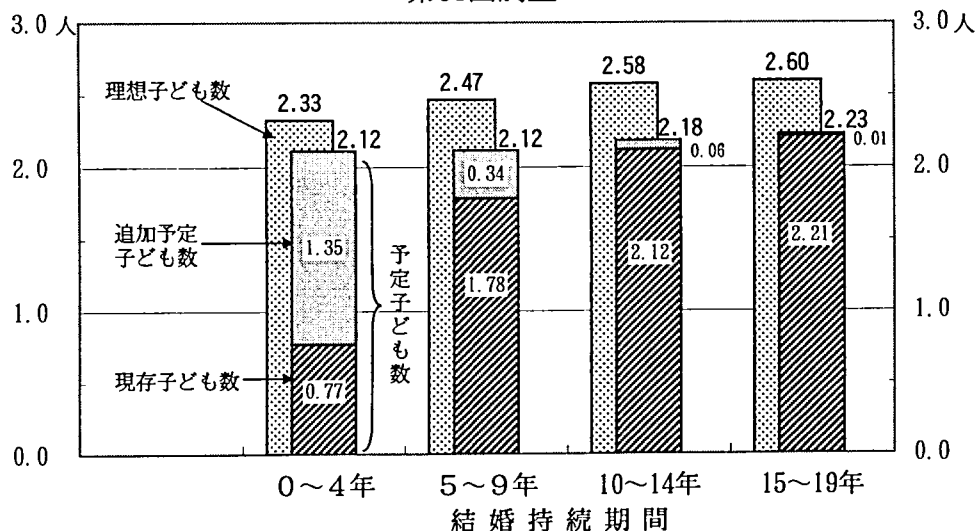
※ ここでは理想子ども数とは「あなた方ご夫婦にとって理想的な子どもの数は何人ですか」という設問の回答であり、また予定子ども数とは、現在生存している子どもの数に「あなた方ご夫婦は、これから何人子どもを生むつもりですか」という設問の回答(追加予定子ども数)を加算したものである。

表IV-1 調査別にみた、結婚持続期間別、平均理想子ども数と平均予定子ども数

結婚持続期間	平均理想子ども数					平均予定子ども数				
	第7回 (1977年)	第8回 (1982年)	第9回 (1987年)	第10回 (1992年)	第11回 (1997年)	第7回 (1977年)	第8回 (1982年)	第9回 (1987年)	第10回 (1992年)	第11回 (1997年)
0～4年	2.42人	2.49	2.51	2.40	2.33	2.08人	2.22	2.28	2.14	2.12
5～9年	2.56	2.63	2.65	2.61	2.47	2.17	2.21	2.26	2.19	2.12
10～14年	2.68	2.67	2.73	2.76	2.58	2.18	2.18	2.20	2.25	2.18
15～19年	2.67	2.66	2.70	2.71	2.60	2.13	2.21	2.18	2.18	2.23
20～24年	2.75	2.60	2.71	2.69	2.67	2.22	2.17	2.23	2.17	2.21
25年以上	2.86	2.70	2.77	2.70	2.58	2.46	2.26	2.25	2.19	2.14
総数 (標本数)	2.61人 (8,314)	2.62 (7,803)	2.67 (8,348)	2.64 (8,627)	2.53 (7,069)	2.17人 (8,129)	2.20 (7,783)	2.23 (7,995)	2.19 (8,295)	2.17 (6,427)

注：各回調査とも初婚同士で妻の年齢50歳未満の夫婦を対象として計算。過去の調査については厳密な比較のため再計算を行った。このため過去の報告値とはわずかに異なる(以下の表も同様)。( )内の標本数は理想子ども数、予定子ども数不詳を除いた数。

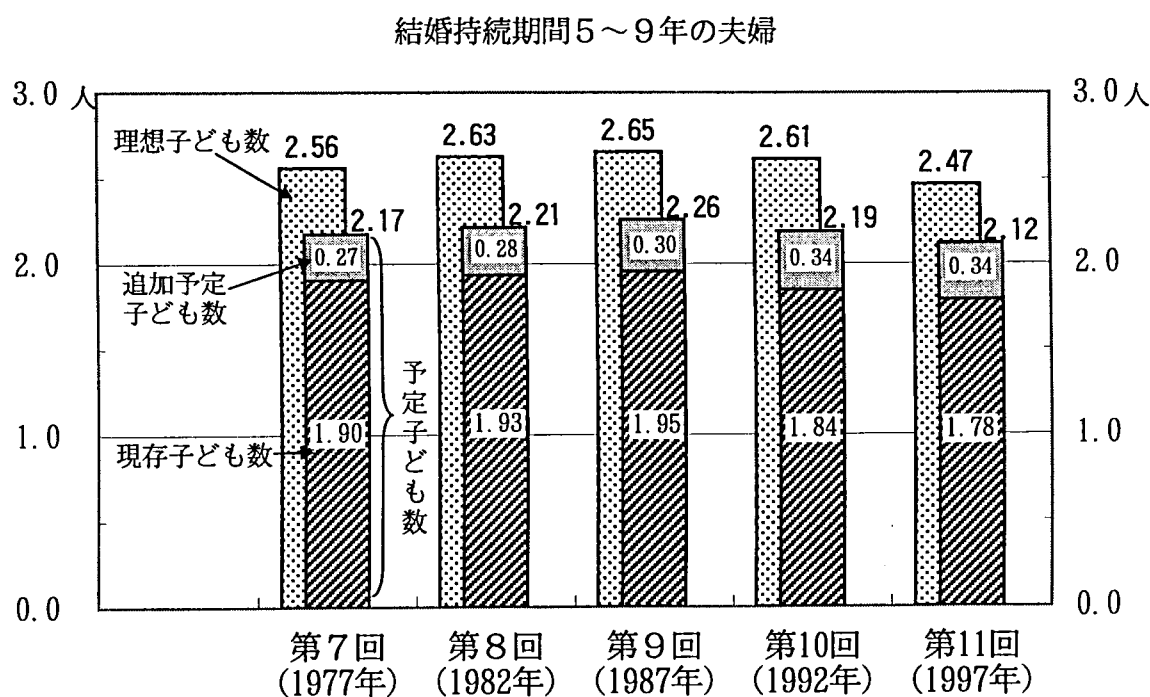
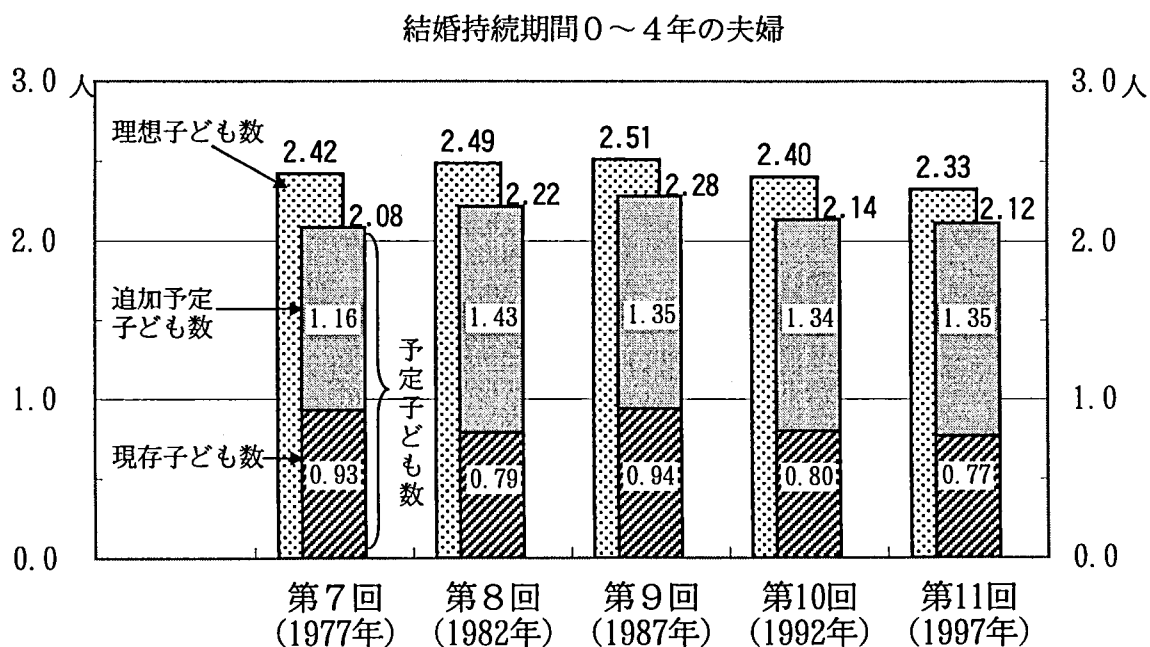
図IV-1 結婚持続期間別にみた、平均理想子ども数と平均予定子ども数  
第11回調査



## 2) 若い夫婦で理想子ども数、予定子ども数ともにやや減少

今回の調査結果から、近年平均理想子ども数、平均予定子ども数がともにやや減少していることが明らかとなった(図Ⅳ-2)。現在のところ減少幅はわずかであるが、前回調査とともに一定の傾向が見られる。これから子どもを持つようとしている若い夫婦の出生意欲にわずかに減退のきざしがうかがえる。

図Ⅳ-2 結婚10年未満の夫婦の平均理想子ども数と平均予定子ども数の推移



3) 理想子ども数は2人か3人、9割で変わらず。ただし、3人が減り、2人が増える

結婚後10年未満の若い夫婦の理想子ども数の分布をみると、各回調査とも2人か3人を理想とするものが大多数で87～90%と変化がなく、無子や一人っ子、あるいは4人以上を理想とするものはわずかである(表Ⅳ-2)。ただし、今回の結果では、3人を理想とする夫婦が顕著に減り、その分だけ2人を理想とするものが増えている。このため若い夫婦の間で平均理想子ども数は従来の2.5～2.6人から2.4人に減少した。

表Ⅳ-2 調査別にみた、結婚10年未満の夫婦の理想子ども数の分布

調査年次	理想子ども数							平均理想子ども数
	総数 (標本数)	0人	1人	2人	3人	4人	5人以上	
第7回 (1977年)	100.0% (3,728)	0.3%	3.9	49.2	40.4	5.2	1.0	2.49人
第8回 (1982年)	100.0 (3,046)	1.5	2.3	44.4	43.0	7.9	1.0	2.57
第9回 (1987年)	100.0 (2,984)	1.3	2.4	41.3	46.6	7.9	0.5	2.59
第10回 (1992年)	100.0 (3,042)	1.8	3.7	43.3	44.8	5.8	0.6	2.51
第11回 (1997年)	100.0 (2,517)	2.1	4.5	51.5	37.0	3.9	1.0	2.40

注：各回調査とも、初婚同士、妻の年齢50歳未満で結婚後10年未満の夫婦を対象とする。ただし、構成比、および平均は理想子ども数不詳を除いて算出。

4) 子ども数3人以上を予定する夫婦が減少

結婚後10年未満の若い夫婦で、予定している子ども数はやはり2人が最も多く、今回調査では64%となっている(表Ⅳ-3)。2人未満すなわち無子または一人っ子を予定している夫婦は合わせて12%と決して多くはないが、一人っ子の予定はわずかに増加している。子ども3人を予定している夫婦は、今回やや減って22%となった。これは3人を理想とする夫婦割合(37%)をかなり下回る。

表Ⅳ-3 調査別にみた、結婚10年未満の夫婦の予定子ども数の分布

調査年次	予定子ども数							平均予定子ども数
	総数 (標本数)	0人	1人	2人	3人	4人	5人以上	
第7回 (1977年)	100.0% (3,418)	1.7%	12.4	59.4	24.4	1.8	0.3	2.13人
第8回 (1982年)	100.0 (3,029)	1.9	6.7	61.4	28.2	1.7	0.1	2.21
第9回 (1987年)	100.0 (2,907)	1.2	6.9	57.9	31.6	2.1	0.2	2.27
第10回 (1992年)	100.0 (2,980)	2.4	9.1	60.1	26.5	1.7	0.1	2.16
第11回 (1997年)	100.0 (2,258)	2.3	9.7	64.3	21.8	1.8	0.2	2.12

注：各回調査とも、初婚同士、妻の年齢50歳未満で結婚後10年未満の夫婦を対象とする。ただし、構成比、および平均は予定子ども数不詳を除いて算出。

5) 予定が理想を下回る理由：子育て費用と高年齢出産忌避

予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦に、理想の子ども数を持つとうとしない理由を多項目選択方式で尋ねた(表Ⅳ-4)。全体では、「子育てにお金がかかる」(37%)、「教育にお金がかかる」(34%)、「高年齢で生むのはいや」(34%)の三つの理由が最も多く、ついで「育児の心理的、肉体的負担」(21%)、「家が狭い」(13%)、「子どもが生めないから」(13%)、「自分の仕事に差し支える」(13%)となっている。年齢別には、若い夫婦ほど「お金がかかる」、「家が狭い」といった主に経済的理由を挙げるものが多い。また、「趣味やレジャーと両立しない」も割合自体は多くないが、若い夫婦ほど多い。過去の調査と比較すると、全体として経済的理由を訴えるものが増加している。

表Ⅳ-4 理想の子ども数を持つとうとしない理由 (複数回答)

妻の年齢 (標本数)	予定子ども数が理想子ども数を下回る理由													
	子どもが生めないから	高年齢で生むのはいやだから	子どもへの教育にお金がかかる	一般的に子どもを育てるのに	お金の負担に耐えられないから	肉体的負担以上、育児の心理的・肉	家が狭いから	世間から子ども数に合わせ	差支えるから(勤めや家業)	自分の仕事(勤めや家業)に	しないから	自分の趣味やレジャーと両立	で一番末の子が夫の定年退職ま	その他
25歳未満 (26)	3.8%	7.7	53.8	73.1	19.2	30.8	—	7.7	7.7	7.7	7.7	15.4	7.7	
25～29歳 (188)	3.2	8.0	50.5	70.2	17.6	23.4	1.6	13.3	12.8	6.4	12.8	5.3		
30～34歳 (333)	7.5	20.1	46.5	53.8	32.1	21.3	1.2	14.1	9.6	12.6	17.1	3.3		
35～39歳 (440)	12.3	40.9	34.1	40.7	25.5	14.5	0.9	18.0	8.4	13.6	12.3	6.6		
40～44歳 (495)	15.2	47.5	31.3	28.1	19.4	9.9	1.4	13.1	3.0	11.7	10.3	7.1		
45～49歳 (620)	18.5	33.2	22.7	20.8	13.7	7.3	1.3	8.2	1.6	6.3	6.9	18.5		
総数 (2,102)	13.1%	33.5	33.8	37.0	20.8	13.4	1.2	12.8	5.7	10.1	11.1	9.6		
過去の調査結果(総数)														
第10回 (1992年)	(3,341)	14.1%	29.6	28.3	30.1	20.6	12.4	1.1	9.2	3.4	7.7	6.3	11.9	
第8回 (1982年)	(2,845)	17.7%	27.4	22.0	24.3	17.0	10.9	1.2	10.8	2.0	8.0	4.0	8.8	

注：予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦について。多項目選択方式のため合計は100%を超える。なお、調査ごとに理由として回答される項目の数自体が増えており、この合計は増加している(第8回 145%、第10回 163%、第11回 193%、ただし不詳を除く)。

6) 女の子を望む傾向が、徐々に進行している

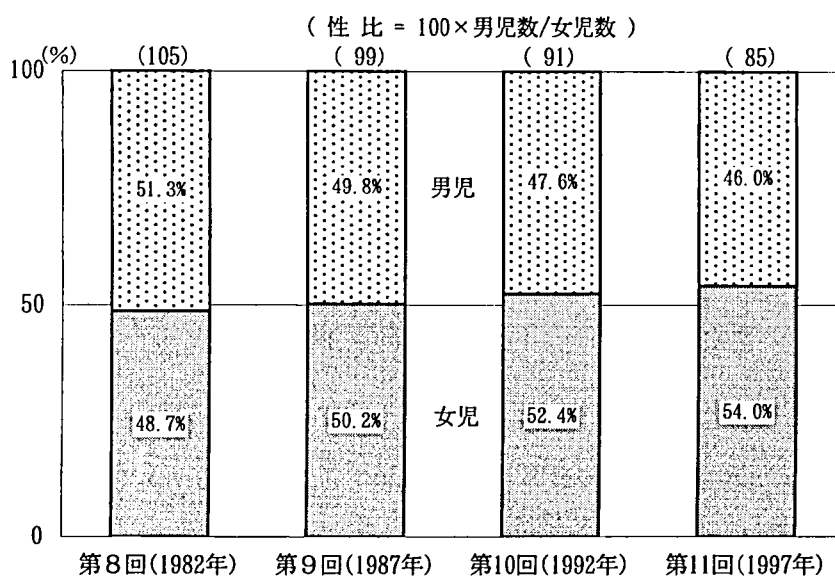
理想の子ども数とともに理想の男女児の組み合わせについても尋ねているが、この設問を始めた第8回調査(1982年)以降、一貫して女兒を望む割合が増加している。理想子ども数別に組み合わせの構成を調べると(表Ⅳ-5)、理想子ども数が奇数の場合とくに女兒選好の進行がはっきり見える。たとえば、3人の子どものうち女兒2人を理想とする夫婦の割合は第8回調査の36%から第11回調査の59%へ23ポイントも上昇した。また、理想として回答された男女児組み合わせ全体における男児数と女兒数の構成比(または性比)でも、第8回調査では男児が優勢であったものが、第9回調査で逆転し、その後も今回調査まで一貫して女兒選好が強まっている(図Ⅳ-3)。

表Ⅳ-5 理想子ども数別、理想の男女児組み合わせ別夫婦割合の推移

理想子ども数 (標本数)	理想男女児組み合わせ	第8回 (1982年)	第9回 (1987年)	第10回 (1992年)	第11回 (1997年)
1人( 47)	男児1人・女兒0人	51.5%	37.1	24.3	25.0
	男児0人・女兒1人	48.5	62.9	75.7	75.0
2人(1,384)	男児2人・女兒0人	8.8%	4.1	2.7	2.1
	男児1人・女兒1人	82.4	85.5	84.0	84.9
	男児0人・女兒2人	8.9	10.4	13.3	13.0
3人(1,372)	男児3人・女兒0人	0.7%	0.5	0.3	0.4
	男児2人・女兒1人	62.4	52.3	45.1	38.4
	男児1人・女兒2人	36.2	46.2	52.9	58.9
	男児0人・女兒3人	0.7	0.7	1.6	2.3

注：理想子ども数が1人以上の夫婦のうち、理想の男女児組み合わせがあると回答した者を対象とする。表では理想子ども数4人以上の組み合わせ(332件)を省略した。

図Ⅳ-3 理想とする男女児組み合わせにみる男女構成比



注：理想子ども数が1人以上の夫婦によって回答された理想の男女児組み合わせにおける男女児の構成比を表す。グラフ上部の( )内は、その性比(女兒数100に対する男児数)。

## V. 妻の就業、保育環境と夫婦出生力

### 1. 妻の就業と出生力

本調査では、結婚前・第1子出生時・調査時の3時点で、妻が就業していたかどうかによって、3つの主要なライフコース（一貫就業コース、専業主婦コース、再就職コース）（※）を設定し、夫婦の出生力との関係を調べている。

※ライフコースの定義は以下の通りである。

一貫就業コース：結婚前就業、出生児なしは調査時就業、出生児ありは出生時就業・調査時就業  
 専業主婦コース：結婚前就業、出生児なしは調査時不就業、出生児ありは出生時不就業・調査時不就業  
 再就職コース：結婚前就業、出生時不就業、調査時就業（出生児ありのみが対象）

#### 1) 人口集中地区で増加した、妻の一貫就業コース

就業や出産に関わる妻のライフコースの内訳をみると、結婚持続期間0～4年の妻では3人に1人以上の割合（全国36.5%）で一貫就業を続けているが、結婚後5年以上になると一貫就業はほぼ4人に1人となる。また専業主婦を続けているものは結婚持続期間とともにしだいに減り、代わって再就職コースが増える。出産過程をほぼ終えた結婚持続期間15～19年では、再就職コース（38.8%）、専業主婦（27.7%）、一貫就業（24.3%）となっている。これらを5年前の第10回調査（1992年）とくらべると、都市的地域（人口集中地区）における一貫就業コースの割合が増加しており、農村的地域（非人口集中地区）ではむしろ減少している。

表V-1-1 結婚持続期間別、妻のライフコースの分布

第11回調査(1997年)

地 域	妻のライフコース	結婚持続期間			
		0～4年	5～9年	10～14年	15～19年
全 国	一貫就業コース	36.5 %	25.9	24.0	24.3
	非一貫就業コース	57.4	67.3	68.6	66.5
	専業主婦コース	54.5	51.4	36.7	27.7
	再就職コース	2.9	15.9	32.0	38.8
人口集中地区	一貫就業コース	37.1	24.6	19.2	18.4
	非一貫就業コース	58.2	69.4	73.2	72.0
	専業主婦コース	55.7	55.8	42.5	34.1
	再就職コース	2.5	13.6	30.7	37.9
非人口集中地区	一貫就業コース	35.2	28.6	33.5	33.5
	非一貫就業コース	55.2	62.9	59.5	57.8
	専業主婦コース	51.3	42.0	24.9	17.5
	再就職コース	3.9	20.9	34.5	40.3

(参考) 第10回調査(1992年)

地 域	妻のライフコース	結婚持続期間			
		0～4年	5～9年	10～14年	15～19年
人口集中地区	一貫就業コース	31.2 %	21.1	16.8	23.1
	非一貫就業コース	62.4	68.3	68.6	62.5
	専業主婦コース	59.6	55.6	44.6	25.6
	再就職コース	2.8	12.7	24.0	36.9
非人口集中地区	一貫就業コース	43.4	32.5	39.5	39.5
	非一貫就業コース	50.1	57.0	48.8	49.5
	専業主婦コース	46.8	39.6	21.7	13.6
	再就職コース	3.4	17.3	27.1	35.9

注：非一貫就業コースは、専業主婦コースと再就職コースをまとめたものである。標本数は第11回全国(4,645)、人口集中地区(3,124)、非人口集中地区(1,521)。第10回全国(6,213)、人口集中地区(4,052)、非人口集中地区(2,161)。過去の調査については厳密な比較のために再集計をおこなった。このため過去の報告値とはわずかに異なる。なお、以下の表についても同様。その他のライフコース(第11回343件、第10回685件)の記載は省略。

## 2) 人口集中地区の一貫就業コースでは、平均出生児数が低い

就業に関わる妻のライフコースの別によって平均出生児数に差があるかどうかを調べたところ、一貫就業コースでは、非一貫就業コースよりも常に出生児数が少ないことがわかった。また、出生児数の差は結婚持続期間が短いほど大きく、一貫就業コースでの出生タイミングの遅れが顕著である。さらに、都市的地域（人口集中地区）と農村的地域（非人口集中地区）に分けて調べたところ、一貫就業コースで出生児数が少ない傾向は、都市的地域でよりはっきりとみられた。

同じく妻のライフコース別に子どものいない夫婦の割合について比較すると（表V-1-3）、一貫就業コース（とりわけ都市的地域の一貫就業コース）では、この割合が著しく高いことがわかった。

表V-1-2 妻のライフコース別、結婚持続期間別平均出生児数

地 域	妻のライフコース	結婚持続期間				第10回調査(1992年)	
		0～4年	5～9年	10～14年	15～19年	10～14年	15～19年
全 国	一貫就業コース	0.34人	1.40	1.85	2.18	2.10人	2.18
	非一貫就業コース	0.88	1.86	2.18	2.23	2.23	2.22
	専業主婦コース	0.85	1.84	2.14	2.18	2.21	2.12
	再就職コース	1.34	1.90	2.23	2.26	2.26	2.27
人口集中地区	一貫就業コース	0.25	1.20	1.64	2.07	1.73	2.00
	非一貫就業コース	0.84	1.82	2.13	2.14	2.18	2.18
	専業主婦コース	0.82	1.80	2.11	2.12	2.18	2.10
	再就職コース	1.30	1.91	2.16	2.17	2.18	2.24
非人口集中地区	一貫就業コース	0.60	1.75	2.09	2.28	2.34	2.34
	非一貫就業コース	0.99	1.93	2.30	2.39	2.33	2.27
	専業主婦コース	0.96	1.95	2.22	2.35	2.28	2.19
	再就職コース	1.42	1.89	2.36	2.41	2.37	2.31

注：ライフコースの定義は表V-1-1に同じ。結婚持続期間の短い期間(0～4年、5～9年)において、再就職コースの出生児数が多いのは、再就職コースが少なくとも1人の子どもがいることを前提としていることによる。

表V-1-3 妻のライフコース別、子どものいない夫婦の割合

地 域	妻のライフコース	結婚持続期間			
		0～4年	5～9年	10～14年	15～19年
全 国	一貫就業コース	72.2%	29.7	14.4	9.7
	非一貫就業コース	28.3	3.9	3.2	1.8
	専業主婦コース	29.8	5.1	5.9	4.2
人口集中地区	一貫就業コース	78.8	37.0	20.3	12.6
	非一貫就業コース	29.6	3.7	3.4	1.7
	専業主婦コース	30.9	4.6	5.8	3.6
非人口集中地区	一貫就業コース	53.2	16.3	7.8	7.1
	非一貫就業コース	24.6	4.4	2.6	1.9
	専業主婦コース	26.4	6.5	6.3	6.2

注：ライフコースの定義は表V-1-1に同じ。

### 3) 人口集中地区の一貫就業コースでは、予定子ども数も少ない

妻のライフコース別に出生予定子ども数をみると、一貫就業コース、非一貫就業コースともに結婚後5年未満では2.11人で差がなく、同程度の出生意欲がみられるが、結婚後5年以上では一貫就業コースで予定子ども数が減少し、出生意欲が非一貫就業コースより低くなっていることがわかった。この傾向は都市的地域(人口集中地区)においてより顕著であり、この地域の一貫就業妻の出生意欲はかなり低くなっている。前回調査でも同様の傾向がみられているが、今回、全体の予定子ども数がわずかながら減少しているだけに、結婚5年以上の一貫就業妻の出生意欲の低さが目立つ。

表V-1-4 妻のライフコース別、結婚持続期間別平均予定子ども数

地 域	妻のライフコース	第11回調査 (1997年)			第10回調査 (1992年)		
		結婚持続期間			結婚持続期間		
		0～4年	5～9年	10～14年	0～4年	5～9年	10～14年
全 国	一貫就業コース	2.11人	1.95	2.04	2.09	2.11	2.20
	非一貫就業コース	2.11	2.18	2.24	2.16	2.23	2.27
	専業主婦コース	2.11	2.19	2.24	2.16	2.22	2.28
	再就職コース	2.09	2.15	2.25	2.16	2.26	2.26
人口集中地区	一貫就業コース	2.08	1.79	1.86	1.99	1.95	1.93
	非一貫就業コース	2.10	2.15	2.19	2.12	2.18	2.23
	専業主婦コース	2.10	2.16	2.22	2.12	2.17	2.25
	再就職コース	2.05	2.12	2.16	2.13	2.21	2.21
非人口集中地区	一貫就業コース	2.20	2.22	2.24	2.30	2.31	2.38
	非一貫就業コース	2.14	2.25	2.36	2.32	2.34	2.35
	専業主婦コース	2.13	2.28	2.31	2.33	2.34	2.40
	再就職コース	2.17	2.19	2.40	2.25	2.33	2.32

注：ライフコースの定義は表V-1-1に同じ。



## 2. 保育環境と出生力

### 1) 夫妻の親の育児援助は、働く母親を支えている

第1子が乳児期（生後1年）の間、誰が保育にたずさわったかについて調べたところ、保育者として妻が挙げたのは、自身に次いで「夫」（33.9%）、「同居の親」（19.2%）、「近居の親」（16.7%）であり、やはり妻、夫を中心とした親族保育が一般的であることがわかる（表V-2-1「総数」）。これを妻の就業との関係で見ると、妻が就業している場合には「夫」の比率が減り、代わって同居、近居の「親」の役割が重要となる。とくに妻がフルタイム（雇用者）の場合には「同居の親」「近居の親」はそれぞれ44.0%、26.0%となっており、不就業の妻の12.1%、14.4%と比べ格段に高く、働く母親にとっての親の育児援助の重要性がうかがえる。そのほか、雇用の妻ではその他の保育資源（公的な制度や施設など）の利用割合も高く、また「育児休業」の利用は14.5%であった。

表V-2-1 第1子の乳児期における妻の就業と保育状況

(複数回答)

保育担当者・利用した制度	総数	妻不就業	妻就業		
			雇用	自営・農業	パート・臨時
妻	100.0%	100.0%	100.0	100.0	100.0
夫	33.9	36.7	20.8	37.6	22.0
同居の親	19.2	12.1	44.0	38.1	28.6
夫の親	14.8	9.2	33.3	30.0	25.0
妻の親	4.4	2.9	10.7	8.1	3.6
近居の親	16.7	14.4	26.0	17.7	28.5
夫の親	4.1	3.0	8.4	5.7	7.7
妻の親	12.6	11.4	17.6	12.0	20.8
その他の親族	2.5	1.7	4.6	5.7	4.2
認可の保育所	2.8	0.5	12.7	3.4	8.3
企業内保育所	0.6	0.0	3.0	0.2	1.2
その他の保育施設	0.9	0.3	4.1	0.7	3.0
個人家庭保育やベビー・シッター	1.1	0.2	4.2	1.7	7.7
育児休業	2.8	0.7	14.5	0.2	1.8
標本数	5,811 (100.0%)	4,348 (74.8%)	888 (15.3)	407 (7.0)	168 (2.9)

注：対象は、子どもを1人以上生んだ夫婦で、その子の乳児期の保育の担当者、および妻の就業状況が記入されているもの。主なる保育の担当者についての回答は複数選択であり、標本数に対する割合（%）として表示。

2) 妻がフルタイムで働いている場合、親の援助があると出生児数は多くなる

第1子の乳児期における妻の就業状況と、親の保育援助があるかどうかによってその後の平均出生児数を比較すると（表V-2-2「総数」）、保育援助があった場合に結婚持続期間5年以上で出生児数がやや多い傾向がみられるものの、差はわずかであった。しかし、妻が「雇用者」で就業している場合にはこの傾向はより明瞭であり、親の保育援助があると出生児数が多くなっている。

表V-2-2 第1子乳児期の妻の就業別、親の援助別平均出生児数

妻の就業	保育状況	標本数	結婚持続期間				
			0～4年	5～9年	10～14年	15～19年	
妻不就業	親の保育援助あり	1,069	1.25人	1.98	2.29	2.29	
	なし	3,279	1.24	1.93	2.23	2.26	
妻就業	雇用	親の保育援助あり	592	1.23	2.03	2.24	2.35
		なし	296	1.29	1.92	2.09	2.31
	自営・農業	親の保育援助あり	212	1.29*	2.20	2.33	2.50
		なし	195	1.13*	2.25	2.24	2.60
	パート・臨時	親の保育援助あり	89	1.22*	1.82*	2.05	2.00*
		なし	79	1.25*	1.95	2.46*	2.50*
	総数	親の保育援助あり	1,962	1.24人	2.00	2.27	2.32
		なし	3,849	1.24	1.94	2.22	2.29

注：前表におなじ。\*印は該当標本数が20未満のもの。

援助あり、援助なしの定義は以下の通りである。

援助あり：第1子生後1年以内の保育担当者として、「同居の親」または「近居の親」を選択

援助なし：第1子生後1年以内の保育担当者として、「同居の親」「近居の親」ともに非選択

## VI. 結婚・家族に関する妻の意識

### 1) 多様な結婚・家族意識

本調査では男女関係、結婚、家族などに対する女性の意識を探るために、表VI-1に示すaからiの9つの考え方について、対象者となる妻に賛否を回答してもらった。その結果、「b 一緒に暮らすなら結婚すべき」「g 結婚したら子どもは持つべき」といった結婚制度や子どもに対する従来型の考え方には3/4を超える対象者が賛成しているものの、家庭内の夫妻の役割分業(f)や個人重視か家庭重視か(d, e)、婚前交渉(c)、また性格不一致による離婚(h)などについては意見が大きく分かれている(各設問の前回調査との比較は次項以降を参照)。

表VI-1 結婚・家族に関する妻の意識

結婚・家族に関する考え方	賛 成 ま っ た く	い ど え ち ら ば ら か 成 と	い ど え ち ら ば ら 反 か と	反 ま っ た く 対	不 詳
a 生涯を独身で過ごすというのは、望ましい生き方ではない	12.7%	38.2	36.7	8.1	4.2
b 男女が一緒に暮らすなら結婚すべきである	26.0	49.4	16.2	5.3	3.1
c 結婚前の男女でも愛情があるなら性交渉を持ってかまわない	23.2	46.6	20.0	6.3	3.9
d 結婚しても、人生には結婚相手や家族とは別の自分だけの目標を持つべきである	33.7	45.6	14.4	2.7	3.7
e 結婚したら、家庭のためには自分の個性や生き方を半分犠牲にするのは当然だ	4.6	30.1	43.4	18.5	3.5
f 結婚後は、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ	4.5	28.3	39.3	24.5	3.4
g 結婚したら、子どもは持つべきだ	30.4	47.6	11.6	6.4	4.1
h いったん結婚したら、性格の不一致くらいで別れるべきではない	14.4	36.7	32.1	12.9	3.9
i 恋愛と結婚は別である	21.6	35.3	29.9	9.3	3.8

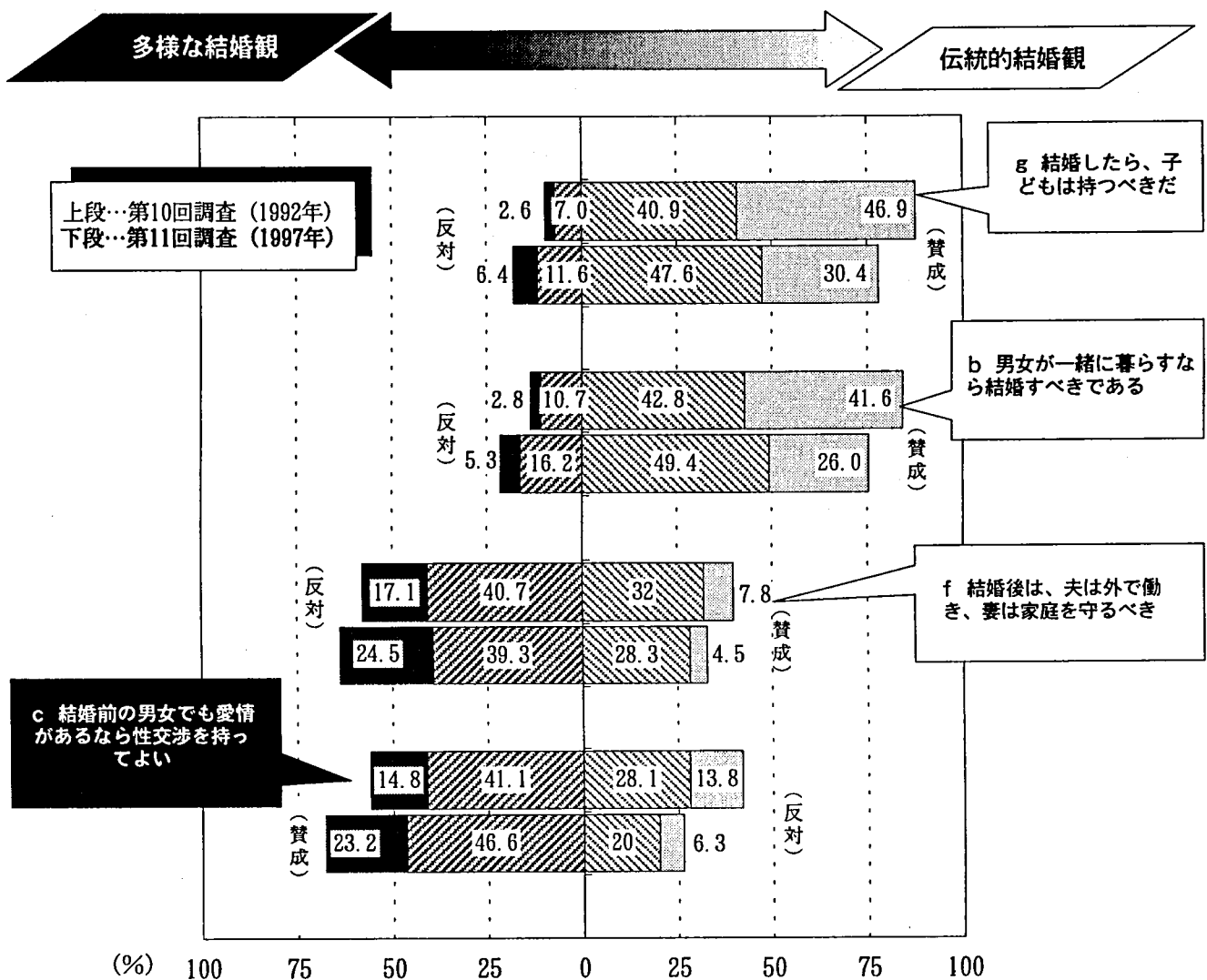
注：各設問とも標本数は 7,354件。

## 2) 伝統的結婚観が弱まり、結婚観の多様化が進行している

設問 g, b, f, c では、伝統的結婚観に関する賛否を尋ねている。図Ⅵ-1において、それぞれの回答傾向を第10回調査(1992年)と比較した。

設問 c において婚前交渉を容認するもの、設問 f の性別役割分業に反対するものは、第10回調査で過半数を超えていたが、今回調査でそれらの傾向は一層強まっている(婚前交渉の容認 69.9%、役割分業に反対 63.8%)。一方、設問 g で「結婚したら子どもは持つべき」と考えるものはいぜん 77.9%いるが、前回調査では87.7%であり9.8ポイント減少した。また設問 b の同棲についてもいまだ 75.4%が抵抗感を示しているが、前回調査(84.4%)と比べると9.0ポイント減少している。これらの結果から、妻の結婚観は伝統的規範にとらわれることなく多様化が進んでいることがわかる。

図Ⅵ-1 結婚観の多様化傾向



注：数字(%)は不詳を除く。標本数は第10回(8,844)、第11回(7,354)。対象は初婚同士夫婦の妻。

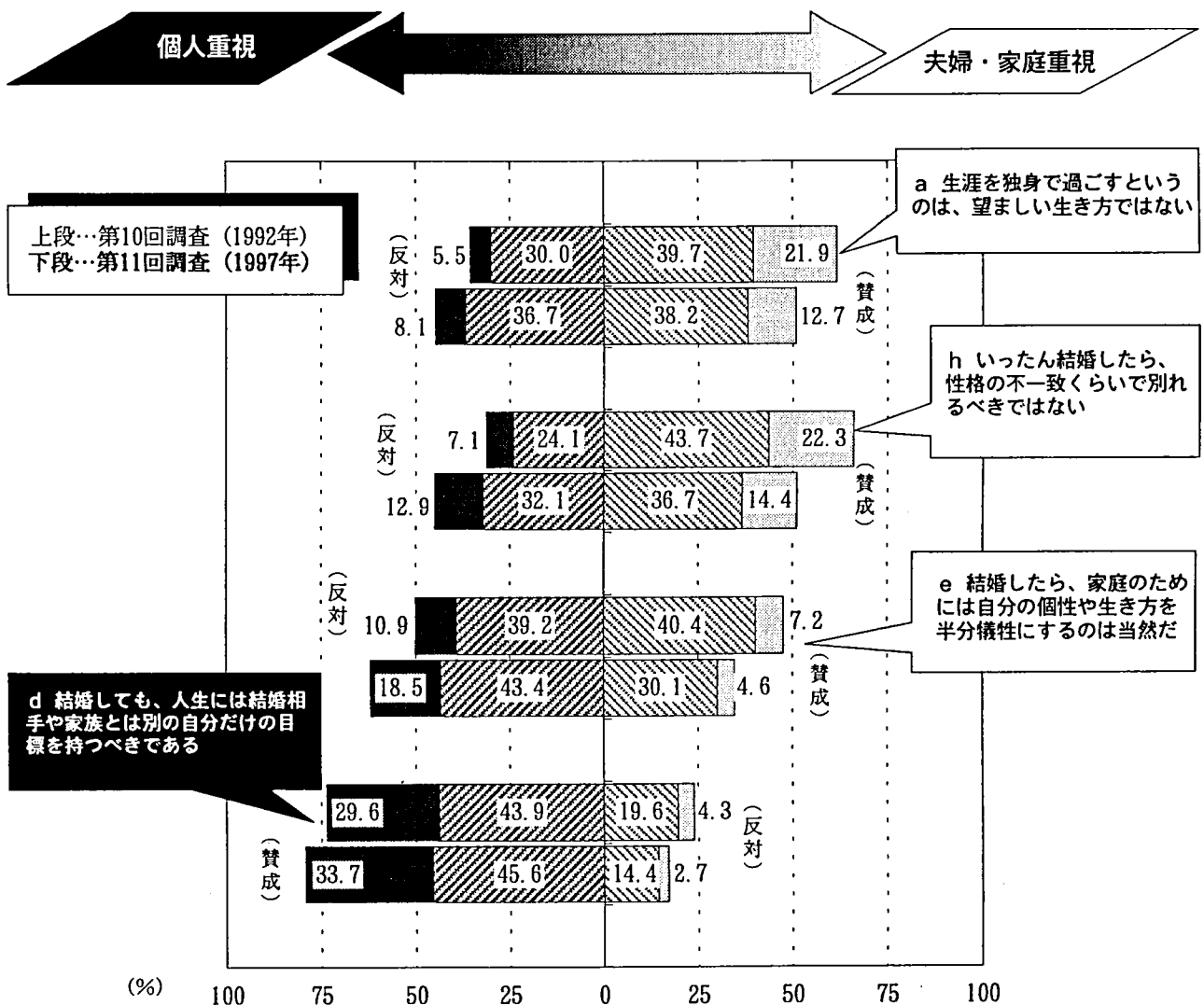
それぞれの項目は、設問文が書いてある側から、「まったく賛成」「どちらかといえば賛成」「どちらかといえば反対」「まったく反対」の順番で分布(%)が記載。

### 3) 女性の自立・主体的生き方への支持が強まる

設問 a, h, e, d では、結婚や家族関係においてどの程度個人が重視されているかを調べている。図VI-2においてそれぞれの回答傾向を第10回調査(1992年)と比較した。

設問 h における性格不一致による離婚の容認や設問 a の生涯独身の容認といった、必ずしも結婚、夫婦単位にこだわらない個人の主体性や自立を目指すライフスタイルへの支持が強まっている。また、設問 e, d のように結婚生活においても個人的な目標を重視し、結婚や家族による自己犠牲を否定する考え方に対しても支持が集まっており、またその傾向が強まっている。

図VI-2 結婚をめぐる個人重視の傾向



注：数字(%)は不詳を除く。標本数は第10回(8,844)、第11回(7,354)。対象は初婚同士夫婦の妻。

それぞれの項目は、設問文が書いてある側から、「まったく賛成」「どちらかといえば賛成」「どちらかといえば反対」「まったく反対」の順番で分布(%)が記載。

## 出生動向基本調査 用語の解説

### 人口集中地区：

国勢調査において調査地区を市区町村単位に人口密度によって、都市的な人口集中地区と農村的な非人口集中地区に区分しているもの。具体的には、①原則として人口密度1平方キロメートル当たり4,000人以上の調査区が市区町村の境界内で互いに隣接して、②それらの隣接した地域の人口が、5,000人以上を有する地域を「人口集中地区」としている。

なお、平成7年国勢調査では、人口集中地区は、総人口の64.7%であるが、本調査では、人口集中地区の回答者は、65.3%である。

### 見合い結婚・恋愛結婚：

本調査では、夫婦の知り合ったきっかけに関する設問で、「見合いで」および「結婚相談所で」と答えたものを見合い結婚とし、それ以外の「学校で」、「職場や仕事の関係で」、「幼なじみ・隣人関係」、「学校以外のサークル活動やクラブ活動・習いごとで」、「友人や兄弟姉妹を通じて」、「街なかや旅先で」、「アルバイトで」、を恋愛結婚と分類した。

### 完結出生力／完結出生児数：

夫婦が結婚し、出生活動を行い、その後十分に時間が経過して子どもを生まなくなった時点の子ども数を完結出生児数とよび、その水準を完結出生力という。我が国の場合、結婚から15年を経過すると追加出生がほとんどみられないので、本調査では結婚持続期間15～19年の夫婦の平均出生児数を完結出生児数としている。

### 合計結婚出生率：

合計結婚出生率は、ある期間（通常1年間）に観察された夫婦の結婚持続期間別出生児数を分子に、当該夫婦数を分母にして計算される結婚持続期間別出生率を合計したもので、その期間の夫婦の出生率を前提とした場合の夫婦1組から生まれる平均出生児数にあたる。なお、合計特殊出生率は、女子人口を分母にした女子の年齢別出生率を合計したもので、女子一人から生まれる平均出生児数に相当する。

合計結婚出生率と合計特殊出生率を対比すると、前者は夫婦の平均出生児数であるのに対して、後者は未婚者や離別者を含む女子人口全体についての平均出生児数である。したがって、後者は晩婚化の進行や生涯を独身で過ごす人々の増加など結婚の動向によって影響を受ける。一方、合計結婚出生率は結婚動向には左右されないが、夫婦の出生ペースの変化に影響されやすい点に注意が必要である。

### 職業分類における「ブルーカラー」と「ホワイトカラー」：

本調査では、職業について「工場などの現場労働」に従事する者をブルーカラーとし、「専門職」、「管理職」、「事務職」、「販売・サービス職」に従事する者をホワイトカラーとした。







## 人口動態統計月報年計(概数)の概況

## 目 次

	頁
調査の概要 .....	1
結果の概要	
1 結果の要約 .....	2
2 出生 .....	4～7
(1) 出生数 .....	4
(2) 合計特殊出生率 .....	6
3 死亡 .....	8～15
(1) 死亡数・死亡率 .....	8
(2) 死因 .....	10
4 婚姻 .....	16
5 離婚 .....	18
統計表	
第1表 人口動態総覧の年次推移 .....	22
第2表 人口動態総覧(率)の年次推移 .....	24
第3表 母の年齢(5歳階級)別出生数の年次推移 .....	26
第4表 死亡率(人口10万対)の年次推移, 性・年齢(5歳階級)別 .....	27
第5表 死亡数・死亡率(人口10万対), 死因简单分類別 .....	30
第6表 死因順位(1～5位)別死亡数・死亡率(人口10万対), 性・年齢(5歳階級)別 .....	34
第7表 人口動態総覧, 都道府県(13大都市再掲)別 .....	40
第8表 人口動態総覧(率), 都道府県(13大都市再掲)別 .....	42
第9表 主な死因の死亡数・死亡率(人口10万対), 都道府県(13大都市再掲)別 .....	44
参 考	
表1 人口動態総覧(率)の国際比較 .....	46
表2 分母に用いた人口 .....	46～48

## 厚生省大臣官房統計情報部

担当係 : 人口動態統計課 月報調整係

TEL 03-3503-1711 (内線4327)  
03-3595-2813 (ダイヤルイン)厚生省ホームページ(URL) <http://www.mhw.go.jp/>



平成9年 人口動態統計(概数)の結果の概要

・平成9年1月～12月の各月分の出生数等の結果を集計したもの

	平成9年	平成8年	増 減
出生数	119万人	121万人	減 少 (1万5千人)
合計特殊 出生率	1.39	1.43 うるう年補整後 1.42	減 少 (0.04)
死亡数	91万3千人 1位 悪性新生物 2位 心 疾 患 3位 脳血管疾患	89万6千人 1位 悪性新生物 2位 脳血管疾患 3位 心 疾 患	増 加 (1万7千人) 2位、3位 入れ替わる
婚姻組数	77万6千組	79万5千組	減 少 (1万9千組)
離婚組数	22万3千組	20万7千組	増 加 (1万6千組)



# 調 査 の 概 要

- 1 調査の目的 我が国の人口動態事象を把握し、人口及び厚生行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。
- 2 調査の対象及び客体  
「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数を対象としているが、本概況では平成9年に日本において発生した日本人の事件を客体とした。
- 3 調査の期間 平成9年1月1日から同年12月31日
- 4 調査の方法 市区町村長は、出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の届書に基づいて人口動態調査票を作成する。
- 5 報告の系統 厚生省 — 都道府県・指定都市 — 保健所 — 市区町村  

{

保健所を  
・特別区  
設置する市

}
- 6 結果の集計 集計は、厚生省大臣官房統計情報部で行った。

## 利用上の注意

- 1 印刷公表している人口動態統計の資料は次のとおりである。

人口動態統計速報 数値：調査票を作成した数 集計客体：日本における日本人 日本における外国人 外国における日本人 (前年以前発生のものを含む) 公表：毎月 (調査月の約2か月後)
--

人口動態統計月報 数値：概数 集計客体：日本における日本人 (前年以前発生ものを除く) 公表：毎月 (調査月の約5か月後) ※ <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">：毎年(年間合計)           (調査年の翌年6月頃)</span>
--

人口動態統計年報 数値：確定数 (概数に修正を加えたもの) 集計客体：日本における日本人 日本における外国人 外国における日本人 (前年以前発生のものを含む) 公表：毎年(調査年の翌年9月頃)
---

※本概況は中央の破線の部分である。

- 2 表章記号の規約

計数のない場合 — 統計項目のありえない場合 . 計数不明又は計数を表章することが不適当な場合 ... 表章単位の2分の1未満の場合 0.0, 0.00
---

- 3 用語の説明

自然増加：出生数から死亡数を減じたもの 乳児死亡：生後1年未満の死亡 新生児死亡：生後4週未満の死亡 早期新生児死亡：生後1週未満の死亡 死産：妊娠満12週以後の死産の出産 周産期死亡：妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の子ども数に相当する
---

- 4 この概況で使用した数値は、平成8年以前は確定数である。
- 5 昭和47年以前は沖縄県を含まない数値である。
- 6 都道府県の分類は、出生は子の住所、死亡は死亡者の住所、死産は母の住所、婚姻は夫の住所、離婚は別居する前の住所による。

## 結果の概要

### 1 結果の要約

#### (1) 出生数は減少

出生数は119万1681人で、前年の120万6555人より1万4874人減少し、出生率（人口千対）は9.5で前年の9.7を下回った。

出生数を母の年齢（5歳階級）別にみると、19歳以下と35歳以上でわずかに増加しているが、20歳代での減少が著しい。

合計特殊出生率は1.39で前年の1.43を下回った。合計特殊出生率が低いのは東京都、京都府等の大都市を含む地域であった。

#### (2) 死亡数は増加

死亡数は91万3398人で、前年の89万6211人より1万7187人増加し、死亡率（人口千対）は7.3で前年の7.2を上回った。死亡率（人口10万対）を年齢（5歳階級）別にみると、ほぼ、全年齢階級で低下している。

死因別にみると、死因順位の第1位は昭和56年以降、悪性新生物であるが、第2位に心疾患、第3位は脳血管疾患と2位と3位が入れ替わった。全死亡者に占める割合はそれぞれ、30.1%、15.3%、15.2%であり、死亡者のおよそ3人に1人は悪性新生物で死亡したことになる。

#### (3) 自然増加数は減少

出生と死亡の差である自然増加数は27万8283人で、前年の31万344人より3万2061人減少し、自然増加率（人口千対）は2.2で、前年の2.5を下回った。

死亡数が出生数を上回った都道府県は、高知県（平成2年以降）、島根県（平成4年以降）、秋田県（平成5年以降）、徳島県（平成6年以降）、山口県（平成4・5・7年以降）、鳥取県・鹿児島県（平成7・9年）、山形県（平成9年）の8県である。

#### (4) 死産数は横ばい

死産数は3万9547胎で、前年の3万9536胎と同程度であったが、死産率（出産（出生＋死産）千対）は32.1で、前年の31.7を上回った。

(5) 婚姻件数は減少

婚姻件数は77万5662組で、前年の79万5080組より1万9418組減少し、婚姻率（人口千対）は6.2で前年の6.4を下回った。

平均初婚年齢は夫28.5歳、妻26.6歳で、夫は昭和62年以降横ばいに推移しているが、妻は平成4年以降毎年上昇している。

(6) 離婚件数は増加

離婚件数は22万2650組で、前年の20万6955組より1万5695組増加し、離婚率（人口千対）は1.78で前年の1.66を上回り、離婚件数とともに人口動態統計史上最高となった。

表1 人口動態総覧

	実 数			率		平均発生間隔	
	平成9年	平成8年	対前年 増減	平成 9年	平成 8年	平成9年	平成8年
出 生	1 191 681	1 206 555	-14 874	9.5	9.7	分 秒 26"	分 秒 26"
死 亡	913 398	896 211	17 187	7.3	7.2	35"	35"
乳児死亡	4 403	4 546	-143	3.7	3.8	119' 22"	115' 56"
新生児死亡	2 307	2 438	-131	1.9	2.0	227' 50"	216' 11"
自然増加	278 283	310 344	-32 061	2.2	2.5	…	…
死 産	39 547	39 536	11	32.1	31.7	13' 17"	13' 20"
自然死産	17 429	18 329	-900	14.2	14.7	30' 09"	28' 45"
人工死産	22 118	21 207	911	18.0	17.0	23' 46"	24' 51"
周産期死亡	7 645	8 080	-435	6.4	6.7	68' 45"	65' 14"
妊娠満22週 以後の死産	6 030	6 333	-303	5.0	5.2	87' 10"	83' 13"
早期新生児 死亡	1 615	1 747	-132	1.4	1.4	325' 27"	301' 41"
婚 姻	775 662	795 080	-19 418	6.2	6.4	41"	40"
離 婚	222 650	206 955	15 695	1.78	1.66	2' 22"	2' 33"

	平成9年	平成8年
合計特殊出生率	1.39	1.43

注：出生・死亡・自然増加・婚姻・離婚率は人口千対。乳児・新生児・早期新生児死亡率は出生千対。死産率は出産（出生＋死産）千対。周産期死亡率・妊娠満22週以後の死産率は出産（出生＋妊娠満22週以後の死産）千対である。

## 2 出生

### ( 1 ) 出生数

平成9年の出生数は119万1681人で前年の120万6555人より1万4874人減少した。

昭和22～24年の第1次ベビーブーム期に生まれた女性が結婚、出産したことにより46～49年には第2次ベビーブームとなり、1年間に200～210万人もの出生数があったが、50年以降は、毎年減少し続けていた。しかし、平成3年からは増加と減少をくりかえしている（図1）。

出生率（人口千対）は、9.5で前年の9.7を下回った。

出生数を母の年齢（5歳階級）別にみると、19歳以下と35歳以上でわずかに増加しているものの20～34歳で減少しており、特に20歳代での減少が著しい（表2）。

第1子出生時の母の平均年齢は上昇傾向にあり、平成元年に27歳となり、9年では27.7歳となった（表3）。

表2 母の年齢（5歳階級）別にみた出生数

母の年齢	出生数			対前年増減	
	平成7年	平成8年	平成9年	8年－7年	9年－8年
総数	1 187 064	1 206 555	1 191 681	19 491	-14 874
～14歳	37	19	36	-18	17
15～19	16 075	15 602	16 600	-473	998
20～24	193 514	190 520	182 483	-2 994	-8 037
25～29	492 714	504 575	496 483	11 861	-8 092
30～34	371 773	377 274	374 823	5 501	-2 451
35～39	100 053	105 630	107 993	5 577	2 363
40～44	12 472	12 526	12 828	54	302
45～49	414	397	407	-17	10
50歳以上	-	-	3	-	3

注：総数には母の年齢不詳を含む。



図1 出生数及び合計特殊出生率の年次推移

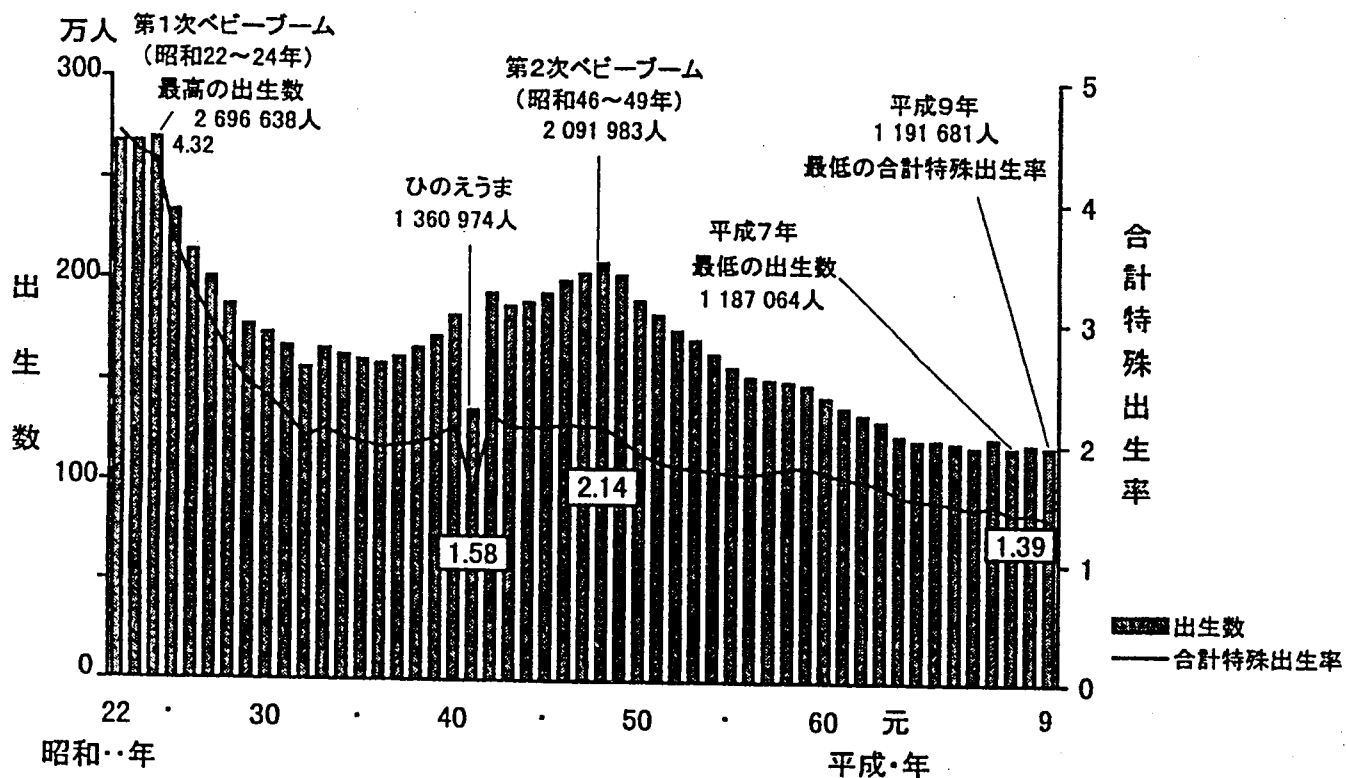


表3 第1子出生時の母の平均年齢の年次推移

	昭和40年	50	60	平成元年	7	8	9
平均年齢	25.7歳	25.7	26.7	27.0	27.5	27.6	27.7

## ( 2 ) 合計特殊出生率

平成9年の合計特殊出生率は1.39で前年の1.43を下回った。

昭和40年代はほぼ2.1台で推移していたが、50年に2.00を下回ってから低下を続け、平成9年は1.39となった。

なお、昭和57～59年及び平成6・8年には一時的に上昇している。

年齢階級別に内訳をみると、20～34歳では前年に比べ低下しており、特に25～34歳での低下が大きい。

なお、35～39歳は、昭和55年以降毎年上昇を続けている（表4、図2）。

都道府県別にみると、合計特殊出生率が高いのは沖縄県（1.81）、島根県（1.67）、宮崎県（1.66）等で、低いのは東京都（1.05）、京都府（1.26）、北海道（1.27）等概して大都市を含む地域であった（表5、図3）。

表4 合計特殊出生率の年次推移（年齢階級別内訳）

母の年齢	合計特殊出生率						対前年増減	
	昭和40年	50	60	平成7年	8	9	8年-7年	9年-8年
合計	2.14	1.91	1.76	1.42	1.43	1.39	0.01	-0.04
15～19歳	0.0205	0.0205	0.0229	0.0185	0.0188	0.0207	0.0003	0.0019
20～24	0.5503	0.5128	0.3173	0.2022	0.1988	0.1933	-0.0034	-0.0055
25～29	1.0246	0.9331	0.8897	0.5880	0.5631	0.5448	-0.0249	-0.0183
30～34	0.4324	0.3569	0.4397	0.4677	0.4895	0.4700	0.0218	-0.0195
35～39	0.0958	0.0751	0.0846	0.1311	0.1395	0.1424	0.0084	0.0029
40～44	0.0148	0.0106	0.0094	0.0148	0.0155	0.0165	0.0007	0.0010
45～49	0.0009	0.0004	0.0003	0.0004	0.0004	0.0004	0.0000	0.0000

注：母の年齢階級別の数値は各歳別出生率を合計したものである。

表5 都道府県別にみた合計特殊出生率

図2 合計特殊出生率の年次推移(年齢階級別内訳)

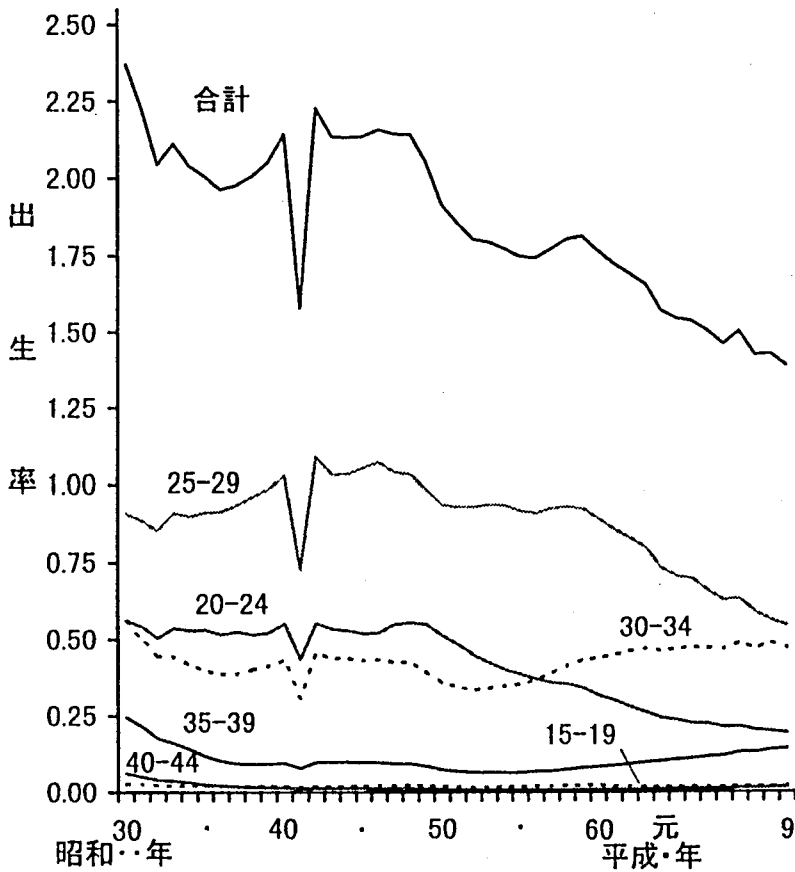
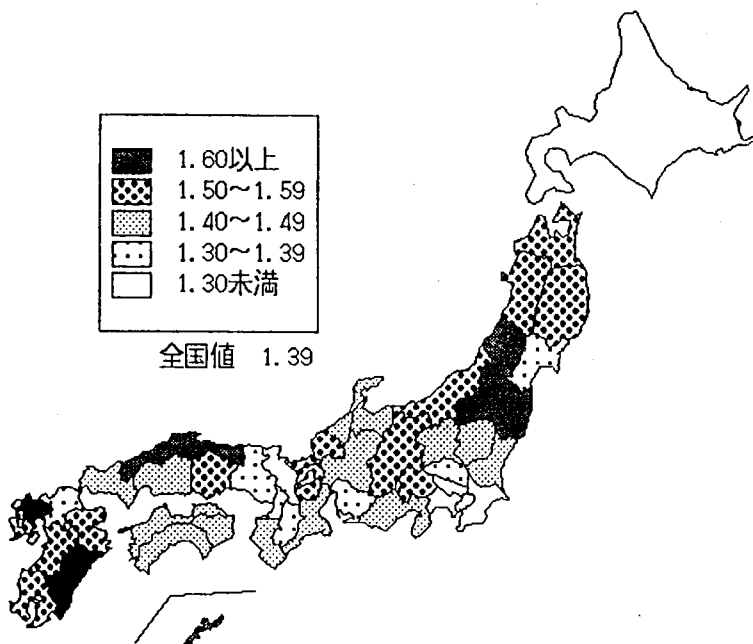


図3 都道府県別合計特殊出生率



都道府県	平成9年	平成8年
全国	1.39	1.43
北海道	1.27	1.30
青森	1.50	1.54
岩手	1.53	1.58
宮城	1.38	1.42
秋田	1.52	1.52
山形	1.63	1.69
福島	1.65	1.71
茨城	1.45	1.49
栃木	1.44	1.50
群馬	1.48	1.52
埼玉県	1.31	1.37
千葉県	1.28	1.33
東京都	1.05	1.07
神奈川県	1.28	1.31
新潟	1.54	1.58
富山	1.44	1.49
石川	1.42	1.46
福井	1.59	1.65
山梨	1.52	1.57
長野	1.56	1.58
岐阜	1.41	1.47
静岡県	1.42	1.46
愛知県	1.39	1.43
三重	1.43	1.46
滋賀	1.51	1.57
京都府	1.26	1.30
大阪府	1.30	1.32
兵庫県	1.37	1.39
奈良	1.30	1.34
和歌山	1.42	1.49
鳥取	1.64	1.62
島根	1.67	1.73
岡山	1.51	1.53
広島	1.43	1.46
山口	1.45	1.49
徳島	1.43	1.48
香川県	1.48	1.47
愛媛	1.48	1.50
高知県	1.46	1.56
福岡	1.38	1.41
佐賀	1.65	1.67
長崎	1.56	1.64
熊本	1.56	1.61
大分	1.53	1.57
宮崎	1.66	1.71
鹿児島	1.59	1.63
沖縄	1.81	1.86

注：分母に用いた人口は、全国は各歳別日本人人口、都道府県は5歳階級別総人口。

### 3 死亡

#### ( 1 ) 死亡数・死亡率

平成9年の死亡数は91万3398人で前年の89万6211人より1万7187人増加した。

昭和30年以降は70万人前後で推移していたが、平成2年以降は80万人以上となり、5年以降は90万人前後で推移している。

昭和20年代に多かった0～14歳の死亡数が減少し、近年は人口の高齢化を反映して75歳以上の死亡数の増加が目立つ。

死亡率（人口千対）は、7.3で前年の7.2を上回った。

死亡率（人口10万対）を年齢（5歳階級）別にみると、ほぼ、全年齢階級で前年より低下しており、特に75歳以上の各階級での低下が著しい。

死亡率性比（男の死亡率／女の死亡率×100）を年齢（5歳階級）別にみると、全年齢で100以上となっており、男の死亡率が高いことを示している。特に、15～29歳及び50～79歳では200以上で男の死亡率が女の2倍以上となっている。（表6，図4）

図4 死亡数及び死亡率の年次推移

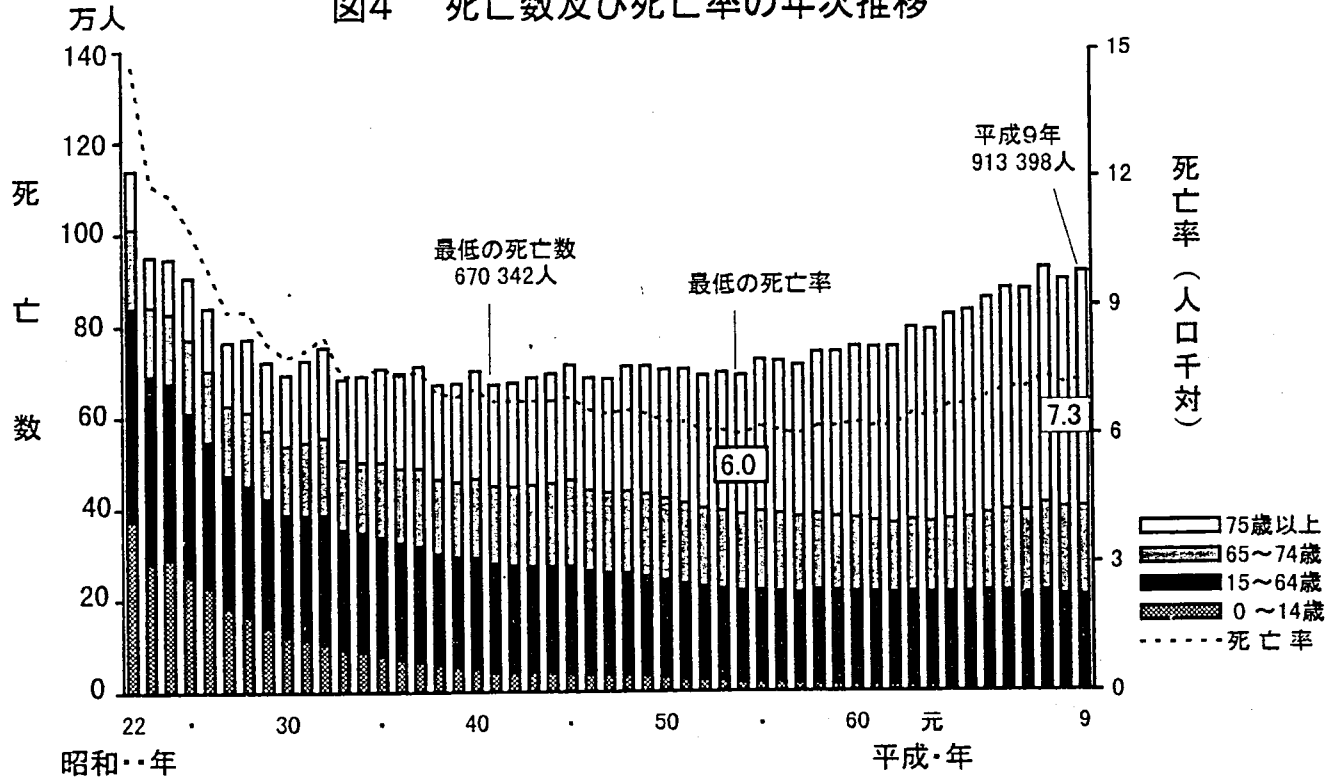


表6 年齢(5歳階級)別にみた死亡数・死亡率 (人口10万対)・死亡率性比

年齢階級	死亡数			死亡率			死亡率性比
	平成9年	平成8年	対前年増減	平成9年	平成8年	対前年増減	平成9年
総数	913 398	896 211	17 187	730.9	718.6	12.3	124.8
0～4歳	6 103	6 310	-207	103.4	106.5	-3.1	113.5
5～9	875	934	-59	14.1	14.8	-0.7	131.1
10～14	853	931	-78	12.0	12.8	-0.8	164.4
15～19	2 831	2 973	-142	35.7	36.3	-0.6	257.9
20～24	4 307	4 550	-243	45.5	47.0	-1.5	236.9
25～29	4 632	4 419	213	49.7	48.4	1.3	215.0
30～34	4 994	4 941	53	61.7	63.0	-1.3	182.5
35～39	6 569	6 728	-159	85.5	87.9	-2.4	179.2
40～44	11 004	11 761	-757	135.5	138.3	-2.8	173.9
45～49	24 464	25 110	-646	228.4	225.9	2.5	185.8
50～54	31 063	31 005	58	353.5	367.6	-14.1	206.8
55～59	43 289	42 658	631	522.6	528.3	-5.7	222.6
60～64	64 967	66 735	-1 768	847.4	879.7	-32.3	237.0
65～69	88 847	88 210	637	1 328.3	1 350.4	-22.1	241.5
70～74	106 110	102 481	3 629	2 024.2	2 060.7	-36.5	218.3
75～79	120 841	120 063	778	3 445.7	3 562.7	-117.0	201.7
80～84	149 938	149 252	686	6 200.9	6 289.6	-88.7	179.5
85～89	140 046	133 538	6 508	10 706.9	10 874.4	-167.5	157.0
90歳以上	100 967	93 048	7 919	19 231.8	19 671.9	-440.1	139.5

注：1) 総数には年齢不詳を含む。  
 2) 死亡率性比＝男の死亡率／女の死亡率×100  
 3) 性別死亡率は統計表第4表参照のこと。

## ( 2 ) 死 因

### ① 死 因 順 位

平成9年の死亡数を死因順位別にみると、第1位は悪性新生物で27万5340人、死亡率(人口10万対)220.3、第2位は心疾患14万76人、112.1、第3位は脳血管疾患13万8645人、110.9となっている(表7)。

主な死因の年次推移をみると、悪性新生物は一貫して上昇を続け、昭和56年以降死因順位第1位となり、全死亡者に占める割合も平成9年には30.1%となった。全死亡者のおよそ3人に1人は悪性新生物で死亡したことになる。

心疾患は昭和60年に脳血管疾患にかわり第2位となり、その後も死亡数・死亡率とも上昇傾向にあったが、平成6・7年に大幅に減少し、7・8年は第3位となったものの、9年は再び第2位となった。全死亡者に占める割合は15.3%となっている。

脳血管疾患は昭和26年に結核にかわって第1位となったが、45年をピークに低下しはじめ、56年には悪性新生物にかわり第2位に、更に、60年には心疾患にかわり第3位となりその後も死亡数・死亡率とも低下を続けた。平成7年には一時的に上昇し、7・8年と心疾患を抜いて第2位となったが、9年は再び第3位となった。全死亡者に占める割合は15.2%となっている。

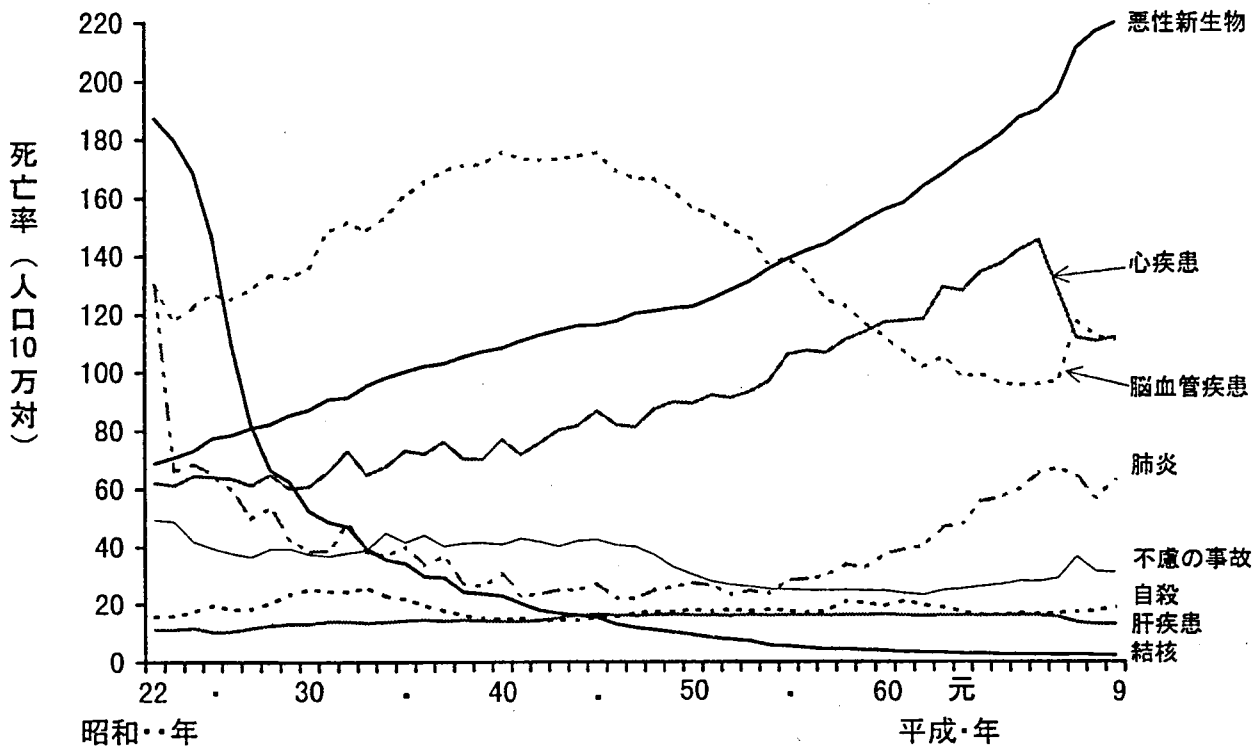
なお、肺炎は昭和60年以降死亡数・死亡率ともに上昇していたが、平成7・8年には減少し、9年には再び増加して死亡数7万8855人、死亡率63.1と前年を上回った。(図5)

表7 死亡数・死亡率(人口10万対)・死因順位, 性別

死 因	平 成 9 年						平 成 8 年	
	総 数		男		女		総 数	
	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率
全 死 因	913 398	730.9	497 815	813.3	415 583	651.9	896 211	718.6
悪 性 新 生 物	(1) 275 340	220.3	(1) 167 039	272.9	(1) 108 301	169.9	(1) 271 183	217.5
心 疾 患	(2) 140 076	112.1	(2) 69 722	113.9	(3) 70 354	110.4	(3) 138 229	110.8
脳 血 管 疾 患	(3) 138 645	110.9	(3) 65 769	107.4	(2) 72 876	114.3	(2) 140 366	112.6
肺 炎	(4) 78 855	63.1	(4) 42 283	69.1	(4) 36 572	57.4	(4) 70 971	56.9
不 慮 の 事 故	(5) 38 875	31.1	(5) 25 135	41.1	(6) 13 740	21.6	(5) 39 184	31.4
自 殺	(6) 23 465	18.8	(6) 15 886	26.0	(8) 7 579	11.9	(6) 22 138	17.8
老 衰	(7) 21 404	17.1	(10) 6 376	10.4	(5) 15 028	23.6	(7) 20 878	16.7
腎 不 全	(8) 16 568	13.3	(9) 7 692	12.6	(7) 8 876	13.9	(9) 16 196	13.0
肝 疾 患	(9) 16 548	13.2	(7) 11 346	18.5	(10) 5 202	8.2	(8) 16 517	13.2
糖 尿 病	(10) 12 351	9.9	(11) 6 283	10.3	(9) 6 068	9.5	(10) 12 838	10.3

注: 1) ( )内の数字は死因順位を示す。  
 2) 男の8位は「慢性閉塞性肺疾患」で死亡数は8720、死亡率は14.2である。  
 3) 「結核」は死亡数が2736、死亡率は2.2で第22位となっている。

図5 主な死因別にみた死亡率の年次推移



注: 1) 平成6・7年の心疾患の減少は、新しい死亡診断書(死体検案書)(平成7年1月施行)における「死亡の原因欄には、疾患の終末期の状態としての心不全、呼吸不全等は書かないでください」という注意書きの施行前からの周知の影響によるものと考えられる。  
 2) 平成7年の脳血管疾患の増加は、平成7年1月からのICD-10の適用による原死因選択ルールの明確化によるものと考えられる。

## ② 年齢別死因

平成9年の死因を性・年齢（5歳階級）別に構成割合で見ると、男女とも5歳未満では先天奇形、変形及び染色体異常等のその他の占める割合が多く、5～10歳代前半では不慮の事故及び悪性新生物が、10歳代後半及び20歳代では不慮の事故及び自殺が多い。30歳代からは、年齢が高くなるにしたがって、悪性新生物の占める割合が多くなり、男では60歳代で、女では40歳代及び50歳代でピークとなり、その後は徐々に減少する。それ以降は男女とも心疾患、脳血管疾患、肺炎の占める割合が多くなる。（図6-1、図6-2）

図6-1 性・年齢階級別にみた主な死因の構成割合(平成9年)

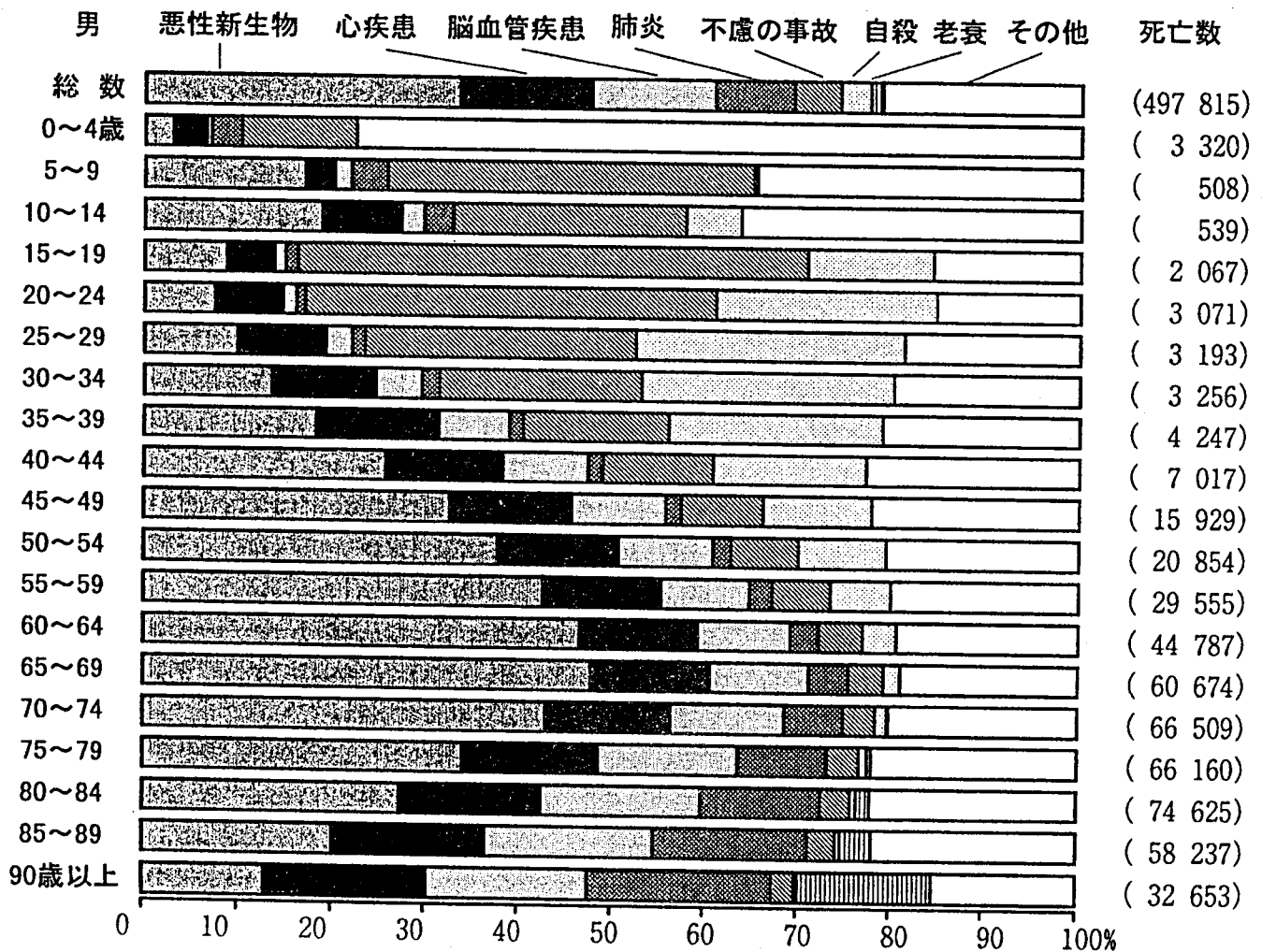
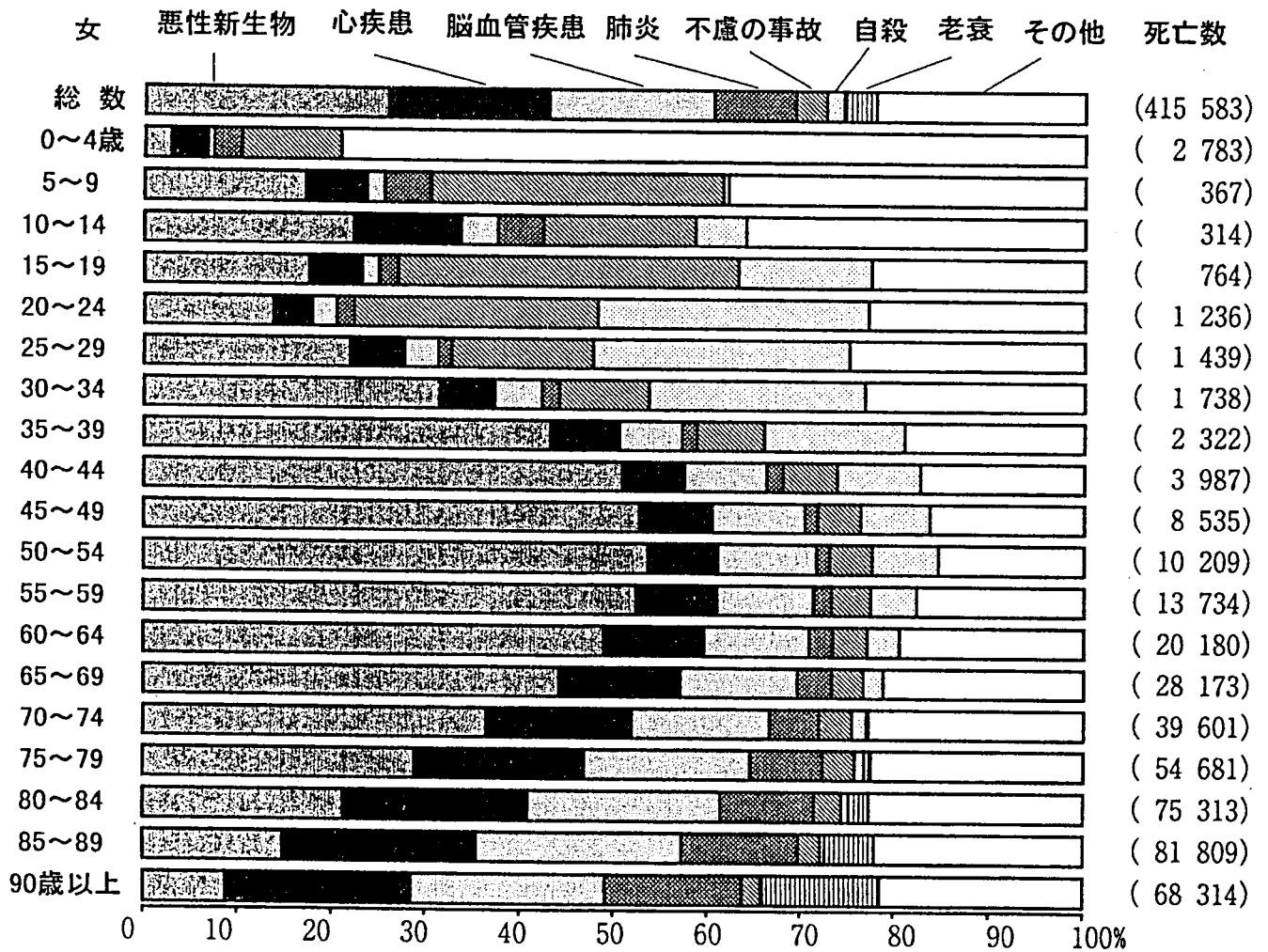
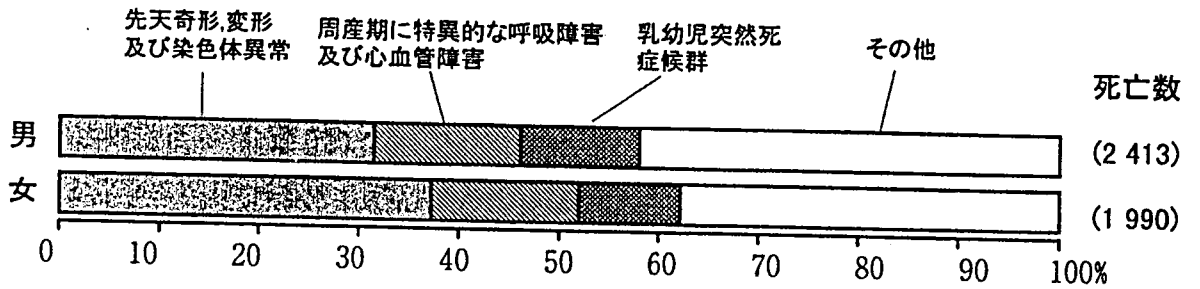




図6-2 乳児死亡の主な死因の構成割合 (平成9年)



### ③ 部位別にみた悪性新生物

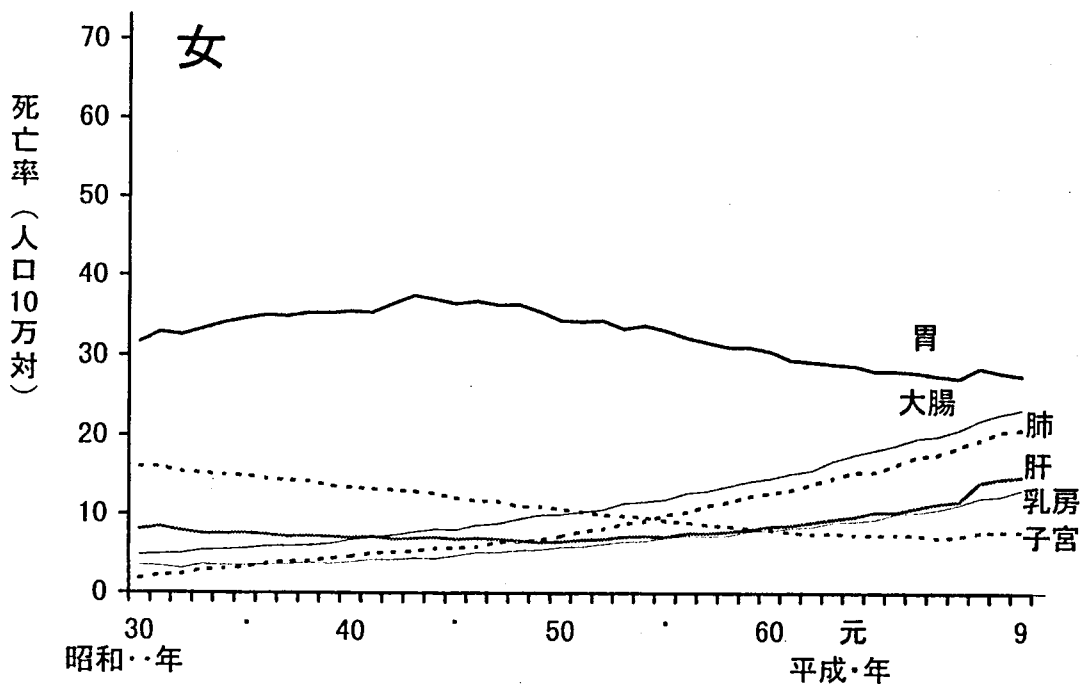
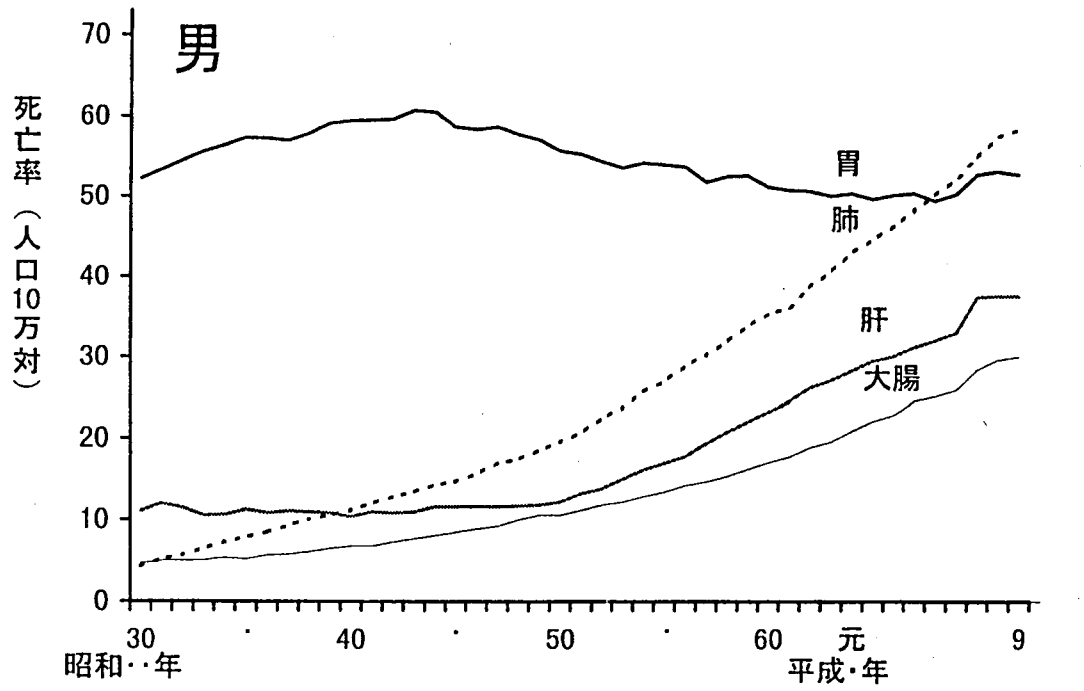
悪性新生物について死亡数・死亡率を部位別にみると、男の「肺」の上昇傾向が顕著で、平成5年に初めて「胃」を上回り、9年にはその差が、死亡数で3 483、死亡率（人口10万対）で5.7に拡大した（表8，図7）。

表8 悪性新生物の主な部位別にみた死亡数・死亡率（人口10万対）の年次推移

部 位	昭和30年	40	50	60	平成7年	8	9
死 亡 数							
男							
胃	22 899	28 636	30 403	30 146	32 015	32 384	32 208
肺	1 893	5 404	10 711	20 837	33 389	35 023	35 691
肝	4 877	5 006	6 677	13 780	22 773	22 904	22 935
大腸 <sup>1)</sup>	2 079	3 265	5 799	10 112	17 312	18 103	18 352
女							
胃	14 407	17 749	19 454	18 756	18 061	17 781	17 522
肺	818	2 321	4 048	7 753	12 356	13 018	13 292
肝	3 700	3 499	3 696	5 192	8 934	9 271	9 420
乳房	1 572	1 966	3 262	4 922	7 763	7 900	8 391
子宮	7 289	6 689	6 075	4 912	4 865	4 963	5 001
大腸 <sup>1)</sup>	2 160	3 335	5 654	8 926	13 962	14 527	14 830
死 亡 率							
男							
胃	52.2	59.4	55.6	51.1	52.6	53.0	52.6
肺	4.3	11.2	19.6	35.3	54.8	57.3	58.3
肝	11.1	10.4	12.2	23.3	37.4	37.5	37.5
大腸 <sup>1)</sup>	4.7	6.8	10.6	17.1	28.4	29.6	30.0
女							
胃	31.7	35.5	34.4	30.6	28.5	28.0	27.5
肺	1.8	4.6	7.2	12.7	19.5	20.5	20.8
肝	8.1	7.0	6.5	8.5	14.1	14.6	14.8
乳房	3.5	3.9	5.8	8.0	12.2	12.4	13.2
子宮	16.0	13.4	10.7	8.0	7.7	7.8	7.8
大腸 <sup>1)</sup>	4.8	6.7	10.0	14.6	22.0	22.8	23.3

注：1) 大腸の悪性新生物は、結腸と直腸S状結腸移行部及び直腸を示す。ただし、昭和40年までは直腸肛門部を含む。

図7 悪性新生物の主な部位別死亡率の年次推移



## 4 婚姻

平成9年の婚姻件数は77万5662組で前年の79万5080組より1万9418組減少し、婚姻率（人口千対）は6.2で前年の6.4を下回った。

婚姻件数は昭和40年代後半には100万組を超え、婚姻率（人口千対）も10.0以上で婚姻ブームを呈した。その後は、組数・率とも減少していたが、63年以降は上昇傾向となり、平成5年以降は横ばいに推移していた。（図8）

平成9年に婚姻の届出をしたもののうち、9年に同居した初婚の妻は62万7557人で、前年より2万2404人減少した。これを年齢（5歳階級）別にみると、特に20～24歳での減少が著しい（表9）。

初婚の妻を年齢（各歳）別に婚姻件数の構成割合をみると、10年毎にピーク時の割合は少なくなり、ピークより高い年齢の占める割合が増加している（図9）。

平均初婚年齢は、夫28.5歳、妻26.6歳で、夫は62年以降横ばいに推移しているが、妻は平成4年以降毎年高くなっている（表10）。

都道府県別にみると、最も年齢が低いのは夫は香川県・岡山県で27.6歳、妻は香川県で25.7歳であり、最も高いのは夫妻とも東京都で、夫29.7歳、妻27.6歳である（表11）。

図8 婚姻件数及び婚姻率の年次推移

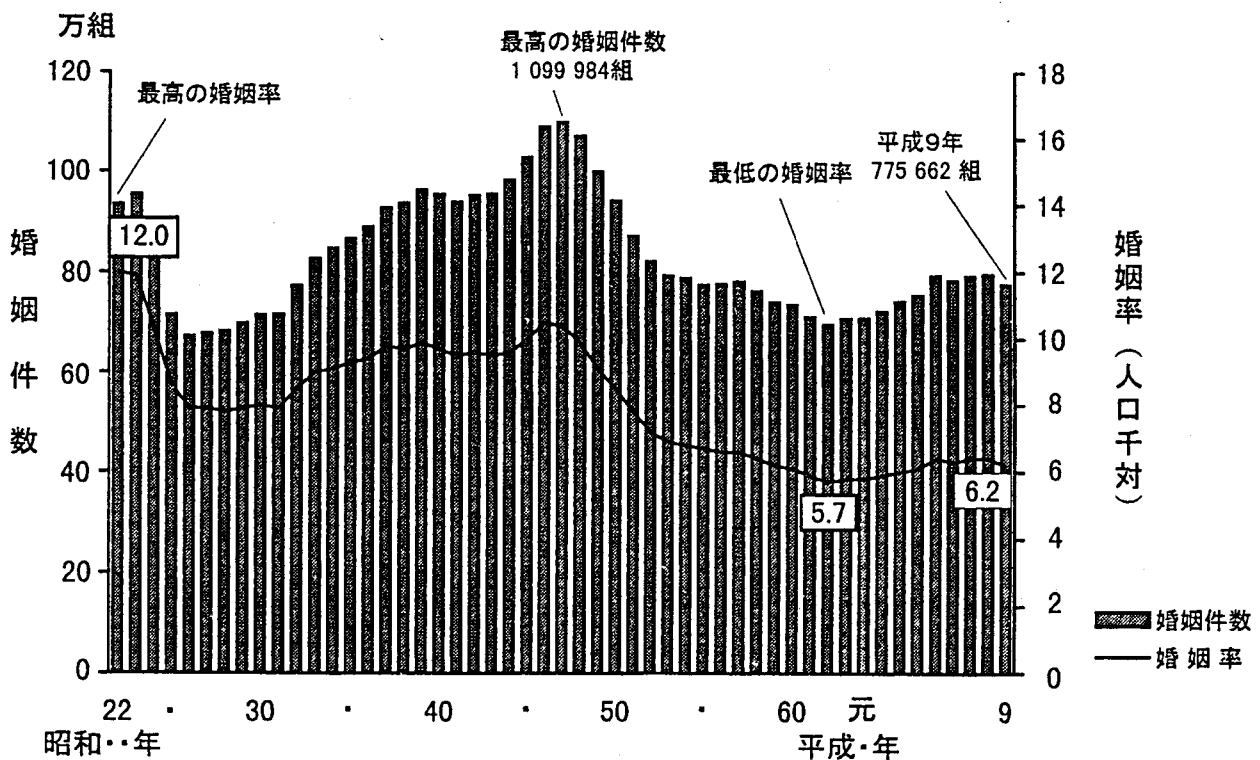


表9 初婚の妻の年齢  
(5歳階級) 別婚姻件数

年齢階級	平成9年	平成8年	対前年 増減	対前年 増加率 (%)
総数	627 557	649 961	-22 404	-3.4
～19歳	19 006	18 631	375	2.0
20～24	209 008	226 677	-17 669	-7.8
25～29	302 463	308 722	-6 259	-2.0
30～34	74 365	73 428	937	1.3
35～39	16 031	15 695	336	2.1
40～44	3 728	3 763	-35	-0.9
45～49	1 681	1 787	-106	-5.9
50歳以上	1 269	1 255	14	1.1

注：1)各届出年に同居したもの。  
2)総数には年齢不詳を含む。

表10 平均婚姻年齢  
の年次推移

	全婚姻		初婚	
	夫	妻	夫	妻
昭和50年	27.8	25.2	27.0	24.7
60	29.3	26.4	28.2	25.5
平成元年	29.8	26.9	28.5	25.8
2	29.7	26.9	28.4	25.9
3	29.6	26.9	28.4	25.9
4	29.7	27.0	28.4	26.0
5	29.7	27.1	28.4	26.1
6	29.8	27.2	28.5	26.2
7	29.8	27.3	28.5	26.3
8	29.9	27.5	28.5	26.4
9	29.9	27.6	28.5	26.6

図9 初婚の妻の年齢(各歳)別婚姻件数割合の年次比較

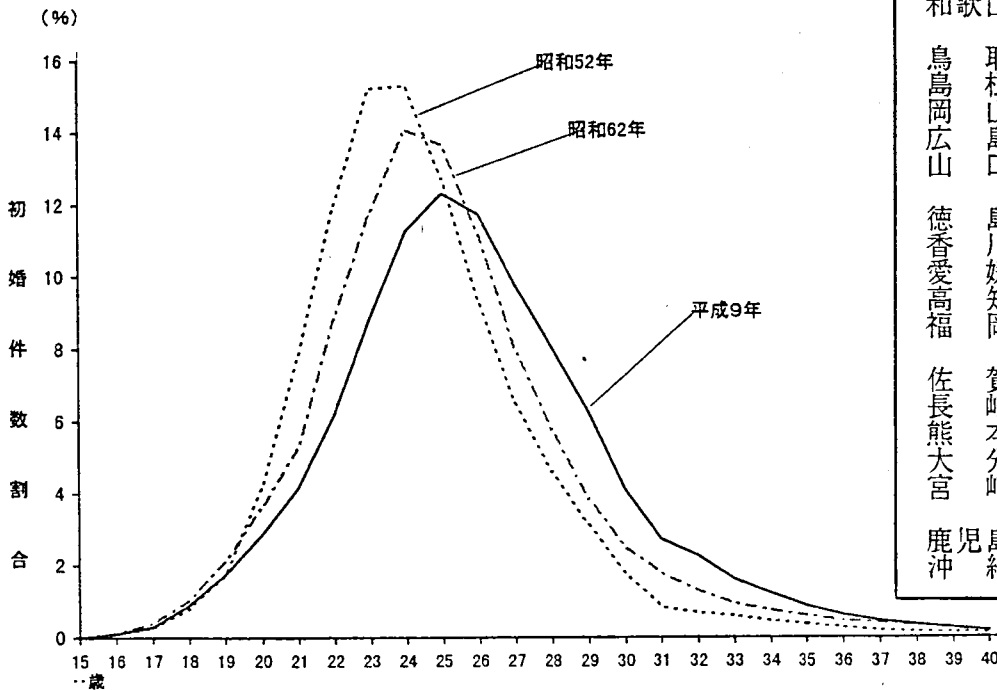


表11  
都道府県別にみた  
平均初婚年齢

都道府県	平成9年	
	夫	妻
全 国	28.5	26.6
北海道	28.1	26.4
青森	28.1	26.2
岩手	28.5	26.4
宮城	28.2	26.2
秋田	28.6	26.4
山形	28.8	26.3
福島	28.2	26.0
茨城	28.3	26.2
栃木	28.5	26.2
群馬	28.3	26.4
埼玉県	28.8	26.7
千葉県	28.9	26.7
東京都	29.7	27.6
神奈川県	29.2	27.1
新潟	28.4	26.3
富山	27.9	26.1
石川	27.9	26.1
福井	28.2	26.1
山梨	28.9	26.8
長野	28.9	26.8
岐阜	28.2	26.2
静岡県	28.6	26.5
愛知県	28.4	26.3
三重	28.0	26.0
滋賀	28.2	26.1
京都	28.5	26.7
大阪	28.3	26.5
兵庫県	28.3	26.4
奈良	28.5	26.5
和歌山	27.8	26.1
鳥取	28.1	26.2
島根	28.3	26.1
岡山	27.6	25.8
広島	28.0	26.1
山口	27.9	26.0
徳島	28.0	25.9
香川	27.6	25.7
愛媛	28.0	26.2
高松	28.2	26.3
福岡	28.2	26.6
佐賀	28.1	26.2
長門	28.4	26.7
熊本	28.1	26.4
大分	28.1	26.3
宮崎	28.0	26.2
鹿児島	28.7	26.6
沖縄	28.4	26.5

## 5 離婚

平成9年の離婚件数は22万2650組で、前年の20万6955組より1万5695組増加した。

離婚件数は昭和39年以降毎年増加し、46年には10万組を超えた。その後も増加を続け、58年をピークに減少に転じたが、平成3年から再び増加している。

離婚率（人口千対）は1.78で前年の1.66を大きく上回り、離婚件数とともに人口動態統計史上（明治32年以降）最高となった（図10）。

離婚件数を同居期間別にみると、前年に比べすべての期間で増加している（表12、図11）。

図10 離婚件数及び離婚率の年次推移

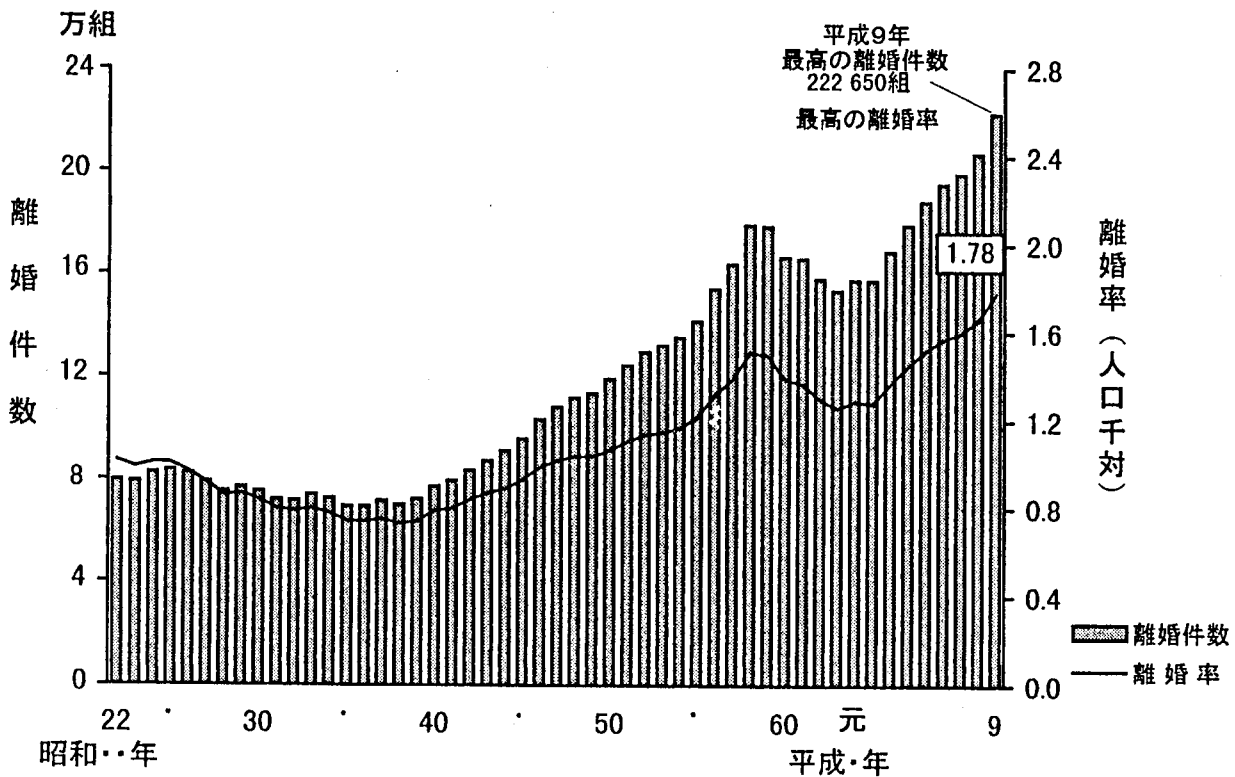
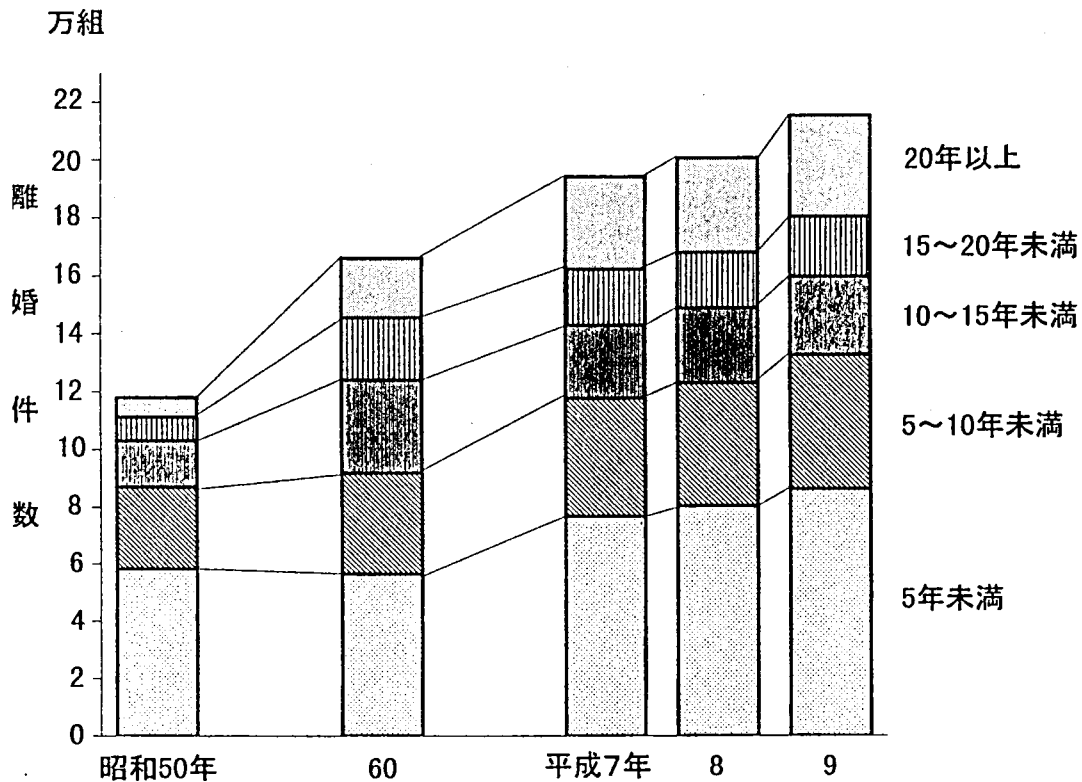


表 1 2 同居期間別離婚件数の年次推移

同居期間	昭和50年	60	平成7年	8	9	対前年 増 減	対前年 増加率 (%)
総 数	119 135	166 640	199 016	206 955	222 650	15 695	7.6
5年未満	58 336	56 438	76 710	80 434	86 307	5 873	7.3
1年未満	14 773	12 655	14 893	15 512	16 593	1 081	7.0
1～2	13 014	12 815	18 081	19 123	20 321	1 198	6.3
2～3	11 731	11 710	16 591	17 605	18 860	1 255	7.1
3～4	10 141	10 437	14 576	15 117	16 275	1 158	7.7
4～5	8 677	8 821	12 569	13 077	14 258	1 181	9.0
5～10	28 597	35 338	41 185	42 725	46 561	3 836	9.0
10～15	16 206	32 312	25 308	25 962	26 949	987	3.8
15～20	8 172	21 529	19 153	18 970	20 448	1 478	7.8
20年以上	6 810	20 435	31 877	32 659	34 993	2 334	7.1
20～25	4 050	12 706	17 847	17 701	17 782	81	0.5
25～30	1 894	4 827	8 684	9 135	10 502	1 367	15.0
30～35	566	1 793	3 506	3 810	4 277	467	12.3
35年以上	300	1 109	1 840	2 013	2 432	419	20.8

注：総数には同居期間不詳を含む。

図 11 同居期間別離婚件数の年次推移







# 統計表

第1表 人口動態総覧の年次推移

年次	出生数	死亡数	(再掲)			自然増加数
			乳児死亡数	新死	新生児数	
昭和22年	2 678 792	1 138 238	205 360	84 204	1 540 554	
23	2 681 624	950 610	165 406	73 855	1 731 014	
24	2 696 638	945 444	168 467	72 432	1 751 194	
25	2 337 507	904 876	140 515	64 142	1 432 631	
26	2 137 689	838 998	122 869	58 686	1 298 691	
27	2 005 162	765 068	99 114	51 015	1 240 094	
28	1 868 040	772 547	91 424	47 580	1 095 493	
29	1 769 580	721 491	78 944	42 726	1 048 089	
30	1 730 692	693 523	68 801	38 646	1 037 169	
31	1 665 278	724 460	67 691	38 232	940 818	
32	1 566 713	752 445	62 678	33 847	814 268	
33	1 653 469	684 189	57 052	32 237	969 280	
34	1 626 088	689 959	54 768	30 235	936 129	
35	1 606 041	706 599	49 293	27 362	899 442	
36	1 589 372	695 644	45 465	26 255	893 728	
37	1 618 616	710 265	42 797	24 777	908 351	
38	1 659 521	670 770	38 442	22 965	988 751	
39	1 716 761	673 067	34 967	21 344	1 043 694	
40	1 823 697	700 438	33 742	21 260	1 123 259	
41	1 360 974	670 342	26 217	16 296	690 632	
42	1 935 647	675 006	28 928	19 248	1 260 641	
43	1 871 839	686 555	28 600	18 326	1 185 284	
44	1 889 815	693 787	26 874	17 116	1 196 028	
45	1 934 239	712 962	25 412	16 742	1 221 277	
46	2 000 973	684 521	24 805	16 450	1 316 452	
47	2 038 682	683 751	23 773	15 817	1 354 931	
48	2 091 983	709 416	23 683	15 473	1 382 567	
49	2 029 989	710 510	21 888	14 472	1 319 479	
50	1 901 440	702 275	19 103	12 912	1 199 165	
51	1 832 617	703 270	17 105	11 638	1 129 347	
52	1 755 100	690 074	15 666	10 773	1 065 026	
53	1 708 643	695 821	14 327	9 628	1 012 822	
54	1 642 580	689 664	12 923	8 590	952 916	
55	1 576 889	722 801	11 841	7 796	854 088	
56	1 529 455	720 262	10 891	7 188	809 193	
57	1 515 392	711 883	9 969	6 425	803 509	
58	1 508 687	740 038	9 406	5 894	768 649	
59	1 489 780	740 247	8 920	5 527	749 533	
60	1 431 577	752 283	7 899	4 910	679 294	
61	1 382 946	750 620	7 251	4 296	632 326	
62	1 346 658	751 172	6 711	3 933	595 486	
63	1 314 006	793 014	6 265	3 592	520 992	
平成元年	1 246 802	788 594	5 724	3 214	458 208	
2	1 221 585	820 305	5 616	3 179	401 280	
3	1 223 245	829 797	5 418	2 978	393 448	
4	1 208 989	856 643	5 477	2 905	352 346	
5	1 188 282	878 532	5 169	2 765	309 750	
6	1 238 328	875 933	5 261	2 889	362 395	
7	1 187 064	922 139	5 054	2 615	264 925	
8	1 206 555	896 211	4 546	2 438	310 344	
* 9	1 191 681	913 398	4 403	2 307	278 283	

注：1) 昭和23年、24年には自然・人工の不詳を含む。なお、\*は概数である。  
 2) 妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの。  
 3) 妊娠満28週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの。

(参考)

死産数1)			周産期 死亡数2)	婚姻件数	離婚件数	周産期 死亡数3)	年次
総数	自然	人工					
123 837	...	...	...	934 170	79 551	...	昭和22年
143 963	*104 325	* 31 055	...	953 999	79 032	...	23
192 677	*114 161	* 75 585	...	842 170	82 575	...	24
216 974	106 594	110 380	...	715 081	83 689	108 843	25
217 231	101 237	115 994	...	671 905	82 331	99 865	26
203 824	94 508	109 316	...	676 995	79 021	91 527	27
193 274	89 751	103 523	...	682 077	75 255	85 932	28
187 119	87 201	99 918	...	697 809	76 759	79 776	29
183 265	85 159	98 106	...	714 861	75 267	75 918	30
179 007	86 558	92 449	...	715 934	72 040	75 706	31
176 353	86 895	89 458	...	773 362	71 651	70 502	32
185 148	92 282	92 866	...	826 902	74 004	72 625	33
181 893	92 688	89 205	...	847 135	72 455	69 912	34
179 281	93 424	85 857	...	866 115	69 410	66 552	35
179 895	96 032	83 863	...	890 158	69 323	65 063	36
177 363	97 256	80 107	...	928 341	71 394	62 650	37
175 424	97 711	77 713	...	937 516	69 996	60 049	38
168 046	97 357	70 689	...	963 130	72 306	56 827	39
161 617	94 476	67 141	...	954 852	77 195	54 904	40
148 248	83 253	64 995	...	940 120	79 432	42 583	41
149 389	90 938	58 451	...	953 096	83 478	50 846	42
143 259	87 381	55 878	...	956 312	87 327	45 921	43
139 211	85 788	53 423	...	984 142	91 280	43 419	44
135 095	84 073	51 022	...	1 029 405	95 937	41 917	45
130 920	83 827	47 093	...	1 091 229	103 595	40 900	46
125 154	81 741	43 413	...	1 099 984	108 382	38 754	47
116 171	78 613	37 558	...	1 071 923	111 877	37 598	48
109 738	74 618	35 120	...	1 000 455	113 622	34 383	49
101 862	67 643	34 219	...	941 628	119 135	30 513	50
101 930	64 046	37 884	...	871 543	124 512	27 133	51
95 247	60 330	34 917	...	821 029	129 485	24 708	52
87 463	55 818	31 645	...	793 257	132 146	22 217	53
82 311	51 083	31 228	36 190	788 505	135 250	20 481	54
77 446	47 651	29 795	32 422	774 702	141 689	18 385	55
79 222	46 296	32 926	30 274	776 531	154 221	16 531	56
78 107	44 135	33 972	28 204	781 252	163 980	15 303	57
71 941	40 108	31 833	25 925	762 552	179 150	14 035	58
72 361	37 976	34 385	25 149	739 991	178 746	12 998	59
69 009	33 114	35 895	22 379	735 850	166 640	11 470	60
65 678	31 050	34 628	20 389	710 962	166 054	10 148	61
63 834	29 956	33 878	18 699	696 173	158 227	9 317	62
59 636	26 804	32 832	16 839	707 716	153 600	8 508	63
55 204	24 558	30 646	15 183	708 316	157 811	7 450	平成元年
53 892	23 383	30 509	13 704	722 138	157 608	7 001	2
50 510	22 317	28 193	10 426	742 264	168 969	6 544	3
48 896	21 689	27 207	9 888	754 441	179 191	6 321	4
45 090	20 205	24 885	9 226	792 658	188 297	5 989	5
42 962	19 754	23 208	9 286	782 738	195 106	6 134	6
39 403	18 262	21 141	8 412	791 888	199 016	5 526	7
39 536	18 329	21 207	8 080	795 080	206 955	5 321	8
39 547	17 429	22 118	7 645	775 662	222 650	4 974	* 9

第2表 人口動態総覧(率)の年次推移

年次	出生 (人口千対)	死亡	乳児死亡 (出生千対)	新生児死亡	自然増加 (人口千対)
昭和22年	34.3	14.6	76.7	31.4	19.7
23	33.5	11.9	61.7	27.5	21.6
24	33.0	11.6	62.5	26.9	21.4
25	28.1	10.9	60.1	27.4	17.2
26	25.3	9.9	57.5	27.5	15.4
27	23.4	8.9	49.4	25.4	14.4
28	21.5	8.9	48.9	25.5	12.6
29	20.0	8.2	44.6	24.1	11.9
30	19.4	7.8	39.8	22.3	11.6
31	18.4	8.0	40.6	23.0	10.4
32	17.2	8.3	40.0	21.6	8.9
33	18.0	7.4	34.5	19.5	10.5
34	17.5	7.4	33.7	18.6	10.1
35	17.2	7.6	30.7	17.0	9.6
36	16.9	7.4	28.6	16.5	9.5
37	17.0	7.5	26.4	15.3	9.5
38	17.3	7.0	23.2	13.8	10.3
39	17.7	6.9	20.4	12.4	10.7
40	18.6	7.1	18.5	11.7	11.4
41	13.7	6.8	19.3	12.0	7.0
42	19.4	6.8	14.9	9.9	12.7
43	18.6	6.8	15.3	9.8	11.8
44	18.5	6.8	14.2	9.1	11.7
45	18.8	6.9	13.1	8.7	11.8
46	19.2	6.6	12.4	8.2	12.6
47	19.3	6.5	11.7	7.8	12.8
48	19.4	6.6	11.3	7.4	12.8
49	18.6	6.5	10.8	7.1	12.1
50	17.1	6.3	10.0	6.8	10.8
51	16.3	6.3	9.3	6.4	10.0
52	15.5	6.1	8.9	6.1	9.4
53	14.9	6.1	8.4	5.6	8.8
54	14.2	6.0	7.9	5.2	8.3
55	13.6	6.2	7.5	4.9	7.3
56	13.0	6.1	7.1	4.7	6.9
57	12.8	6.0	6.6	4.2	6.8
58	12.7	6.2	6.2	3.9	6.5
59	12.5	6.2	6.0	3.7	6.3
60	11.9	6.3	5.5	3.4	5.6
61	11.4	6.2	5.2	3.1	5.2
62	11.1	6.2	5.0	2.9	4.9
63	10.8	6.5	4.8	2.7	4.3
平成元年	10.2	6.4	4.6	2.6	3.7
2	10.0	6.7	4.6	2.6	3.3
3	9.9	6.7	4.4	2.4	3.2
4	9.8	6.9	4.5	2.4	2.9
5	9.6	7.1	4.3	2.3	2.5
6	10.0	7.1	4.2	2.3	2.9
7	9.6	7.4	4.3	2.2	2.1
8	9.7	7.2	3.8	2.0	2.5
* 9	9.5	7.3	3.7	1.9	2.2

注：1)死産数を出産数(死産数に出生数を加えたもの)で除している。\*は概数による率である。  
 2)妊娠満22週以後の死産数に早期新生児死亡数を加えたものを出産数(妊娠満22週以後の死産数に出生数を加えたもの)で除している。  
 3)妊娠満28週以後の死産数に早期新生児死亡数を加えたものを出生数で除している。

(参考)

死産(出産千対) 1)			周産期 死亡2) (出産千対)	婚姻 離婚		合計特殊 出生率	周産期 死亡3) (出生千対)	年 次	
総 数	自 然	人 工		(人口千対)					
44.2	...	...	...	12.0	1.02	4.54	...	昭和22年	
50.9	* 36.9	* 10.9	...	11.9	0.99	4.40	...		
66.7	* 39.1	* 25.9	...	10.3	1.01	4.32	...		
84.9	41.7	43.2	...	8.6	1.01	3.65	46.6	25	
92.2	43.0	49.3	...	7.9	0.97	3.26	46.7	26	
92.3	42.8	49.5	...	7.9	0.92	2.98	45.6	27	
93.8	43.5	50.2	...	7.8	0.86	2.69	46.0	28	
95.6	44.6	51.1	...	7.9	0.87	2.48	45.1	29	
95.8	44.5	51.3	...	8.0	0.84	2.37	43.9	30	
97.1	46.9	50.1	...	7.9	0.80	2.22	45.5	31	
101.2	49.9	51.3	...	8.5	0.79	2.04	45.0	32	
100.7	50.2	50.5	...	9.0	0.80	2.11	43.9	33	
100.6	51.3	49.3	...	9.1	0.78	2.04	43.0	34	
100.4	52.3	48.1	...	9.3	0.74	2.00	41.4	35	
101.7	54.3	47.4	...	9.4	0.74	1.96	40.9	36	
98.8	54.2	44.6	...	9.8	0.75	1.98	38.7	37	
95.6	53.3	42.4	...	9.7	0.73	2.00	36.2	38	
89.2	51.7	37.5	...	9.9	0.74	2.05	33.1	39	
81.4	47.6	33.8	...	9.7	0.79	2.14	30.1	40	
98.2	55.2	43.1	...	9.5	0.80	1.58	31.3	41	
71.6	43.6	28.0	...	9.6	0.84	2.23	26.3	42	
71.1	43.4	27.7	...	9.5	0.87	2.13	24.5	43	
68.6	42.3	26.3	...	9.6	0.89	2.13	23.0	44	
65.3	40.6	24.7	...	10.0	0.93	2.13	21.7	45	
61.4	39.3	22.1	...	10.5	0.99	2.16	20.4	46	
57.8	37.8	20.1	...	10.4	1.02	2.14	19.0	47	
52.6	35.6	17.0	...	9.9	1.04	2.14	18.0	48	
51.3	34.9	16.4	...	9.1	1.04	2.05	16.9	49	
50.8	33.8	17.1	...	8.5	1.07	1.91	16.0	50	
52.7	33.1	19.6	...	7.8	1.11	1.85	14.8	51	
51.5	32.6	18.9	...	7.2	1.14	1.80	14.1	52	
48.7	31.1	17.6	...	6.9	1.15	1.79	13.0	53	
47.7	29.6	18.1	21.6	6.8	1.17	1.77	12.5	54	
46.8	28.8	18.0	20.2	6.7	1.22	1.75	11.7	55	
49.2	28.8	20.5	19.5	6.6	1.32	1.74	10.8	56	
49.0	27.7	21.3	18.3	6.6	1.39	1.77	10.1	57	
45.5	25.4	20.1	16.9	6.4	1.51	1.80	9.3	58	
46.3	24.3	22.0	16.6	6.2	1.50	1.81	8.7	59	
46.0	22.1	23.9	15.4	6.1	1.39	1.76	8.0	60	
45.3	21.4	23.9	14.6	5.9	1.37	1.72	7.3	61	
45.3	21.2	24.0	13.7	5.7	1.30	1.69	6.9	62	
43.4	19.5	23.9	12.7	5.8	1.26	1.66	6.5	63	
42.4	18.9	23.5	12.1	5.8	1.29	1.57	6.0	平成元年	
42.3	18.3	23.9	11.1	5.9	1.28	1.54	5.7		2
39.7	17.5	22.1	8.5	6.0	1.37	1.53	5.3		3
38.9	17.2	21.6	8.1	6.1	1.45	1.50	5.2		4
36.6	16.4	20.2	7.7	6.4	1.52	1.46	5.0		5
33.5	15.4	18.1	7.5	6.3	1.57	1.50	5.0	6	
32.1	14.9	17.2	7.0	6.4	1.60	1.42	4.7	7	
31.7	14.7	17.0	6.7	6.4	1.66	1.43	4.4	8	
32.1	14.2	18.0	6.4	6.2	1.78	1.39	4.2	* 9	

第3表 母の年齢（5歳階級）別出生数の年次推移

母の年齢	昭和30年	40	50	60	平成7年	8	9
総数	1 730 692	1 823 697	1 901 440	1 431 577	1 187 064	1 206 555	1 191 681
～14歳	8	7	9	23	37	19	36
15～19	25 211	17 712	15 990	17 854	16 075	15 602	16 600
20～24	469 027	513 645	479 041	247 341	193 514	190 520	182 483
25～29	691 349	854 399	1 014 624	682 885	492 714	504 575	496 483
30～34	372 175	355 269	320 060	381 466	371 773	377 274	374 823
35～39	138 158	72 355	62 663	93 501	100 053	105 630	107 993
40～44	33 055	9 828	8 727	8 224	12 472	12 526	12 828
45～49	1 572	462	312	244	414	397	407
50～	134	18	7	1	-	-	3

注：総数には母の年齢不詳を含む。

第4表 死亡率(人口10万対)の年次推移, 性・年齢(5歳階級)別

総数

(3-1)

年齢	昭和30年	40	50	60	平成7年	8	9
総数	776.8	712.7	631.2	625.5	741.9	718.6	730.9
0~4歳	1 074.8	523.4	260.5	145.3	118.3	106.5	103.4
5~9	129.0	57.8	36.1	21.1	19.0	14.8	14.1
10~14	68.9	39.4	24.9	16.5	15.9	12.8	12.0
15~19	127.4	68.0	60.2	47.2	39.6	36.3	35.7
20~24	230.7	114.7	81.4	57.1	52.1	47.0	45.5
25~29	254.6	133.5	82.6	60.9	53.4	48.4	49.7
30~34	272.3	162.9	106.5	74.5	64.4	63.0	61.7
35~39	321.6	214.7	152.9	104.2	88.7	87.9	85.5
40~44	419.4	292.8	241.6	175.6	143.7	138.3	135.5
45~49	617.2	458.0	354.8	277.1	228.9	225.9	228.4
50~54	936.3	713.4	510.8	455.6	371.5	367.6	353.5
55~59	1 403.6	1 147.9	802.9	654.3	565.3	528.3	522.6
60~64	2 229.4	1 922.6	1 297.2	948.7	917.4	879.7	847.4
65~69	3 556.2	3 161.2	2 230.4	1 554.0	1 397.9	1 350.4	1 328.3
70~74	5 756.7	5 297.3	3 931.4	2 717.5	2 191.5	2 060.7	2 024.2
75~79	8 831.6	8 927.2	6 712.6	4 980.5	3 827.8	3 562.7	3 445.7
80~84	13 110.6	14 918.1	11 461.4	8 540.5	6 883.3	6 289.6	6 200.9
85~89	19 985.6	21 656.2	18 042.0	14 725.6	11 847.5	10 874.4	10 706.9
90~	29 973.2	28 683.1	29 126.2	23 364.8	21 468.2	19 671.9	19 231.8

## 男

(3-2)

年 齡	昭和30年	40	50	60	平成7年	8	9
総 数	832.7	785.0	690.4	690.6	822.9	799.5	813.3
0～4歳	1 136.2	587.6	292.6	158.8	129.0	117.6	109.8
5～9	145.0	70.7	44.7	26.6	22.6	17.0	16.0
10～14	75.0	48.4	30.0	19.9	18.8	15.0	14.8
15～19	147.4	91.7	86.5	69.8	55.4	51.4	50.8
20～24	270.1	149.2	107.0	81.4	73.1	66.3	63.5
25～29	284.5	162.2	103.5	80.7	73.3	66.4	67.5
30～34	293.2	199.8	132.3	93.3	81.7	80.9	79.4
35～39	345.6	260.1	194.2	131.9	113.5	114.2	109.5
40～44	466.6	360.0	315.8	227.7	183.8	177.4	171.8
45～49	713.6	566.8	458.8	371.7	295.2	294.0	296.8
50～54	1 102.4	892.5	654.2	624.6	498.6	494.3	477.6
55～59	1 688.0	1 465.3	1 070.5	906.7	784.7	733.4	726.0
60～64	2 724.3	2 483.4	1 720.9	1 314.9	1 311.6	1 261.5	1 207.8
65～69	4 342.3	4 022.8	2 949.0	2 159.4	2 002.8	1 948.1	1 923.7
70～74	6 986.0	6 641.2	5 045.4	3 707.7	3 154.7	2 972.8	2 918.3
75～79	10 495.3	10 802.0	8 267.6	6 581.0	5 461.1	5 115.6	5 031.2
80～84	15 182.6	17 517.4	13 470.6	10 799.1	9 484.5	8 674.2	8 677.3
85～89	22 368.0	25 131.8	20 562.4	18 136.2	15 648.6	14 413.5	14 273.8
90～	35 271.9	30 164.6	30 858.0	25 429.3	26 734.7	24 555.3	24 367.9



女

(3-3)

年 齡	昭和30年	40	50	60	平成7年	8	9
総 数	722.8	643.1	574.0	562.7	664.0	641.0	651.9
0～4歳	1 010.7	456.6	226.8	131.2	107.2	94.9	96.7
5～9	112.2	44.3	27.1	15.3	15.2	12.4	12.2
10～14	62.6	30.2	19.5	13.1	12.9	10.4	9.0
15～19	107.2	43.7	33.0	23.7	22.9	20.5	19.7
20～24	191.3	80.8	55.5	31.8	30.2	26.8	26.8
25～29	225.2	105.2	61.5	40.7	32.8	29.8	31.4
30～34	254.8	125.6	80.6	55.6	46.6	44.6	43.5
35～39	301.7	169.3	111.6	76.0	63.5	61.1	61.1
40～44	377.6	236.0	167.0	124.1	103.2	98.7	98.8
45～49	525.0	368.2	252.2	184.6	162.1	157.4	159.7
50～54	769.3	556.9	392.6	289.7	246.8	243.0	230.9
55～59	1 117.5	852.2	590.4	414.9	353.7	330.0	326.1
60～64	1 751.3	1 392.7	948.6	663.0	548.9	522.3	509.6
65～69	2 866.9	2 379.6	1 630.1	1 106.4	864.2	818.5	796.7
70～74	4 843.1	4 187.7	3 036.7	1 998.4	1 513.4	1 389.1	1 337.0
75～79	7 765.1	7 611.8	5 590.0	3 871.3	2 814.8	2 615.2	2 494.6
80～84	11 982.3	13 493.9	10 227.3	7 165.7	5 429.7	4 960.4	4 834.0
85～89	18 945.1	20 153.1	16 820.0	13 067.1	10 072.4	9 263.0	9 089.9
90～	28 149.7	28 134.0	28 499.9	22 490.8	19 574.7	17 955.7	17 471.6

第5表 死亡数・死亡率（人口10万対），死因简单分類別

(4-1)

死因简单 分類コード	死 因	死 亡 数		死 亡 率		死亡総 数に占 める割 合 (%)
		平成9年	平成8年	平成 9年	平成 8年	
	総 数	913 398	896 211	730.9	718.6	100.0
01000	感染症及び寄生虫症	18 160	17 742	14.5	14.2	2.0
01100	腸管感染症	980	1 032	0.8	0.8	0.1
01200	結 核	2 736	2 858	2.2	2.3	0.3
01201	呼吸器結核	2 522	2 639	2.0	2.1	0.3
01202	その他の結核	214	219	0.2	0.2	0.0
01300	敗血症 1)	5 309	4 912	4.2	3.9	0.6
01400	ウイルス肝炎	4 840	4 696	3.9	3.8	0.5
01401	B型ウイルス肝炎	833	786	0.7	0.6	0.1
01402	C型ウイルス肝炎	3 448	3 351	2.8	2.7	0.4
01403	その他のウイルス肝炎	559	559	0.4	0.4	0.1
01500	ヒト免疫不全ウイルス [H I V] 病	75	76	0.1	0.1	0.0
01600	その他の感染症及び寄生虫症	4 220	4 168	3.4	3.3	0.5
02000	新 生 物	283 439	278 843	226.8	223.6	31.0
02100	悪性新生物	275 340	271 183	220.3	217.5	30.1
02101	口唇，口腔及び咽頭の悪性新生物	4 563	4 347	3.7	3.5	0.5
02102	食道の悪性新生物	9 599	9 138	7.7	7.3	1.1
02103	胃の悪性新生物	49 730	50 165	39.8	40.2	5.4
02104	結腸の悪性新生物	21 693	21 382	17.4	17.1	2.4
02105	直腸S状結腸移行部及び 直腸の悪性新生物	11 489	11 248	9.2	9.0	1.3
02106	肝及び肝内胆管の悪性新生物	32 355	32 175	25.9	25.8	3.5
02107	胆のう及び その他の胆道の悪性新生物	14 339	14 067	11.5	11.3	1.6
02108	膵の悪性新生物	16 997	16 613	13.6	13.3	1.9
02109	喉頭の悪性新生物	1 064	1 030	0.9	0.8	0.1
02110	気管，気管支及び肺の悪性新生物	48 983	48 041	39.2	38.5	5.4
02111	皮膚の悪性新生物	900	930	0.7	0.7	0.1
02112	乳房の悪性新生物	8 464	7 963	6.8	6.4	0.9
02113	子宮の悪性新生物 2)	5 001	4 963	7.8	7.8	0.5
02114	卵巣の悪性新生物 2)	4 193	4 006	6.6	6.3	0.5
02115	前立腺の悪性新生物 3)	6 249	6 009	10.2	9.8	0.7

注：1) 「敗血症」には、「新生児の細菌性敗血症」を含まない。

“新生児の細菌性敗血症”は、「周産期に特異的な感染症」に含まれる。

2) 女子人口10万対の死亡率である。

3) 男子人口10万対の死亡率である。

死因簡単 分類コード	死 因	死 亡 数		死 亡 率		死亡総 数に占 める割 合 (%)
		平成9年	平成8年	平 成 9 年	平 成 8 年	
02116	膀胱の悪性新生物	4 131	3 979	3.3	3.2	0.5
02117	中枢神経系の悪性新生物	1 523	1 501	1.2	1.2	0.2
02118	悪性リンパ腫	6 867	6 709	5.5	5.4	0.8
02119	白血 病	6 353	6 275	5.1	5.0	0.7
02120	その他のリンパ組織、造血組織及び 関連組織の悪性新生物	3 110	3 051	2.5	2.4	0.3
02121	その他の悪性新生物	17 737	17 591	14.2	14.1	1.9
02200	その他の新生物	8 099	7 660	6.5	6.1	0.9
02201	中枢神経系のその他の新生物	2 381	2 351	1.9	1.9	0.3
02202	中枢神経系を除くその他の新生物	5 718	5 309	4.6	4.3	0.6
03000	血液及び造血器の疾患並びに 免疫機構の障害	4 086	4 019	3.3	3.2	0.4
03100	貧 血	1 802	1 749	1.4	1.4	0.2
03200	その他の血液及び造血器の疾患並びに 免疫機構の障害	2 284	2 270	1.8	1.8	0.3
04000	内分泌、栄養及び代謝疾患	16 658	17 152	13.3	13.8	1.8
04100	糖 尿 病	12 351	12 838	9.9	10.3	1.4
04200	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	4 307	4 314	3.4	3.5	0.5
05000	精神及び行動の障害	3 219	3 299	2.6	2.6	0.4
05100	血管性及び詳細不明の痴呆	2 198	2 291	1.8	1.8	0.2
05200	その他の精神及び行動の障害	1 021	1 008	0.8	0.8	0.1
06000	神経系の疾患	8 685	8 385	7.0	6.7	1.0
06100	髄 膜 炎	410	398	0.3	0.3	0.0
06200	脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	1 335	1 358	1.1	1.1	0.1
06300	パーキンソン病	2 495	2 294	2.0	1.8	0.3
06400	アルツハイマー病	505	468	0.4	0.4	0.1
06500	その他の神経系の疾患	3 940	3 867	3.2	3.1	0.4
07000	眼及び付属器の疾患	8	8	0.0	0.0	0.0
08000	耳及び乳様突起の疾患	21	19	0.0	0.0	0.0
09000	循環器系の疾患	296 882	296 610	237.6	237.8	32.5
09100	高血圧性疾患	6 879	7 245	5.5	5.8	0.8
09101	高血圧性心疾患及び心腎疾患	4 276	4 495	3.4	3.6	0.5
09102	その他の高血圧性疾患	2 603	2 750	2.1	2.2	0.3
09200	心 疾 患 (高血圧症を除く)	140 076	138 229	112.1	110.8	15.3
09201	慢性リウマチ性心疾患	2 457	2 539	2.0	2.0	0.3
09202	急性心筋梗塞	49 209	49 130	39.4	39.4	5.4
09203	その他の虚血性心疾患	22 444	22 754	18.0	18.2	2.5

死因簡単 分類コード	死 因	死 亡 数		死 亡 率		死亡総 数に占 める割 合 (%)
		平成9年	平成8年	平 成 9 年	平 成 8 年	
09204	慢性非リウマチ性心内膜疾患	5 208	5 202	4.2	4.2	0.6
09205	心 筋 症	3 426	3 272	2.7	2.6	0.4
09206	不整脈及び伝導障害	12 567	12 536	10.1	10.1	1.4
09207	心 不 全	41 912	39 927	33.5	32.0	4.6
09208	その他の心疾患	2 853	2 869	2.3	2.3	0.3
09300	脳血管疾患	138 645	140 366	110.9	112.6	15.2
09301	くも膜下出血	14 379	14 612	11.5	11.7	1.6
09302	脳内出血	31 779	32 626	25.4	26.2	3.5
09303	脳 梗 塞	86 946	86 329	69.6	69.2	9.5
09304	その他の脳血管疾患	5 541	6 799	4.4	5.5	0.6
09400	大動脈瘤及び解離	6 763	6 563	5.4	5.3	0.7
09500	その他の循環器系の疾患	4 519	4 207	3.6	3.4	0.5
10000	呼吸器系の疾患	123 056	113 372	98.5	90.9	13.5
10100	インフルエンザ	815	166	0.7	0.1	0.1
10200	肺 炎	78 855	70 971	63.1	56.9	8.6
10300	急性気管支炎	1 541	1 398	1.2	1.1	0.2
10400	慢性閉塞性肺疾患	11 994	11 795	9.6	9.5	1.3
10500	喘 息	5 656	5 995	4.5	4.8	0.6
10600	その他の呼吸器系の疾患	24 195	23 047	19.4	18.5	2.6
11000	消化器系の疾患	37 363	37 437	29.9	30.0	4.1
11100	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	3 862	3 918	3.1	3.1	0.4
11200	ヘルニア及び腸閉塞	3 997	4 028	3.2	3.2	0.4
11300	肝 疾 患	16 548	16 517	13.2	13.2	1.8
11301	肝 硬 変 (アルコール性を除く)	10 871	11 070	8.7	8.9	1.2
11302	その他の肝疾患	5 677	5 447	4.5	4.4	0.6
11400	その他の消化器系の疾患	12 956	12 974	10.4	10.4	1.4
12000	皮膚及び皮下組織の疾患	820	816	0.7	0.7	0.1
13000	筋骨格系及び結合組織の疾患	4 075	4 073	3.3	3.3	0.4
14000	尿路性器系の疾患	21 223	20 899	17.0	16.8	2.3
14100	糸球体疾患及び腎尿細管間質性疾患	2 707	2 781	2.2	2.2	0.3
14200	腎 不 全	16 568	16 196	13.3	13.0	1.8
14201	急性腎不全	4 147	4 145	3.3	3.3	0.5
14202	慢性腎不全	7 676	7 143	6.1	5.7	0.8
14203	詳細不明の腎不全	4 745	4 908	3.8	3.9	0.5
14300	その他の尿路性器系の疾患	1 948	1 922	1.6	1.5	0.2

死因简单 分類コード	死 因	死 亡 数		死 亡 率		死亡総 数に占 める割 合 (%)
		平成9年	平成8年	平 成 9 年	平 成 8 年	
15000	妊娠, 分娩及び産じょく 2)	80	80	0.1	0.1	0.0
16000	周産期に発生した病態	1 288	1 425	1.0	1.1	0.1
16100	妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	76	85	0.1	0.1	0.0
16200	出産外傷	39	33	0.0	0.0	0.0
16300	周産期に特異的な呼吸障害及び 心血管障害	665	769	0.5	0.6	0.1
16400	周産期に特異的な感染症	122	134	0.1	0.1	0.0
16500	胎児及び新生児の出血性障害及び 血液障害	185	206	0.1	0.2	0.0
16600	その他の周産期に発生した病態	201	198	0.2	0.2	0.0
17000	先天奇形, 変形及び染色体異常	2 777	2 935	2.2	2.4	0.3
17100	神経系の先天奇形	116	127	0.1	0.1	0.0
17200	循環器系の先天奇形	1 506	1 634	1.2	1.3	0.2
17201	心臓の先天奇形	1 175	1 287	0.9	1.0	0.1
17202	その他の循環器系の先天奇形	331	347	0.3	0.3	0.0
17300	消化器系の先天奇形	113	123	0.1	0.1	0.0
17400	その他の先天奇形及び変形	756	783	0.6	0.6	0.1
17500	染色体異常, 他に分類されないもの	286	268	0.2	0.2	0.0
18000	症状, 徴候及び異常臨床所見・異常検査 所見で他に分類されないもの	26 097	24 768	20.9	19.9	2.9
18100	老 衰	21 404	20 878	17.1	16.7	2.3
18200	乳幼児突然死症候群	534	526	0.4	0.4	0.1
18300	その他の症状, 徴候及び異常臨床所見 ・異常検査所見で他に分類されないもの	4 159	3 364	3.3	2.7	0.5
20000	傷病及び死亡の外因	65 461	64 329	52.4	51.6	7.2
20100	不慮の事故	38 875	39 184	31.1	31.4	4.3
20101	交通事故	13 917	14 343	11.1	11.5	1.5
20102	転倒・転落	5 667	5 918	4.5	4.7	0.6
20103	不慮の溺死及び溺水	5 656	5 648	4.5	4.5	0.6
20104	不慮の窒息	7 144	6 921	5.7	5.5	0.8
20105	煙, 火及び火炎への曝露	1 470	1 420	1.2	1.1	0.2
20106	有害物質による不慮の中毒及び 有害物質への曝露	577	699	0.5	0.6	0.1
20107	その他の不慮の事故	4 444	4 235	3.6	3.4	0.5
20200	自 殺	23 465	22 138	18.8	17.8	2.6
20300	他 殺	717	680	0.6	0.5	0.1
20400	その他の外因	2 404	2 327	1.9	1.9	0.3

1)  
第6表 死因順位 (1~5位) 別死亡数・死亡率 (人口10万対),

総数 (3-1)

年 齢	第 1 位			第 2 位			第 3 位		
	死 因	死亡数	死亡率	死 因	死亡数	死亡率	死 因	死亡数	死亡率
総 数	悪性新生物	275 340	220.3	心 疾 患	140 076	112.1	脳 血 管 疾 患	138 645	110.9
2) 0 歳	先天奇形等	1 500	125.9	呼吸障害等	645	54.1	乳幼児突然死症候群	493	41.4
1~4	不慮の事故	422	9.0	先天奇形等	251	5.3	悪性新生物	144	3.1
5~9	不慮の事故	313	5.1	悪性新生物	149	2.4	先天奇形等	58	0.9
10~14	不慮の事故	185	2.6	悪性新生物	171	2.4	心 疾 患	82	1.2
15~19	不慮の事故	1 405	17.7	自 殺	389	4.9	悪性新生物	313	3.9
20~24	不慮の事故	1 671	17.7	自 殺	1 088	11.5	悪性新生物	398	4.4
25~29	自 殺	1 317	14.1	不慮の事故	1 141	12.3	悪性新生物	629	6.8
30~34	自 殺	1 286	15.9	悪性新生物	987	12.2	不慮の事故	869	10.7
35~39	悪性新生物	1 776	23.1	自 殺	1 325	17.2	不慮の事故	828	10.8
40~44	悪性新生物	3 833	47.2	自 殺	1 512	18.6	心 疾 患	1 141	14.0
45~49	悪性新生物	9 694	90.5	心 疾 患	2 732	25.5	自 殺	2 497	23.3
50~54	悪性新生物	13 341	151.8	心 疾 患	3 448	39.2	脳 血 管 疾 患	3 200	36.4
55~59	悪性新生物	19 795	239.0	心 疾 患	4 911	59.3	脳 血 管 疾 患	4 229	51.1
60~64	悪性新生物	30 734	400.9	心 疾 患	7 822	102.0	脳 血 管 疾 患	6 746	88.0
65~69	悪性新生物	41 413	619.1	心 疾 患	11 417	170.7	脳 血 管 疾 患	10 017	149.8
70~74	悪性新生物	43 074	821.7	心 疾 患	14 991	286.0	脳 血 管 疾 患	13 977	266.6
75~79	悪性新生物	38 392	1 094.7	脳 血 管 疾 患	19 616	559.3	心 疾 患	19 415	553.6
80~84	悪性新生物	36 441	1 507.1	脳 血 管 疾 患	28 209	1 166.6	心 疾 患	26 128	1 080.6
85~89	脳 血 管 疾 患	28 376	2 169.4	心 疾 患	26 495	2 025.6	悪性新生物	23 790	1 818.8
90~	脳 血 管 疾 患	19 715	3 755.2	心 疾 患	19 180	3 653.3	肺 炎	16 470	3 137.1

注：1) [1] 乳児 (0歳) の死因については乳児死因順位分類を使用している。

[2] 死因名は次のように略称した。

心疾患→心疾患 (高血圧性を除く)

先天奇形等→先天奇形, 変形及び染色体異常

呼吸障害等→周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害

出血性障害等→胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害

[3] 死因順位は死亡数の多いものから定めた。

2) 0歳の死亡率は出生10万対の率である。

性・年齢（5歳階級）別

平成9年

第 4 位			第 5 位			年 齢
死 因	死亡数	死亡率	死 因	死亡数	死亡率	
肺 炎	78 855	63.1	不慮の事故	38 875	31.1	総 数
不慮の事故	277	23.2	出血性障害等	184	15.4	0 歳
肺 炎	108	2.3	心 疾 患	80	1.7	1～4
心 疾 患	40	0.6	その他の新生物 肺 炎	38	0.6	5～9
先 天 奇 形 等	51	0.7	自 殺	49	0.7	10～14
心 疾 患	148	1.9	先 天 奇 形 等	76	1.0	15～19
心 疾 患	273	2.9	脳 血 管 疾 患	74	0.8	20～24
心 疾 患	383	4.1	脳 血 管 疾 患	141	1.5	25～29
心 疾 患	462	5.7	脳 血 管 疾 患	249	3.1	30～34
心 疾 患	730	9.5	脳 血 管 疾 患	477	6.2	35～39
不慮の事故	1 060	13.1	脳 血 管 疾 患	994	12.2	40～44
脳 血 管 疾 患	2 461	23.0	不慮の事故	1 785	16.7	45～49
自 殺	2 676	30.5	不慮の事故	1 984	22.6	50～54
自 殺	2 574	31.1	不慮の事故	2 449	29.6	55～59
不慮の事故	2 875	37.5	肝 疾 患	2 471	32.2	60～64
肺 炎	3 639	54.4	不慮の事故	3 211	48.0	65～69
肺 炎	6 325	120.7	不慮の事故	3 689	70.4	70～74
肺 炎	10 644	303.5	不慮の事故	4 133	117.9	75～79
肺 炎	17 231	712.6	不慮の事故	4 633	191.6	80～84
肺 炎	19 948	1 525.1	老 衰	6 247	477.6	85～89
老 衰	11 499	2 190.3	悪 性 新 生 物	10 217	1 946.1	90～

男 (3-2)

年 齢	第 1 位			第 2 位			第 3 位		
	死 因	死亡数	死亡率	死 因	死亡数	死亡率	死 因	死亡数	死亡率
総 数	悪性新生物	167 039	272.9	心 疾 患	69 722	113.9	脳血管疾患	65 769	107.4
2) 0 歳	先天奇形等	759	124.2	呼吸障害等	352	57.6	乳幼児突然死症候群	289	47.3
1~4	不慮の事故	241	10.0	先天奇形等	114	4.7	悪性新生物	81	3.4
5~9	不慮の事故	199	6.3	悪性新生物	86	2.7	先天奇形等	35	1.1
10~14	不慮の事故	134	3.7	悪性新生物	101	2.8	心 疾 患	46	1.3
15~19	不慮の事故	1 129	27.7	自 殺	280	6.9	悪性新生物	179	4.4
20~24	不慮の事故	1 351	27.9	自 殺	730	15.1	悪性新生物	229	4.7
25~29	不慮の事故	926	19.6	自 殺	923	19.5	悪性新生物	313	6.6
30~34	自 殺	884	21.6	不慮の事故	703	17.2	悪性新生物	441	10.8
35~39	自 殺	977	25.2	悪性新生物	773	19.9	不慮の事故	660	17.0
40~44	悪性新生物	1 804	44.2	自 殺	1 160	28.4	心 疾 患	879	21.5
45~49	悪性新生物	5 195	96.8	心 疾 患	2 073	38.6	自 殺	1 871	34.9
50~54	悪性新生物	7 867	180.2	心 疾 患	2 693	61.7	脳血管疾患	2 114	48.4
55~59	悪性新生物	12 605	309.6	心 疾 患	3 730	91.6	脳血管疾患	2 804	68.9
60~64	悪性新生物	20 853	562.4	心 疾 患	5 678	153.1	脳血管疾患	4 458	120.2
65~69	悪性新生物	28 973	918.6	心 疾 患	7 771	246.4	脳血管疾患	6 468	205.1
70~74	悪性新生物	28 629	1 256.2	心 疾 患	8 861	388.8	脳血管疾患	8 139	357.1
75~79	悪性新生物	22 568	1 716.2	脳血管疾患	9 915	754.0	心 疾 患	9 609	730.7
80~84	悪性新生物	20 399	2 372.0	脳血管疾患	12 737	1 481.0	心 疾 患	11 399	1 325.5
85~89	悪性新生物	11 688	2 864.7	脳血管疾患	10 511	2 576.2	肺 炎	9 699	2 377.2
90~	肺 炎	6 463	4 823.1	心 疾 患	5 663	4 226.1	脳血管疾患	5 649	4 215.7



平成9年

第 4 位			第 5 位			年 齢
死 因	死亡数	死亡率	死 因	死亡数	死亡率	
肺 炎	42 283	69.1	不慮の事故	25 135	41.1	総 数
不慮の事故	163	26.7	出血性障害等	99	16.2	0 歳
肺 炎	52	2.2	心 疾 患	46	1.9	1～4
その他の新生物	23	0.7	肺 炎	20	0.6	5～9
先天奇形等 自 殺	32	0.9				10～14
心 疾 患	105	2.6	先天奇形等	47	1.2	15～19
心 疾 患	221	4.6	その他の新生物	49	1.0	20～24
心 疾 患	300	6.3	脳血管疾患	89	1.9	25～29
心 疾 患	360	8.8	脳血管疾患	162	4.0	30～34
心 疾 患	559	14.4	脳血管疾患	323	8.3	35～39
不慮の事故	829	20.3	脳血管疾患	641	15.7	40～44
脳血管疾患	1 607	29.9	不慮の事故	1 396	26.0	45～49
自 殺	1 963	45.0	不慮の事故	1 521	34.8	50～54
自 殺	1 911	46.9	不慮の事故	1 868	45.9	55～59
不慮の事故	2 133	57.5	肝 疾 患	1 949	52.6	60～64
肺 炎	2 614	82.9	不慮の事故	2 252	71.4	65～69
肺 炎	4 237	185.9	不慮の事故	2 285	100.3	70～74
肺 炎	6 393	486.2	不慮の事故	2 272	172.8	75～79
肺 炎	9 632	1 120.0	不慮の事故	2 435	283.1	80～84
心 疾 患	9 593	2 351.2	老 衰	1 942	476.0	85～89
悪性新生物	4 226	3 153.7	老 衰	2 937	2 191.8	90～

女 (3-3)

年 齢	第 1 位			第 2 位			第 3 位		
	死 因	死亡数	死亡率	死 因	死亡数	死亡率	死 因	死亡数	死亡率
総 数	悪性新生物	108 301	169.9	脳血管疾患	72 876	114.3	心 疾 患	70 354	110.4
2) 0 歳	先天奇形等	741	127.6	呼吸障害等	293	50.5	乳幼児突然死症候群	204	35.1
1~4	不慮の事故	181	7.9	先天奇形等	137	6.0	悪性新生物	63	2.7
5~9	不慮の事故	114	3.8	悪性新生物	63	2.1	心 疾 患	24	0.8
10~14	悪性新生物	70	2.0	不慮の事故	51	1.5	心 疾 患	36	1.0
15~19	不慮の事故	276	7.1	悪性新生物	134	3.5	自 殺	109	2.8
20~24	自 殺	358	7.7	不慮の事故	320	6.9	悪性新生物	169	?
25~29	自 殺	394	8.6	悪性新生物	316	6.9	不慮の事故	215	4.7
30~34	悪性新生物	546	13.7	自 殺	402	10.1	不慮の事故	166	4.2
35~39	悪性新生物	1 003	26.4	自 殺	348	9.2	心 疾 患	171	4.5
40~44	悪性新生物	2 029	50.3	脳血管疾患	353	8.7	自 殺	352	8.7
45~49	悪性新生物	4 499	84.2	脳血管疾患	854	16.0	心 疾 患	659	12.3
50~54	悪性新生物	5 474	123.8	脳血管疾患	1 086	24.6	心 疾 患	755	17.1
55~59	悪性新生物	7 190	170.7	脳血管疾患	1 425	33.8	心 疾 患	1 181	28.0
60~64	悪性新生物	9 881	249.5	脳血管疾患	2 288	57.8	心 疾 患	2 144	54.1
65~69	悪性新生物	12 440	351.8	心 疾 患	3 646	103.1	脳血管疾患	3 549	100.4
70~74	悪性新生物	14 445	487.7	心 疾 患	6 130	207.0	脳血管疾患	5 838	197.1
75~79	悪性新生物	15 824	721.9	心 疾 患	9 806	447.4	脳血管疾患	9 701	442.0
80~84	悪性新生物	16 042	1 029.7	脳血管疾患	15 472	993.1	心 疾 患	14 729	945.4
85~89	脳血管疾患	17 865	1 985.0	心 疾 患	16 902	1 878.0	悪性新生物	12 102	1 344.7
90~	脳血管疾患	14 066	3 597.4	心 疾 患	13 517	3 457.0	肺 炎	10 007	2 559.3

平成9年

第 4 位			第 5 位			年 齢
死 因	死亡数	死亡率	死 因	死亡数	死亡率	
肺 炎	36 572	57.4	老 衰	15 028	23.6	総 数
不慮の事故	114	19.6	出血性障害等	85	14.6	0 歳
肺 炎	56	2.4	心 疾 患	34	1.5	1～4
先天奇形等	23	0.8	肺 炎	18	0.6	5～9
その他の新生物	22	0.6	先天奇形等	19	0.5	10～14
心 疾 患	43	1.1	先天奇形等	29	0.7	15～19
心 疾 患	52	1.1	脳血管疾患	32	0.7	20～24
心 疾 患	83	1.8	脳血管疾患	52	1.1	25～29
心 疾 患	102	2.6	脳血管疾患	87	2.2	30～34
不慮の事故	168	4.4	脳血管疾患	154	4.0	35～39
心 疾 患	262	6.5	不慮の事故	231	5.7	40～44
自 殺	626	11.7	不慮の事故	389	7.3	45～49
自 殺	713	16.1	不慮の事故	463	10.5	50～54
自 殺	663	15.7	不慮の事故	581	13.8	55～59
不慮の事故	742	18.7	自 殺	688	17.4	60～64
肺 炎	1 025	29.0	不慮の事故	959	27.1	65～69
肺 炎	2 088	70.5	不慮の事故	1 404	47.4	70～74
肺 炎	4 251	193.9	不慮の事故	1 861	84.9	75～79
肺 炎	7 599	487.7	不慮の事故	2 198	141.1	80～84
肺 炎	10 249	1 138.8	老 衰	4 305	478.3	85～89
老 衰	8 562	2 189.8	悪性新生物	5 991	1 532.2	90～



自然 増加数	死 産 数			周 産 期 死 亡 数			婚 姻 件 数	離 婚 件 数	都道府県
	総数	自然	人工	総数	妊娠満22 週以後の 死 産	早 期 新生児 死 亡			
278 283	39 547	17 429	22 118	7 645	6 030	1 615	775 662	222 650	全 国
7 679	2 111	770	1 341	303	240	63	34 167	12 703	北海道
841	493	232	261	101	85	16	7 911	2 650	青森
208	557	222	335	77	68	9	7 038	1 844	岩手
5 933	911	320	591	151	122	29	13 985	3 604	宮城
-1 854	367	153	214	63	51	12	5 587	1 713	秋田
-274	407	166	241	73	61	12	6 681	1 480	山形
2 916	799	343	456	143	122	21	12 049	3 257	福島
6 526	923	422	501	183	149	34	17 553	4 882	茨城
3 606	681	290	391	119	88	31	11 615	3 196	栃木
4 511	598	279	319	133	109	24	11 855	3 186	群馬
30 370	1 981	1 013	968	445	342	103	43 552	12 451	埼玉
19 913	1 620	929	691	378	309	69	37 321	10 825	千葉
19 173	3 129	1 514	1 615	615	487	128	81 002	23 692	東京都
34 215	2 254	1 184	1 070	536	428	108	59 429	16 242	神奈川
1 503	621	318	303	155	126	29	12 634	2 977	新潟
618	320	174	146	64	47	17	6 177	1 354	富山
2 257	313	190	123	70	56	14	6 886	1 608	石川
1 185	240	110	130	69	47	22	4 402	947	福井
1 749	257	140	117	67	52	15	5 045	1 295	山梨
2 591	582	319	263	146	127	19	12 725	2 875	長野
4 233	621	299	322	146	113	33	12 015	2 958	岐阜
9 265	1 026	485	541	210	166	44	22 513	6 299	静岡
30 212	2 172	983	1 189	500	403	97	47 371	11 689	愛知
3 136	519	231	288	104	84	20	10 783	2 830	三重
4 920	361	179	182	88	68	20	8 179	1 803	滋賀
4 358	701	320	381	153	114	39	15 869	4 384	京都
31 192	3 055	1 246	1 809	515	425	90	62 762	18 872	大阪府
13 562	1 521	720	801	327	253	74	34 992	9 413	兵庫
3 462	396	194	202	102	82	20	8 534	2 307	奈良
20	317	138	179	72	55	17	6 020	1 894	和歌山
-69	200	83	117	41	25	16	3 104	979	鳥取
-1 037	187	70	117	33	26	7	3 562	930	島根
2 918	637	232	405	116	94	22	11 316	3 122	岡山
5 512	841	304	537	112	85	27	17 403	4 750	広島
-952	442	208	234	97	74	23	8 181	2 570	山口
-558	230	80	150	37	23	14	4 359	1 286	徳島
553	293	146	147	70	50	20	5 944	1 682	香取
234	445	179	266	89	68	21	8 070	2 596	愛媛
-1 166	278	92	186	52	42	10	4 148	1 669	高松
10 655	1 897	637	1 260	258	198	60	30 412	10 454	福岡
1 049	359	135	224	63	41	22	4 768	1 380	佐賀
1 449	639	217	422	79	60	19	8 101	2 501	長崎
2 155	856	254	602	99	78	21	9 656	3 049	熊本
399	444	140	304	68	50	18	6 483	2 115	大分
1 749	568	175	393	77	46	31	6 177	2 279	宮崎
-25	816	264	552	92	77	15	8 868	2 949	鹿児島
9 233	533	314	219	141	107	34	8 458	3 109	沖縄
233	13	6	7	3	3	-	.	.	外 国
.	16	10	6	10	4	6	.	.	不 詳
6 890	2 130	1 004	1 126	394	313	81	56 298	16 767	(再掲) 東京都
6 038	756	249	507	92	73	19	12 418	4 495	札幌市
5 065	404	143	261	67	54	13	7 092	1 609	仙台市
3 615	244	163	81	63	58	5	5 890	1 753	台山市
13 780	914	467	447	201	164	37	24 574	6 530	千代田市
6 828	357	185	172	91	71	20	10 465	2 462	横滨市
6 809	671	263	408	127	105	22	14 645	4 121	川崎市
2 125	408	177	231	84	68	16	9 304	2 684	京都市
4 484	1 006	369	637	159	128	31	19 885	6 427	大阪市
2 448	444	192	252	75	57	18	9 406	2 748	神戸市
5 075	342	110	232	43	32	11	7 810	2 065	広島市
1 347	355	136	219	56	44	12	6 320	2 452	北九州市
5 669	544	150	394	67	54	13	9 428	2 841	福岡市

第8表 人口動態総覧(率) , 都道府県(13大都市再掲)別

都道府県	出 生	死 亡	乳児死亡	新生児死亡	自然増加
	(人口千対)		(出生千対)		(人口千対)
全 国	9.5	7.3	3.7	1.9	2.2
北海道	8.6	7.2	3.2	1.8	1.3
青森	9.2	8.6	3.2	1.5	0.6
岩手	8.8	8.6	3.1	1.3	0.1
宮城	9.4	6.9	3.4	1.8	2.5
秋田	8.0	9.6	2.6	1.3	-1.5
山形	9.0	9.2	2.9	1.5	-0.2
福島	9.7	8.3	4.2	1.6	1.4
茨城	9.6	7.4	3.4	1.6	2.2
栃木	9.4	7.6	3.8	2.0	1.8
群馬	9.8	7.5	3.1	1.4	2.3
埼玉県	9.9	5.5	4.4	2.3	4.5
千葉県	9.4	6.0	3.7	1.9	3.4
東京都	8.4	6.8	3.9	2.0	1.7
神奈川県	9.9	5.8	3.3	1.8	4.2
新潟県	9.0	8.4	3.8	2.1	0.6
富山県	9.1	8.5	4.1	2.8	0.6
石川県	9.6	7.7	3.4	1.7	1.9
福井県	9.9	8.5	6.1	3.6	1.4
山梨県	10.0	8.0	4.5	2.5	2.0
長野県	9.7	8.5	2.7	1.5	1.2
岐阜県	9.6	7.5	3.9	2.1	2.0
静岡県	9.6	7.1	3.3	1.8	2.5
愛知県	10.7	6.3	3.7	2.0	4.4
三重県	9.6	7.9	2.9	1.4	1.7
滋賀県	10.6	6.8	3.9	2.0	3.8
京都府	9.1	7.4	3.9	2.2	1.7
大阪府	10.3	6.7	3.2	1.6	3.6
兵庫県	10.0	7.4	3.5	1.9	2.5
奈良県	9.4	7.0	3.3	1.9	2.4
和歌山県	9.1	9.1	4.4	2.1	0.0
鳥取県	9.2	9.3	5.0	3.2	-0.1
島根県	8.5	9.9	3.5	1.5	-1.4
岡山県	9.9	8.4	3.6	1.7	1.5
広島県	9.8	7.8	3.0	1.5	1.9
山口県	8.6	9.2	3.9	2.4	-0.6
徳島県	8.6	9.3	5.4	2.8	-0.7
香川県	9.3	8.7	4.2	2.6	0.5
愛媛県	9.1	9.0	4.2	1.9	0.2
高知県	8.4	9.8	5.0	2.2	-1.4
福岡県	9.6	7.5	4.0	2.1	2.2
佐賀県	10.1	8.9	4.6	3.3	1.2
長崎県	9.4	8.5	3.9	2.0	0.9
熊本県	9.4	8.2	3.5	1.4	1.2
大分県	9.1	8.7	3.6	2.3	0.3
宮崎県	9.8	8.3	5.4	3.3	1.5
鹿児島県	9.2	9.2	3.7	1.4	-0.0
沖縄県	12.9	5.7	5.4	2.9	7.2
(再掲)					
東京都	8.1	7.2	3.9	1.9	0.9
札幌市	8.9	5.5	3.3	1.9	3.4
仙台市	10.3	5.1	3.6	1.8	5.2
仙台市	9.5	5.3	3.5	1.1	4.3
仙台市	9.9	5.7	2.7	1.6	4.2
仙台市	11.0	5.3	3.6	2.3	5.7
仙台市	10.0	6.7	3.2	2.0	3.3
京都市	9.3	7.7	3.6	1.8	1.5
大阪市	10.1	8.3	3.7	2.0	1.8
神戸市	8.8	7.1	3.4	2.0	1.7
広島市	10.8	6.2	2.8	1.2	4.6
北九州市	9.4	8.1	4.1	2.4	1.3
福岡市	10.3	5.8	3.8	1.6	4.5

注：1) 死産数を出産数(死産数に出生数を加えたもの)で除している。  
 2) 周産期死亡数を出産数(妊娠満22週以後の死産数に出生数を加えたもの)で除している。

死産 ( 出産千対 ) 1)			周産期死亡 <sup>2)</sup> ( 出産千対 )	婚姻 ( 人口千対 )	離婚	都道府県
総数	自然	人工				
32.1	14.2	18.0	6.4	6.2	1.78	全 国
41.4	15.1	26.3	6.2	6.0	2.23	北海道
35.0	16.5	18.5	7.4	5.4	1.79	青森
42.9	17.1	25.8	6.2	5.0	1.30	岩手
39.8	14.0	25.8	6.8	6.0	1.54	宮城
36.6	15.3	21.4	6.5	4.6	1.42	秋田
35.0	14.3	20.7	6.5	5.3	1.18	山形
37.3	16.0	21.3	6.9	5.7	1.53	福島
31.6	14.4	17.1	6.4	5.9	1.65	茨城
35.2	15.0	20.2	6.4	5.9	1.61	栃木
29.8	13.9	15.9	6.8	6.0	1.60	群馬
28.5	14.6	13.9	6.6	6.4	1.83	埼玉
28.8	16.5	12.3	6.9	6.4	1.87	千葉
31.0	15.0	16.0	6.3	7.0	2.04	東京
26.8	14.1	12.7	6.5	7.2	1.97	神奈川
26.9	13.8	13.1	6.9	5.1	1.20	新潟
30.6	16.6	14.0	6.3	5.5	1.21	富山
26.9	16.3	10.6	6.2	5.8	1.37	石川
28.7	13.1	15.5	8.4	5.4	1.15	福山
28.5	15.5	13.0	7.6	5.7	1.47	山梨
26.8	14.7	12.1	6.9	5.8	1.32	長野
30.2	14.5	15.7	7.3	5.8	1.42	岐阜
28.0	13.2	14.8	5.9	6.1	1.70	静岡
28.9	13.1	15.8	6.8	6.9	1.71	愛知
28.5	12.7	15.8	5.9	5.9	1.54	三重
25.7	12.7	12.9	6.4	6.3	1.39	滋賀
28.9	13.2	15.7	6.5	6.1	1.69	京都
33.2	13.5	19.6	5.8	7.3	2.19	大阪
27.7	13.1	14.6	6.1	6.5	1.76	兵庫
28.6	14.0	14.6	7.5	5.9	1.76	奈良
31.4	13.7	17.7	7.3	5.6	1.61	和歌山
34.5	14.3	20.2	7.3	5.1	1.60	鳥取
27.9	10.4	17.5	5.0	4.7	1.22	根山
32.2	11.7	20.5	6.0	5.8	1.61	岡山
29.2	10.6	18.7	4.0	6.1	1.66	広島
32.3	15.2	17.1	7.3	5.3	1.67	山
31.1	10.8	20.3	5.1	5.3	1.55	徳島
29.9	14.9	15.0	7.3	5.8	1.64	香愛
31.4	12.6	18.8	6.5	5.4	1.73	媛知
39.2	13.0	26.3	7.6	5.1	2.06	高岡
38.4	12.9	25.5	5.4	6.2	2.11	福
38.7	14.6	24.2	7.0	5.4	1.56	佐賀
42.4	14.4	28.0	5.5	5.3	1.63	長崎
46.8	13.9	32.9	5.6	5.2	1.64	熊本
38.5	12.1	26.3	6.1	5.3	1.73	大分
47.1	14.5	32.6	6.7	5.3	1.94	宮崎
47.3	15.3	32.0	5.6	5.0	1.65	鹿児島
31.1	18.3	12.8	8.4	6.6	2.42	沖繩
32.5	15.3	17.2	6.2	7.2	2.13	(再掲)
45.5	15.0	30.5	5.8	7.0	2.52	東京都区部
38.9	13.8	25.1	6.7	7.3	1.66	札幌市
29.3	19.6	9.7	7.7	6.9	2.06	仙台市
27.2	13.9	13.3	6.1	7.4	1.98	千葉市
26.3	13.6	12.7	6.9	8.8	2.06	横浜市
31.0	12.2	18.9	6.0	7.0	1.97	川崎市
30.6	13.3	17.3	6.5	6.7	1.92	名古屋市
38.7	14.2	24.5	6.3	8.0	2.59	京都市
33.8	14.6	19.2	5.9	6.5	1.90	大阪市
28.0	9.0	19.0	3.6	7.1	1.88	神戸市
36.0	13.8	22.2	5.9	6.3	2.43	広島市
40.1	11.0	29.0	5.1	7.5	2.25	北九州市
						福岡市







参 考

表1 人口動態総覧(率)の国際比較

国名	出生率		死亡率		乳児死亡率		婚姻率		離婚率		合計特殊出生率	
	(人口千対)		(人口千対)		(出生千対)		(人口千対)		(人口千対)			
日本	'97)	9.5	'97)	7.3	'97)	3.7	'97)	6.2	'97)	1.78	'97)	1.39
イギリス	'95)	12.5	'96)	10.9	'96)	6.1	'93)	5.9	'93)	3.08	'95)	1.69
イタリア	'96)	9.3	'96)	9.6	'96)	6.0	'94)	5.0	'94)	0.48	'94)	1.26
スウェーデン	'96)	* 10.8	'96)	* 10.6	'96)	* 3.5	'95)	* 4.4	'95)	* 2.54	'95)	1.74
ドイツ連邦共和国	'96)	* 9.7	'96)	* 10.8	'96)	5.0	'95)	* 5.2	'94)	2.04	'94)	1.24
フランス	'96)	* 12.6	'96)	* 9.2	'96)	* 4.9	'95)	* 4.4	'95)	* 1.96	'95)	1.70
アメリカ合衆国	'95)	* 14.8	'95)	* 8.8	'95)	* 7.5	'94)	* 9.1	'94)	4.57	'95)	2.02

注：\* 暫定値である。  
 資料：[1] 日本 人口動態統計月報年計(概数)の概況  
 [2] 外国 出生率・死亡率・乳児死亡率は、UN, POPULATION AND VITAL STATISTICS REPORT, Jan. 1998  
 婚姻率・離婚率は、UN, DEMOGRAPHIC YEARBOOK, 1995  
 合計特殊出生率は、Council of Europe, Recent Demographic Developments in Europe, 1996  
 ただしアメリカは、US, Monthly Vital Statistics Report, June, 1997

表2 分母に用いた人口

① 年齢5歳階級・男女別人口(日本人人口)

年齢階級	総数	男	女
総数	124 963 000 <sup>人</sup>	61 210 000 <sup>人</sup>	63 753 000 <sup>人</sup>
0～4歳	5 903 000	3 024 000	2 879 000
5～9	6 187 000	3 170 000	3 017 000
10～14	7 125 000	3 648 000	3 477 000
15～19	7 941 000	4 072 000	3 869 000
20～24	9 459 000	4 839 000	4 620 000
25～29	9 312 000	4 731 000	4 581 000
30～34	8 093 000	4 099 000	3 994 000
35～39	7 683 000	3 880 000	3 803 000
40～44	8 121 000	4 085 000	4 036 000
45～49	10 711 000	5 367 000	5 344 000
50～54	8 788 000	4 366 000	4 422 000
55～59	8 283 000	4 071 000	4 212 000
60～64	7 667 000	3 708 000	3 960 000
65～69	6 689 000	3 154 000	3 536 000
70～74	5 242 000	2 279 000	2 962 000
75～79	3 507 000	1 315 000	2 192 000
80～84	2 418 000	860 000	1 558 000
85～89	1 308 000	408 000	900 000
90～	525 000	134 000	391 000

資料：「平成9年10月1日現在推計人口」(総務庁統計局)

② 都道府県・男女別人口（日本人人口）

都道府県	総数	男	女
全 国	124 963 000	61 210 000	63 753 000
北海道	5 691 000	2 732 000	2 959 000
青森	1 478 000	702 000	776 000
岩手	1 415 000	680 000	735 000
宮城	2 339 000	1 148 000	1 191 000
秋田	1 204 000	572 000	631 000
山形	1 252 000	605 000	646 000
福島	2 130 000	1 041 000	1 089 000
茨城	2 951 000	1 473 000	1 478 000
栃木	1 980 000	984 000	995 000
群馬	1 990 000	982 000	1 008 000
埼玉県	6 794 000	3 434 000	3 360 000
千葉県	5 800 000	2 923 000	2 877 000
東京都	11 619 000	5 802 000	5 817 000
神奈川県	8 235 000	4 191 000	4 044 000
新潟	2 485 000	1 208 000	1 276 000
富山	1 119 000	539 000	580 000
石川	1 178 000	569 000	609 000
福井	820 000	399 000	422 000
山梨	879 000	433 000	446 000
長野	2 182 000	1 066 000	1 116 000
岐阜	2 087 000	1 013 000	1 074 000
静岡県	3 711 000	1 827 000	1 885 000
愛知	6 832 000	3 419 000	3 413 000
三重	1 833 000	890 000	944 000
滋賀	1 293 000	637 000	656 000
京都府	2 587 000	1 254 000	1 333 000
大阪府	8 633 000	4 236 000	4 397 000
兵庫県	5 355 000	2 585 000	2 769 000
奈良	1 436 000	690 000	746 000
和歌山	1 074 000	510 000	564 000
鳥取	612 000	293 000	319 000
島根	765 000	366 000	399 000
岡山	1 944 000	934 000	1 010 000
広島	2 863 000	1 388 000	1 475 000
山口	1 536 000	726 000	809 000
徳島	830 000	394 000	435 000
香川県	1 025 000	493 000	532 000
愛媛	1 500 000	709 000	791 000
高松	812 000	381 000	430 000
福岡	4 944 000	2 359 000	2 585 000
佐賀	883 000	418 000	465 000
長崎	1 532 000	720 000	812 000
熊本	1 861 000	880 000	980 000
大分	1 225 000	579 000	647 000
宮崎	1 175 000	555 000	619 000
鹿児島	1 790 000	839 000	951 000
沖縄	1 285 000	630 000	655 000

資料：「平成9年10月1日現在推計人口」（総務庁統計局）

13大都市・男女別人口（日本人人口）

13大都市 (再掲)	総数	男	女
東京都区部	7 867 000	3 904 000	3 963 000
札幌市	1 785 000	860 000	925 000
仙台市	969 000	478 000	490 000
千葉市	850 000	430 000	421 000
横浜市	3 301 000	1 680 000	1 621 000
川崎市	1 196 000	624 000	572 000
名古屋市	2 095 000	1 043 000	1 053 000
京都市	1 397 000	673 000	723 000
大阪市	2 483 000	1 227 000	1 256 000
神戸市	1 449 000	700 000	749 000
広島市	1 101 000	538 000	562 000
北九州市	1 008 000	477 000	530 000
福岡市	1 262 000	609 000	654 000

資料：各指定都市及び東京都が推計した平成9年10月1日現在の人口である。

③ 年齢5歳階級別人口（日本人人口）の対前年比較

年齢階級	平成9年	平成8年	対前年増減
総数	124 963 000 <sup>人</sup>	124 709 000 <sup>人</sup>	254 000 <sup>人</sup>
0～4歳	5 903 000	5 925 000	-22 000
5～9	6 187 000	6 330 000	-143 000
10～14	7 125 000	7 285 000	-160 000
15～19	7 941 000	8 181 000	-240 000
20～24	9 459 000	9 691 000	-232 000
25～29	9 312 000	9 135 000	177 000
30～34	8 093 000	7 845 000	248 000
35～39	7 683 000	7 650 000	33 000
40～44	8 121 000	8 506 000	-385 000
45～49	10 711 000	11 115 000	-404 000
50～54	8 788 000	8 434 000	354 000
55～59	8 283 000	8 074 000	209 000
60～64	7 667 000	7 586 000	81 000
65～69	6 689 000	6 532 000	157 000
70～74	5 242 000	4 973 000	269 000
75～79	3 507 000	3 370 000	137 000
80～84	2 418 000	2 373 000	45 000
85～89	1 308 000	1 228 000	80 000
90～	525 000	473 000	52 000

資料：「平成8年10月1日現在推計人口」（総務庁統計局）  
「平成9年10月1日現在推計人口」（総務庁統計局）

④ 年齢5歳階級別人口（日本人女子人口）の対前年比較

年齢階級	平成9年	平成8年	対前年増減
15～19歳	3 869 000 <sup>人</sup>	3 986 000 <sup>人</sup>	-117 000 <sup>人</sup>
20～24	4 620 000	4 739 000	-119 000
25～29	4 581 000	4 498 000	83 000
30～34	3 994 000	3 872 000	122 000
35～39	3 803 000	3 788 000	15 000
40～44	4 036 000	4 229 000	-193 000
45～49	5 344 000	5 541 000	-197 000

資料：「平成8年10月1日現在推計人口」（総務庁統計局）  
「平成9年10月1日現在推計人口」（総務庁統計局）

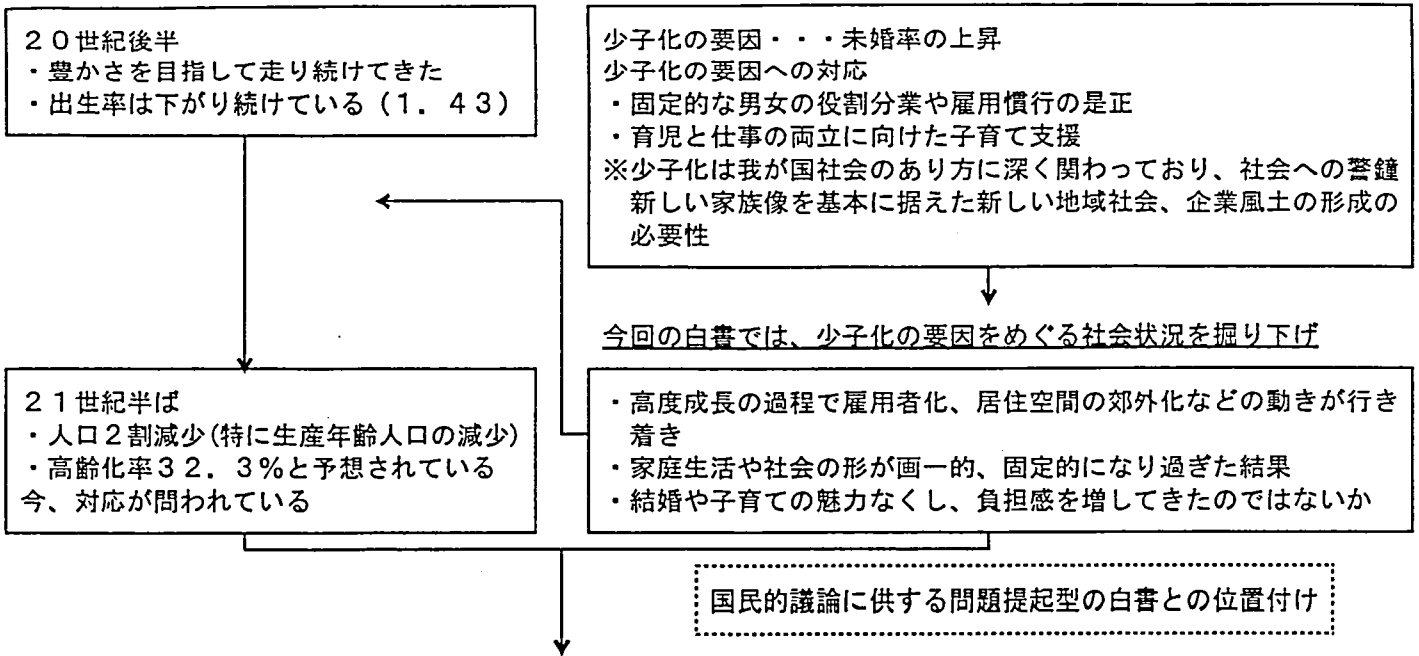




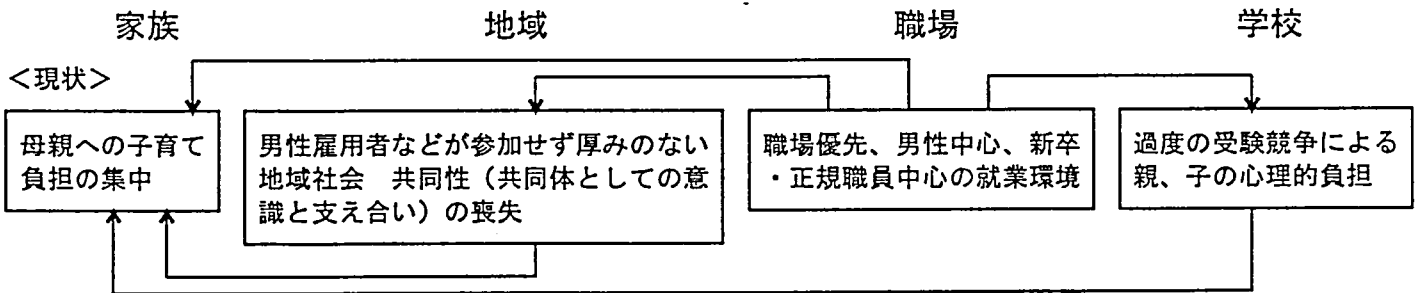
# ＜少子社会を考える＞

## 少子化の進行

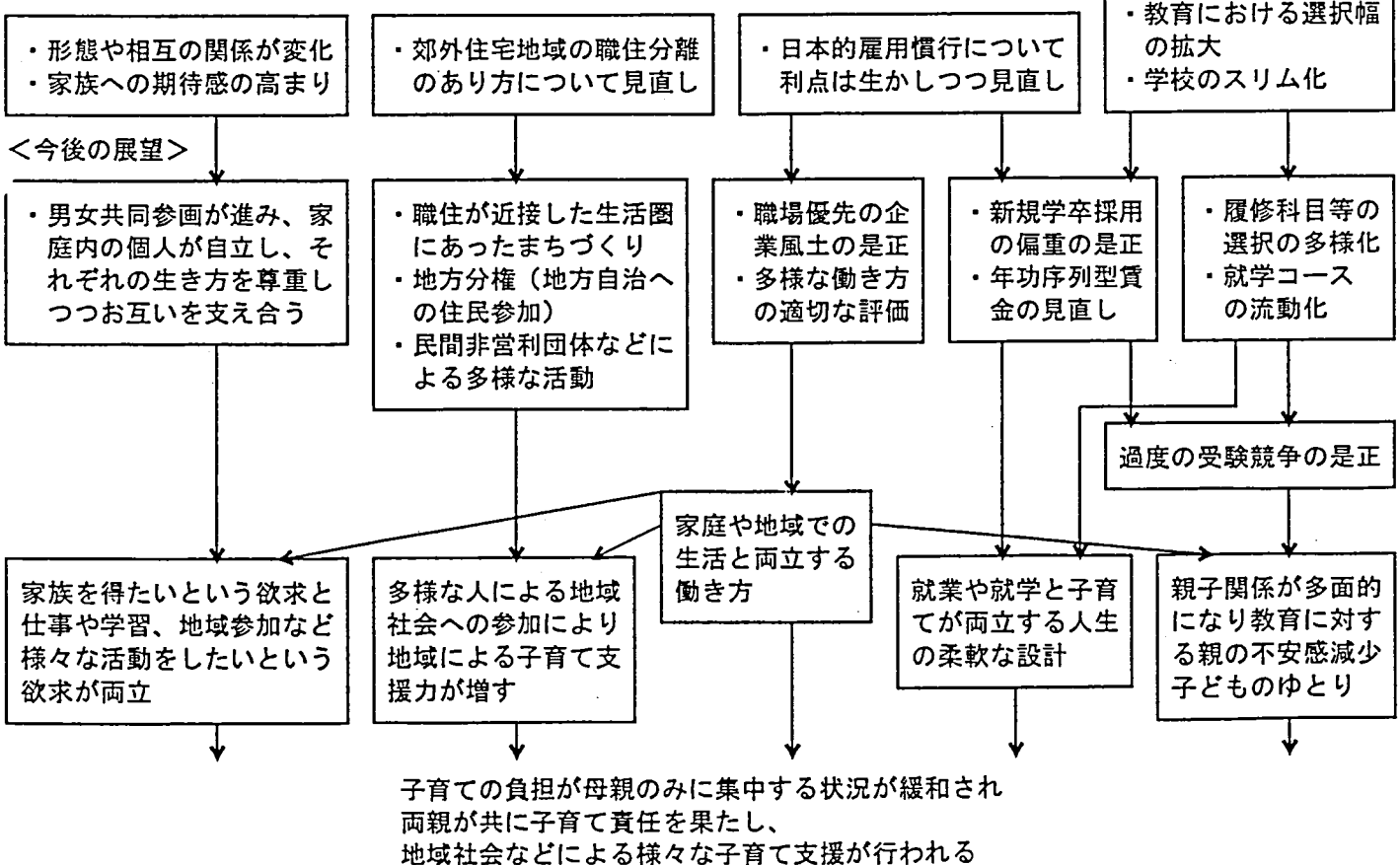
## 人口問題審議会の報告



## ＜今後我々はどのような社会をつくらうとするのか＞



## ＜変化の動きや兆し—多様化、流動化の動き＞



## ＜男女がともに暮らし、子どもを産み育てることに「夢」を持てる社会を＞

# 平成10年版厚生白書の概要

## 第1部 少子社会を考える —子どもを産み育てることに「夢」を持てる社会を—

### 【序章 少子社会を考える】

- 20世紀後半、日本は豊かさを目指して走り続けてきたが、その間、出生率は下がり続けた。日本は、結婚や子育てに「夢」を持ってない社会になっているのではないだろうか。
- 21世紀の第2四半世紀（人口2割減少、高齢化率3割）を見通し、そこに向けてどのような社会をつくらうとするのが、今、問われている。大切なのは、人口が減少し続ける21世紀の日本に、「男女が共に暮らし、子どもを産み育てることに夢を持てる社会」をどのようにつくっていくか、ではないだろうか。
- 少子化の要因への政策的対応の中核は、固定的な男女の役割分業や雇用慣行の是正と、育児と仕事の両立に向けた子育て支援。これらは着実に推進されることが必要。
- 少子化の要因を生んでいる社会状況を更に掘り下げて考えてみれば、出生率の低下は、20世紀後半の経済成長の過程で進行した雇用者化、居住空間の郊外化などがいわば行き着くところまで行き着き、多くの国民の生活や社会の形が画一的・固定的になり過ぎた結果、結婚や子育ての魅力がなくなり、その負担感が増してきたところに、根本原因があるのではないだろうか。
- とすれば、出生率の回復を目指し「男女が共に暮らし、子どもを産み育てることに夢を持てる社会」をつくる取組みとは、いろいろな役割を持つ自立した個人が、相互に結びつき、支え合い、「家庭、地域、職場、学校」といった生活に深く関わる場に多様な形で関わっていけるような社会をつくることではないか。言い換えれば、現在、社会の至るところにみられ始めた多様化・流動化の動きを活かし、個人の自立を基本にした「多様性と連帯の社会」をつくることが求められるのではないだろうか。
- 以下、少子化が進行した20世紀後半特に最後の四半世紀を振り返るとともに、「子どもを産み育てることに夢を持てる社会」を形づくる自立した個人の生き方を尊重し、お互いを支え合える家族、自立した個人が連帯し支え合える地域、多様性のある生き方と調和する職場や学校の姿を展望していただくことをねらいとした。  
本白書では、人口問題審議会の報告を踏まえ、少子社会について更なる問題提起を試みた。今後の国民的論議を期待。

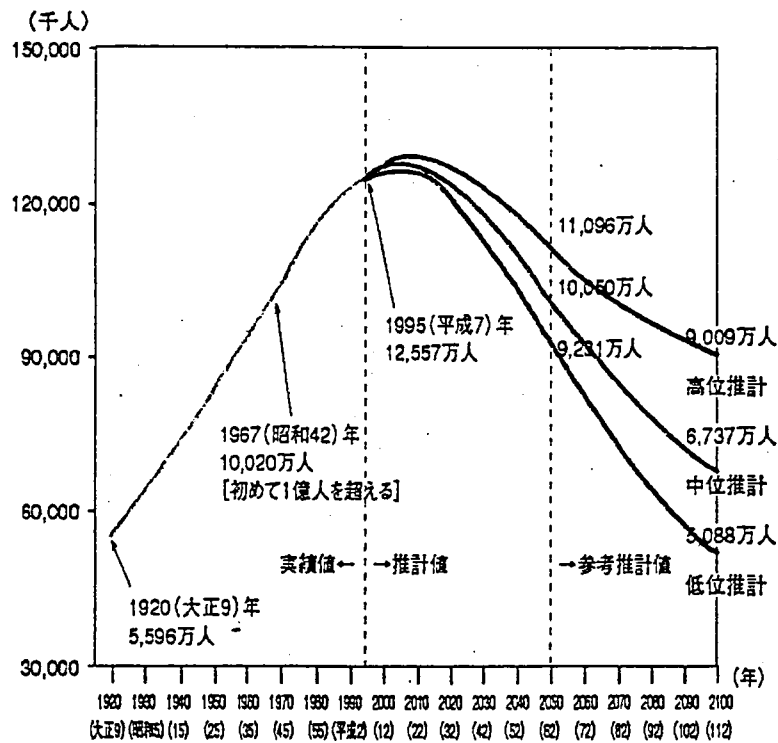


## 【第1章 人口減少社会の到来と少子化への対応】

### I. 人口減少社会の到来 (P8~17)

- 1996 (平成8) 年の合計特殊出生率は1.43。21世紀初頭、我が国の人口は減少に転じ、以後21世紀を通して減少を続け、2100 (平成112) 年には約6,700万人、老年人口割合は21世紀半ばまで上昇を続け、2050 (平成62) 年には32.3%まで上昇すると見込まれている。
- 少子化がもたらす経済面の影響として、労働力人口の減少、経済成長を制約するおそれ、現役世代の負担の増大、そして、現役世代の手取り所得の低迷が予想される。また、少子化がもたらす社会面の影響として、家族の形態の多様化が予想されるとともに、子どもの健全な成長への影響、住民に対する基礎的なサービスの提供等について懸念される。
- 少子化がもたらすマイナスの影響をできるだけ少なくするために、人口成長を前提として組み立てられてきたこれまでの社会の様々な枠組みを新たな時代に適合したものへと早急に組み換えることが求められている。
- しかし、第二次ベビーブームの団塊ジュニア世代が後期高齢期に入る21世紀半ばを視野に入れると、人口減少社会の姿は相当深刻な状況が予想されるといわざるを得ない。

図 我が国の総人口の見通し

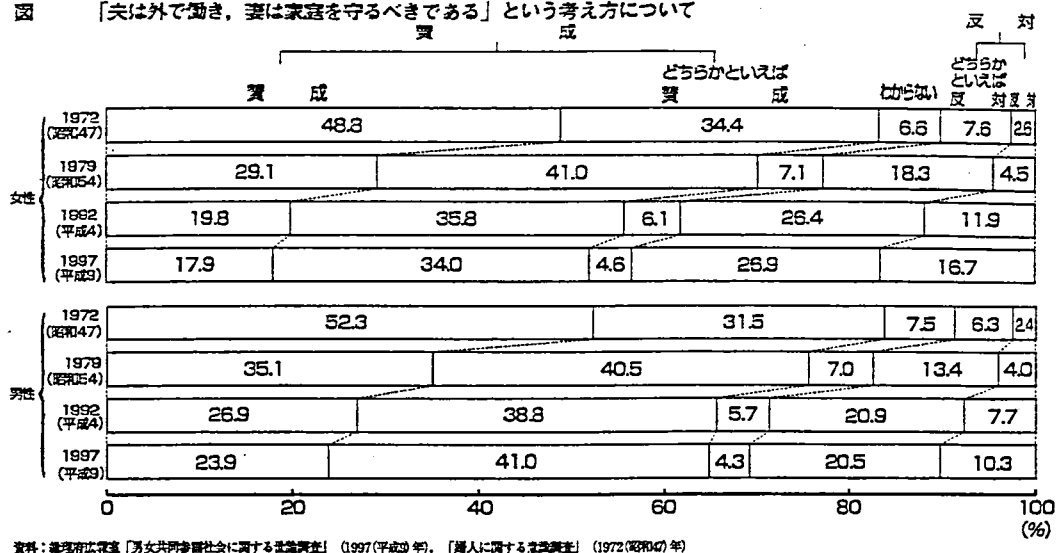


資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 (1997 (平成9) 年1月推計)」

## Ⅱ. 少子化の要因とそれを巡る社会状況 (P18~41)

- 戦後の出生率安定期（1950年代半ば～1970年代半ば）は、総人口の増加、経済の高度成長、雇用者化、日本型雇用慣行の普及、郊外住宅地の形成、核家族化・専業主婦化の進行、高等教育の普遍化など社会が一定の方向へ急激に変化した時代。  
また、1970年代半ばころの日本は、「男は仕事、女は家庭」という男女の固定的役割分業が最も徹底された社会だった。
- この時期の若い女性にとって、サラリーマンと結婚し、煩わしい近所付き合いもなく、仕えるべき舅・姑もない、郊外の綺麗な住宅団地での専業主婦生活は夢。
- しかし、夢の郊外住宅団地での専業主婦生活の現実には、決してバラ色ではなく、子どもが小さい間は、アパートの一室で育児書を片手に一日中一人で乳幼児と向き合うという状況が、妻たちの孤独感、負担感を生み、子どもが学校に上がるようになると、子どもの教育が、妻の時間と関心を受け止めるようになった。しかし、子育て終了後の40歳代後半の妻たちは、役割を失い、喪失感に悩むようになる。  
役割分業型家庭生活の中で、女性には漠たる不満が生まれ、それが一つには既婚女性のパート（非常勤）就労、カルチャーセンターや生協活動などにつながり、もう一つには未婚女性たちの結婚先延ばし、晩婚化の進行につながったのではないだろうか。
- 団塊の世代に続く昭和30年代生まれの女性たちにとって、郊外専業主婦生活は、それだけでは「夢」ではあり得なくなった。生活のために結婚しなければならないという制約から解放され、「付加価値のある結婚生活」をさせてくれる相手をじっくり選ぶことが可能となったことが、晩婚化につながっていったと考えられる。
- 晩婚化が進んでいった1980年代後半以降、雇用者化、居住空間の郊外化などが更に進行。  
雇用者化が進んだ職場においては、家庭よりも仕事を優先させることを求める企業風土が維持され、夫の子育て支援は期待できない状況。  
また、生活空間の郊外化の中で、地域社会は子育て支援の力に乏しく、兄弟姉妹による子育ての相互支援機能も失われ、子育ての負担が母親に集中してかかる状況は一層進行。
- こうした状況の下、仕事と家事・育児の両立を志向する女性には極めて負担が重く、専業主婦にとっても一人で終日子育てに追われ、自分の時間を持つことが困難な「優雅」なものではない結婚の現実。さらに、学（校）歴偏重社会は、母親にも大きな負担。
- 昭和40年代生まれの女性にとって、結婚は、夢や希望の感じられるものではなくなってきた。豊かさを享受してきたこの世代にとって、「豊かで居心地の良い結婚生活」を確信できない結婚にはなかなか踏み切れない。  
この世代は、「結婚は個人の自由」といいながら、「いずれは結婚したい」という気持ち自体はあるが、結婚に対し、積極的な夢や希望を見い出せないまま、自由気ままな未婚の「今」を楽しみ、結婚を先送りすることで、晩婚化が進んでいるのではなかろうか。

図 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について



## ■ 新・専業主婦志向 ■

- ① 結婚における「ガラスの天井」は40歳にある。この上には結婚願望は存在しない(40歳を過ぎると、生活の変化は、もう面倒くさい)。
- ② 25歳以下は30歳までに、30歳を過ぎると35歳までに、35歳を過ぎると40歳までにはと、結婚目標年齢は3段階の節目で先延ばしされていくが、40歳から先はない。したがって結婚は出産可能年齢を強く意識したライフコース上のイベントであることが分かる。
- ③ 結婚というイベントに至る手続きとして「恋愛」が、更にそれに至る契機として「自然な出会い」が必要とされる。「自然な出会い」によって女性は「恋愛」状態に陥るのであり、次に「恋愛」の延長線上に「結婚」が待ち受けている、という認識が共有されている。
- ④ 配偶者に対しては、何よりも「十分な給料」と「家事への協力」が要求される。女性が主婦になるためには、自分の分の給料は犠牲にしたのだから、男性に経済力を求めるのは当然であると考えられている。こうしてみると、いわゆる3高(高身長、高学歴、高収入)に替わって3C[comfortable: 十分な給料, communicative: 理解し合える, corporative: 家事に協力的]が結婚相手の条件として浮上しているようである。
- ⑤ 生活のために働く(パート)、男性に伍して働く(キャリアウーマン)など既成の働き方への忌避が強まっている。しかし、社会とはつながってほしい。憧れの職業は、エッセイスト、ライター……
- ⑥ 新性別役割分業の台頭。「男は仕事、女は家事」から「男は仕事、女は仕事と家事」を経て、今や「男は仕事と家事、女は家事と趣味(的仕事)」という分業志向に突入し、いわば「新・専業主婦志向」ともいうべき志向が強まっている。
- ⑦ 出産と育児は体験価値のあるイベント、一度はやってみたいが二度やるともう十分、一人っ子は可哀相なので2人は欲しい、エネルギーは「自己実現」のために温存したい、と考えられている。

(注) 都市部に居住する20歳代30歳代の未婚女性52名を対象とした面接調査の結果に基づく。

資料：平成9年度厚生科学研究所「女性の未婚率上昇に関連する意識についての調査研究」(研究代表：小倉千加子 愛知淑徳大学教授)

### Ⅲ. 少子化の要因等への対応 (P42～45)

- 人口減少社会の深刻さを軽減するために出生率回復を目指した取組みをするかどうかは、最終的には国民の選択。そして、出生率回復を目指す取組みとは、結婚や子育てに個人が夢を持てる社会をつくることにほかならない。

このような取組みにより、今後、出生率が回復するとしても、それが生産労働力人口として反映されるのは、おおむね21世紀の第2四半世紀から。少子化への対応に取り組むのならば、その対応は今から始めなければならない。

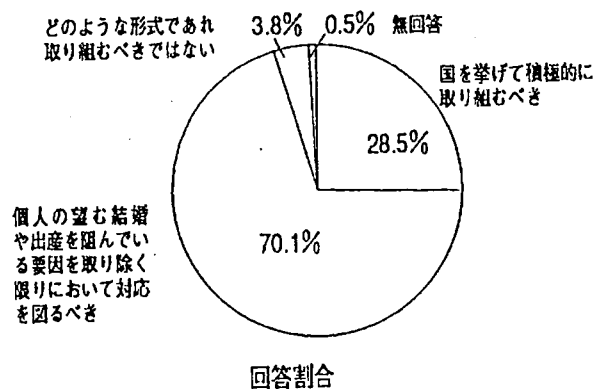
- 出生率回復を目指した取組みをするとしても、妊娠・出産に関する個人の自己決定権を制約したり、個人の生き方の多様性を損ねてはならない。

- 男女が共に暮らし、子どもを産み育てることに夢を持てる社会とは、多様な価値観を持つ男女が、それぞれの生き方を尊重し合い、従来の固定的な役割分業にとらわれることなく、共に子育てに責任を持ちながらその喜びも分かち合うような新しい家族像を基本に据え、そのような家庭を形成・運営する個人を、地域、職場、学校更には社会全体で支援していくような社会なのではないだろうか。

そのためには、画一性・固定性から多様性・流動性へと大きく移行し始めた変化や改革の動きを、このような社会をつくる方向へと活かしていくことが大切なのではないか。

- このような観点から、次章以下、幅広く、家族、地域、職場、学校の新たな姿を、近年の変化や改革の動きも踏まえ、展望。

図 政府が出生率回復に取り組むことについて、どのようにお考えですか



資料：平成9年度厚生科学研究「少子化社会における家族等のあり方に関する調査研究」

## 【第2章 自立した個人の生き方を尊重し、お互いを支え合える家族】

### I. 近年の家族の変化、結婚、妊娠・出産 (P46~69)

- 夫婦と子どもからなる核家族世帯は、今や家族構成の典型でなくなりつつある。一方、単独世帯は一貫して増加し続け、4世帯に1世帯は単独世帯。
- 今日、家族に求める役割として情緒機能が重視されてきている。また、「一番大切に思うもの」は「家族」である。
- 未婚男女の約9割が「いずれ結婚するつもり」としているものの、平均初婚年齢は上昇し続け、適齢期に対する意識も薄れてきている。
- 夫婦同姓の歴史は意外に浅く、100年足らずのこと。選択的夫婦別姓の導入については、これから結婚を控えた若い年代層で改正容認派が多くなっている。
- 10代の中絶が増加している状況は避妊を含めた性に関する知識の普及の必要性を、既婚女性の中絶が多い状況は確実な避妊方法の普及の必要性を強く浮かび上がらせている。  
避妊に関する知識の普及や性に関する相談を含め、妊娠・出産に関する教育や相談体制の充実が求められる。
- リプロダクティブヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）の概念を踏まえた女性の生涯を通じた健康支援と自己決定の尊重が求められている。

### II. 夫婦 (P70~81)

- 夫婦の約半数は共働き、子どもの年齢が低い層では片働きが多い。また、夫の所得が高くなるほど、妻の有業率は下がる。
- 妻が常勤（フルタイム）就業で夫と均等に家計費を負担している場合でも、家事は妻が中心。  
また、家庭の日常的な細々とした家計管理責任は、夫と均等に家計費負担をしている場合でも主に妻が担っている。夫婦の就業分担、家計費分担が進む中で、決して負担の小さな家計の管理責任のあり方についても考えていく必要があるのではないか。

### Ⅲ. 母親と子 (P82~87)

- 育児についても母親がその大半を担っており、「夫は仕事、妻は家事も育児も仕事も」といった女性が二重、三重に負担を負う状況。
- 戦後の高度経済成長期を通じて、居住空間の郊外化、核家族化が進む中で母親が一人で子育てに専念することが一般化。普遍的なものを受け止められがちな「母親は子育てに専念するもの、すべきもの」との社会的規範は、戦後の数十年の間に形成されたに過ぎない。
- 子育てにおける「母性」の果たす役割が過度に強調され、絶対視される中で、「母親は子育てに専念するもの、すべきもの」という社会的規範が広く浸透。  
しかし、妊娠・出産・哺乳が母親（女性）に固有の能力であるとしても、例えば、おむつを交換する、ごはんを食べさせる、本を読んで聞かせる、お風呂に入れる、寝かせつけるといった育児の大半は、父親（男性）によっても遂行可能。
- 子育てについては専業主婦により高い不安傾向。家に閉じこもって、終日子育てに専念する主婦は、子育てについて周囲の支援も受けられず、孤独感の中で、子ども中心の生活を強いられ、自分の時間が持てないなどストレスをためやすいためではないか。
- 母親が子育てに重圧やストレスを感じながら子どもに接することは、子どもの心身の健全発達に好ましくないことはいうまでもなく、児童虐待という事態に至ることもある。母親と子どもが過度に密着することの弊害も色々と指摘されるようになってきている。  
母親の育児不安を解消するには、できる限り多くの人が子育てにかかわる中で、母親自身も過度の子どもとの密着関係を見直すことが必要。
- これらのことを踏まえれば、三歳児神話（子どもは三歳までは、常時家庭において母親の手で育てないと、子どものその後の成長に悪影響を及ぼす）には、少なくとも合理的な根拠は認められない。
- 乳幼児期という人生の初期段階は、人間（他者）に対する基本的信頼感を形成する大事な時期であるが、この信頼感は、乳幼児期に母親が常に子どもの側にいなければ形成されないというものではない。  
両親が親として子育て責任を果たしていく中で、保育所や地域社会などの支えも受けながら、多くの手と愛情の中で子どもを育てることができれば、それは母親が1人で孤立感の中で子育てするよりも子どもの健全発達にとって望ましい、ともいえる。大切なのは育児者によって注がれる愛情の質。
- 子育てについての過剰な期待や責任から、母親を解放していくことが望まれる。そうすることが、結果的には、母親が心にゆとりをもって豊かな愛情で子育てに接することにつながり、よりよい母子関係が築かれることにつながると考えられる。

#### IV. 父親と子 (P88～91)

- 父親が子どもと一緒に過ごす時間は短く、存在感も希薄。父親の育児参画意識は高まってきているが、仕事が優先されている。
- 子育てに父親が積極的に参画、分担することによって、母親の子育て負担を軽減していくことが望まれる。  
これは、単に母親の負担を軽減する、ということではなく、「親」として本来果たすべき子育ての役割を担う、ということ。そのことを通じて、子どもの心身の健全な発達への期待とともに、父親自身が子育ての喜びを味わう機会を取り戻すということ。

#### V. 家庭における子育て (P92～95)

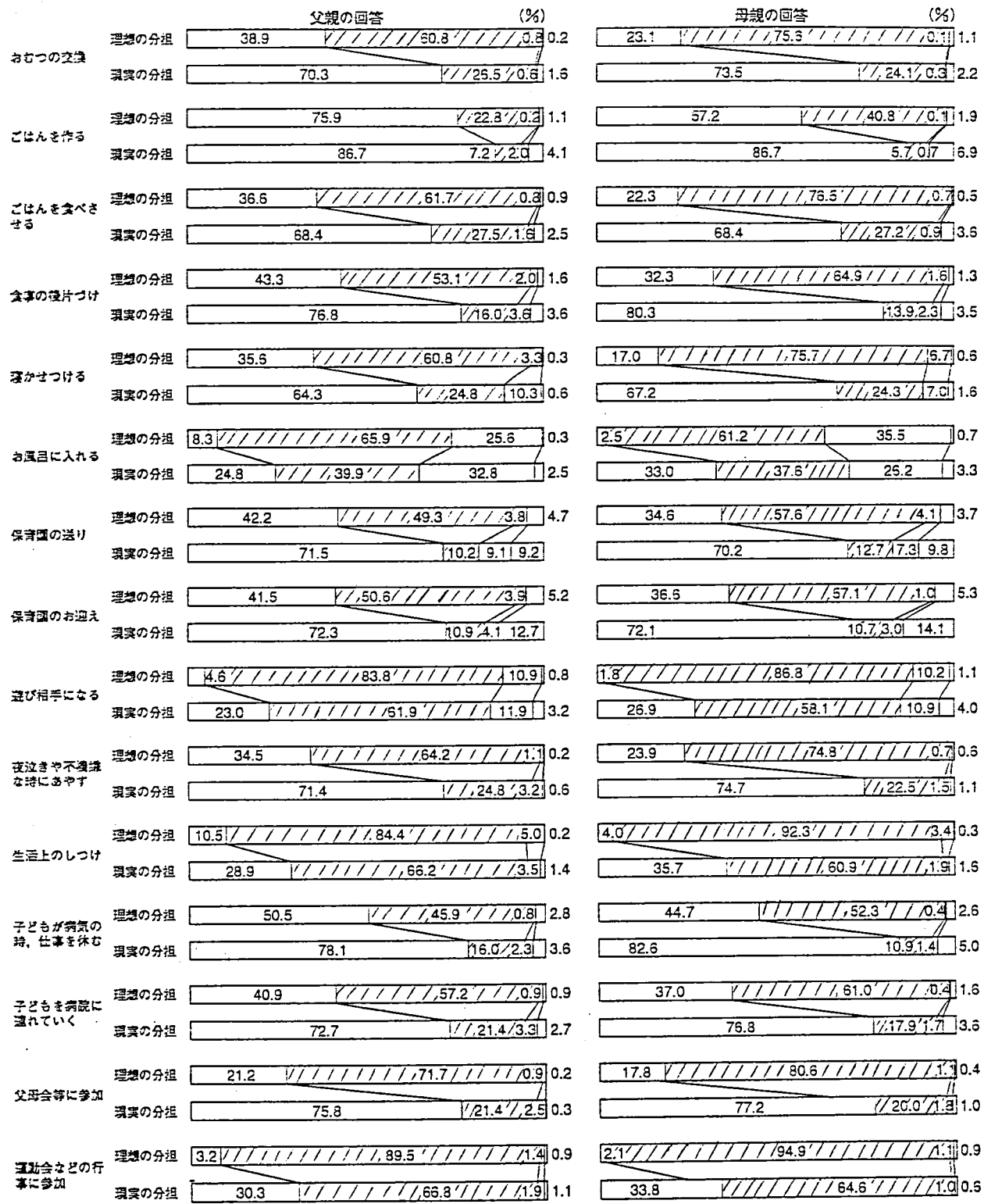
- 親には、子どもをあるがままに肯定し受容する優しさ、包容性（＝母性原理）と子どもに理念や社会の規則を教える厳しさ、規範性（＝父性原理）を持って子育てすることが求められる。
- 近時、「父性原理」が欠如しがちであることが子どもの成長に悪影響を及ぼしているとの指摘がなされ、子育てにおける父親の役割の重要性が叫ばれている。  
父親も母親もこの両方の原理を持ち得るが、夫婦が共に子育てを担う中で、親として求められる優しさと厳しさという二つの態度を持って子どもと接することが求められる。
- 家庭の中で、子どもは勉強してさえいれば後は甘やかされ、社会生活を営む上で当然必要とされるべきことなどを教え込まれず、親から本気で叱られた経験に乏しいことが、叱られるとすぐに「キレてしまう」子どもたちをつくる一因になっているのではないかと。  
家庭においては、基本的な生活習慣、善悪の判断能力などのしつけについては、徒らに学校に依存しようとせず、家庭教育の最も重要な役割のひとつとして、その役割を果たしていくことが期待される。

表 6歳未満の子どものいる世帯の夫婦の一日の育児時間(時、分)

		週全体	平日	土曜日	日曜日
育児時間	夫	0:17	0:10	0:29	0:38
	妻	2:39	2:47	2:29	2:09
(参考) 家事関連時間	夫	0:37	0:20	1:02	1:32
	妻	7:31	7:41	7:28	6:46

(注) 家事関連時間は、「家事」「介護・看護」「育児」「買い物」の合計。  
資料：総務庁統計局「社会生活基本調査」(1996(平成8)年)

図 保育園児を持つ家庭における子育ての役割分担



(注) 都内6カ所 新潟県内5カ所 岩手県内2カ所の計13カ所の保育園を対象 (回答数 母親714 父親652)

資料: 厚生省委託研究「保育園児を持つ家庭における子育ての役割分担に関するアンケート」(1997(平成9)年度, 野村総合研究所)



## VI. 成人した子と親の関係 (P104~107)

- 親と同居し、親に依存する期間は長期化。自立しない生き方を許容する風潮は、独立した一人の人間として自らの生き方に責任や希望を持つことのできない人間ばかりを作り出し、そのような社会に希望は持てないのではないかと問題視する向き、他方、個人の生き方の選択の問題であり、親と子の双方が満足であれば、望ましいとの意見もある。
- いずれにせよ、少子・高齢化の進展という社会の変革期にあって、これからの若い世代には、好むと好まざるとに関わらず「自立」が問われ、結婚前であっても早期に親から自立して生きていく必要に迫られていくのではないかと。

## VII. 家庭内暴力 (P110~115)

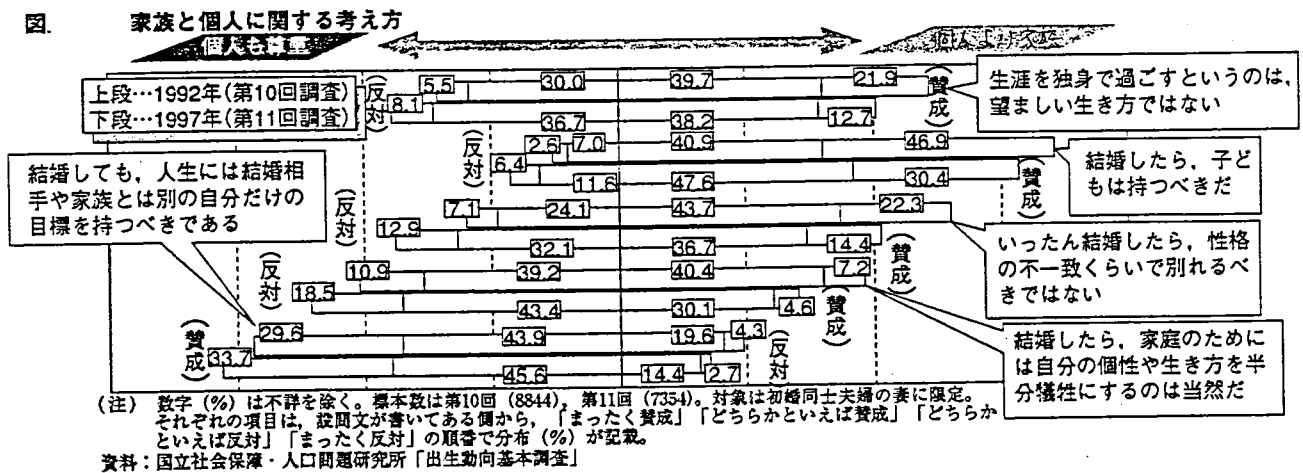
- 家庭内暴力は、母親への家事・育児責任の過度の集中、子どもに対する学業成績による画一的評価など家族内の特定の者への行き過ぎた役割・期待の集中や家族間の対等でない関係が招いている側面。
- 家族内の特定の個人への過度の負担集中、依存を改め、個人ができる限り自立しつつ、家事・育児などの家族内での責任をバランスよく担うことが、家庭暴力の予防につながるのではないかと。

## VIII. 今後の社会保障制度の設計 (個人単位と世帯単位の設計) (P116~119)

- これまでの被用者保険制度(健康保険制度、厚生年金制度)は、基本的に世帯単位で設計がなされてきた。このような設計は、専業主婦世帯が一般的であったという実態や家族のあり方に対する社会全体の評価や見方を踏まえて構築されたもの。
- 社会保障制度の個人単位化には様々な問題があるが、女性の就業が時代の要請となり、また、生き方の多様化が進む中で、世帯単位の色彩を強く持った現行の制度の設計が様々な問題を抱えていることには間違いなく、今後引き続き国民全体でそのあり方についての議論を深めていくことが必要。

IX. 家族の将来像 (P120~123)

- 休日のない家事を担う妻（母親）にとって、家庭は安らぎの場であるとはいえなくなっているのではないだろうか。そして、女性が社会進出する一方で女性の家庭内での責任が何ら軽減されないまま、「男は仕事、女は仕事も家庭も」という新たな男女の役割分業は、女性に一層の負担感をもたらしているのではないだろうか。  
一方、行き過ぎた役割分業の下で、家庭を省みず仕事に没頭する夫（父親）、受験競争に忙しい子どもにとっても、家庭は身の回りの世話を受けるだけの場所になってしまい、お互いの交流のない潤いのないものとなってしまっているのではないだろうか。
- 個人が家族を得たいという欲求と仕事や学習、地域参加など様々な活動をしたいという個人としての欲求の実現とを両立させるためには、個人それぞれが自立し、尊重し合い、お互いを思いやるとともに、お互いに過剰な期待や責任を負わせることなく、家族としての責任を分担し合い、支え合う態度が求められる。
- これからの家族を支えるためには、男女が共に家族内での責任を果たすとともにその喜びを分かち合い、そして就業している者にとっては職業上の責任との両立を可能とする男女共同参画社会の実現が必要。また、社会の仕組みを、自立した個人の生き方を尊重し、お互いを支え合える家族像に適合するものに改めていく必要に迫られている。



## 【第3章 自立した個人が連帯し支え合える地域】

### I. 都市部の地域社会 (P126~133)

- 1950年代後半から1970年代前半にかけて、都市の郊外に大規模な住宅地が次々と開発されていった。  
その郊外住宅地域の姿は、年齢も家族構成も生活様式も極めて似通った住民から成り立ち、人間関係は希薄で、地域社会の共同体意識は低い。地域社会への参加は、専業主婦中心、雇用者は参加しにくい状況で、地域社会は多様性や厚みがない。
- 都市部において地域社会に共同性（共同体としての意識と支え合い）を取り戻すには、職住を分離するのではなく、できるだけ生活圏にあったまちづくりを進めることが求められる。  
職住を近接させることによって、地域を、単に寝るためだけに帰るまち（ベッドタウン）ではなく、仕事をし、生活し、子どもを育てるところとする人々が増え、そこへの帰属意識、参加意識が高まることが期待される。このことは、地域社会を多様性ある豊かな厚味のあるものとしていくと考えられる。
- 都市中心部でも、居住人口の減少、家内工業や小規模商店の閉鎖などにより、地域社会の共同体意識が低下。空洞化が進む中心市街地の活性化が必要。中心市街地の再生の試みも進められている。

### II. 農村部の地域社会 (P134~141)

- 農山村では、過疎化、高齢化が進展。伝統的な地域共同体、親族共同体が残存。画一的な個人の生き方や家族のあり方を求める地域風土が根強い。
- 農村部における「結婚難」は、子育ての負担よりも、多様な生き方、家族のあり方を受け入れず、画一的な「農家の嫁」であることを求める地域風土に原因があるのではないか。
- 「結婚難」のため、1980年代半ばごろから農村部においてアジア地域などの女性との国際結婚が急速に広がり始めた。  
農村部における国際結婚が一般的に問題があるというわけではないが、日本の若年女性には受け入れられにくい家庭や地域の間人間関係を改善することなく、事情に疎い他国の女性に替わりを求めるような形での結婚のあり方は見直されるべき面があるのでなかろうか。
- 若年女性が憧れるような農村の実現のため、家庭や地域の間人間関係や習慣のあり方を改善することが求められている。
- 近年、都市を始めとした他地域との広域連携や交流が様々に進められる中で、多様な価値観や生き方を受け入れる風土が地域に形成され始めている。  
今後、異なる生活の仕方を受け入れ尊重する新しい地域風土の形成がさらに進んでいくことが求められる。

### Ⅲ. 住民参加と分権型社会 (P142~153)

- 雇用者が急速に増加してきた中で、雇用者には、職場に対する強い帰属意識や通勤時間の長さなどから、地域社会の様々な活動に積極的に参加するための時間と意欲に乏しい人が多いという現状。しかし、徐々にではあるが、雇用者の地域活動への参加も始まっている。
- 民間団体の非営利活動では、例えば住民参加型在宅福祉サービスにみられるように、公的サービスの提供者と受益者、営利事業者と顧客という関係ではなく、住民が同じ住民としての立場で一緒に取り組むという水平の関係で活動を展開できることが、人間の優しさや創造性を誘い出すといわれている。  
民間団体の非営利活動のあり方は、自立した個人が連帯し支え合える新しい共同性（共同体としての意識と支え合い）を地域に生み出すものとして期待される。
- 民間非営利団体の多元主義的な活動は、個人の多様な生き方、家族の多様なあり方を尊重する形での新たな共同性を地域社会に生み出すものとして、大きく期待される。
- 地域社会の子育て支援力が増すためには、何よりもまず地域住民が自らの住む地域社会への関心を高めることが重要。そのため、住民サービスを直接に提供する地方自治体へ住民が関わっていくことが必要。  
今まで以上に住民にとって参加する意欲の湧く自治体にするという意味でも、地域のことは地域で決められる分権型社会への転換が求められる。特に、住民に最も近い存在である市町村への権限委譲の推進が重要。

### Ⅳ. 子育てサービス (P154~165)

- 就学前の保育サービスの中核は認可保育所。サービスの多様化は進んでいるものの、認可保育所以外のサービスは少ない。
- 認可外保育施設は、認可保育所が応えていない多様な需要に対応しているが、質のばらつきが大きい。認可保育所以外の保育サービスでは、基本的に利用者の負担により賄われている。
- 今後、認可保育所の保育サービスの充実や多様な民間主体の活用によるサービスの多様化が求められる。
- 利用者の保育需要が多様化する中で、地域による子育て支援の一層の展開を図るためには、効率性、公平性の観点も踏まえ、保育サービスに対する公的助成がどのようにあるべきかについて、検討することが必要。

## V. 地域における子育て相談 (P166~169)

- 最近の少年非行の増加・凶悪化の背景としては、社会的環境のみならず、家庭における子育てのあり方も要因と考えられる。少年本人に対する相談支援にとどまらず、関係機関が連携しながら親をはじめとする家庭に対して総合的な支援を行うことも重要。

相談支援機関においては、単に相談に来るのを待ち構えているばかりでなく、地域に根ざした積極的な子育て相談の実施や情報の提供を行うとともに、相互に十分に連携を図るなど総合的な相談体制を整備することが必要。

# 【第4章 多様な生き方と調和する職場や学校】

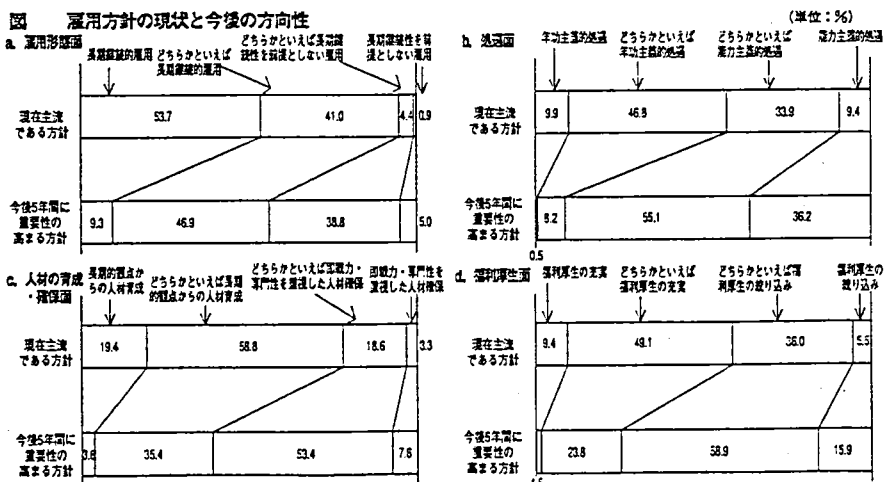
## 第1節 職場

### I. 職場をめぐる変化 (P172~175)

- 就業者の8割以上は雇用者、雇用者の年齢構成は高齢化、失業率は近年上昇。経済の基調は低成長に変化し、従来のような高成長は期待し難い。  
若年労働力が減少し、今後は労働力人口も減少。国際競争が本格化し、情報通信が高度化。

### II. 日本的雇用慣行と日本の企業風土 (P176~178)

- 日本的雇用慣行（一般に、長期雇用を前提に、新規学卒者一括採用、企業内訓練、年功序列型賃金等により特徴付けられる雇用慣行）は、成長人口、高度成長経済という条件の下、企業・雇用者の双方に利点のあるものとして、戦後の日本の企業に広く普及し定着。
- 日本的雇用慣行は、雇用の長期安定をもたらすという利点がある一方、職場での強い一体感、職場の仕事や人間関係を優先する企業風土をもたらし、日本的雇用慣行の基幹労働力である男性雇用者から、家庭や地域での活動に参加する時間的・心理的ゆとりを失わせ、その結果、女性に子育て負担が集中し、地域社会の人間関係が希薄になるなどの問題が生じているのではないか。
- 日本的雇用慣行の下で、女性にとって、結婚や子育てのための離職がその間のみでなく復職後も含めた収入減少につながっている。こうしたことが、未婚率上昇の要因の一つとなっているのではないか。
- このように少子化をもたらす要因に関わる諸問題を生んでいるのではないかと考えられる日本的雇用慣行について、雇用の安定を保障しつつ、自立した個人の生き方とどう調和させるかという観点から問い直す必要があるのではないか。



資料：経済企画庁調査局景気統計調査課「日本の経営システムの再考～企業行動に関するアンケート調査報告～」（1998（平成10）年4月）

### Ⅲ. 職場優先の企業風土 (P178~183)

- 長期雇用、年功序列という慣行の下、同期横並びで比較的時間をかけて選抜していく雇用管理が、競争をより長期化させている面があり、こうしたことが家庭より職場の都合を優先させる企業風土を生み出していると指摘されている。

さらに、個人を、個人の業績中心というより勤務態度や意欲に重点を置いて評価する慣行が、定時を過ぎても帰りにくかったり、有給休暇を取りづらい職場の雰囲気を生んでいるとの指摘がある。

- 追いつけ型経済の終焉や国際競争の本格化により、集団に協調するだけでなく、個々人が、業務遂行における自立性や自己完結性が求められる。

このような状況の下で、職場の都合を最優先する意欲、態度を過度に評価するような雇用管理のあり方については見直すべき時期。めりはりのある効率的な働き方を進めるなど、多様な取組みを通じて、職場優先の企業風土を是正することが求められている。

### Ⅳ. 採用方法・年功序列型賃金 (P184~191)

- 新規学卒者の一括採用の偏重は、学校歴偏重につながりやすく、受験競争を激化させるひとつの誘因となっていると考えられる。

また、中途採用枠が十分でないことなどにより、子育てにより一旦職を離れた後、再就職する場合に、処遇の低い職にしか就けないといった問題も生じている。

- 新規学卒に偏った採用を見直し、採用時の年齢制限を撤廃し、中途採用枠を拡大していくことが求められる。

- 年功序列型賃金制度は、雇用者にとって長期的な生活設計が立てやすいという利点はあるが、転職や子育てのための就業中断の費用を過大にしており、企業も能力のある人材を外部から得にくくなっている。

また、女性が継続就業しにくい企業風土を生んだり、企業にとって、高齢者の就業の費用を過大にしている面があり、それが女性の長期就業や高齢者の継続就業を阻んでいるというような問題も生じている。

- 年功序列型賃金制度については、年齢による賃金勾配をなだらかにする、業績評価の比重を高めるなど、見直しの必要性が増していると思われる。

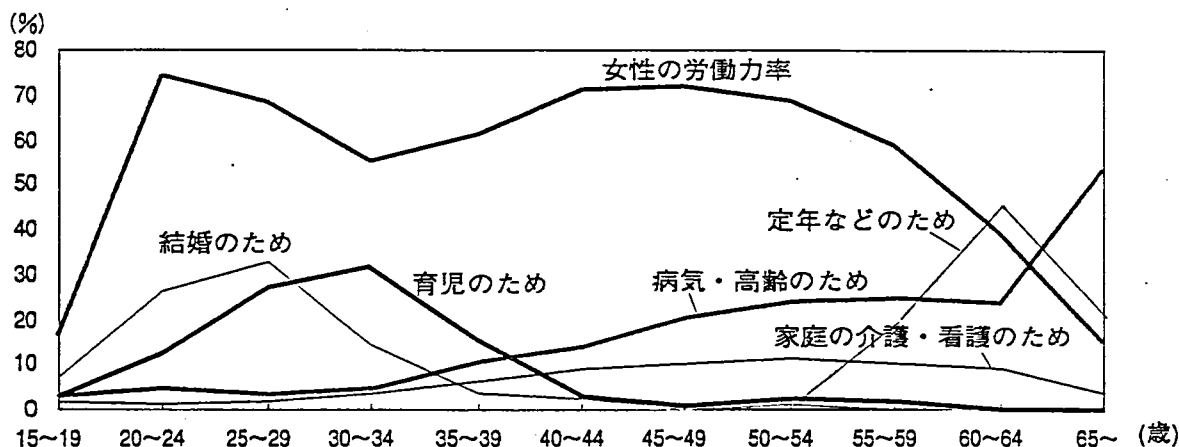
### Ⅴ. 男性中心の企業風土 (P192~199)

- 日本的雇用慣行は、「男は仕事、女は家事・育児」という男女の役割分業に支えられていたものであったため、女性雇用者は排除されがち。

結婚退職や出産退職の慣行など女性が継続就業しにくい企業風土を生んでいる状況などが見られる。

- パートタイム労働者は、比較的中高齢の女性に多い。仕事内容において正規従業員と変わらぬ働きをしているパートタイム労働者も増加しているが、労働条件、雇用管理には、改善すべき課題が多々見られる。今後、職務内容や能力に応じた処遇・労働条件の改善が期待される。
- 同質な男性中心の職場では、異なった価値観、生活を持ち、それに応じた働き方をする者に配慮し、共に仕事を遂行する風土が形成されておらず、それが男性の間に、女性を同僚として尊重しない意識や性的な関心・欲求の対象として見る意識を生じさせやすくしている。女性に対する性的嫌がらせ（セクシュアル・ハラスメント）は、このような環境で起きやすいといわれている。
- 近年、パートタイム労働、派遣のほか、専門職、地域限定職、短時間勤務正規職など就業形態が多様化。就業コースの多様化は、個人の希望に応じて働ける選択肢が増えるという意味において望ましい。  
今後、就業の内容に応じて適切に処遇されることと、一旦選んだ就業形態が個人の意欲と能力と生活環境に応じて途中で柔軟に変更できることが重要。
- 就業コースの多様化、変更の柔軟化は、男性中心の職場の風土を変え、暗黙の前提を必ずしも共有していない者たちとも一緒に、円滑に仕事を進めていけるような透明性の高い職場の形成につながると考えられ、その結果、仕事と家庭や地域での活動とも両立できる、個人を尊重する職場風土の形成につながると期待される。

図 女性の労働率と女性有業者の離職理由



(注) 女性の労働率は1997(平成9)年、女性有業者の離職理由は1992(平成4)年の値であり前職が雇用者の場合。  
資料：総務庁統計局「労働力調査」(1997(平成9)年)  
総務庁統計局「平成4年就業構造基本調査」



## 第2節 学校とその他の教育の場

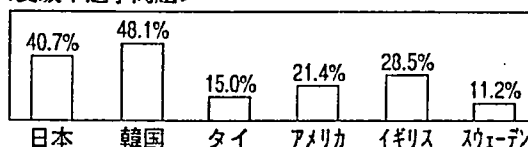
### I. 学校とそれをめぐる社会の変化 (P206~209)

- 高等学校・大学等への進学率が上昇する一方、学（校）歴偏重の社会的風潮などの下で、過度の受験競争が生まれ、それは依然として厳しい状況。
- 過度の受験競争の中で、子どもはゆとりを失い、家庭も子どもに対するしつけやくつろぎなどの機能を喪失。  
家庭の中でも、受験競争の中でよい成績を修める方が「よい子」と評価されるような画一的価値観の浸透は、学校でも家庭でも地域でも居場所を見いだせない子どもたちの問題にもつながっていると指摘されている。

図 子育ての上での悩みや問題点 (M.A.)

(%)						
1位	受験や進学問題 40.7	受験や進学問題 48.1	家庭の経済 40.4	教育費 65.5	子どもの身の安全 48.4	子どもと接する時間 57.0
2位	子どもの友人関係 36.3	子どもの友人関係 41.9	教育費 37.8	子どもと接する時間 57.1	子どもと接する時間 31.7	子どもの学校などでの 39.0
3位	教育費 28.8	子どもの身の安全 39.5	子どもと接する時間 15.0	家庭の経済 53.4	家庭の経済 30.1	子どもの身の安全 30.9
4位	子どもの身の安全 27.5	子どもの病気や障害 34.8	受験や進学問題 15.0	子どもの学校などでの 52.5	子どもの友人関係 29.6	子育てと職業との両立 26.9
5位	子どもの病気や障害 25.1	教育費 28.1	子どもの病気や障害 15.0	子どもの身の安全 48.3	受験や進学問題 28.5	子どもの友人関係 26.5

#### <受験や進学問題>



(注) 0~12歳の子どものを持つ親の回答。

資料：(財)日本女子社会教育会「家庭教育に関する国際比較調査報告書」(1995(平成7)年3月)

### II. 生徒の多様化に対応した教育 (P210~215)

- 中学校・高等学校において、子どもや親がその興味・関心、能力・適性等に応じた教育内容を主体的に選択できるよう、その選択幅を拡大する方向での改革が進められている。  
例えば、高等学校教育における総合学科の創設、選択中心の教育課程の編成、中学校においても、選択教科に充てる授業時数を拡大する方向での教育課程の見直し。
- 学校教育における選択幅の拡大は、多様性を積極的に評価することで、いじめや登校拒否を生んでいるといわれる同質志向の改善にもつながると考えられる。
- 就学コースの柔軟化を進める方向での改革も進められている。高等学校においては、過度に学年制に偏った運用を改め、学年を超えて科目履修ができる単位制高等学校の整備が進められている。大学においては編入学・転入学や社会人卒の拡大が進められている。

### Ⅲ. 学校の「スリム化」(学校、家庭、地域社会の適切な役割分担) (P216~217)

- 学校週5日制の完全実施や、しつけ、学校外での巡回指導補導を家庭や地域社会へ返していくことにより、学校を「スリム化」することが求められている。
- 学校の「スリム化」が、地域や家庭など学校以外での子どもたちの生活の厚みを増すことにつながるためには、子どもたちがその一員として役割を担い、他の家族と多面的に向かい合えるような家庭、様々な人たちと関わりながら、子どもたちが活動に参加できるような地域社会が必要。
- そのためには、生活圏にあったまちづくりが進むとともに、職場中心の企業風土の改善がなされ、親が家庭で子どもたちと多面的に関わることができる時間的・心理的ゆとりを得るとともに、地域に専業主婦だけでなく、雇用者、自営業者などが多様な形で参加していくことが求められよう。

## 【終章 子どもを産み育てることに「夢」を持てる社会を】

- 家族内の個人が自立し、それぞれの生き方を尊重する中で、お互いを支え合えるようになれば、家族は潤いの感じられるものとなり、子育てに喜びを感じることもできるようになるだろう。
- 職場優先の企業風土の是正と多様な働き方の適切な評価により、男性も女性も家庭や地域での生活と両立する働き方ができるようになるだろう。
- 生活圏にあったまちづくりにより、地域社会に新たな共同性（共同体としての意識と支え合い）が生まれると、地域による子育て支援力が増し、親たちの子育ての負担が軽減され、喜びが増していくだろう。
- 職場における新規学卒採用の偏重と年功序列型賃金制度の見直し、学校教育における多様化・流動化の動きによって、就業や就学と子育てが両立する人生をより柔軟に設計できるようになるだろう。
- 過度の受験競争が是正され、親子関係がより多面的なものとなり、教育に対する親の不安感も軽減されるだろう。
- 家族、地域、職場、学校がこのようにそれぞれ変わっていくことで、これらが相まって「男女が共に暮らし、子どもを産み育てることに夢を持てる社会」の形成につながっていくことが期待される。

## 第2部 主な厚生行政の動き

### 【第1章 社会保障の構造改革】

#### 第1節 社会保障構造改革の枠組み

少子・高齢化の進行や国民の需要の変化といった社会保障をめぐる状況の変化の中での社会保障の役割および課題を指摘するとともに、社会保障の構造改革の必要性とその方向、今後の進め方について記述。また、社会保障の分野における財政構造改革の取組みについて紹介。

#### 第2節 介護保険制度の創設と介護サービスの供給体制の整備

国民の老後の最大の不安要因となっている介護の問題に対応するため、昨年12月に創設された介護保険制度について、創設のねらい・経緯とその概要を詳細に紹介するとともに、新・高齢者保健福祉推進十か年戦略（新ゴールドプラン）の推進など介護サービスの供給体制の整備について記述。

#### 第3節 21世紀に向けての医療制度改革

経済基調の変化や医療費の増大により、医療保険財政が大幅な赤字構造となっている中で、医療保険制度と医療提供体制の両面にわたる抜本改革を進める必要性を記述し、その検討状況を紹介。また、平成9年医療保険制度改革や平成10年の国民健康保険法等の一部改正の動向、第3次医療法改正や言語聴覚士法の制定など医療提供体制をめぐる動向、臓器移植法の成立、国立病院・療養所における政策医療の遂行、難病対策について記述。

#### 第4節 年金制度改革を目指して

公的年金制度を社会経済状況の変化を踏まえつつ長期的に安定したものとするため、給付と負担の適正化など年金制度全体の見直しが必要であることを記述し、「5つの選択肢」の提示を始め、平成11年度次期財政再計算に向けての年金制度改革に関する検討状況について紹介。また、年金積立金の自主運用に向けての検討、企業年金制度の見直し、年金業務をめぐる問題、ドイツとの間の年金協定などについて記述。

#### 第5節 社会福祉の基礎構造改革

国民の社会福祉に対する需要の増大・多様化に対応するため、社会福祉事業、社会福祉法人など社会福祉の基礎構造の強化・充実が不可欠であることを記述し、社会福祉事業等の在り方に関する検討会や中央社会福祉審議会における社会福祉の基礎構造改革についての議論を紹介。また、施設整備業務等の再点検に関する実施状況について言及。

#### 第6節 障害者保健福祉施策の総合的見直し

障害者プランに基づく施策の推進状況について紹介するとともに、精神障害者の社会復帰を支援する専門家の資格制度を設ける精神保健福祉士法の制定、障害者関係3審議会合同企画分科会における身体障害、知的障害、精神障害の3つの施策の総合化の観点からの全般的な検討について記述。また、長野パラリンピック冬季競技大会の開催について紹介。

## 【第2章 健康と安全を守る取組み】

### 第1節 健康危機管理への取組み

国民の生命・健康の安全を脅かす事態に対して健康被害の発生予防、拡大防止、治療等のための対策を講ずる「健康危機管理」への厚生省の取組みについて概観。

### 第2節 新たな感染症対策

患者等の人権にも配慮しつつ新しい時代に対応した感染症対策の推進を図る「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案」および「検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案」の内容を紹介するとともに、エイズ、結核、薬剤耐性菌などの新興・再興感染症への対応状況について記述。また、香港で確認された新型インフルエンザ A (H5N1) の発生とそれへの対応について記述。

### 第3節 医薬品等の安全確保対策の推進

血液製剤による HIV 感染問題への取組みを記述。エイズ対策の概要とともに、訴訟の提起と和解の成立を踏まえた各種恒久対策、医薬品等の健康被害の再発防止に向けた取組みについて記述。

### 第4節 地域保健体制の再編と健康づくりの推進

平成9年4月の地域保健法の全面施行について紹介するとともに、生涯にわたる健康づくりの推進のための取組みとして、健康増進疾病対策中長期計画（健康日本21計画（仮称））の策定に向けた取組み、生活習慣病対策やたばこ対策の推進について記述。

### 第5節 食品の安全性の確保と化学物質対策

「危害分析に基づく重要管理点（HACCP、ハサップ）方式」の導入、食中毒対策の強化、農薬・動物用医薬品の残留基準値、組換えDNA技術応用食品の安全性、栄養表示基準など食品をめぐる新たな問題への対応について紹介するとともに、ダイオキシン類に関する調査研究や、内分泌かく乱物質を始めとする化学物質の新たな問題について記述。

### 第6節 安全でおいしい水の確保

安全で良質な水を確保するための水道原水の水質保全、水道の水質管理やクリプトスポリジウム対策、質の高い水道を目指した水道未普及地域の解消、高度浄水施設の整備促進、直結給水の推進について記述。そのほか、地震・濁水に強い水道づくりなどについて言及。

### 第7節 大量に排出される廃棄物への取組み

改正廃棄物処理法の施行、廃棄物処理基準等の見直し、最終処分場等の処理施設の確保など、廃棄物の適正処理等に向けた取組みについて記述。また、ごみの焼却によって発生するダイオキシン類の削減対策や、容器包装リサイクル法の施行状況、廃電気機器等のリサイクルを促進するための「特定家庭用機器再商品化法案」の概要について紹介するとともに、大都市圏の廃棄物対策、合併処理浄化槽の整備促進についても言及。

## 【第3章 厚生科学・情報化の推進と国際協力等への取組み】

### 第1節 厚生科学の推進

国民の保健医療・福祉・生活衛生等に関わる科学技術である「厚生科学」を振興するための取組みとして、厚生科学研究費補助金、国立試験研究機関における研究について紹介するとともに、研究評価の確立、医薬品・医療機器の研究開発の振興について記述。

### 第2節 情報化の推進

情報処理や情報通信技術が進歩する中での情報化の意義について記述するとともに、政府および厚生省における保健医療福祉分野の情報化や行政の情報化の推進状況について、国際的な取組みも含めて紹介。

### 第3節 政策協調と国際協力等の推進

橋本内閣総理大臣が提唱した「世界福祉構想」の具体化の一環として、昨年6月の主要国首脳会議（デンバー・サミット）における高齢化や感染症に関する討議、東アジア社会保障行政高級実務者会合の開催、第3回OECD社会保障大臣会議に向けた取組みを紹介。また、WHOとの一層の連携など保健医療分野の国際協力の動向のほか、戦没者慰霊事業の推進、中国残留邦人への援護施策などについて記述。

## 【第4章 新たな厚生行政の枠組みに向けて】

### 第1節 中央省庁の再編と厚生行政

中央省庁の再編に向けての取組みとして、中央省庁等改革基本法案において定められている厚生行政に関する事項を紹介。

### 第2節 地方分権と規制緩和

地方分権および規制緩和について、近年の政府全体としての動きとともに、厚生行政における取組みとその方向を記述。

### 第3節 情報公開の推進

行政機関の情報公開について、審議会の議事録等の公開など厚生省における情報公開の取組みを紹介。

平成10年版

資料5

# 厚生白書

## 少子社会を考える

—子どもを産み育てることに「夢」を持てる社会を—



厚生省／監修

# 「少子化と人口減少社会を考える」

## 人口問題審議会報告書のポイント

(少子化に関する基本的考え方について—人口減少社会、未来への責任と選択—)





## はじめに

近年、我が国では「少子化」が急速に進行しています。1人の女性が一生の間に生む子ども数の平均（合計特殊出生率）は、1996(平成8)年には1.43となりました。これは、現在の人口を将来も維持するのに必要な2.08を大幅に下回るものです。こうした低い出生率の下で、子どもの数が減少し、総人口も2007(平成19)年を頂点に減少に転じると予測されており、今まさに、我が国は「人口減少社会」の到来を迎えようとしております。

少子化は将来の我が国社会経済に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。人口問題審議会では、1997(平成9)年2月以降、有識者からの意見徴収なども行いながら、少子化と人口減少社会への対応のあり方について、計14回にわたり審議を重ね、同年10月27日に、「少子化に関する基本的考え方について—人口減少社会、未来への責任と選択—」と題する報告書に取りまとめました。報告書は、少子化の影響、要因と背景を分析し、それへの対応について、社会慣行や個人の価値観にまで踏み込んで、審議会としての考え方を提示しています。そして、今後の国民的議論の出発点にして欲しいと考えています。本小冊子は、この報告書のポイントについて紹介したものです。

少子化をめぐるには多様な考え方があり、本審議会の場でも、様々な立場から議論が行われました。もとより、少子化、そして人口減少社会をどう考え、将来の我が国社会はどのようにあるべきと考えるかは、最終的には私たち国民自身が選択していくべき課題であります。この小冊子を一つの手掛かりに、少子化問題について、幅広く国民の皆様の間で議論していただくことを切に希望します。

平成10年2月

人口問題審議会会長

宮澤健一

# ○「少子化に関する基本的考え方について —人口減少社会、未来への責任と選択—」の全体像 ○

政府、企業はじめ国民が一体となった改革への取組で、未来に希望をもてる安心できる社会を

- 個人の自立と自己実現、そして他者への貢献が両立する、新しい家族像を基本に据えた、地域社会、企業風土の形成を—「ゆとりと潤いのある社会」を

これから、少子化、人口減少社会について、国民的な議論を

(P2~5)

## 少子化の現状と将来の見通し

- 近年我が国の合計特殊出生率は急激に低下
- 今後も少子化が進行、人口減少社会に

(P6~9)

## 少子化の影響

- 経済面
  - ① 労働力人口減少→経済成長に影響
  - ② 高齢化の進展→社会保障分野における現役世代の負担増大
  - ③ 国民の生活水準に影響
- 社会面
  - 家族、地域社会等への影響

(P10~17)

## 少子化の要因とその背景

- 未婚率の上昇（晩婚化の進行と生涯未婚率の上昇）
  - ① 育児や家事・育児と仕事の両立に対する負担感
  - ② 個人の結婚観・価値観の変化、自立へのためらい
- 夫婦の平均出生児数（2.2人）と平均理想子ども数（2.6人）との開き
  - ① 上記（未婚率の上昇）①のほか、
  - ② 子育てに係る経済的負担感
- 背景には、我が国社会経済全体の状況、例えば、
  - ① 根強い固定的な男女の役割分業意識
  - ② 仕事優先を求める固定的な雇用慣行や企業風土

(P18~21)

## 少子化の影響への対応

- 経済面
  - ① 終身雇用や年功序列型賃金体系を見直し、選択に応じ多様な働き方のできる環境整備による、労働力人口減少の緩和
  - ② 企業の活力・競争力、個人の活力の維持
  - ③ 公平かつ安定的な社会保障制度の確立、健康づくりの推進等
- 社会面
  - ① 地方行政体制の整備、地域の活性化
  - ② 子どもの独創性と社会性を養う教育と健全育成

(P22~31)

## 少子化の要因への対応

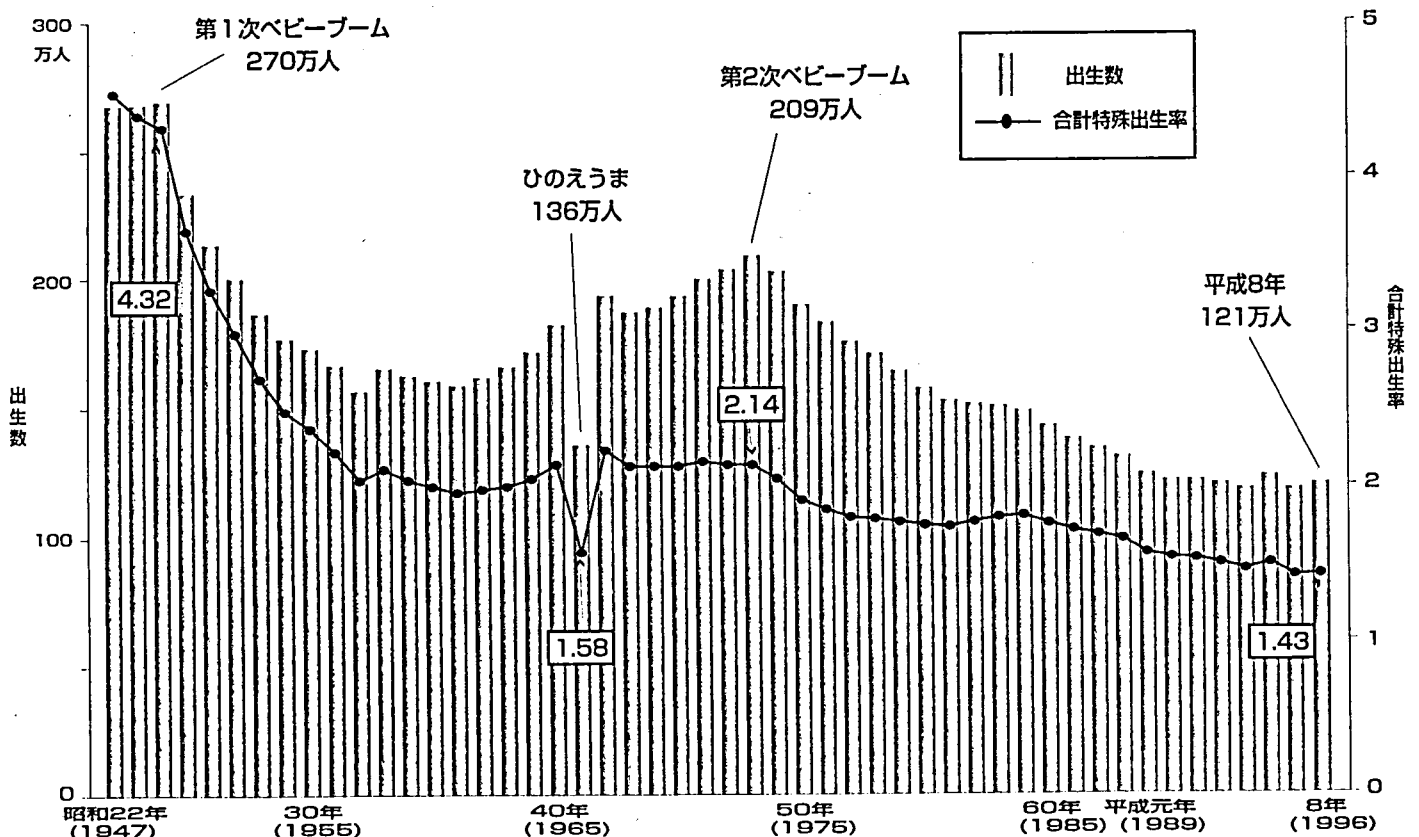
- 個人が望む結婚や出産を妨げている要因を取り除くことを通じて、少子化の要因への対応も図っていくべき
- 対応の柱
  - ① 固定的な男女の役割分業や雇用慣行を是正し、男女共同参画社会の実現など新しい枠組みを目指す
  - ② 子育てを支援するための諸政策、特に、育児と仕事の両立の支援施策の総合的かつ効果的な推進を図る
- これらの対応を通じて、出生率の回復への期待とともに、結婚と子育てに希望がもてる社会を

子どもの数がどんどん減って、少子化が進んでいます。このままいけば10年後には総人口も減り始める社会になります。

1年間に生まれてくる子どもの数は、昭和40年代後半には200万人前後でした。それが今では120万人を割り込むまでに子どもの数が減り続け、少子化が進んでいます。

1人の女性が一生の間に生む子ども数の平均（合計特殊出生率）が2.08人を下回れば、やがては総人口が減少すると言われていています。平成8年の合計特殊出生率は1.43人で2.08人を大きく下回っています。

出生数及び合計特殊出生率の推移



資料：「人口動態統計」厚生省大臣官房統計情報部

## 先進国における合計特殊出生率の推移

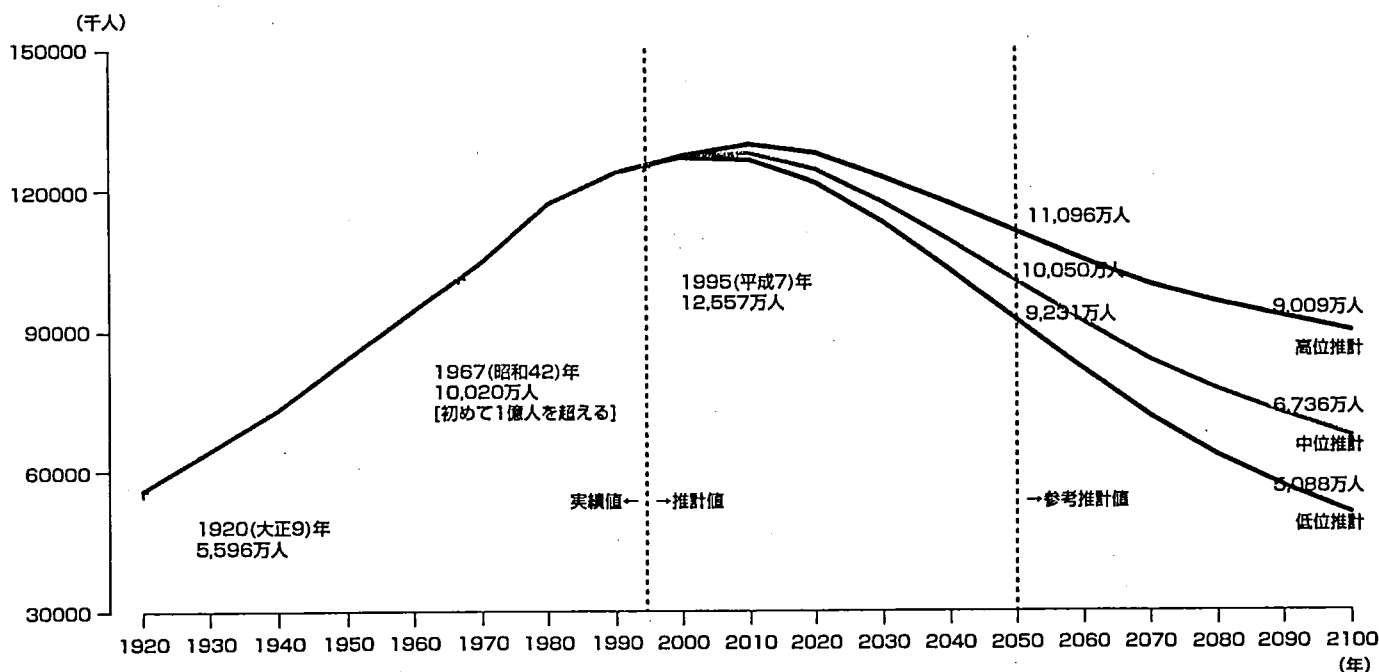
	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	イタリア	スウェーデン	ノルウェー	デンマーク
1950年	3.65	3.02	2.19	2.92	2.05 (1951)	2.52	2.32	2.53	2.58
1980年	1.75	1.84	1.89	1.99	1.46	1.61	1.68	1.73	1.54
現在	1.43 (1996)	2.02 (1995)	1.69 (1995)	1.70 (1995)	1.24 (1994)	1.26 (1994)	1.74 (1995)	1.87 (1995)	1.81 (1994)
1950年以降 の最低合計 特殊出生率	1.42 (1995)	1.77 (1976)	1.69 (1995)	1.65 (1994)	1.24 (1994)	1.26 (1994)	1.60 (1978)	1.66 (1983)	1.38 (1983)

(注)イギリスは1984年まではイングランド・ウェールズの数値、ドイツは1991年までは西ドイツの数値  
資料：「人口動態推計」厚生省大臣官房統計情報部、「Demographic Yearbook」UN等による。

生まれてくる子どもの数が減少し続ける結果、我が国の総人口は2007年を頂点に減少に転じ、その後も減少していく人口減少社会になると予測されています。

2050年には1億人、2100年には6700万人まで減少すると見込まれています。そして今の出生率が続くと仮定して単純計算をすると、1000年後の人口はほとんどゼロに近付きます。

## 我が国の総人口の見通し



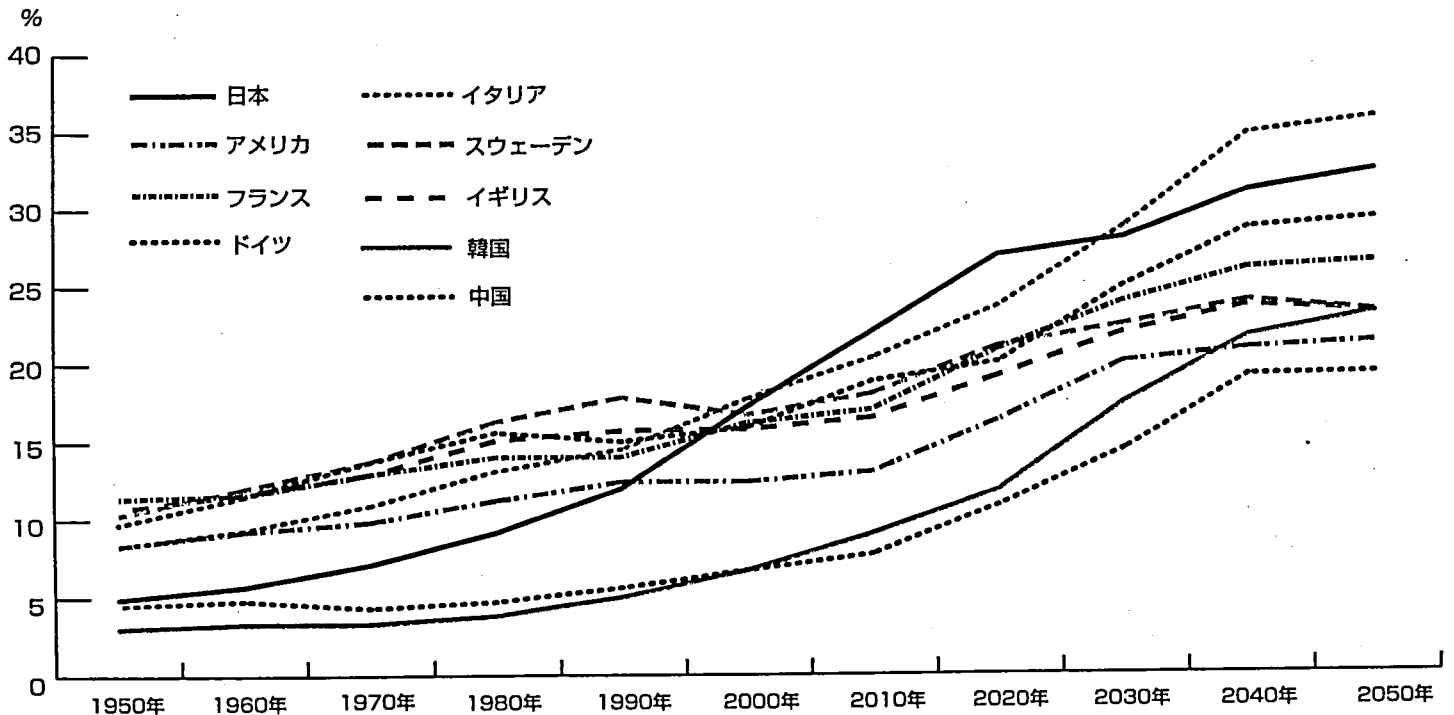
資料：「日本の将来推計人口 (平成9年1月推計)」国立社会保障・人口問題研究所

# これから私たちが迎える社会は、総人口の減少と高齢化が同時に訪れる社会です。

我が国では、子どもの数の減少と世界最長寿国となった結果、他の国にも例を見ない早さで急速に高齢化が進んでいます。例えば、65歳以上の人口割合が7%から14%になるのにフランスでは100年以上かかったのに対し、我が国ではわずか24年間で到達しました。

そして、21世紀半ばには国民の約3人に1人が65歳以上という人口減少と高齢化が同時に進行する時代を迎えます。

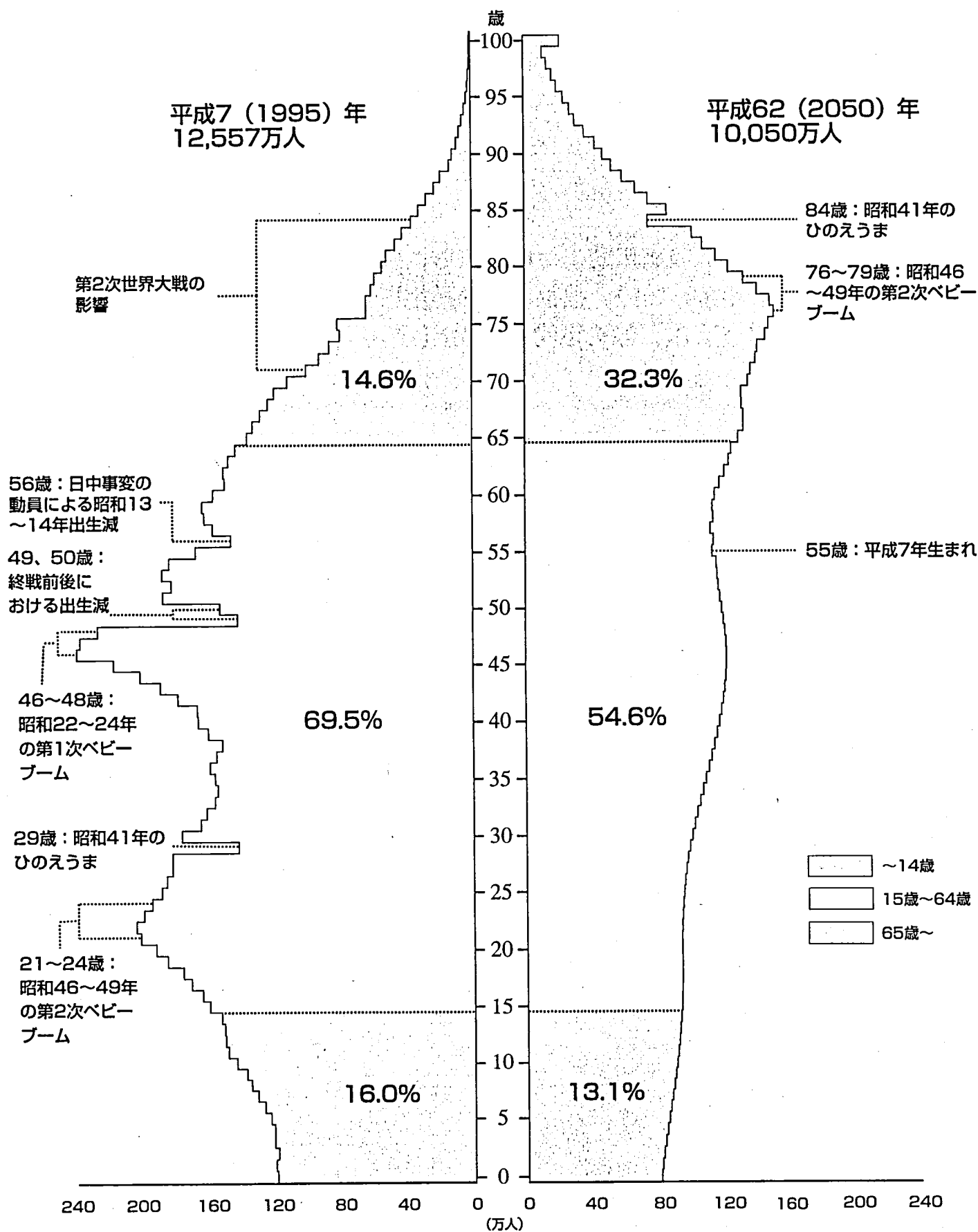
### 先進諸国における65歳以上人口割合の推移



(注)ドイツは統一ドイツベース

資料：日本は、総務庁「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成9年1月推計（中位推計）」）、諸外国は、UN, World Population Prospects 1996による。

# 現在及び将来の我が国の人口構成

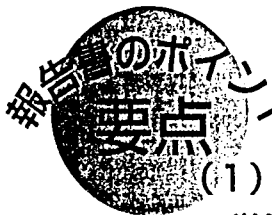


資料：平成7(1995)年は総務庁「国勢調査」

平成62(2050)年は「日本の将来推計人口(平成9年1月推計)」国立社会保障・人口問題研究所

# 子どもの数が減少する結果、働いても生活水準の向上に結びつかない社会になることが心配されます。

子ども数の減少傾向がこのまま続いた場合には、経済面の影響として経済成長率は伸び悩む一方で、年金、医療、福祉など高齢化に伴う負担が現役世代に重くのしかかり、場合によっては、働く世代1人当たりの手取り所得が減少する可能性さえあります。



## (1) 労働力人口の減少と経済成長への影響

労働力人口の減少と年齢構成の変化が労働生産性の上昇を抑制し、経済成長率を低下させる可能性がある。

## (2) 国民の生活水準への影響

### ① 高齢化の進展に伴う現役世代の負担の増大

少子・高齢化の進展に伴い、年金、医療、福祉等の社会保障の分野において現役世代の負担が増大すると見込まれる。

### ② 現役世代の手取り所得の低迷

人口1人当たり所得の伸びの低下と、いわゆる国民負担率の上昇によって現役世代の税・社会保険料を差し引いた手取り所得は減少に転じる可能性がある、という深刻な状況になる。

現状のまま推移した場合の経済成長率及び勤労者1人当たり手取り所得伸び率

	1995年	2000年	2010年	2025年
経済成長率	2.3%	2.6%	1.8%	0.8%
国民負担率	36.7% (44.1%)	39.7% (49.9%)	47.4% (58.9%)	60.0% (92.4%)
勤労者1人当たり 手取り所得伸び率	1.5%	1.9%	1.0%	▲0.3%

(注) 1.経済成長率は実質GDP成長率。伸び率の2000年度以降は年平均伸び率。  
 2.国民負担率の( )内は、財政赤字フローを各時点で国民が負担した場合であり、仮に当該勤労者世代が税等により負担する場合には、手取り所得はさらに低下。  
 資料：産業構造審議会総合部会基本問題小委員会の試算(平成8年11月)による。

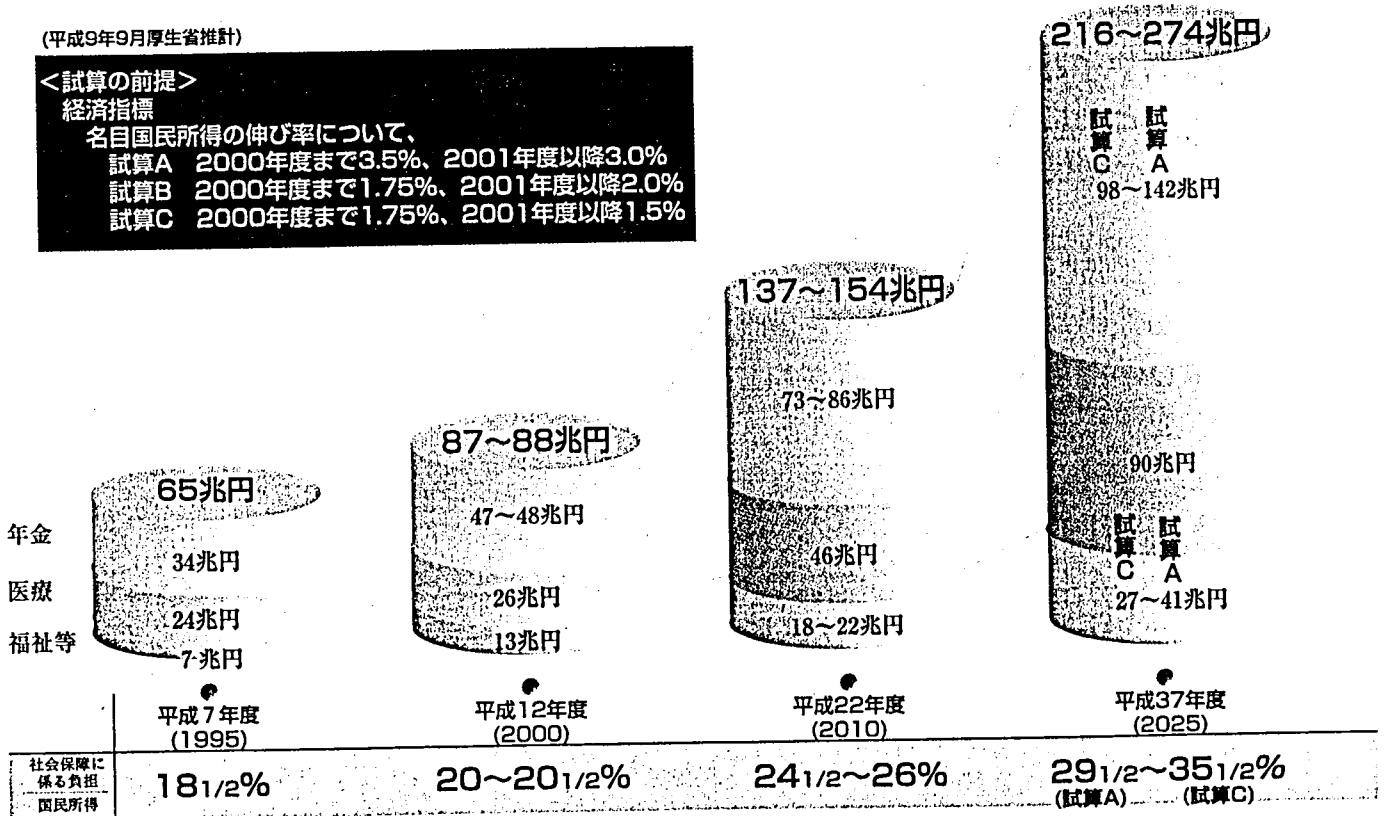
社会保障(現行制度)の給付と負担の見通し

現在65兆円となっている年金、医療、福祉などの社会保障給付費は、これらの制度が現在のままとした場合、2025年度には216兆円～274兆円と3倍強～4倍強にもなると予想されます。

この結果、仮に社会保障以外に係る税金負担が国民所得に占める割合が現在の約20%のままとしても、これに社会保障に係る負担(社会保険料など)を加えたいわゆる国民負担率は最大で約55.5%と50%の水準を超えることもあり得ます。

(平成9年9月厚生省推計)

<試算の前提>  
 経済指標  
 名目国民所得の伸び率について、  
 試算A 2000年度まで3.5%、2001年度以降3.0%  
 試算B 2000年度まで1.75%、2001年度以降2.0%  
 試算C 2000年度まで1.75%、2001年度以降1.5%





# 子どもの数の減少は、経済だけでなく家族や地域社会にも大きな変化をもたらすと考えられます。

子ども数の減少によって、社会面でも様々な影響が出てくると予想されます。例えば、1人暮らしの高齢者や子どものいない家族の増加など「家族」というものが大きく変化すると考えられます。

よた、現在の過疎農山村のような状況が、全国の至るところで見られるようになると考えられます。高齢化率（65歳以上人口割合）が3割を超える市町村数は現在約1割弱ですが、2025年には約6割もの市町村で高齢化率が3割を超えるという予測もあります。

## 報告書のポイント 要点

### (1) 家族の変容

単身者や子どものいない世帯の増加など、家族の形態が大きく変化するとともに多様化する。単身高齢者の増加は介護その他の社会的扶養の必要性を高める。

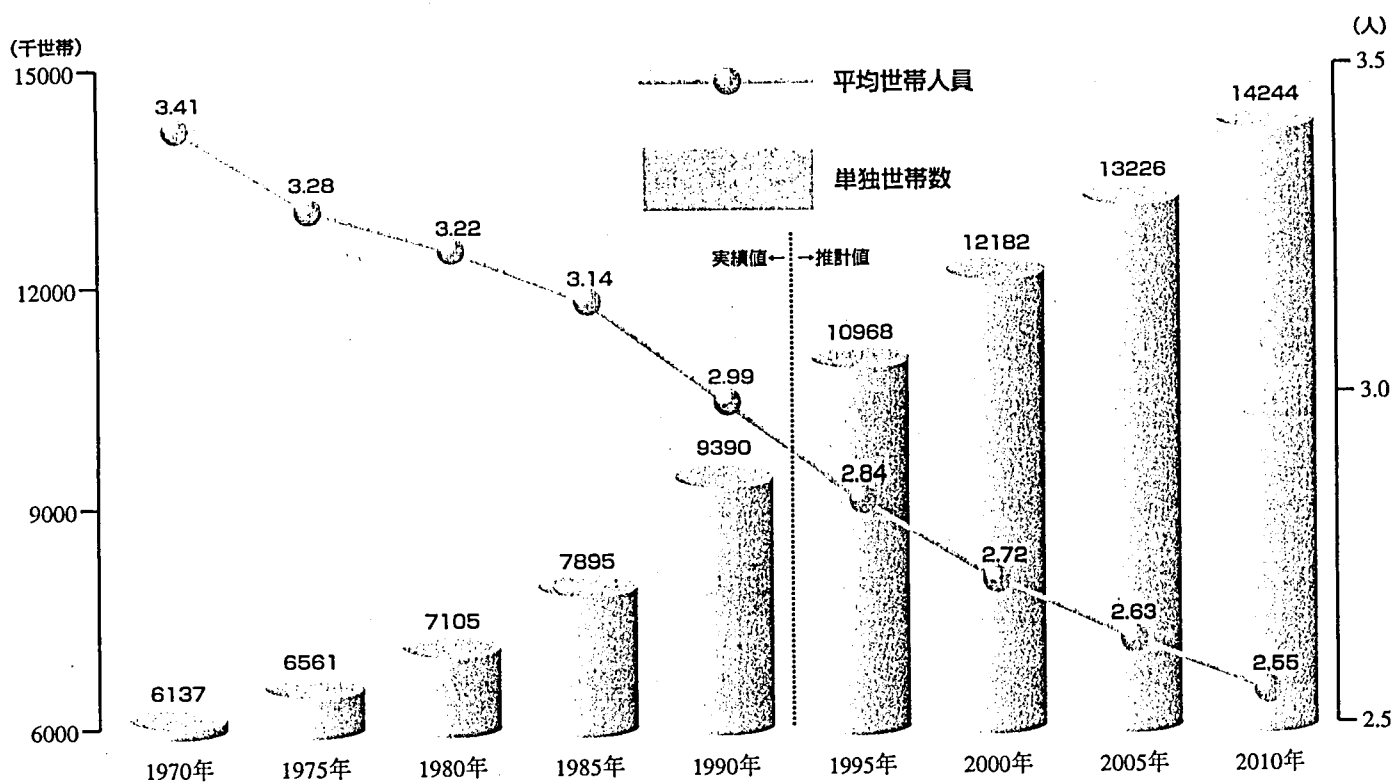
### (2) 子どもへの影響

子ども数の減少による子ども同士の交流機会の減少や過保護化などにより子どもの社会性が育まれにくくなるなど、子ども自身の健やかな成長への影響が懸念される。

### (3) 地域社会の変容

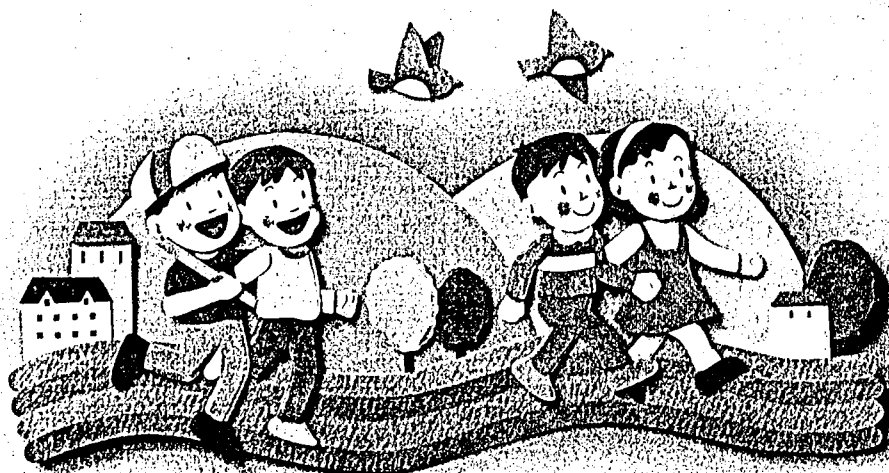
広い地域で過疎化・高齢化が進行し、市町村によっては住民に対する基礎的サービスの提供が困難になると懸念される。

## 世帯の変化



資料：「日本の世帯数の将来推計（平成5年10月推計）」国立社会保障・人口問題研究所

少子化は悪いことばかりではなく、環境問題の改善や住宅・土地問題の解決、受験競争の緩和などにつながるというプラス面の影響を指摘する意見もありますが、全般的に見て予測される影響は概ねマイナスと言えます。

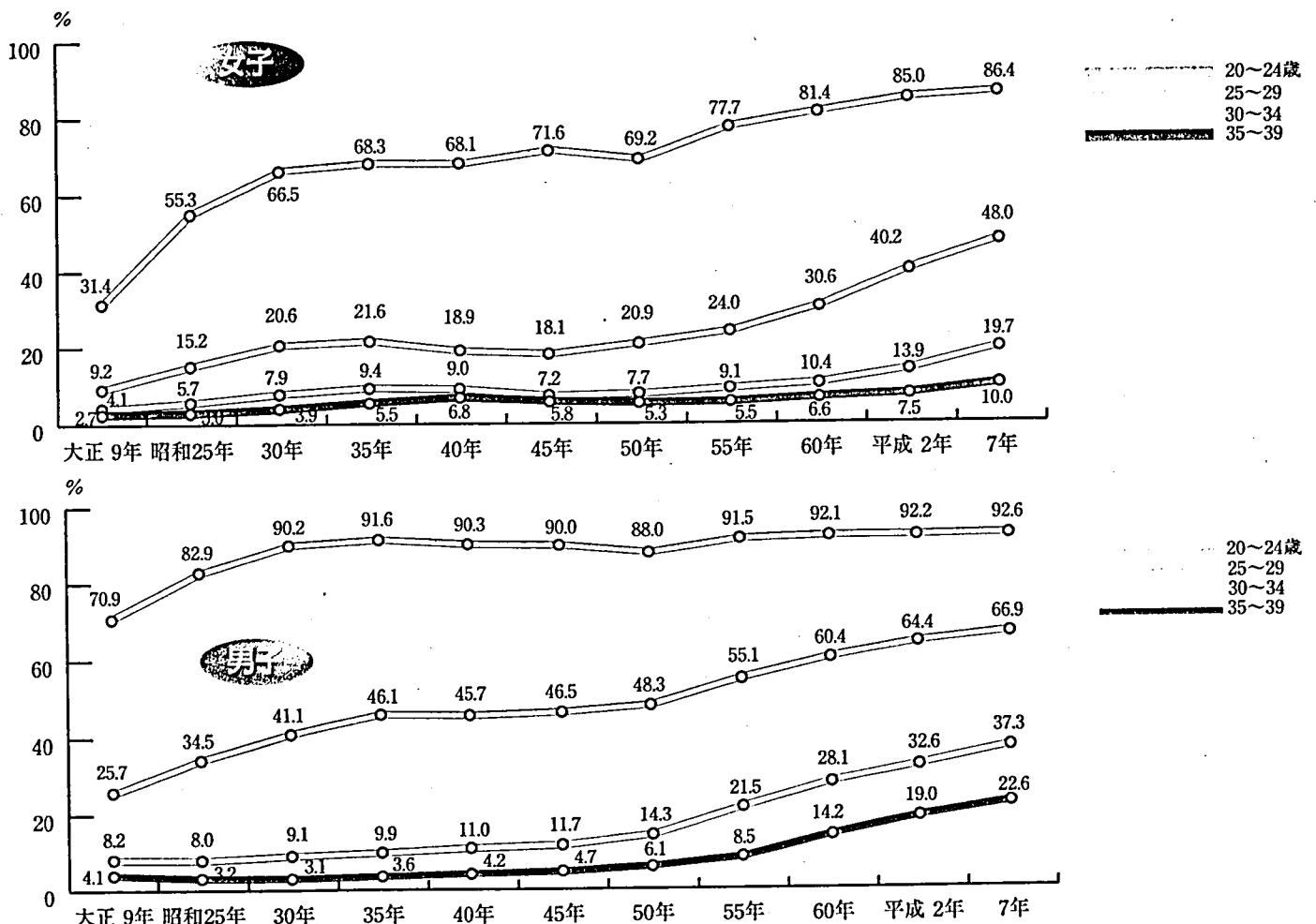


# 男女ともに未婚率が上昇しています。少子化の進行は、この未婚率の上昇が原因です。

男女ともに晩婚化がどんどん進んでいます。例えば、女子の未婚率はこの10年間で25～29歳で3割から5割に、30～34歳で1割から2割に上昇しています。

そして、この未婚率の上昇が、今の少子化をもたらしている原因であると考えられます。

### 年齢別未婚率の推移



晩婚化は進んでいますが、未婚の男女いずれもその約9割が「いずれ結婚するつもり」と考えています。結婚願望は強いと言えます。

### 未婚男女の結婚の意思

女子	いずれ結婚するつもり 90.2%(100%)		一生結婚する つもりはない 5.2%	不詳 4.6%
	ある程度の年齢までには結婚する つもり (49.2%)	理想的な相手が見つかるまでは 結婚しなくてもかまわない (49.6%)		
不詳(1.3%)				
男子	いずれ結婚するつもり 90.0%(100%)		一生結婚する つもりはない 4.9%	不詳 5.1%
	ある程度の年齢までには結婚する つもり (52.8%)	理想的な相手が見つかるまでは 結婚しなくてもかまわない (45.5%)		
不詳(1.6%)				

(注)全国の18歳以上35歳未満の未婚男女についての集計である。  
資料：「第10回出生動向基本調査」国立社会保障・人口問題研究所（平成4年）



それでは、未婚率の上昇は、なぜ  
進んでいるのでしょうか。

仕事と育児の両立に対する負担感  
や結婚に対する世間の圧力がなく  
なるなど個人の結婚観や価値観の  
変化などが考えられます。



—未婚率上昇（晩婚化の進行）の要因—

(1) 育児に対する負担感、仕事との両立に対する負担感

- ・家庭よりも仕事を優先させることを求める固定的な雇用慣行と企業風土
- ・根強い固定的な男女の役割分業意識、男性の家事・育児参画が進まない実態
- ・育児における母親の孤立やそれに伴う孤独感や不安感
- ・長時間通勤、就業時間に裁量がきかない勤務形態
- ・働く者の需要に適合した育児サービスが利用しにくいこと
- ・結婚や子育てを選択することによって継続就業を断念した結果、失うこととなる利益（結婚や子育てにかかる機会費用）の上昇

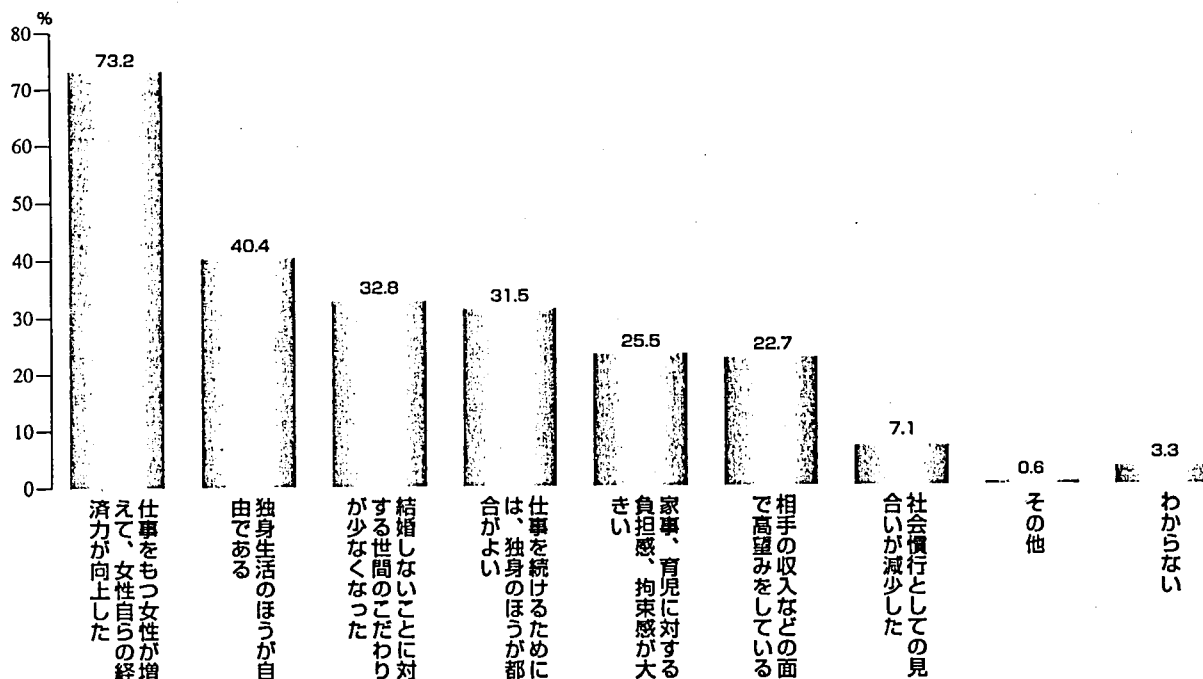
(2) 個人の結婚観、価値観の変化

- ・女性の家庭外就労が進み、女性の経済力が向上
- ・性の自由化、家事サービスが外部化
- ・老後生活を支える存在としての子どもを持つ意義が低下
- ・結婚に対する世間のこだわりが減少
- ・独身生活の魅力が高まった結果、独身の自由を求めるようになったこと

(3) 親から自立して結婚生活を営むことへのためらい

- ・自由かつ快適な親との同居生活による親から自立して結婚生活を営むことへのためらい

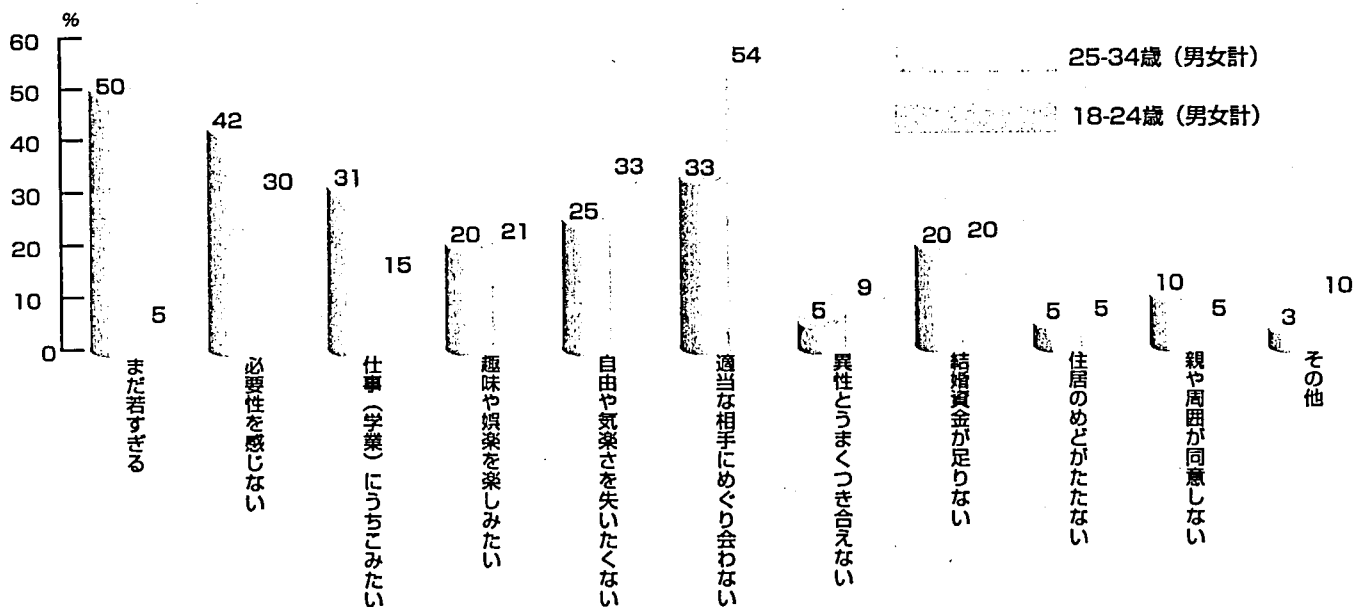
## 女性の晩婚化の要因



資料：「女性の暮らしと仕事に関する世論調査（平成3年）」総理府

未婚率が上昇している25～34歳の独身の理由をみると、「適当な相手にめぐり合わない」「必要性を感じない」「自由や気楽さを失いたくない」などが多くなっています。

## 独身の理由



(注)未婚者のうち何%の者が、各項目を主要な独身にとどまっている理由(三つまで)として考えているかを示す。グラフ上の数字がそのパーセンテージを示す。

資料：「第10回出生動向基本調査」国立社会保障・人口問題研究所（平成4年）

夫婦は理想としては平均で2.6人の子どもが欲しい、と考えているのに対し、1組の夫婦が実際に出生している子どもの数は2.2人になっています。

報告書のポイント  
要点

—理想の子ども数を持たない要因—

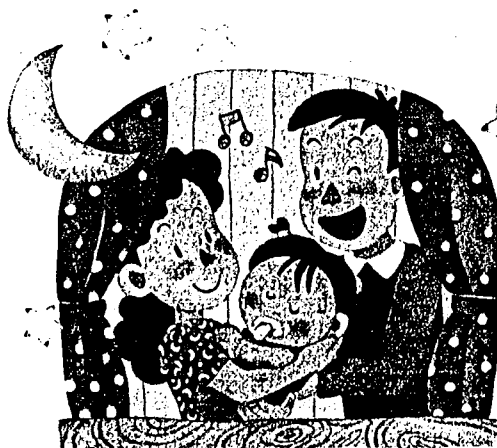
晩婚化の要因として指摘されている「育児に対する負担感、仕事との両立に対する負担感」のほか、以下のような点が挙げられる。

(1) 子育てに関する直接的費用と機会費用の増加

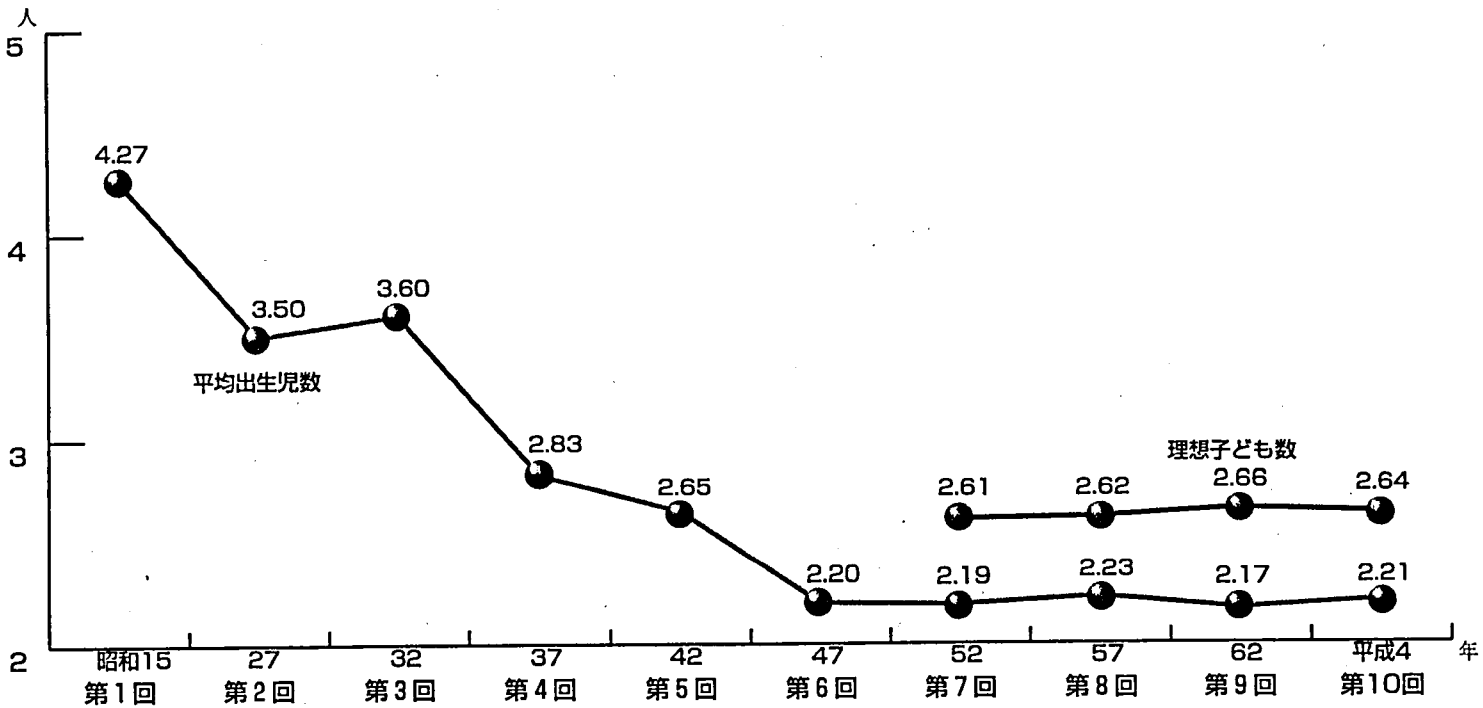
教育を始めとして子どもに手をかけ、お金をかけること自体が意味を持つようになってきていることにより、一層子育ての直接的費用が増加していること。また、結婚や子育てを選択することによって継続就業を断念した結果失うこととなる利益（結婚や子育てにかかる機会費用）も上昇していること。

(2) 子どものよりよい生活への願望

教育にお金をかけたり、不動産を相続させるためには、子ども数が少ない方がよいと考えること。



## 平均出生児数と理想子ども数の推移

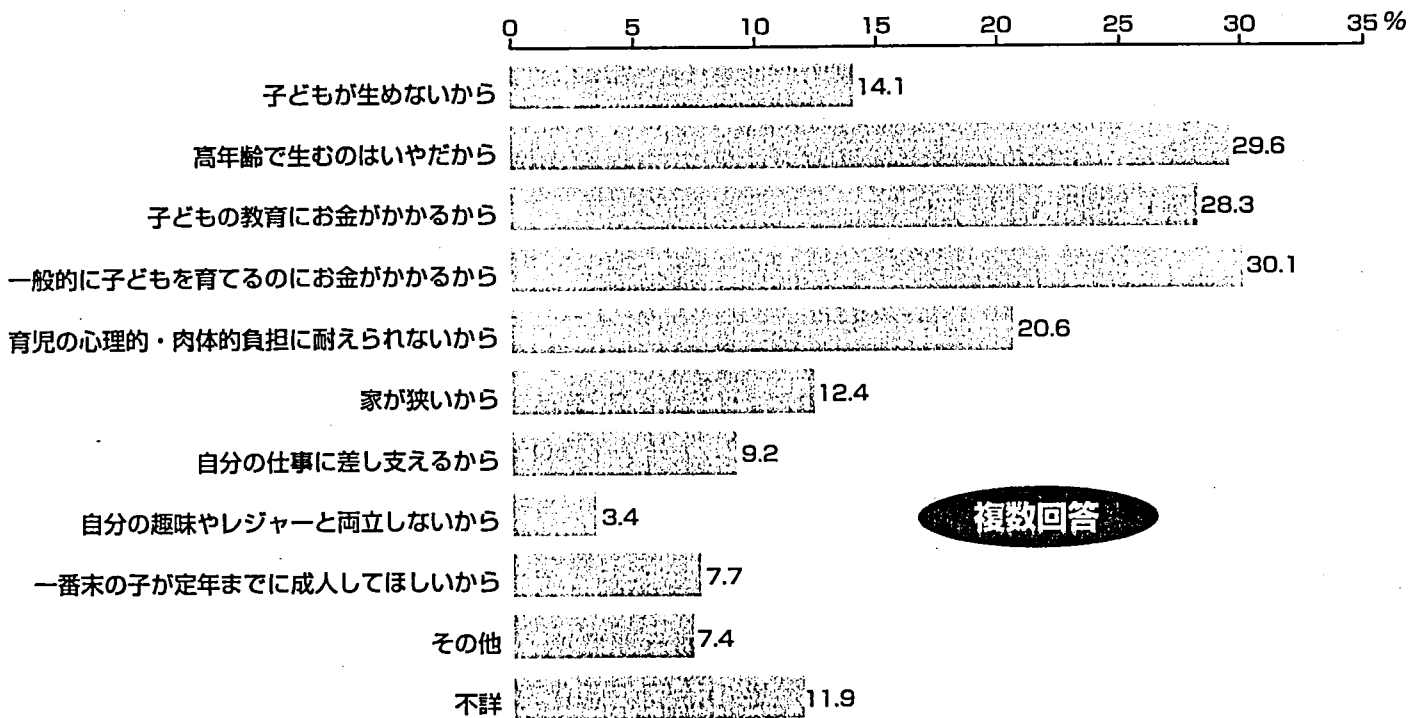


(注) 1.理想子ども数については、50歳未満の妻に対する調査。

2.平均出生児数は、結婚持続期間15～19年の妻を対象とした出生児数の平均。第9回調査は、初婚の妻を対象とした集計である。第8回、第10回調査と同一の初婚同士の夫婦に基づいた平均出生児数は2.19人である。

資料：「出生動向基本調査」国立社会保障・人口問題研究所

## 妻が理想の子ども数をもとうとしない理由



複数回答

(注) 理想の子どもをもとうとしない理由については、50歳未満の妻で予定子ども数が理想子ども数よりも少ない者に対する調査。

資料：「第10回出生動向基本調査」国立社会保障・人口問題研究所(平成4年)



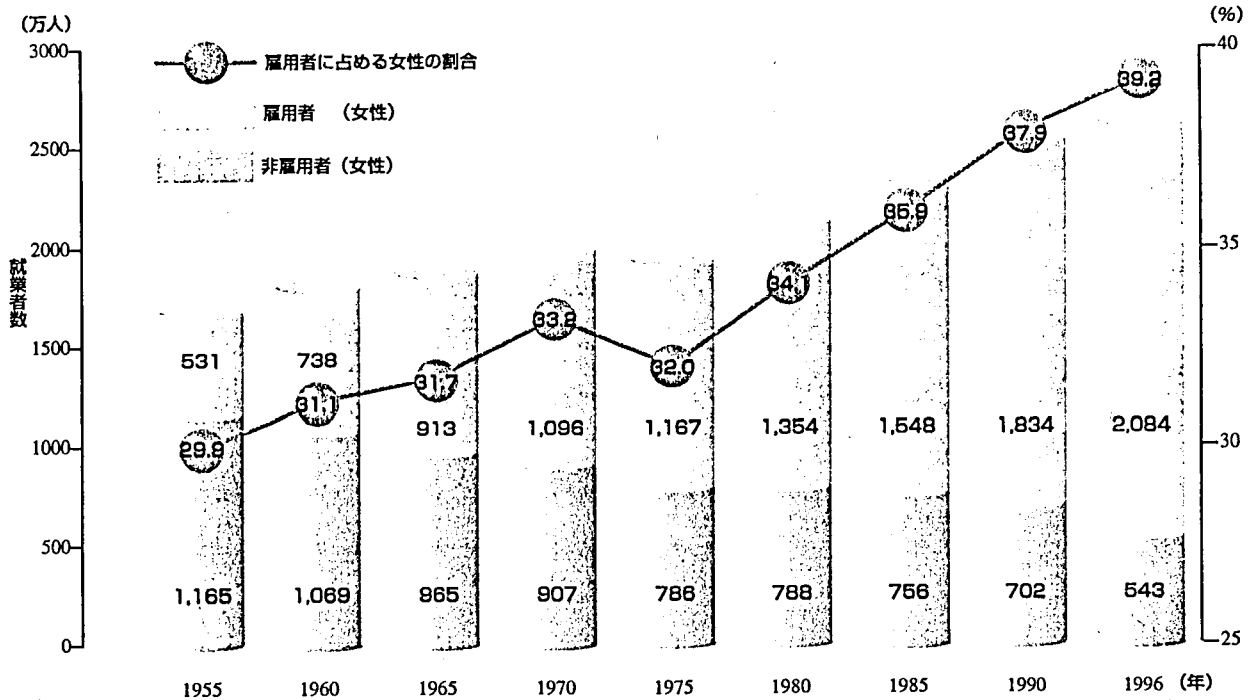
少子化は「男は仕事、女は家庭」という男女の固定的な役割分業、仕事優先の雇用慣行など我が国社会全体の状況に深く関連していると考えられます。



—少子化の要因の背景—

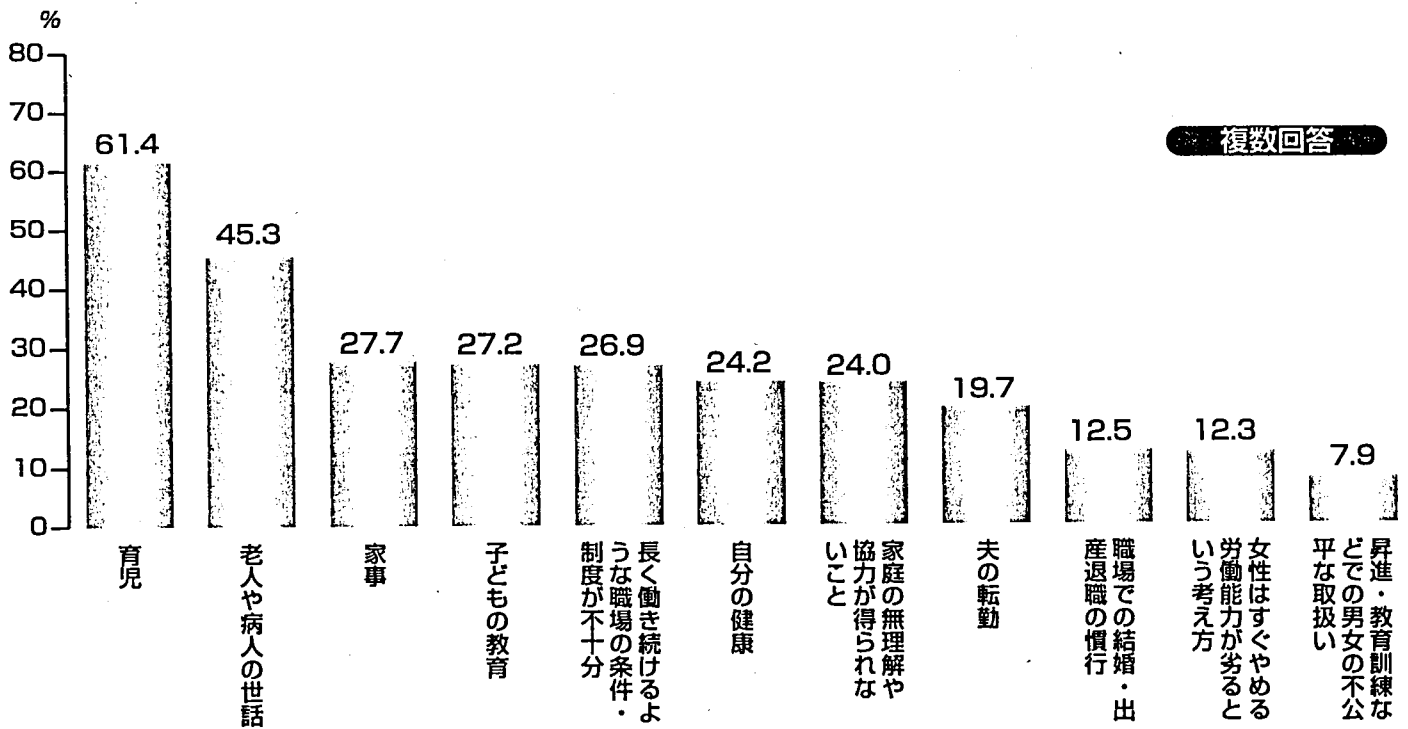
- (1) 社会の成熟化に伴う個人の多様な生き方の表れ  
● 経済が成長し社会が成熟する過程で、個人の多様な生き方を目指すのは  
● 先進諸国にほぼ共通して見られ、未婚率上昇はその表れとも言える。
- (2) 女性の社会進出とそれを阻む固定的な男女の役割分業意識と雇用慣  
● 行、それを支える企業風土の存在  
● 出生率の低下は女性の社会進出過程で生じている側面が強い。しかし、  
● 女性の社会進出が問題なのではなく、固定的な男女の役割分業意識やそ  
● の実態・仕事優先を求める雇用慣行や企業風土が根強いため、結果とし  
● て、結婚や育児が個人の自由を束縛し、結婚や育児に対する負担感や不  
● 安感につながっていることが問題である。このことは、男性中心型の終  
● 身雇用、年功序列賃金体系などの固定的な雇用慣行のあり方そのものの  
● 見直しを問いかけている。
- (3) 快適な生活の下での自立に対するためらい  
● 親との同居によって快適な生活を享受している場合、快適な生活への欲  
● 求、独立した家庭生活を営むことに対する漠然とした不安感などから、  
● 経済的にも精神的にも自立を選択しようとしにくい（親離れしない）生き  
● 方やそれを許容する風潮が存在している。
- (4) 現在、そして将来の社会に対する不安感  
● 近年の出生率の低下は、日本全体を覆う閉塞感、年金や介護など老後に  
● 対する不安感、いじめ問題や地域の治安の悪化などをもたらすストレス  
● 社会に対する漠然とした不安感を反映している。

## 女性の雇用者数等の推移



資料：「労働力調査年報」総務庁

## 女性が長く働き続ける場合の困難や障害



資料：「女性の就業に関する世論調査」総理府広報室（平成元年10月）  
（全国20歳以上60歳未満の者5,000人が対象）

# まず、少子化の結果生ずると心配されるマイナスの影響をできる限り少なくする対応に、確実に取り組む必要があります。

少子化が経済全体、そして私たちの個人個人の生活に与える様々なマイナスの影響はできる限り少なくしていかなければなりません。働く意欲のある全ての人の意欲が活かされるような雇用環境の整備や安定的な社会保障制度の確立が特に重要となるのではないのでしょうか。



## —少子化の経済面の影響への対応—

### (1) 就労意欲を持つあらゆる者が就業できる雇用環境の整備

労働力人口減少の緩和のため、高齢者、障害者、女性をはじめ、就労意欲を持つあらゆる者が個人の選択に応じた多様な働き方で就業できるよう、年齢や性別による垣根を取り払う新たな雇用環境を創出することが求められる。とりわけ、多様な就業形態を認めない終身雇用制度・年功序列型賃金体系と一体となった採用時の年齢制限や定年制といった固定的な雇用慣行のあり方を見直すべきである。

### (2) 企業の活力・競争力、個人の活力の維持

高付加価値型新規産業分野の創出、国際的に魅力のある事業環境の創出が重要である。また、個人や企業の活力や意欲が損なわれることのないよう、公的負担を一定の適切な範囲内に止めるとともに、少子・高齢社会にふさわしい財政構造を実現する必要がある。

### (3) 公平かつ安定的な社会保障制度の確立

社会保障に係る負担の増大は避けられないが、介護に対する不安等に対応しつつ現役世代と将来世代の給付と負担の公平が図られるよう、年金・医療を中心に給付と負担の適正化を図ることが必要である。また、健康づくりの推進などにより、できる限り疾病や要介護状態にならないようにすることも必要である。

—少子化の社会面の影響への対応—

(1) 地方行政体制の整備、地域の活性化

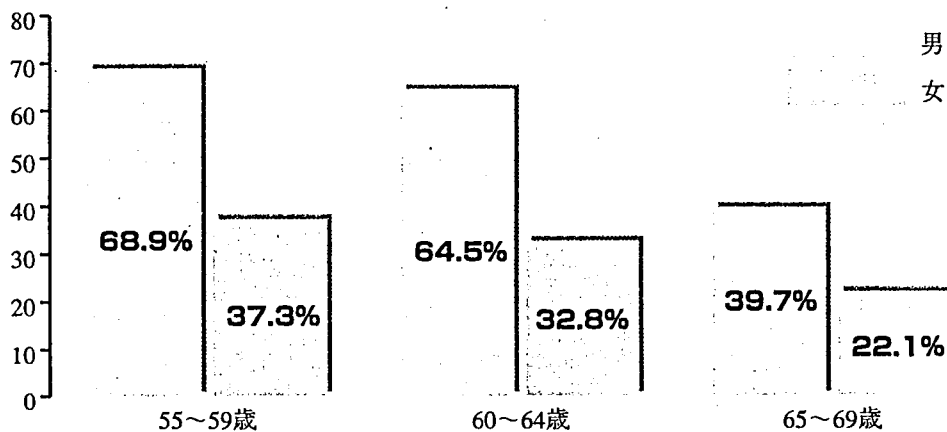
住民に対する基礎的なサービスの提供水準を維持するため、地方行政体制の整備が必要である。また、地域を活性化するため、地域連携の推進等既存の行政単位の枠を超えた広域的な対応が求められる。

(2) 子どもの独創性と社会性を養う教育と健全育成

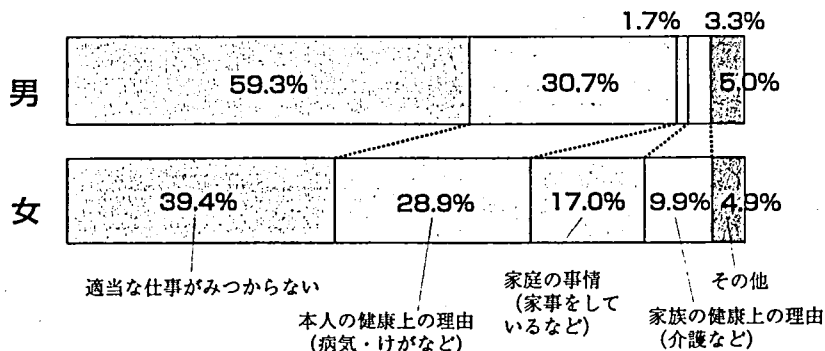
子どもたちが自ら学び自ら考える力を身につけることができるような教育など教育内容の改善、子どもの社会性を養う機能を社会的に支える仕組みづくりを進める必要がある。

非就業高齢者の就業意欲と非就業の理由

非就業高齢者のうち就業を希望している者の割合



就業を希望しながら就業できない理由 (55～69歳)



資料：「平成8年高齢者就業実態調査結果速報」労働省

少子化のマイナスの影響をできる限り  
り少なくする対応に相当思い切って  
取り組んでも、21世紀半ばには、  
国民生活は相当深刻な状況になると  
予想されます。

少子化のマイナスの影響をできる限り少なくする対応に相当思い切って取り組ん  
でもなお、21世紀半ばまでを視野に入れると、人口減少社会の姿は相当深刻な  
状況と予想されます。

このため、少子化のマイナスの影響をできる限り少なくする取組だけではなく、  
少子化をもたらしている原因を取り除く取組についても考えていく必要があるの  
ではないでしょうか。



思い切った経済構造改革及び財政・社会保障改革を実施した場合の経済成長率及び勤労者1人当たり手取り所得伸び率

主な改革の内容

- ・技術進歩、労働力供給の減少を2010年度以降回避など（経済）
- ・年金報酬比例部分の撤廃、医療費の削減など（社会保障）
- ・政府支出削減、公共投資抑制など（財政）

	1995年度	2000年度	2010年度	2025年度
経済成長率	2.3%	3.0%	2.3%	2.2%
国民負担率	36.7% (44.1%)	39.2% (45.1%)	42.9% (45.5%)	45.6% —
勤労者1人当たり 手取り所得伸び率	1.5%	2.5%	2.0%	1.7%

(注) 1.経済成長率は実質GDP成長率。伸び率の2000年度以降は年平均伸び率。

2.国民負担率の（ ）内は、財政赤字フローを各時点で国民が負担した場合であり、仮に当該勤労者世代が税等により負担する場合には、手取り所得はさらに低下。

資料：産業構造審議会総合部会基本問題小委員会の試算（平成8年11月）による。

※ 2025年から2050年にかけて、総人口は1億2000万人から1億人に減少、65歳以上人口割合は27.4%から32.3%に増加。

# 個人が結婚したいのにできない、子どもを持ちたいのに持てない原因があるとすればその原因を取り除くことは必要なのではないのでしょうか。

結婚するしない、産む産まないは個人が決めるべき問題です。しかし、未婚男女の9割が結婚を望み、また結婚すれば理想子ども数を平均2.6人としていることを考えれば、個人が望む結婚や出産を妨げる要因を取り除くことは、個人にとっても社会にとっても望ましいと言えるのではないのでしょうか。

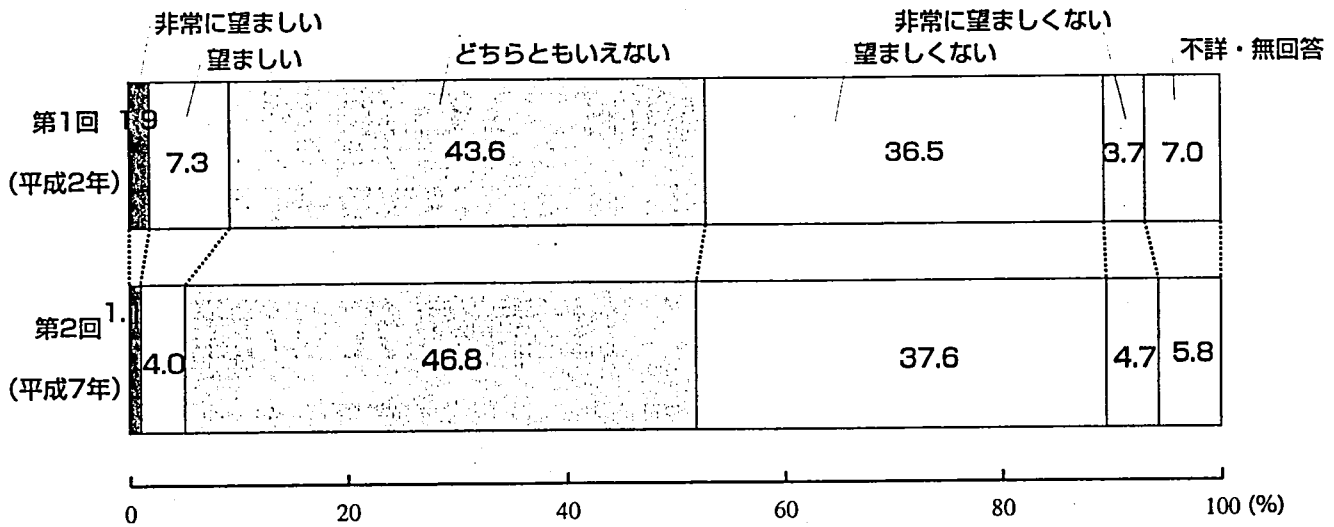


## —少子化の要因への対応の是非—

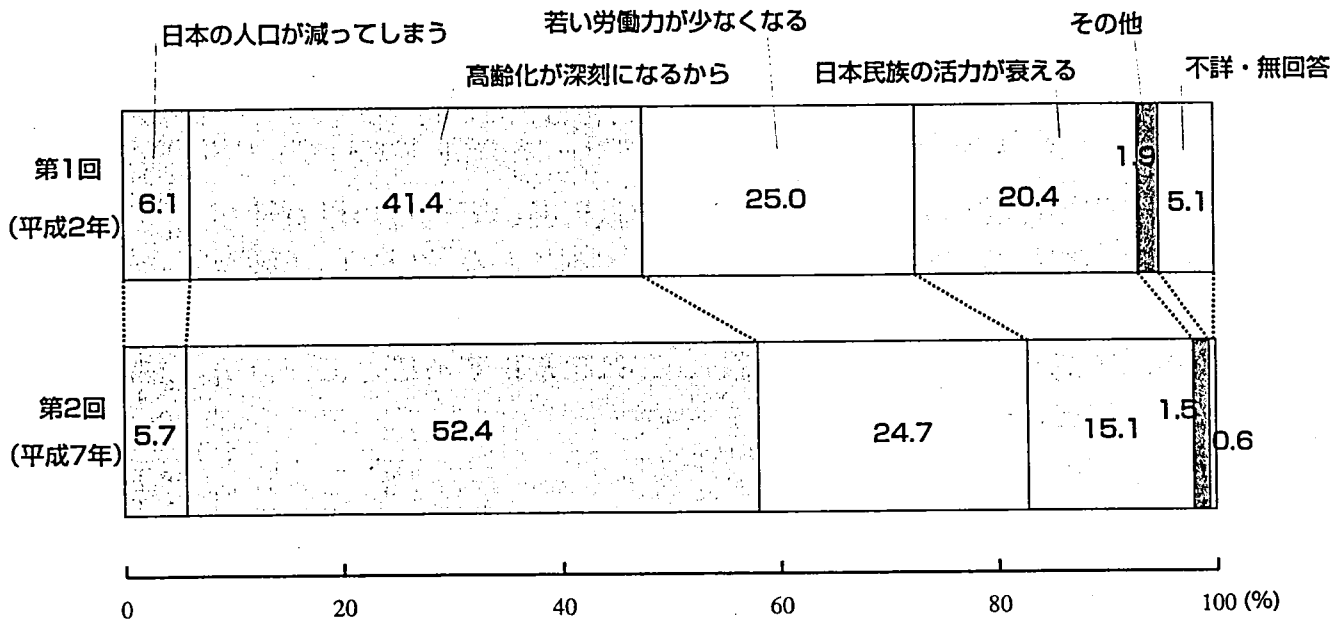
- 少子化の影響への対応を相当思い切っしてするとしてもなお、21世紀半ばまでを視野に入れると、人口減少社会の姿は相当深刻な状況となることが予想される。個人が望む結婚や出産を妨げる要因を取り除くことができれば、個人にとって当然望ましいし、その結果、著しい人口減少社会になることを避けることが期待されるという意味で社会にとっても望ましい。このような観点から、少子化の影響への対応とともに、少子化の要因への対応についてもするべきである。
- 戦前・戦中の人口増加政策を意図するものでは毛頭なく、妊娠、出産に関する個人の自己決定権を制約したり、男女を問わず、個人の生き方の多様性を損ねるような対応はとられるべきではない、というのが前提条件である。
- 子どもを持つ意志のない者、子どもを産みたくても産めない者を心理的に追いつめるようなことはあってはならない。

## 最近の出生率低下への評価

「最近の出生率低下」への評価



出生率低下が「望ましくない」理由



資料：「人口問題に関する意識調査」国立社会保障・人口問題研究所



個人が、結婚や出産を自ら望んだ場合には、それが妨げられないような社会になることが理想です。

そのためには、何よりもまず「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分業意識や実態、仕事優先の雇用慣行を変えていくことが必要なのではないでしょうか。



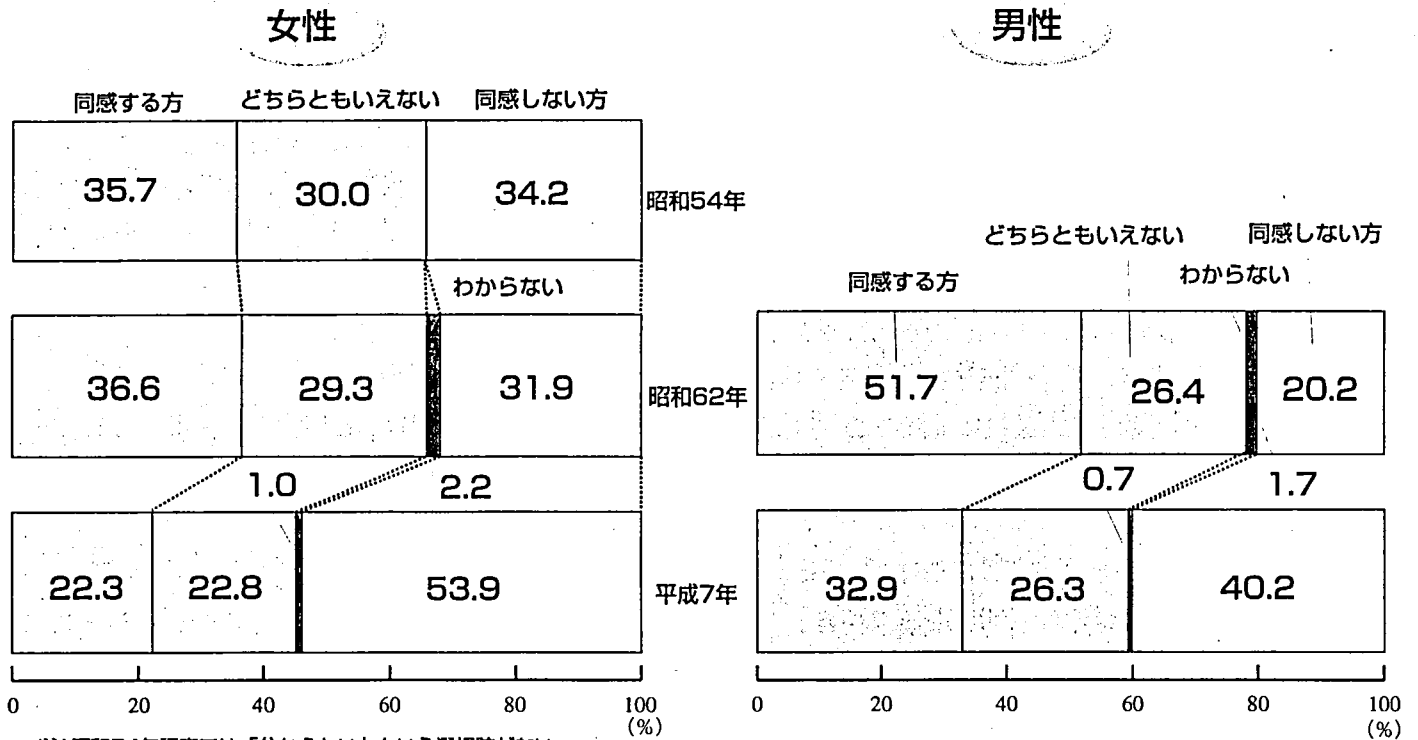
—少子化の要因への対応のあり方①—

- 少子化の要因への対応としては、現状においてとりわけ女性がその自由な意思で個人の生き方を選択することを妨げている固定的な男女の役割分業の実態や家庭よりも仕事を優先することを求める固定的な雇用慣行を問い直し、これを是正することに取り組むべきである。
- これらの実態や慣行は、社会の中で長い間に培われ、相当根強いものがある。したがって、単に制度を改めるだけではなく、固定的な男女の役割分業や雇用慣行を支えている国民の意識や企業風土そのものを問い直すことも必要である。

# 男女の役割分業の意識と実態

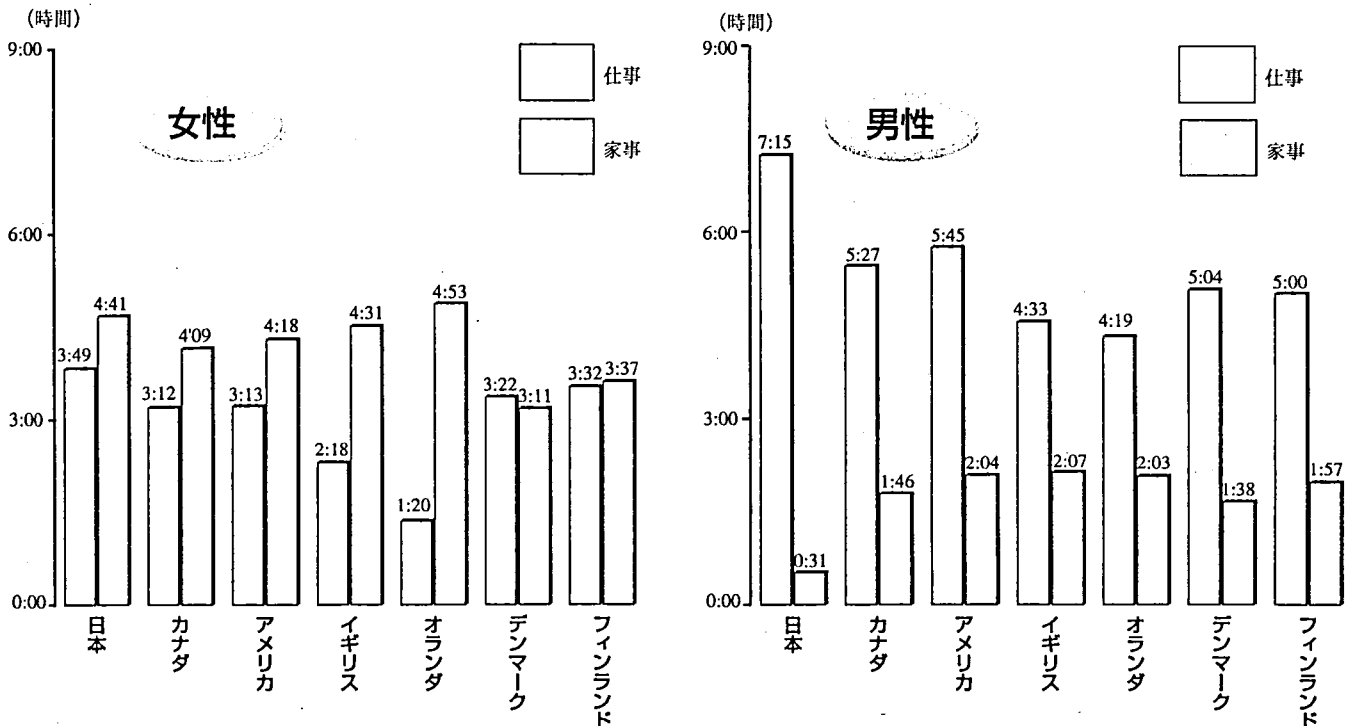
## — 圧倒的に少ない日本男性の家事・育児参画時間 —

### 「男は仕事、女は家庭」の考え方に対する意識



資料：総理府「婦人に関する世論調査」（昭和54年）、「女性に関する世論調査」（昭和62年）、「男女共同参画に関する世論調査」（平成7年）

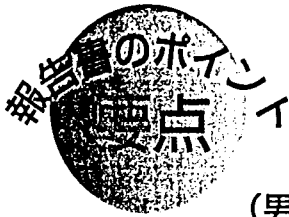
### 生活時間の国際比較



(注) 1. 「仕事」には通勤時間は含まれていない。「家事」には育児、介護、買い物が含まれている。  
 2. 日本は1990年、イギリス、デンマーク、フィンランドは1987年、カナダは1986年、アメリカ、オランダは1985年の数値。

資料：「生活時間の国際比較」NHK放送文化研究所（1994年）

「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分業意識や仕事優先の雇用環境を変えていくため、今後検討すべき具体的な課題としては以下のようなものが考えられます。



—少子化の要因への対応のあり方②—

(男女の役割分業、雇用慣行の見直しに関連して今後検討すべき課題)

(1) 仕事優先に関わるもの

- ・長時間残業、休日出勤、年休取得の未消化
- ・産休、育休取得がその後の昇進等に響くような人事慣行
- ・同僚・顧客との付き合いなどの慣習による勤務時間外における拘束時間の長さ、家に仕事を持ち帰っての残業

(2) 女性の就業に関わるもの

- ・結婚退職、出産退職の慣行
- ・中高年齢女性のいわゆる正社員としての中途採用枠の少なさ

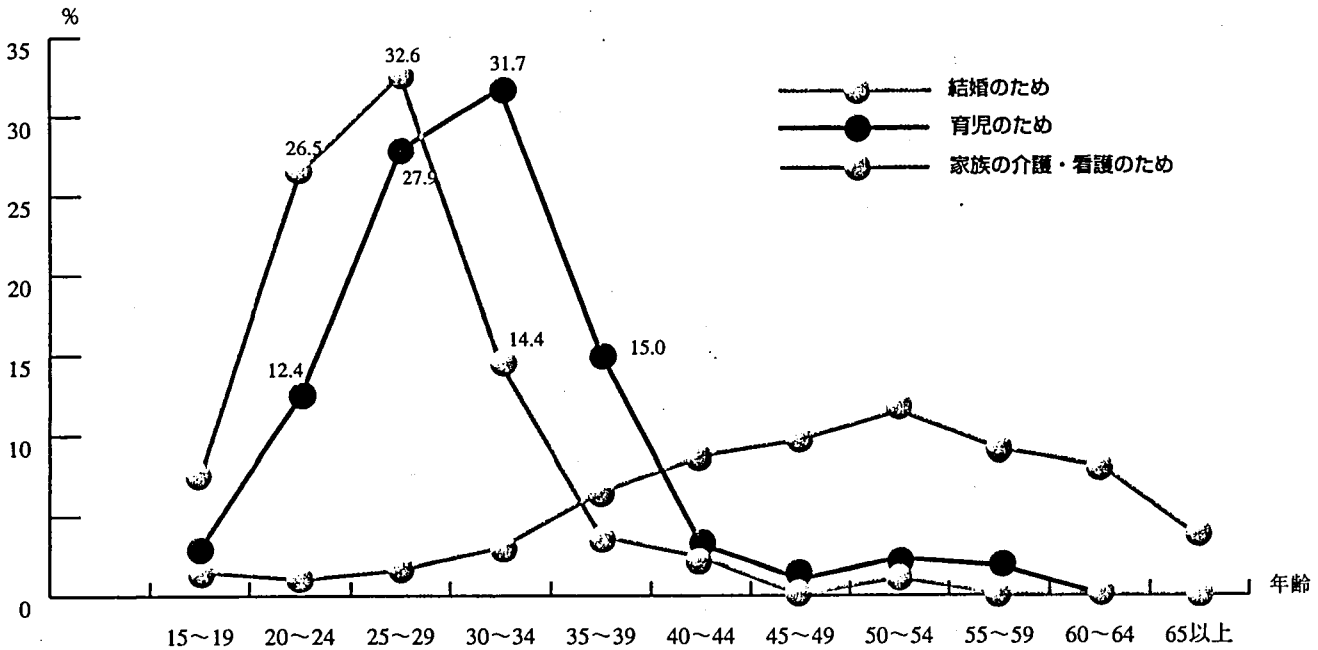
(3) 就業形態の多様化に関わるもの

- ・終身雇用制とそれを支える賃金体系、昇進制度、退職金等
- ・新卒中心の一括採用形態

(4) いわゆる正社員と短時間労働者、非就業者との公平性、中立性に関わるもの

- ・企業における扶養（配偶者）手当のあり方
- ・所得税における配偶者控除制度のあり方
- ・年金制度及び医療保険制度における被扶養配偶者の位置付けのあり方

女性有業者の離職理由  
 —依然として多い結婚退職、出産退職—



(注) 高齢者については、その他「病気・高齢のため」「定年などのため」が多い。

資料：「就業構造基本調査」総務庁（平成4年）

年金制度、医療保険制度における被扶養配偶者の位置付け

		保険料負担	給付
年金 (厚生年金)	被扶養者	なし	基礎年金
	被用者	所得に応じた負担	基礎年金+報酬比例年金
医療 (健康保険)	被扶養者	なし	医療費の8割 (入院)
	被用者	所得に応じた負担	同上

(注) 医療（健康保険）の外來給付は、被扶養者は「医療費の7割—薬剤一部負担」、被用者は「医療費の8割—薬剤一部負担」である。

結婚や出産の妨げを取り除く取組としては、子育てと仕事の両立、家庭における子育て支援など、子育てを支援するための対策を総合的かつ効果的に進めることも重要です。

報告書のポイント  
要点

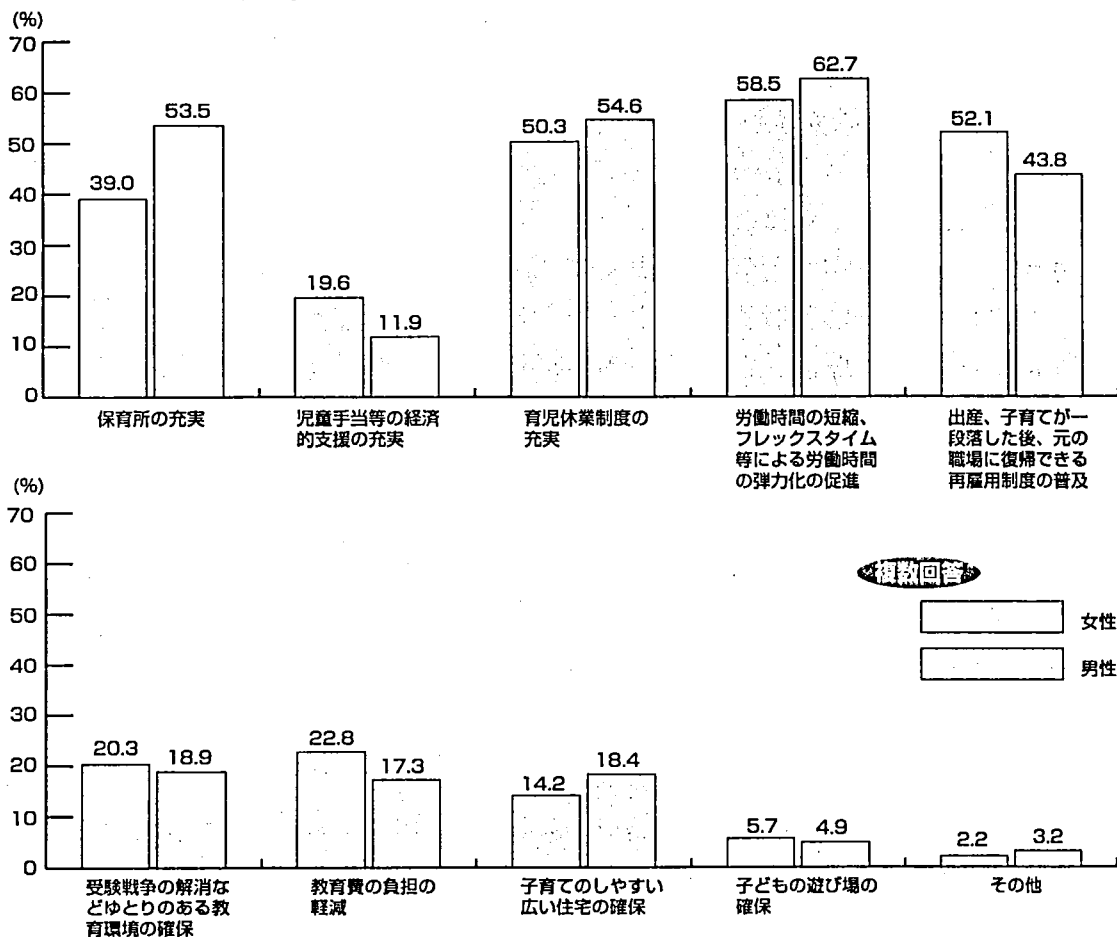
—少子化の要因への対応のあり方③—

- 少子化の要因への対応としては、固定的な男女の役割分業や雇用慣行の是正とともに、子育て支援のための諸方策の総合的かつ効果的な推進が必要である。
- 現在、既に「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）が推進されているが、少子化の要因への対応という観点からみた場合、特に次のことに留意すべきである。
  - ・ 子育てのため継続就業を断念した結果失うこととなる利益（子育てにかかる機会費用）の上昇を考慮すると、仕事と育児の両立のための雇用環境の改善、多様な保育サービス等の確保が特に重要である。
  - ・ 核家族化、都市化の進展により育児に親族や近隣の支援の受けにくくなっていることや地域の治安にも不安が高まっていることから、家庭における子育ての精神的、肉体的負担を軽減することも重要である。
  - ・ 子育てのための経済的負担軽減措置については、子どもの有無や数に応じた公平性という観点、出生率回復への効果という観点など、それぞれの方策の持つ意義、現実的可能性や効果を総合的、多面的に考慮し検討することが必要である。
  - ・ 男女共に子育ての持つ楽しみや喜びを再確認することも必要である。
- 子育て支援のための諸方策を検討するに当たっては、現行施策も含め、効果についての分析、見直しを行い、より効果的な推進を図る必要がある。中核となるのは育児と仕事の両立に向けた子育て支援である。

今後の子育て支援のための施策の基本的方向について  
(エンゼルプラン 平成6年12月 文部・厚生・労働・建設4大臣合意)

基本的方向	重点施策(例)
①子育てと仕事の両立支援	育児休業給付の実施 多様な保育サービスの充実
②家庭における子育て支援	地域子育て支援センターの拡充 母子保健医療体制の充実
③子育てのための住宅及び生活環境の実現	ゆとりある住宅の整備
④ゆとりある教育の実現と健全育成	教育内容・方法の改善
⑤子育て費用の軽減	育英奨学事業の充実

子育ての環境整備のための方策に関する意識



資料：「社会保障の将来像に関する意識調査」総理府社会保障制度審議会事務局（平成4年12月）

雇用環境の改善、子育て支援に関し今後検討すべき具体的な課題としては以下の  
ようなものが考えられます。



—少子化の要因への対応のあり方④—  
(雇用環境の改善、子育て支援に関し今後検討すべき課題)

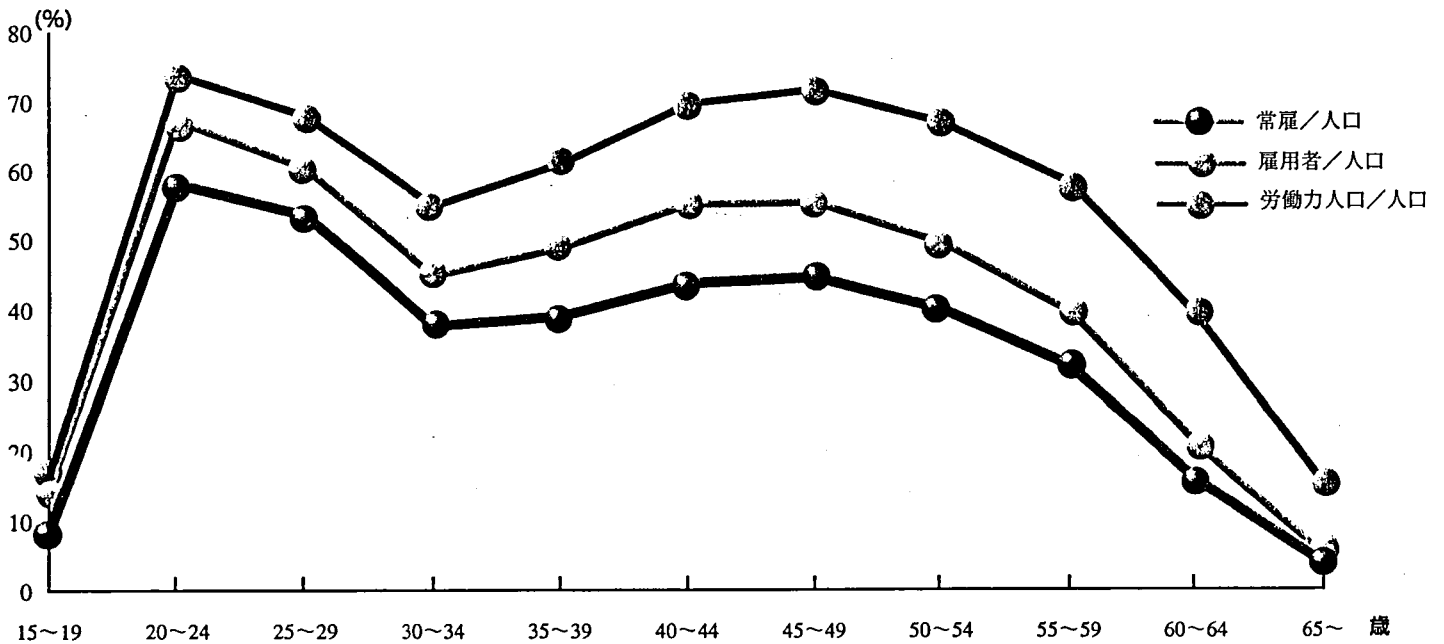
(1) 雇用環境の改善に関わるもの

- ・ 育児休業制度の定着促進（育児休業給付の活用促進）、企業による独自の育児休業の充実（期間の延長、育児休業給付の充実）
- ・ 代替要員の確保による育児休業を取得しやすい環境整備
- ・ 職場における保育サービス等への支援の充実
- ・ 勤務時間制の弾力化、勤務形態の多様化（フレックスタイム（弾力的勤務時間）制、在宅勤務やサテライトオフィス（企業が通勤負担の軽減を目的に通常の勤務地より自宅に近い場所に設置する事務所）勤務など職住一体又は職住近接勤務）
- ・ 短時間労働者の良好な処遇
- ・ 労働条件の確保
- ・ 就業コースの多様化、復職後の就業コース変更の多様化
- ・ 派遣労働者の積極活用

(2) 子育て支援に関わるもの

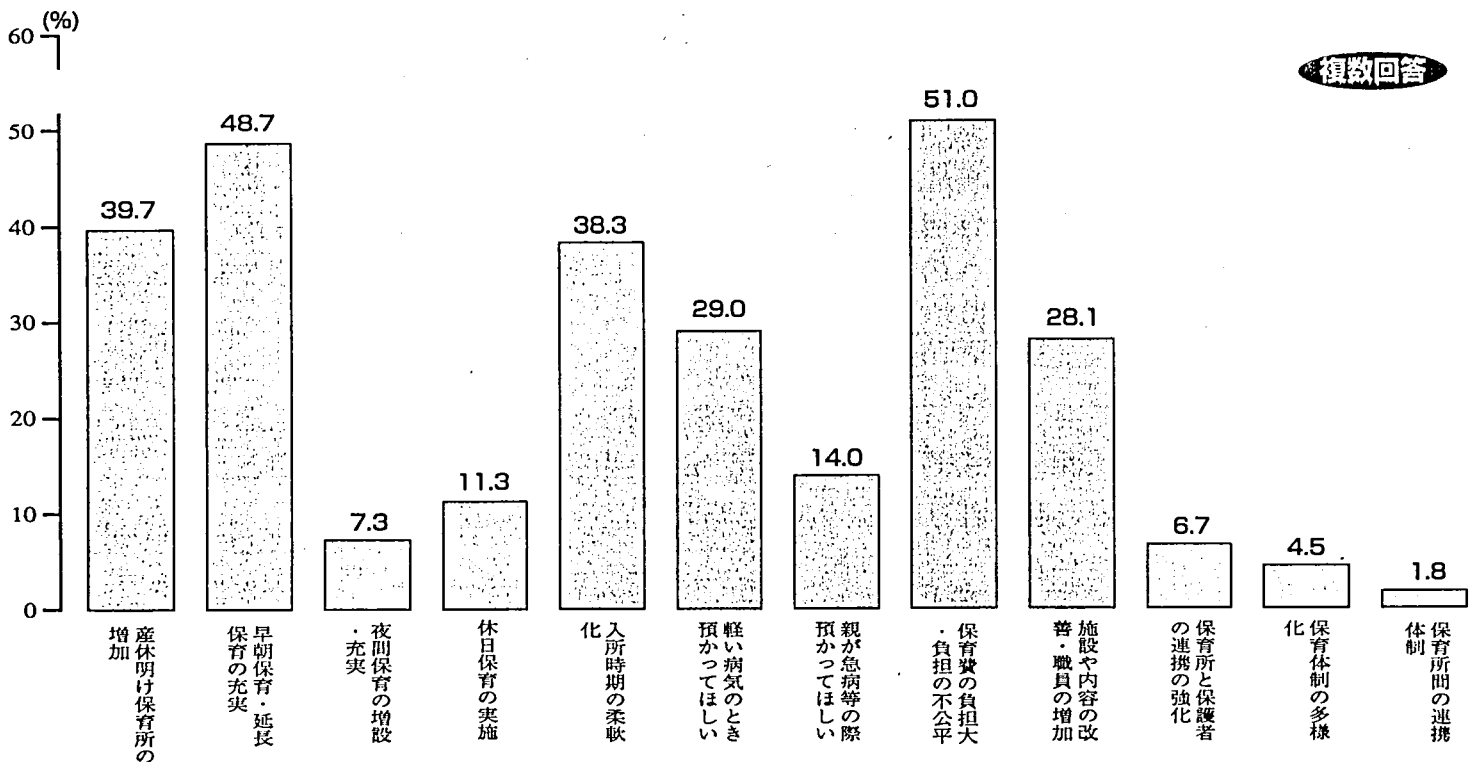
- ・ 低年齢児保育を中心とする保育需要への対応
- ・ 公的な保育サービスを受けることができない者に対する支援
- ・ 延長保育、休日保育、病児保育等多様な保育サービスの提供
- ・ 学童保育の整備
- ・ 職住近接の住宅の整備、職場に近い住宅への子育て世帯優先入居
- ・ 専業主婦（夫）家庭における子どもの一時保育等育児者の精神的、肉体的負担を軽減する措置
- ・ 専業主婦をはじめ、子育てに対する不安や孤立感を持つ親に対する子育て相談等子育てを地域で支援していく仕組みづくり
- ・ 家庭教育に関する相談、情報提供体制の整備等
- ・ 子育て世帯に対する経済的負担軽減措置のあり方
- ・ 年金制度における対応のあり方

## 女子労働力率のM字カーブ —30歳を超えると少ない常時雇用—



(注) 雇用者及び常雇は、非農林水産業である。  
資料：「労働力調査年報」総務庁（平成8年）

## 働く母親の保育制度への要望



資料：「働く女性の就業と保育に関する調査報告」日本労働組合総連合会(1993年)

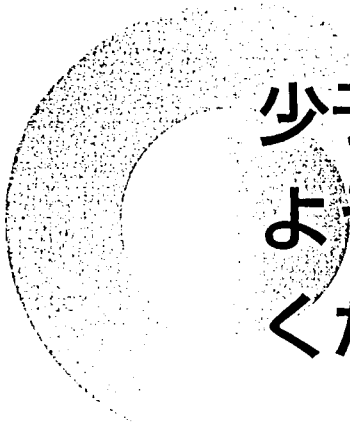


様々な取組を通じて、結婚や子育てに希望が持て、子育ての喜びを夫婦ともに実感できるゆとりと潤いの感じられる社会づくりを進めていく必要があるのではないのでしょうか。



—人口減少社会を「ゆとりと潤いのある社会」に—

- 将来に対する国民の様々な不安を取り除き、未来に希望を持てる安心できる社会を構築していくことが人口減少社会への対応として最も重要である。
- このため、少子化の影響への対応をするとともに少子化の要因への対応をする必要がある。その際中核となるのは、固定的な男女の役割分業や雇用慣行の是正、育児と仕事の両立に向けた子育て支援である。これを基点としてその他関連施策全般に展開していくことが求められる。
- このような取組を行うことは、個人の自立や自己実現と他者への貢献が両立する男女共同参画社会の実現を目指すということである。そして、男女が共に育児に責任を持つとともにその喜びも分かち合えるような新しい家族像を基本に据えて、新しい地域社会や企業風土を形成し、次世代育成への社会的連帯を図るという形で我が国社会の新たな枠組みの構築を目指すということでもある。
- こうして実現される社会は、出生率の回復への期待とともに、結婚や子育てに希望が持て、子育ての持つ本来の楽しみや喜びを夫婦ともに実感できるゆとりと潤いの感じられる社会であると言える。



少子化、将来の人口減少社会をどのように考え、それにどう対処していくかは、最終的には国民の選択です。

少子化、将来の人口減少社会をどのように考え、そしてそれにどう対処していくかは最終的には、国民の選択です。国民1人ひとり、この課題について考えてみてください。

厚生省では、少子化、人口減少社会についてのあなたのお考えを聞きたいと考えています。このパンフレットに添付しているアンケート葉書にご記入の上、あなたのご意見をお寄せいただければと考えています。





古紙配合率40%再生紙を使用しています

発行日/平成10年(1998年)2月25日  
発行/(株)ぎょうせい

ISBN4-324-05384-7 C3036 ¥286E  
定価 (本体286円+税) [5105480-00-000]

ISBN4-324-05348-0 C0030



人口問題審議会報告書

「少子化に関する基本的考え方について」

少子化へのさまざまな視点

速水 融	正村公宏	河合隼雄
島田晴雄	喜多村治雄	宮島 洋
西藤 冲	佐藤博樹	山崎泰彦
麻生 誠	原ひろ子	山田昌弘
永瀬伸子	黒田あゆみ	福島瑞穂
河野真理子	前田正子	麻生圭子

人口減少社会、未来への責任と選択

少子化をめぐる議論と人口問題審議会報告書

監修◆厚生省大臣官房政策課  
編集◆人口問題審議会

きょうせい

監修◆厚生省大臣官房政策課 編集◆人口問題審議会

人口減少社会、  
未来への責任と選択

きょうせい

— 少子化をめぐる議論と人口問題審議会報告書 —

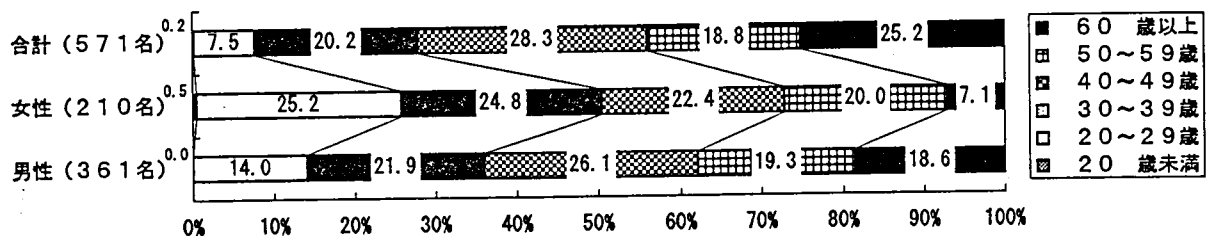
## 人口問題審議会報告書アンケート結果の概要

- 平成 10 年 5 月末までに人口問題審議会報告書及びパンフレット読者から厚生省に寄せられたアンケートへの回答 671 枚のうち、全ての問いに有効回答のあった 571 枚を対象として集計したもの。
- 本集計結果については、本アンケートの性格上年齢構成など回答者の属性にかなりの偏りがあることに留意する必要があるが、回答者の属性からは、どのような層の方が少子化に対して高い関心を持っているかということもうかがえる。

### 1. 回答者の属性

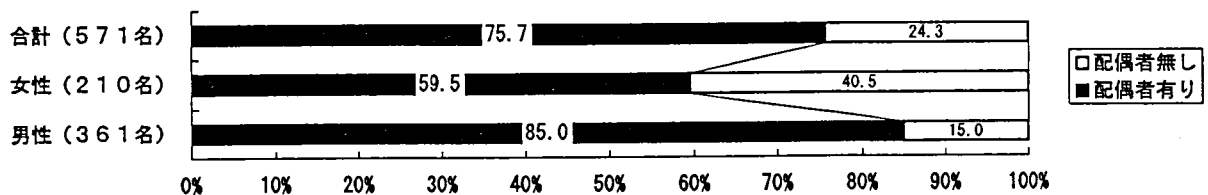
#### (1) 回答者の年齢構成

- ・ 40 歳代が最も多く 28.3%、次いで 60 歳以上の 25.2%。
- ・ 女性では 30 歳代が最も多く、男性では 40 歳代が最も多い。



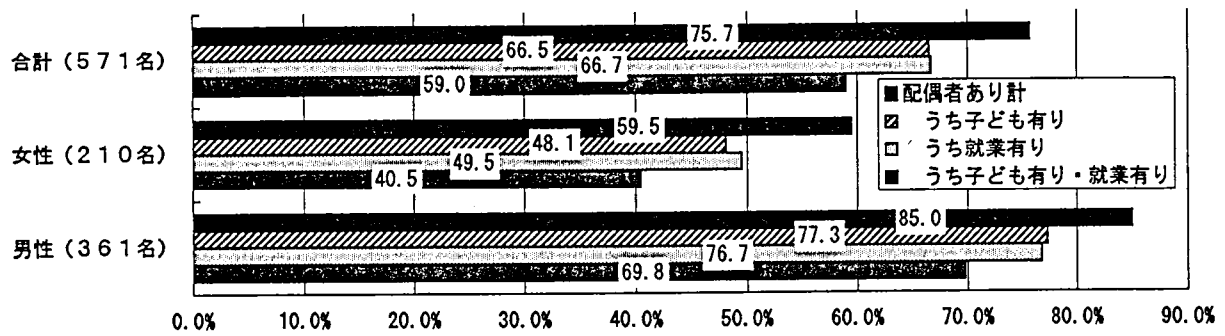
#### (2) 配偶者の有無

- ・ 回答者の 4 分の 3 は配偶者有り。
- ・ 女性は約 6 割、男性は 8 割以上が配偶者有り。



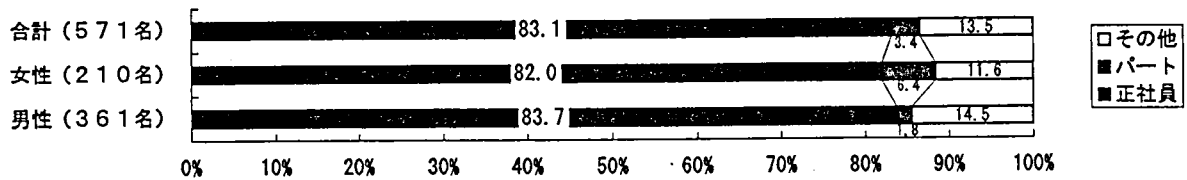
(3) 子どもの有無及び就業の状況 (配偶者のある者)

- ・ 配偶者のある者のうち、66.5%は子どもをもっている。
- ・ また、配偶者のある者のうち、66.7%は就業している。
- ・ なお、女性についても、約4割は子どもをもち就業もしている。



(4) 就業者の就業形態

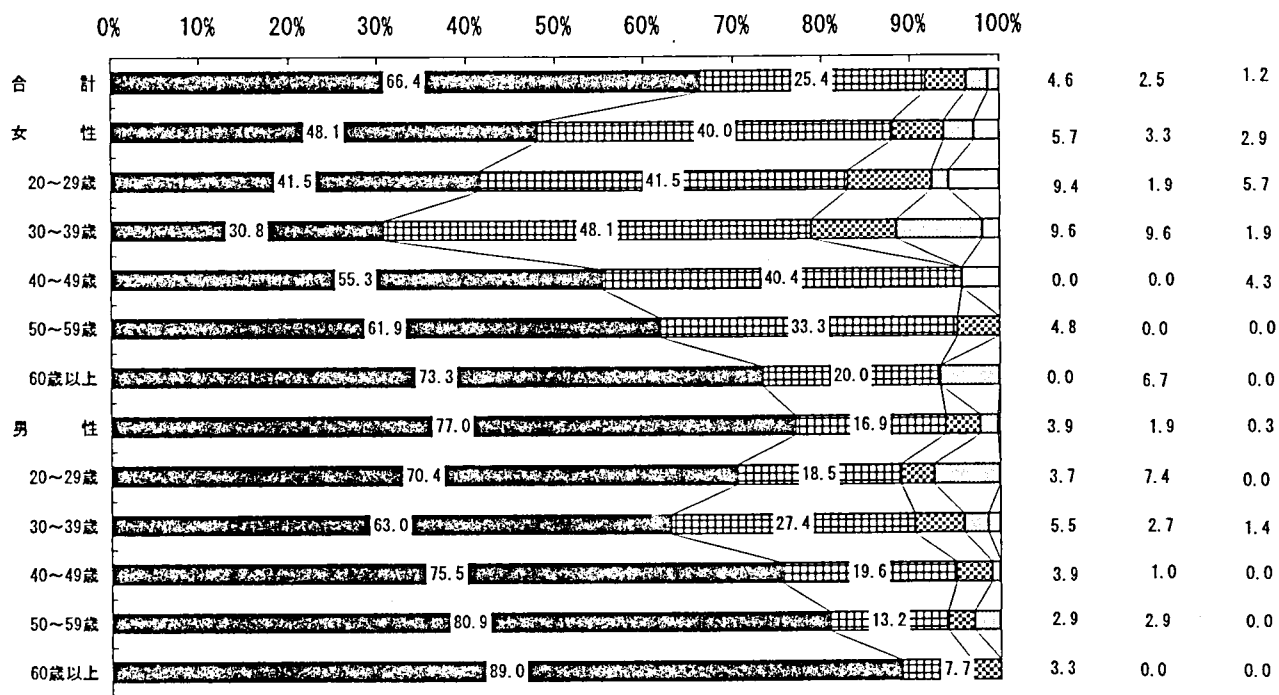
- ・ 就業者の就業形態は、男女ともに8割以上が正社員。



## 2. 結果の概要

### Q1 少子化は問題だと思いますか。

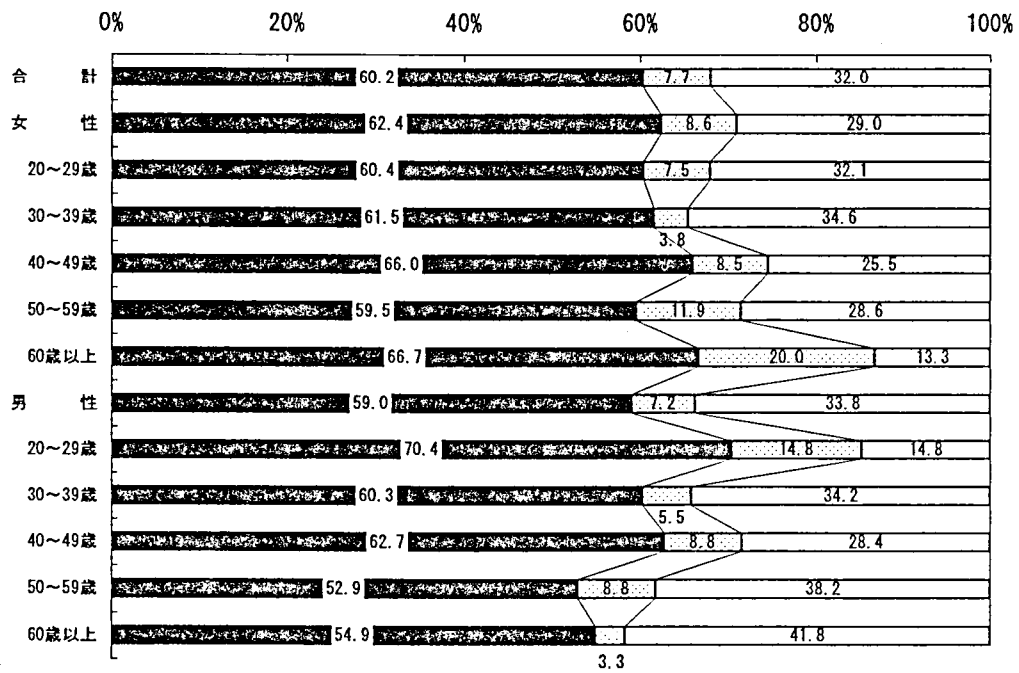
- ・ 「どちらかといえばそう思う」を含めると、回答者の9割以上が少子化を問題と考えている。
- ・ 性別にみると男性が、年齢階級別にみると比較的年齢層が高い方が、「全くそう思う」と考える割合が高い。



分からない  
 全くそう思わない  
 どちらかといえばそう思わない  
 どちらかといえばそう思う  
 全くそう思う

Q2 個人が望む結婚や育児を妨げている要因を取り除く限りにおいて、出生率回復への取組を行うべき、と報告書では指摘されていますが、どう思いますか。

- ・ 概ね6割程度が「その通りである」と考えており、性・年齢階級別にみても最も多い。
- ・ 女性の60歳以上では「出産や育児は個人の問題なのでどういう形であれ、取組はすべきでない」が20.0%と比較的多く、男性の50歳以上では「国を挙げてもっと積極的に取り組むべきである」が40%前後と比較的多い。

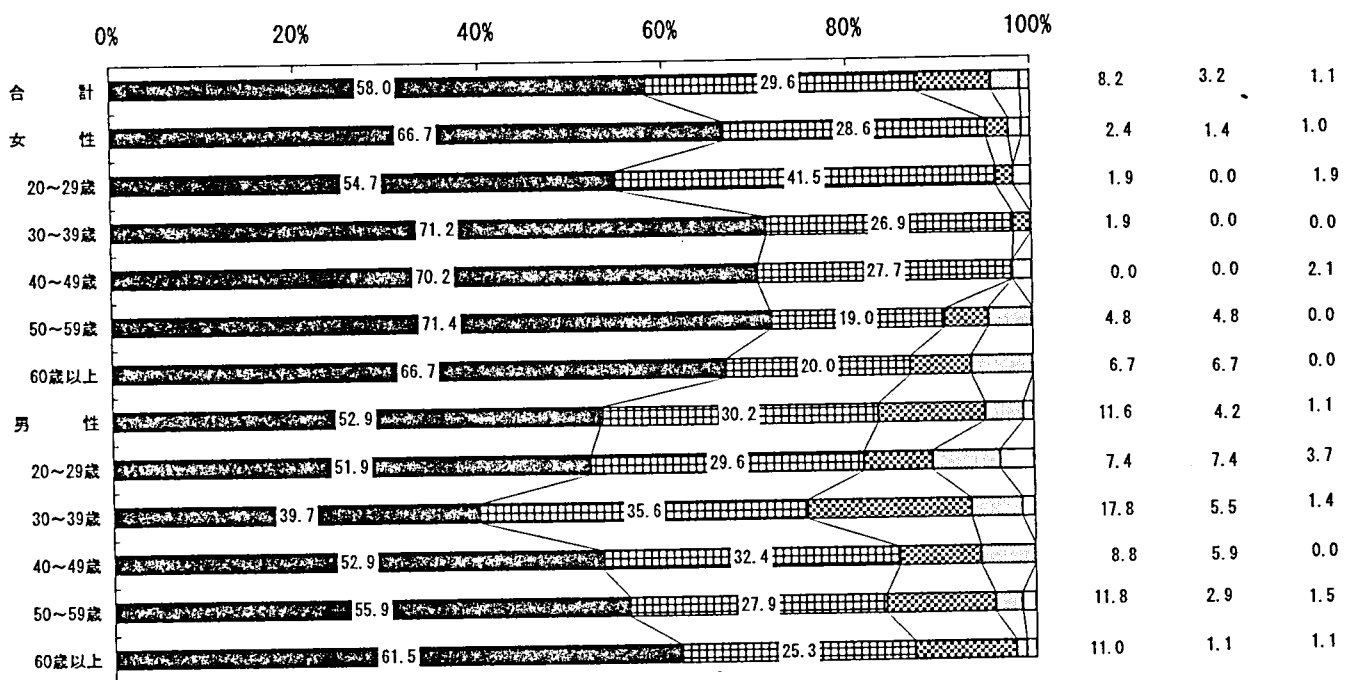


国を挙げてもっと積極的に取り組むべきである。  
 出産や育児は個人の問題なのでどういう形であれ、取組はすべきでない。  
 その通りである



Q3 出生率を回復させるための基本として、固定的な男女の役割分業意識や雇用慣行を見直すことが重要だと報告書では指摘されていますが、どう思いますか。

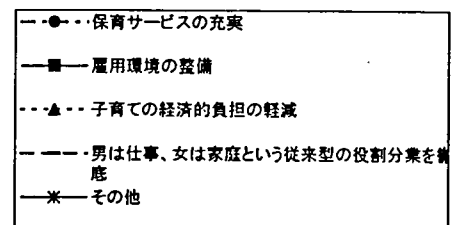
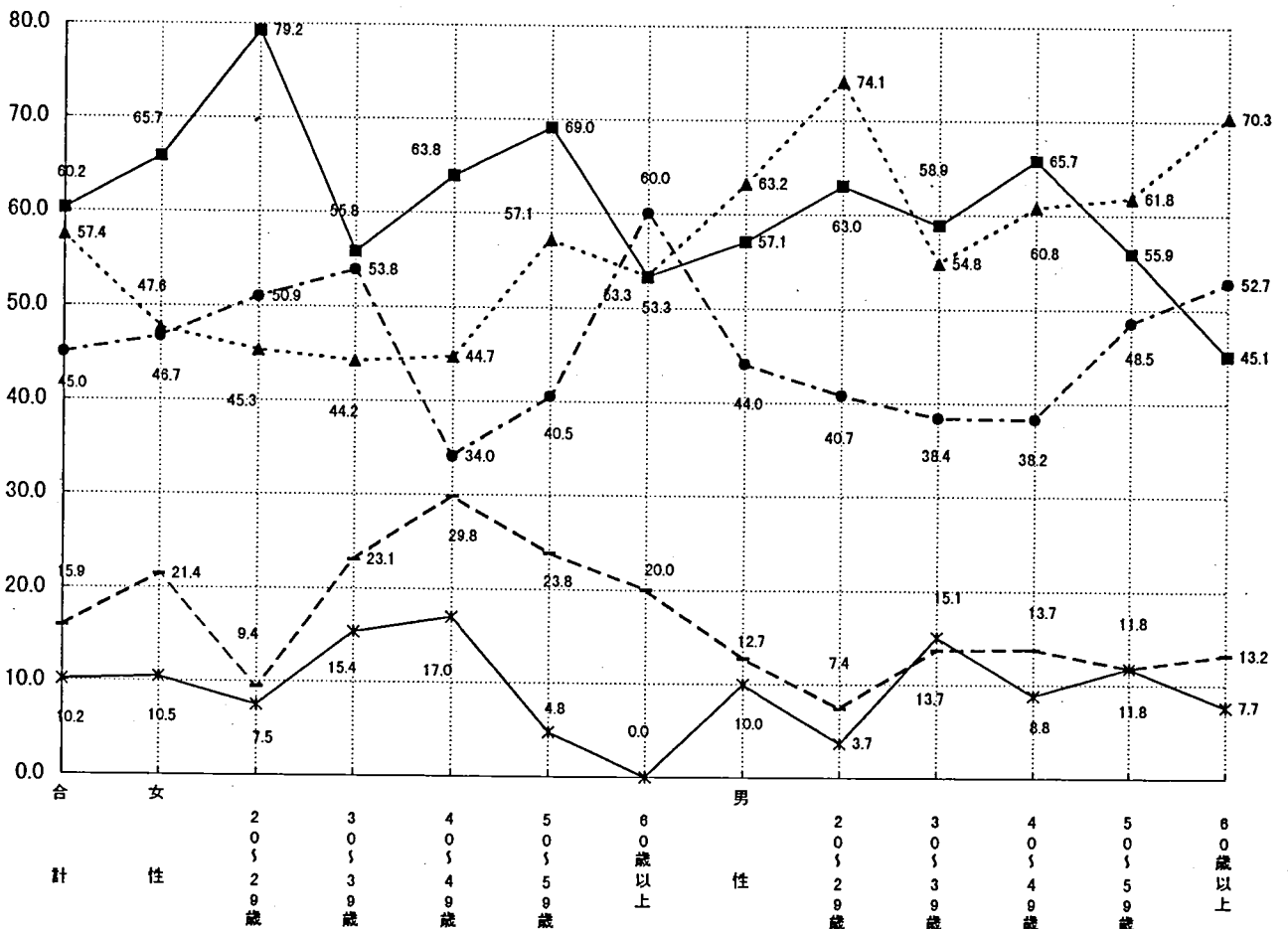
- ・ 「どちらかといえばそう思う」を含めると、回答者の9割弱がこの指摘に賛成している。
- ・ 特に、女性の子育て世代や団塊の世代を含む30～50歳代で「全くそう思う」と考える者が7割を超え高くなっている。
- ・ 一方、子育て期の中心にあると考えられる男性の30歳代では「全くそう思う」と考える者は39.7%、「どちらかといえばそう思う」と考える者も35.6%にとどまっている。



分からない  
 全くそう思わない  
 どちらかといえばそう思わない  
 どちらかといえばそう思う  
 全くそう思う

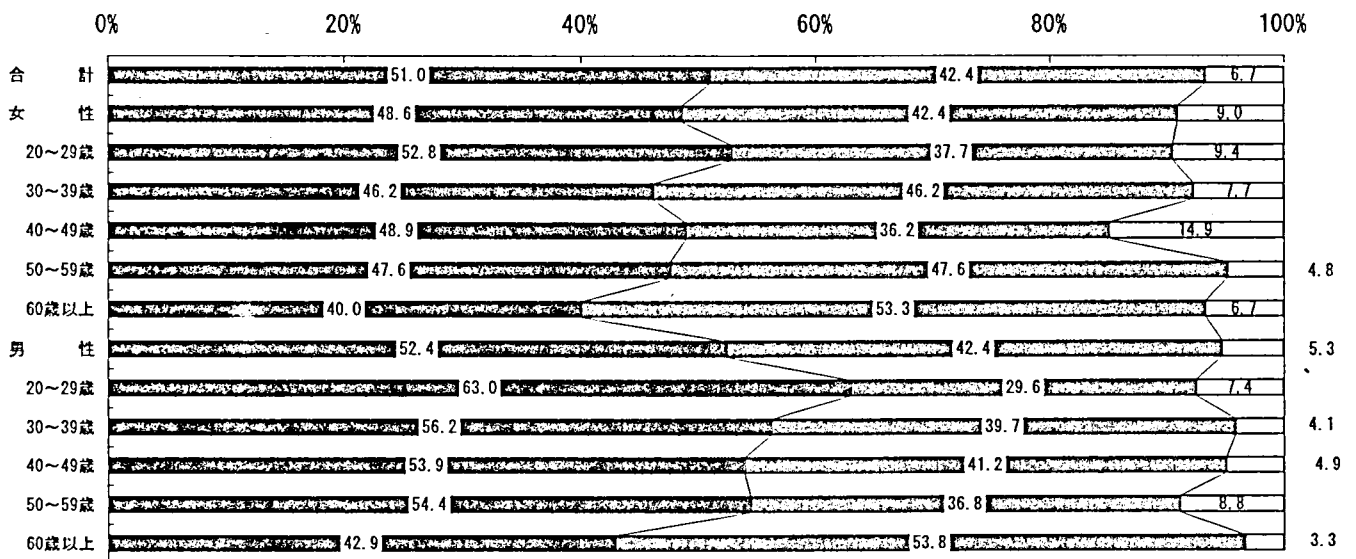
Q 4 少子化の対応として特に重要だと思うものを2つまでマルで囲んで下さい。

- ・ 女性では「雇用環境の整備」が65.7%と最も高く、男性では「子育ての経済的負担の軽減」が63.2%と最も高くなっている。
- ・ 「保育サービスの充実」は、女性の20～30歳代及び60歳以上、男性の50歳以上で比較的高くなっている。
- ・ いわゆる結婚適齢期にある20歳代についてみると、女性では約8割が「雇用環境の整備」をあげ仕事と家庭との両立を強く意識していることがうかがわれる一方、男性では7割以上が「子育ての経済的負担の軽減」をあげ結婚・家庭生活における「経済力」に対する意識の高さがうかがわれる。



Q5 この報告書の提言内容の実現に向けて、どのように取り組んでいくべきと思いますか。

- ・ 回答者の51.0%が「様々な議論がある問題であり、じっくりと議論を重ねて、まず国民の理解を得るべき」と考えており、特に男性の20歳代では63.0%と高くなっている。
- ・ 一方、「政府が主導となって、一刻も早く提言内容の実現に向けた取組をするべきである」と考える者も4割以上となっており、特に60歳以上では5割を超えている。



□その他

■政府が主導となって、一刻も早く提言内容の実現に向けた取組をするべきである。

■様々な議論がある問題であり、じっくりと議論を重ねて、まず国民の理解を得るべきである。

近年、わが国の少子化は急速に進んでいます。

出生率の低下は先進諸国共通の問題となり、

少子化の進行は将来の社会・経済のあり方そのものに

深刻な影響を与えることが懸念されています。

少子化を招く要因には様々なことが考えられます。

# 少子化を 考える

特集

また、子どもを生み育てたいと思う者が、

働きながらも子どもを生み育てることのできる

社会をつくるためには、

総合的な支援策が必要です。

特集では、少子化を取り巻く問題について考えます。





# 少子化を語る



**黒田あゆみ**  
【NHKアナウンサー】

◀出席者▶

**福田歓一**

【東京大学名誉教授・人口問題審議会委員】

**山内孝一郎**  
【厚生省大臣官房政策課課長補佐】

◀進行役▶

**長田浩志**  
【厚生省大臣官房政策課課長補佐】

山内 近年、出生率が低下し、少子化の進行が著しく、将来の日本の社会や経済に深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。人口問題審議会では、今年の2月から少子化に関する議論を重ね、さる10月27日に報告書を取りまとめたところですが、今回は、報告書の取りまとめに委員としてご尽力いただきました福田歓一先生と、有識者の立場からご意見をいただきました黒田あゆみさんに、少子化についての考えをお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

今回の人口問題審議会の報告書では、男は仕事、女は家庭という役割分業や、家庭より仕事優先を求める雇用慣行や企業風土を問い直し、子育て支援の問題なども含めた社会全体の構造改革を訴えています。まず今回の報告書の内容に関して、簡単に感想をお願いたします。

黒田 今回の報告書については、経済的な影響や将来的な福祉、年金、医療制度、医療保険との関わり、少子化に利点があれば何か、子育てに希望を抱くために家庭はどうあるべきかなど、各方面に幅広く、そして多角的に分析されたのではないかと思います。

福田 審議会では、多角的な検討を行うために厚生省以外の関係官庁からも専門的な意見をお聞きし、技術的なものにとどまらず、広い観点から社会のあり方について国民に問題提起をしています。ゆとりのある社会というものを一つのモデルとして、本当に子

どもを産み、育てたいという望みを持っている人たちを奨励していくという観点が重要なポイントであると考えています。

### 育児と仕事の 両立が 厳しい現実

山内 黒田さんは育児や結婚生活と仕事を両立されてきたと思いますが、そこからの経験と現在の少子化との関係についてお感じになることがあればお話しいただけますか。

黒田 私が娘を産んだ昭和61年は少子化への移行期で、その頃は保育園が統廃合されて数が減少するのではという危機感があつたんです。しかし現在は保育園がサービスで競争する時代になっていますし、企業の福利厚生面での変化やエンゼプランによる自治体のサービスの多様化など、子どもを産もうとする人にとっては追い風になってきているとは思いますが。しかし昔からの企業風土は簡単には変わらず、地方の放送局では「結婚や出産後も現職にとどまるなんて」という声もあるなど、中央でいわれていることと実態にはかなりのズレがあるようですし、一度子育てで仕事から離れるとやはり再就職は難しくなるんです。さらに現代の女性は晩婚化傾向にあり、そして育児がいかに大変で中途半端にできないかは先輩たちを見てわかっているのに、育児

に手足をとられてはと考える人が多いようです。そうした状況から、もう少し子どもを産んでくださいとは奨励しにくくなっているのではと思いますね。

山内 人口問題審議会の報告では、家庭でも男女が共同参画という形で、子育ても一緒にやっていくべきだという話がありました。が、それに対するご意見はあるでしょうか。

黒田 もしファイブティファイの関係で女性も仕事を続けていくのなら、絶対に男性からの自発的な意思がなければできませんね。女性のアナウンサーやディレクターと結婚した男性の中には、母親に大切に育てられたせい、妻が働いていることを前提に始めた共働き世帯でありながら、こんなはずではなかったと感じて、「二人目の子どもはいらなかった」、「仕事はやっぱり無理だと言ったじゃないか」と言い出した人もいたそうですから。まあ、その男性は何か覚悟が足りないかなと思いますけれども。

また、各企業での若年労働力の不足も共同での子育てを難しくしていると思いますね。現在は人口のピラミッドが逆三角状態であり、私以降の世代が企業の中に少ないものですから、男性が仕事に集中せざるを得なくなってしまうんです。心情的には家に帰って育児を手伝おうと考えたとしても、仕事との板ばさみにあつてしまうわけです。それが現在の状況ではないかなと思います。

### 若者は 精神的自立が 足りない

山内 少子化の要因として未婚率の上昇があり、その背景の一つに福田先生も従来からおっしゃっている若者の自立という問題もあるのではと考えられます。データの検証するのはなかなか難しいのですが、福田先生に欧米などとの比較も含めて現代の若者の自立ということについて伺いたいたいですか。

福田 欧米では、未成年の人間には親が厳しくものを言いますが、大きくなって自分の生活をマネジメントする能力が身につくと、あまり注意することはしなくなりま。逆に日本の場合子どもが小さい時に甘やかす、大きくなるとうるさく言いますが、気になるのは自立のための訓練ができていないということなんです。というのは、自立の問題が学歴を身につけることに吸収されているから、親は用具を揃えたり、夜食を作ったりする、つまり学校教育の補助機関にしかなっていないわけです。それで子どもは責任の觀念が身につかず、親離れ、子離れを難しくして、現代の若い世代の未婚率の上昇、そして少子化を助長しているのではと思います。

自立というのは、経済的自立だけではなく、精神的自立が非常に大事です。自分がどう

いう時代に、どういう家庭に、どういう素質を持って生まれてきたかは確かに自分の責任ではないのですが、一個の個性を持った独立した人間としてそれをどう活かしていくか、そしてその責任を背負う精神的強さをいつ得るか。それができて、自分の中に希望や責任感が現れ、例えば異性と一緒に自分たちの生活をつくらうという気持ちも生まれてくるのです。

そういう意味では、こうした問題が少子化に直接どう影響を与えるかということとを離れて、人間の生き方として、そういう生き方のできない人間ばかりの社会になってしまいい、将来の日本に希望があるだろうかということを考えてしまいますね。



社会的成熟の  
機会が  
減っている

長田 私自身も2人の子どもがいて、共働き、つまり「仕事と育児の両立の問題」に直面しているわけですが、これまで仕事と育児の両立は働く女性の問題と言われてきました。本来、共働きの男女の問題であるべきなのですが。今回の報告書では、女性の問題に矮小化しないという明確な整理がされていますが、男性の意識はまだまだというのが実感です。そこで黒田さんご自身の旦那様の育児

への関わりはどうであったか、また、いかに男性に育児参画させるのかということについてお聞きしたいのですが。

黒田 私の場合は夫が同級生で、二人が社会的にほぼ同じステップで歩んできたので、どちらかが主でどちらかが従みたいということはなかったです。しかし就職して3、4年という若い時期に子どもが生まれたこともあり、最初はお互いにファイティファイティというわけにはいきませんでしたね。女性の場合は生物的に子どもを宿した時から母親としての教育が自然とできると思いますが、彼にとつては、まだ父親になりきれない年齢ではなかったのかなと思いました。でも11年たった現在は、もともと自分がこうしなければ働きにくいんだとか、子どもが大変なんだということも自然に会得して、100%の共働きのパートナーだと思っています。

しかし一般的には、やはり男性の側が仕事をし、女性が6〜8割の家事を受け持つということが当面は効率的であると話し合せて判断してしまうようですね。母親のほうが子どもに対して生物学的な親近感があるとか、女性のほうが勤が働くとかで納得してしまっている。でも、そこから不平等ができてしまっているのではないかなと思います。

長田 私は女性が自ら引いてしまうというような面があるのではと思うのですが。

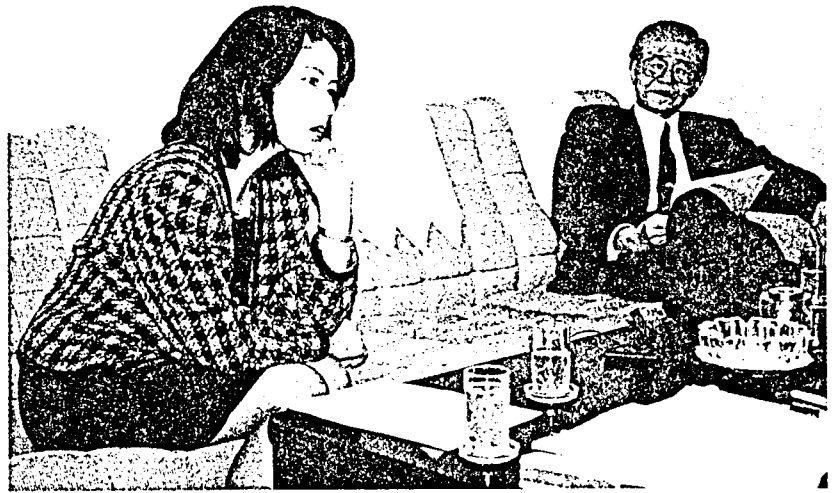
黒田 確かにそれもありますね。例えば私も夫が忙しい時期だと、早く帰ってこようかと言ってくられても、自分で請け負ってこ

う部分があるんですよ。同業者を見ていると男の人のほうが仕事が大変なことは明らかですからね。かなり引いている方が多いのではないかと思います。

長田 ぜひもう一つお聞きしたいのが3歳位まではちゃんとお母さんが子どもの面倒を見てあげなければいけないという「3歳児神話」の話なんです。今回の報告書はこれを否定しています。また、私自身の実感としても、ストレスをため込んだ母親と幼児が四六時中向き合っているのはむしろ不健全で、やはり多くの人の愛情に包まれながら育つたほうが余程子どもは豊かに育つんじゃないでしょうか。けれど、実際問題としてはまだまだ根強い。黒田さんも、仕事をしながら子育てをしていますが、神話に対するプレッシャーなどはなかったのでしょうか。

黒田 仕事柄というのがありますが、周りのPTA仲間と同じ女性としてすごく頼もしいと励ましてくださるし、外的なプレッシャーはありませんでした。ただ、私はもう生まれた時から預ける状態だったので、親の私自身がこれでいいんだろうかと一番割り切れていませんでした。おそらくそういう思いはどの母親もあるのではと思います。それに社会が追い討ちをかけるようなことを言うのはどうかと思います。

3歳児神話は今はかつてほど言われなくなっていますが、その代わり現在新たなプレッシャーの時代を迎えているのではと感じています。それは、母親だけでなく、父親も子



どもに付き添っていないければ受験を勝ち抜けないとおられることなんです。以前から受験競争はひどいと思っていました、ここへきてさらにひどくなったなと感じています。

長田 黒田さんがお話しされた、受験のために親が子どもにべったり付き添うという親子のある種不健全な関係がますます助長されていることについて、福田先生はどう感じになりますか。

福田 どんな社会でも、教育のない社会はないのですが、日本の場合は西洋の学校制度と明治初めの学制頒布が一緒に入ってきたた

め、教育が学校教育に収斂されてしまい、人間が一人前になつていくために何がいるかということが、全部学校の問題にされてしまっているんです。

本来は学歴にすべてをかけてという考え方だけではなく、他の人と共存していく社会性も身につけなければならぬのですが、昔は大人の影響を受けない近所の子どもの集団、年齢の違う集団の中で身につけていったんです。それが現在は消滅してしまい、同じ学校、同じ学級の中でしか友達ができず、社会的に成熟する機会を奪うことが多くなってしまうと言えます。

では、子ども自身が社会的に成熟し、新しい人間連携をつくっていくためには親がどう子どもを育てていけばいいかということについては、私は父親がどれだけ子育てに関わっていくかという問題を越えて、父親も母親も一個の人間として、どういうふうに生きるか、自分の人生をどうするかということについて、しっかりした見識と確信を持って、モデルとして見せること。それが家庭の教育として一番大事なことだと思います。少子化で出てきた様々な問題に対する一つの答えとしては、そういう人間を育てるような生き方というものが共通のイメージになることが、この国の将来のためになると考えています。

長田 いわば学校教育に従属してしまっている現在の家庭教育のあり方を見直す一方で、相対化された学校教育にも当然重要な役割があると思うのですが、そこには何が期

待されるべきなんでしょうか。

福田 これだけの産業社会の中で、抽象的な知識なしに経験だけで生きていくことは難しいことです。その点からいうと、教育の水準を上げ、一定の知識を入れなければということも明らかなことなんです。ただ、知識というのは自発的な欲求なしに教え込めるものではありませんから、ある程度以上のレベルのものを本当に身につかせようと思ったら、子どもたちに、ある知的な世界が広がること自体に興味を持たせることだと思います。そのためにはいつまでも受験生の心理で教育を受けるようなことから抜け出させることが必要ではないでしょうか。

知識だけでなく、  
文化を認める  
社会を

山内 福田先生には自立論から始まり、学校教育や家庭教育と幅広くお話をいただきましたが、ぜひ子育ての途中である黒田さんから、福田先生にお聞きになりたいことがあればお話しいただきたいのですが。

黒田 子どもにとつての小さい社会と大人の経験する会社の中での社会は似ている部分があり、相似形の中で教えていくことは可能だと思のですが、私が一番悩んでしまうのは、家事や文化の伝承については、家庭の教



育が占める割合が大きいことなんです。別にこれが教育なんだと教えなくても、お母さんはああやっていたな、お父さんはああやっていたなということで、何か日本文化を後世に伝えたいというのはあるんですけども、子育ても仕事もしなければいけない中で新たな母親のプレッシャーになってしまっんです。これはどう請け負っていったらいいのでしょうか。

福田 家庭の中でやれることというのは限られていて、そしてそれ自体を完全に伝達することはなかなかできないでしょう。でも、伝承すべき文化のモデルはいつでも見られますし、そして、そういうものを味わえば、たとえ学歴がなくても、日本の文化を継承している人たちに対する敬意を持ち、差別感がない社会を目指していくようになっていくのです。文化というのは、誰にでも認められるような学問などではなしに、一つの技術や芸であつてもちつともかまわないんです。むしろそこから大きなパラティイを持てる社会というものを目指せば、自然と文化は伝わっていくと思います。

山内 一人ひとりの意識の持ち方と、そういうたスベシヤリストのなところを認めることが一つのポイントになるわけですね。

福田 日本の学校教育を見ていて本当に悲しくなるのは、いわゆる学科はよくできる子どもだけが尊敬される。しかし、それはひとつ裏返しにされると、いじめになってしまうことなんです。私の知っている限り、例えば英国の場合は、点数だ偏差値だというように



一化されないで、例えば絵やスポーツなどの多様な才能があれば、抽象的なことはちつとも得意でなくても、それ自体で人に認められ、尊敬されるような学校です。私は、そちらこそ真つ当な社会を育てると思いますね。

黒田 周りにとらわれずに自分はこうありたいという、きちんと自分の選択ができるかどうかが大変ですね。

福田 自立ということは辛いことですよ。自分が持っているものしかないのに、それでやるしかない。誰に頼ることもできないということ自分で知るわけです。しかし、こういうことだったら自分にとつてできるのかということを考えて、自分の一生を求めていくことは立派な自立ですし、そのことに誇りを持つてやれるような仕事ができれば、実に立派な人生だと思います。逆に自己主張をする

だけで、わがままを言う人生より、どんなに尊いかわかりませんね。

女性が  
夢を持てるように  
考慮すべき

黒田 子育てに対して希望が持てないということがあると思うのですが、それは楽しい仕事なんだと思えるような夢を与えるにはどうしたらいいのでしょうか。

福田 人生は思い通りにならないことが当たり前で、それがあるのがけしからんと言っただけなら、いつまでも精神的自立はできません。確かに子どもはつびきならないものを持っているけれども、かけがえのない尊さを持っています。私は子どもを持つことの意味、子どもを持つことの大きな価値とその人自身の価値とはつながっていると思うんです。ですから、日本人がもう少し個人としてしっかり自分の人生を生きたらいいような、そういう個人からできた社会になればと感じています。

長田 今子どもをいない人や持たない人に訴えるよりは、子どもを持っている人が「子どもを持つことは楽しいんだよ」と心から言いたくなるような気持ちにさせることが大事なんじゃないかな。

山内 今度は福田先生のほうから、黒田さんに、こういうことを聞いてみたいというこ

とがありましたら、ぜひお願いします。

福田 黒田さん自身は配偶者の理解もあり、子育てと仕事の両立は非常にうまくやっ  
ていけるんだということを強く意識している  
し、逆に言えば、今の日本で、仕事がおも  
しろくてやっていくというケースのなかでは、  
一番恵まれた立場にいらつしゃるということ  
を、ご自分で知つてらつしゃると思うんです。

しかし黒田さんのようなケースもある一方  
で、共同参画社会というものが普遍化する  
ためには、特に何かの才能を持っているわけ  
はない単純労働としてのパートで参画してい  
るという人たちもいるわけです。そこで、そ  
ういう人たちのために何がこれから大事だと思  
つていられるか。その点をお伺いできたらと思  
います。

黒田 毎日の仕事のなかに喜びがあるとい  
うことを言うのは、日本のサラリーマンでい  
たい何割あるかと家でよく話すんですよ。そ  
ういう意味ではすごく幸せなんだと思いま  
す。私としては、仕事を単に経済的な基盤  
を確保するだけのものとする、非常に辛い  
部分がありますから、どんな仕事でも、そこ  
に生きがいや自負、誇りを持てるようにして  
ほしいと考えています。まずそのことを企業  
の側にお願したいですね。

また、女性でも男性でも、もしそこに生  
きがいを見出せない場合に、ほかにいくつ自  
分のステージが持てるか、ほかのところでき  
かに自分の存在意義というのを見出せること  
のできる社会であるかが問題だと思います。例

えはあまり好きでない仕事をやらなければな  
らなくても、趣味の面で自分のステージが持  
てる、それができればいいと思うんです。そ  
うした夢が見られる、そして実現することが  
できる社会であることが大事だと思います。  
福田 共同参画社会の中に、女性にとつて  
夢を持てるような、そういうことを、やはり  
考慮の中に入れる必要があるということなん  
でしょうね。

子どもを通して  
未来を  
夢見る

山内 どうもありがとうございました。お



二方のお話を聞かせていただきまして、報告  
書の中にあつた心豊かななるおいのある社会  
という言葉が非常に大切な言葉ではないかと  
いう気があらためて、してまいりました。

では最後に、まさにこれから自立をして、  
仕事をし、結婚、子育てに取り組む世代に  
対してぜひ一言ずつお言葉をいただければと  
思います。

福田 自分自身の可能性をよく見極めな  
いままであきらめる前に、自分自身を本当に  
求めて、そして自分の一生をこれからつくり  
上げてほしい。そのなかで、いいパートナーを  
持てて、初めて頼もしい、そしてうるおいの  
ある社会ができると僕は思いますから、頑張  
つてほしいなと思います。

黒田 子どもは自分が見ることのできない  
未来を見せてくれますよね。順当にいけば、  
私が味わうことのできない21世紀を、その子  
なりに味わうことができて、そこに自分の未  
来というものが見えてくるのではないでしょ  
うか。そこに賭けてみるというのも、夢なので  
はないかなと思います。自分の限られた命の  
長さの中だけでも物を見てあくせく考えるの  
ではなくて、もっと先の時間というものを、  
子どもを通して体験してみたらどうかと思  
います。

山内 本当に貴重なご意見をいただくこと  
ができました。こうした声が多くくの若い世代  
の方々に伝わればと考えております。本日は  
どうもありがとうございました。

(1997・11・27収録)

少子化の危機が昨今、いろいろな場面で強く叫ばれています。そこで、今月号より「少子化に関する意見・この人に聞く」として結婚・子育て・家族・雇用その他少子化に関する諸点について各方面の有識者にインタビューを行い、連載していく予定です。

日本もよい方向へ進みつつある

欧の国々も調べて資料に載せて下さいと言ったのです。ところが、審議

——昨今、少子化という現象が大き  
く叫ばれる中、厚生省の人口問題審  
議会(以下「人口審」)では平成9年  
10月に「少子化に関する基本的考え  
方」という提言をまとめました。実  
は大熊さんも昭和60年から4期8年  
に渡り人口審の委員を務めていただ  
きました。まず最初に、当時の問  
題意識なども振り返りつつ、今回の  
人口審の報告についての感想を伺い  
たいのですが。

会の有力委員から、「未婚の母がい  
るような国の話をしてもらっても何  
の参考にもならない」と言われて、  
なんて壁は厚いのだろうかと思っ  
たことが、鮮烈な記憶として残って  
います。

大熊 人口審の委員になりたて  
の頃はこの問題については全くの素  
人でしたが、私が目覚めたのは昭  
和63年にスウェーデンに行った時でし  
た。日本で少子化が進み、その理  
由が女性が働きに出ているから、  
女性が高学歴化したからなどと言  
われているのに、その両方とも日本  
以上に進むスウェーデンで出生率が  
上がり、保育園が足りないのです。  
なぜだろうかと思っただけで発端だっ  
たのです。

それだけに、今回の報告書を読  
んで私はいへん感激しており、そ  
の頃と比べて厚生省も審議会も学  
者も変わって、少子化に対して日  
本もよい方向に向かってきたと思  
いました。若い記者の中には、別  
に普通のことを書いてあつて何の新  
味もないと言う人もいますが、私  
はこの問題を10年も見てきたもの  
ですから、とても進歩したと思  
っています。

帰国してすぐ、私は審議会の事  
務局に、英米独仏だけでなく、北

そういう結果が出てきた背景に、  
審議会が公開だったことがあるので  
はないでしょうか。もし非公開な  
ら「女は家庭にいるべきだ」という古  
い価値観を持ちだす方もおられる  
と思います。公開ですと、非論  
理的な意見や差別的な発言は少な  
くなる傾向があります。



●朝日新聞論説委員

# 大熊由紀子さん

聞き手 長田浩志(大臣官房政策課課長補佐)

**北欧諸国では男女ともに仕事と育児が  
両立できる社会が実現しつつあります。  
女性の社会進出から  
少子化が進むわけではありません。  
日本はまだ北欧のひと昔前の  
段階にあるのではないかと思います。**

男性の意識改革をはかった  
北欧諸国

——先進国では出生率が軒並み共通  
に下がっていますが、1970年代  
を境に日本など出生率がさらに下が  
り続ける国に対し、北欧諸国は逆に  
出生率が上昇に転じています。そこ  
で北欧諸国事情にお詳しい大熊さん  
に、その差の原因について伺いた  
いのですが。

●大熊由紀子(おおくま ゆきこ)  
東京大学教養学部教養学科卒業後、昭  
和38年朝日新聞に入社。社会部、科学  
部を経て、昭和59年に朝日新聞で女性  
初の論説委員に。主に医療、福祉分野  
の社説を担当している。  
著書は、「授けたり老人のいる国いな  
い国—真の豊かさへの挑戦」、「福祉が  
変わる医療が変わる—日本を変えよう  
とした70の社説+α」(ぶどう社)な  
ど多数。大阪大学人間科学部客員教授  
を兼務。



父親が育児休暇をとることを啓発するポスター

はある日バツと上がったわけではなく、男性の意識改革を昔から強力に行ってきたのです。スウェーデンでは1972年に男女平等委員会というものがつくられて「職業活動や家庭責任を男女で担う全人的な人間の創造が真の男女

がもう少し政治や行政を動かすようになればずいぶん変わってくるかもしれないと考えています。——そのスウェーデンでは、近年2002まで上がっていた出生率が再度約1.7まで減少に転じているという統計が出ております。この点についてはどうお考えですか。

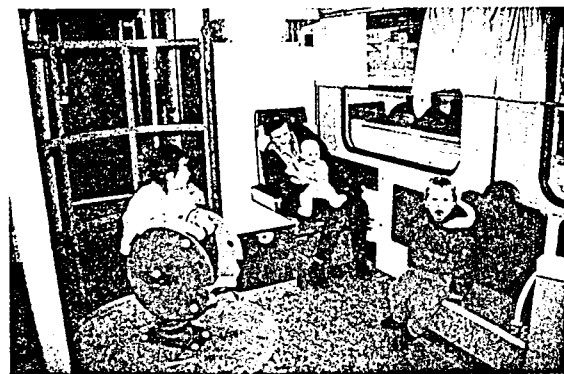
大熊 どういう層の人たちが子どもを産むのを控えているかという、高学歴の人たちは産み続け、比較的学歴の低い人たちが控えています。それは現時点ではあの国の経済の調子があまりよくないのも、もう一度自分の学歴を補強して、より安定した職業につく実績を身につけてから子どもを産もうという考えを持っているからだそう

です。福祉嫌いの学者は、数字が下がったことを強調し、それでも今の日本より出生率がずっと高いことは棚上げなざる傾向があります。男性も女性も仕事と家庭を両立できるようにしている国全体を見れば、決して下がってはいませんし、

### 平等の概念を重視する教育

——今回の人口審の報告では、固定的な男女役割分担や意識改革、働き方の見直しを訴えています。それが実行されている北欧諸国ではどのような考え方が土壌にあつて、意識改革がスムーズに進められたのか、またこれから日本が意識改革を行っていくためにポイントになることがあればお話しいただけますか。

大熊 北欧諸国では、男女の問題というより、まずみんなが平等という概念を昔からしっかりと教育しており、その効果が表われたのではないかと思えます。日本では、「体の不自由な人に親切にしましょう」「思いやりを持ちましょう」といった考え方をしますが、スウェーデンやデンマークの教科書は、思いやりをという恩恵的な表現ではなく、「どんなハンディキャップを持っている人も同じように教育を受ける権



列車の中にも子どもを遊ばせる部屋がある

大熊 まず男性も女性も人間として同じ価値を持っていること、そして仕事も家庭もどちらも幸せのために大切だと考えること。この二つの考え方を社会が持つかどうかがかギだと思えます。

女性の国会議員が30%を超えた国では、出生率が上がっています。政治や行政への女性進出の割合の高さが出生率の上昇とほぼ比例しています。また、そうした国は障害を持つ人が持たない人と同じように暮らせる国になっていくことにもつながります。

一方、子どもの昼食時に母親は家にいなければいけないというドイツや南欧のような亭主関白の国では、出生率は下がり続けています。ただし、出生率の上がつている国

平等への目標である」と報告し、1976年には母親と父親の両方に出産・育児のための休暇をとる権利と職場復帰権を認める「両親休暇法」を制定しました。ノルウェーなどでも男の大蔵大臣が育児休業をとったり、児童家庭大臣が産休をとったりして、お手本を示しています。

スウェーデンの女性たちに話を聞いてみると、「母親の時代は仕事に生きるか子どもを持つかどちらかだったけれど、その世代はあまり幸せそうではなかった。だから、私は仕事も子どもも両方とも選ぶ」と言うのです。こうした話を聞いてみると、日本はまだスウェーデンのひと昔前の段階に在るのではと思えます。日本でも若い世代の人や女性

利、余暇を楽しむ権利、家族をもつ権利、仕事につく権利があります」といふ言い方をしています。今の日本には、そうした真の平等の考え方がまだ根づいていないのではないかと思います。

スウェーデンでは、1960年代に女性の社会進出が始まった時、それが是非かという議論が公開の場でさんざん行われてきました。その時に政権政党であった社民党は

平等や機会均等という理念をまず大切にするという考え方から、これはよいことであるにとらえて、以後保育所などの整備を進めていったわけです。一方、これまでの日本では理屈の通らないことを力のある人たちが密室で決め、わけがわからないけれども決められたことをしなければという形になっていました。人口審が公開で行われてたということは日本の行政にとつては文化革命と言えるかもしれません。

——少子化について考えることは、若い世代自身のこれからの生活の選択、社会の選択ですので、せひ若い世代の方々にも議論に参加してもらえればと思っておりますが、どういふことを話していけばいいんでしょうか。

大熊 「障害者の親つて、けっこう

「いいじゃん」という楽しい本が出ました。障害のある子どもを持ったことで人間の関係が開けて、こんな楽しい人生があるんだなと思ったという若いお母さんたちがつくった本です。高齢出産だと障害のある子どもが生まれて危険だと言う人がいて、少子化の原因の一つになっていますが、スウェーデンの私の友人は、知的なハンディを持っている子ども



車いすで育児しやすいように自治体が住宅改造で支援

もをインドから里子にもらいました。これは、例外ではないのです。どういう子どもであったとしても、子どものいる家庭は楽しいということを実例として示していくこと、そして若い世代にも納得がいくように伝えていくことが大切だと思います。私自身、私の人生で最大の幸運は娘を持ったことだと思っています

ます

お役人から変わってほしい

——最後に、少子化というのは暗い面ばかりが強調されていますが、少子化であれば少子化なりの潤いのある社会というものを目指していくべきだと考えています。政府の重層的な取り組みも必要だと思いますが、個人一人ひとりの問題として考えた時に、どういふことをするべきなのでしょう。

しょうか。

大熊 昨年10月の社説の結びに厚生省政策課の「男女がともに育児に責任をもつための省内市民運動」をご紹介します。そういう職場風土の構造改革が明るい未来には有効だと思っております。北欧では男の大臣が育児休暇をとるなどして国民の意識を変えていくという戦術をとっていました。日本の大臣は残念ながらそんなにお若くない(笑)。とすれば、今の日本の人々に「なるほど、こういう人まで変わるんだ」ということを見せることができるのは役所で、それもやはり厚生省の人が行うしかないと考えます。

——私たちが自分自身の生活をノーマルにする努力とともに、どのような環境にあつても、常にノーマルな気持ち、発想は失わないようにしたいと考えています。本日はさまざまなお話をいただき、どうもありがとうございました。

(1997・12・18収録)

# 希望あふれる 未来づくりを!!

結婚や出産を望む人は多いのですが、それを妨げるものが多い。

政府も、少子高齢化によって

人口構造が変わり日本の活力が

衰えることを心配しています。

希望あふれる未来づくりをすることが必要です。

(原田)



原田義昭さん

●厚生政務次官

社会システムの改善が必要

クリスティーヌ 少子化には、環境面や都市の過密化の解消などプラス面もあり、悪いことではないという意見もありますが、政務次官はどのようにお考えですか。

原田 少子化の問題は国にとっても極めて重要なことだと思っています。このまま放置していたのでは経済や国の活力の衰えが懸念され、高齢社会を支えることが難しいですから、きちんと対処をしなければならぬと考えています。

少子化の原因は晩婚化や未婚者の増加などが考えられますし、女性の社会

進出が現状の社会慣行では、出産や育児と両立し得ないところが多いのです。

クリスティーヌ 今の女性がなぜ結婚しないか、なぜ子どもを産まなくなってきたかということが、私は一番大きなポイントだと思います。欧米などの先進国でも、女性たちは子どもを産みながら家庭を持って仕事もしているので、日本の女性は仕事をするから子どもを産まないということではないと思います。

今の若い人たちは、親の世代を見て、結婚に対する夢を壊されている部分がたくさんあると思いますし、これだけ情報があつて選択肢がたくさんある世の中で、育児のために自分の自由が奪われる、自分の人生を全うできないという不安が大きいのだと思います。

女性だつて仕事や子育てをして、社会にも貢献しているのに、社会が女性を支えてくれないのですよ。

原田 結婚や出産への希望そのものは高いので、それらを妨げる要因を取り除いていくような対策を立てていきたいと思っています。

労働に対する意識改革を

クリスティーヌ 男性の側に求められることは何でしょうか。

原田 女性の生き方に男性が、どう

(歴史散策)はお休みさせていただきます。



## マリ・クリスティーヌさん

聞き手●異文化コミュニケーター

を見てくれるデイケアセンターなどの施設には企業が援助をしてくれていて、いろいろな形で働きやすい状況をつくってくれているのです。勤めで夜の7時、8時まで帰れないときでも安心して子どもを預けられる施設があれば働きやすいのですが、社会全体がそういう雰囲気にならないと実現しないものだと思います。

原田 そうですね。役所、企業などの組織がきちんとした体制で取り組まないとな女性の不安も減らせませんね。

### 家族を支えるインフラ整備

クリスティーヌ 少子化の原因は他にもあるのでしょうか。

原田 この30年ぐらい、結婚をしている人が産む子どもの数はあまり変わっていません。一組でだいたい2.2人。理想の子ども数は2.6人となっているので、すけれどもね。ところが結婚しない人、また晩婚化で出産しない女性が多いということが全体として水準を下けているといわれます。

また、最近の総理府の世論調査で、「結婚しても必ずしも子どもを持たなくてもいい」という考え方に賛成する人が約43パーセントにもなっていることが分かりました。

いつでも、個人に引きよせないものの方をしているところが日本の一番大きな問題点ではないかなと思います。

香港やシンガポールでは女性がとても活躍していますが、日本では女性に役に就くためのトレーニングをさせないですね。

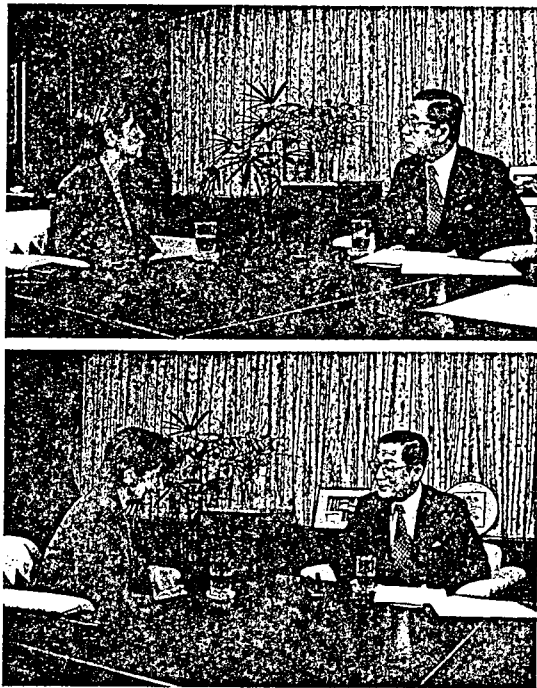
原田 企業の女性の中にも、総合職に就いてどんどん上に行つて社長にまでなろうというようなケースも、少しずつ出はきています。しかし、そういう人であればあるほど家庭との両立や、家族を育てることの両立をやはりたいへん悩んでおられるようですね。

クリスティーヌ 欧米では休職後の復帰のシステムもさまざまですし、子ども

関わるかということが非常に大切なことです。家庭においては夫がどう対応するかの問題です。私自身もこのままではいけないということが頭では分かっているのだけれども実際には変わっていませんね。例えば、企業に勤めていれば夜中まで拘束される。それが男の仕事だということがありますし、逆に出産や育児は主に女性の仕事と考えて、企業でも女性の力を補助的に見ているところが多いようですね。この辺の意識が変わらないといけませんね。

クリスティーヌ そうですね。日本の男性は、労働力として女性には働いてほしいけれど、自分の奥さんや娘が働き続けることは嫌だと思つてようですね。

マリ・クリスティーヌ  
米国人の父と日本人の母との間に生まれ、ドイツ、アメリカ、イラン、タイで生活する。上智大学国際学部卒。テレビ番組や式典の司会などで活躍する傍ら、東京工業大学博士課程(社会工学専攻)を履修中。都市計画などの審議会委員も務める。一男一女の母。



原田義昭(はらだ・よしあき)  
東京大学法学部卒。通商産業省などを経て、衆議院議員に。平成9年9月、厚生政務次官に就任。三女の父。福岡県出身。

理想の子ども数を持たない大きな理由は、教育費が高いということ、育てるのがたいへんだということなどでした。教育の現場でも、今までは考えられなかったような問題が出てきていますので、真面目な親御さんであればあるほど、産むかどうかためらうことにもなりかねませんね。

クリスティーヌ そうですね。日本では何事に対してもお金がかかるところがとても生活しづらいと思います。欧米ではお金がなくても人生をエンジョイできるようにインフラ整備ができています。ですから、家族でお金のかかる遊園地などへ行かなくても、近くの国立公園やピクニックパークへホットドッグとポテト

を持つていって、バーベキューをしたりして安くエンジョイできる。日本でもお金をかけなくても遊びが楽しめて、よい教育が安く受けられるようになると思いますね。

原田 国全体のインフラ整備がまだ不十分で、地域ごとに質や量に差があったりニーズに合っていないかったりするのが現状ですね。

これは政治や行政の責任ではあるのですが、経済がどんどん成長しているときにそういうものを十分整備していくべきだったのだけれど、さあ、あれも必要これも必要と気がついたときには経済がおかしくなってきた。ただ成長すればいいという時代はもう終わりましたので、経済成長率が2〜3パーセントに落ち着いても、バランスよくインフラを整備していくことで、真の先進国をめざして基盤をつくるべきだと思います。

ただ、最初に言ったように、少子高齢化で日本の活力が落ちることが心配ですね。

クリスティーヌ 日本の活力という点では、国際的な教育を取り入れて、もっと英語ができる日本人を育てて、海外の人を受け入れやすくすることも方法の一つだと思います。停留人口だけでなく交流人口の生産力を当てにする

ことができますので、外国人労働者にも滞在中の諸権利を認めて、スムーズに出たり入ったりできる活発な交流人口の作り方をもっと考えたほうがよいと思います。ですが、どうでしょうか。

原田 いわゆる移民の問題ないしは外国人労働者をどう位置づけるかは、将来の大事な議論点のひとつです。たいへん難しい問題ですが10〜20年先にはもつと世の中は国際化しており労働力の移動なども、より自然な形で検討されているかもしれませんね。

こうして考えてきますと、少子化については、男女の意識、保育サービス、労働、教育など幅広い対応が必要だということと言えますね。

少子化の問題というのは、ただ産めよ、増やせよと叫べば済むというものではなく、結局のところ国の将来に夢や希望、生きがいというものが持てるかということ。それによって自然に家庭を持ち、子どもをつくらうという意識がわいてくるのが理想だと思います。国としてもしっかりと21世紀のビジョン(展望)を提示することが本当の解決の道になるのだと思います。

クリスティーヌ そうですね。これからの取組みに期待しております。



個人の意識の変化と  
社会の意識や体制とのギャップ

——昨今の少子化の議論の中では、女性が外で働くようになってからも育児や家事はあくまで女性の役割だという「固定的な男女の役割分業」の是正が多くの場で提言されています。そこで今回はソニーという大企業に勤めながら男性として育児休業を取られた脇田さんにお話を伺いたいと思います。

まず最初に、少子化の原因が固定的な役割分業にあるという指摘について意見を伺いたいです。

脇田 私は育児休業制度を利用して休職しただけで専門家ではありませんから、的を射ているかどうかわかりませんが。

今より男女役割分担意識が強かった高度成長期には、むしろたくさんのお子さんが生まれています。分担意識そのものより、個人の意識の変化と社会の意識や体制とのギャップが少子化を加速しているのではないのでしょうか。夫婦が家庭内でどういう役割分担をするかは、それぞれの夫婦の問題です。今までのような男女役割分担を好きで選ぶ夫婦もいるでしょう。でも実際には、固定的な男女役割分担を望

まない女性に、夫や社会がそれを押しつけている現実があると思います。結婚・出産・転勤などで仕事を辞めることを求めたり、子育て後の仕事で低賃金のパート労働しかなかったり、夫の扶養家族になると税金や年金の面で有利になったり。

自由を捨てて、押しつけられたしがらみに捕まるのはいやだ。そんな思いが晩婚化や少子化を生んでいる気がします。今の女性にはそれができますから。

後ろめたさと居心地の良さ

——男性が自ら育児休暇を取ろうという発想を持つ例がほとんど見られない中で、なぜ脇田さんは育児休暇を取ろうとお考えになったのでしょうか。

脇田 一人目の子どもができた時は、世間と同じように妻が休職しましたが、その時には非常にアンバランスな居心地の悪さを感じました。妻はお腹で子どもを育てて、産休を取って出産しています。そのうえ育児まで妻が取ったので、負担のほとんどは妻に集中してしまいました。それで妻がイライラしているといふのに、私は妻が家に居るのを楽しんでいる、ズルズルと出産以前と変



●ソニー株式会社PSDセンター 組み込みソフトウェア開発部  
**脇田能宏**さん  
聞き手 長田浩志（大臣官房政策課課長補佐）

**女性が社会に出て、育児は母親がという価値観が残されており、それが少子化を招く一つの要因ではと感じています。男性も育児に参画しやすい体制づくりをして、父親でも母親でも育児は変わらないというふうな社会意識を変えていくことが必要です。**

PROFILE

脇田能宏（わかた・よしひろ）  
ソニー株式会社PSDセンター組み込みソフトウェア開発部勤務。第2子の出産の際に会社の育児休業制度を活用し、日本ではまだ事例として少ない男性による育児休業の取得を行った。現在は職場復帰して活躍中である。

わらぬ程残業をしていました。また、周囲もそれを普通の事と受け止めていました。でも、妻だけに育児と仕事の両立の苦勞を押しつけているという後ろめたさを、どこかで感じていたんですね。妻が復職して、2人で保育園の送り迎えを分擔するようになったらほっとしました。自分がきちん・育児に参画しているんだという意識が生まれたか

らだと思えます。急に家の居心地も良くなりました。それで2人目の子どもができた時に、今回は僕が取った方がいいだろうと考え、思い切って育児休業を取得したわけです。

——実際に取得される時に、何らかのためらいや気がかりになる点はなかったのでしょうか。

脇田 やはり職場のいい関係が



妻・早紀子さんと第二子の尚紀ちゃん

壊れてしまうのではという不安はありました。でも、とても自由な社風なので何とかなるさと気楽に考えている面もありました。妻にも食べていけるだけの稼ぎはありましたから、何がなんでも会社にしてみつかなければという意識もありませんでした。だから会社と自分は労働契約で結ばれた対等な立場

なんだという視点を持つこともできなし、育児休業という枠組みはあるんだから使うのをためらう事はないと決断できたのだと思います。幸い、そういう面で差別的な見方をする会社ではなかったため、何の問題もなく職場復帰できましたが、これは今の社会情勢の中ではラッキーな事だったかもしれません。

——上司や同僚の反応はいかがでしたか。

脇田 育児休業を取る事を最初に上司に相談した時はさすがに驚いていましたが、「男の仕事ってそんなものか」などと感情的に言われる事はありませんでした。むしろ、「脇田家は進んでるね」と一言感想を言った後は、業務割り当てや引

き継ぎの調整など、きわめて理性的に事を運んでくれました。

私という人材を100%、120%生かしていくためには、休業を認めた上で積極的に業務調整することが一番と考えてくれたのでしよう。

同僚は興味深そうにいろいろ話を聞きにきましたが、干渉するような反応はありませんでした。平均年齢が20代半ばの非常に若い職場ですし、みんな個人の生き方を尊重する柔軟な考え方を持っているなと感じましたね。

私が社内でも男性エンジニアの育児休業取得第一号かどうかは確認していませんが、人事はきつと大騒ぎだったと思います。でも私に対しては淡々と事務的に手続きを進めてくれました。これは非常にありがたかったですね。

結果的には何の憂いもなく休業して復帰する事ができました。

父親でも育児は変わらない

——実際に育児休業を取られて子育て生活を振り返ってみて、何か感想がありましたらお話しただけですか。

脇田 よく「3歳までは母親の手

で」と言われていますが、自分でやってみると父親でも母親でも何ら変わりなく育児できることがわかりました。差と言えば、せいせい母乳がでるかでないかですけど、今はミルクで何の問題もなく育てられますから。むしろ、自分が責任を持つて世話をしている赤ん坊がすくすく大きくなるのを日々実感すると、この責任感と充実感こそ親としての意識の本質かもしれないと思うようになりました。

この感慨を最初に体験して、自然に育児に主体性が出てきたように感じました。後から育児に参加する父親が「お手伝い」になりがちなことと関係があるかもしれません。

——職場に復帰してからの環境の変化や感じたことは何かありましたか。

脇田 同僚たちが「この人は育児の責任者で、限られた時間の中で成果を出す」ということで働いているんだ」という認識を持ってくれました。決してマイナスの意味ではなく、育児休業が終わっても育児は終わりません。保育園の送り迎えはするし、子どもが塾を出せば突発的に休むこともあります。そうした制約の中で、同僚と協調して成果を出していくためには、周囲



にこういう認識が必要なのです。例えば今、職場内の会議は私の在席時間の範囲内に調整されています。心強いバックアップですね。

そのほか自分自身については、復職してから育児休業の期間について少し考えました。私は4か月くらいの期間だったので比較的容易に同じ仕事に復帰できました。でも1年やそれ以上の長い期間になると、そう簡単ではないでしょう。ですから、できるなら育児休業は程々にして、育児をしながら仕事も続けるやり方の方が仕事の能力も下がらないし、仕事の流れからも外れずに済むのではないのでしょうか。そのため、男女問わずに育児時間制度が充実してほしいですね。

——ソニーという大きな会社では育児休業制度が整備され、取得も進んでいる一方、中小企業などでは制度の導入でさえ十分進んでいないと聞きます。そうした状況や事例について存じであれば、お話しいただけますか。

脇田 育児休業を取ったあと、個人的にインターネットで色々情報収集しました。「男も女も育児時間を！連絡会」という

集まりで男性の育児参加について

いての情報交換をしたり保育の情報交換する集まりに参加したりしました。そこで育児休業についても色々な話が聞こえてきますが、男性であってもすんなり取れたという話がある一方で、女性であっても育児休業制度はうちにはないよと言われたり、退職を勧められた話がいくつもありました。実態としては、まだまだ男女を問わず取りづらい現状があるようです。

ただ、私の情報収集はとても限られた範囲でのことですし、おそらくは同じ会社でも上司によって対応は全然違うでしょう。だから是非行政の側で系統立てて調査して、実態を浮き彫りにしていただきたいですね。それは子育ての現場にいる私たちにとつて非常に参考になる情報です。こういう情報をどんどん発信していくことも立派な少子化対策だと思っています。

「母親でなければ」の意識を変えていくことが必要

——育児休業は男女とも取得できる制度になっていますが、脇田さんのように男性が取得する割合は全体のわずか、8%で、この数字が今の社会の実態をよく表していると思います。

もちろん、男性の育児参画というのは、育児休業を取ることだけではなく色々な方法があると思いますが、最後に広い意味で男性の意識をどう改革して育児参画を促進していけばいいのかという点についてご意見をお聞きたいのですが。

脇田 男性の意識というのは女性の意識と表裏一体で、お互いが母親や父親のイメージを作り上げていきます。だから男性の意識を変えるには、車の両輪である女性の意識も変わっていく必要があると思います。

例えば、母性神話や3歳児神話などは、むしろ女性に熱心な信奉者がいるように思います。でも、そのせいで働き続けたい女性まで「小さいうちはお母さんが見てあげなきゃかわいそうだ」と周囲や夫から言われます。仕事を諦めるのも女性。あるいは、いつも後ろめたい気持ちを持ちながら仕事を続けているのも女性。それが現状だと思います。

我々夫婦の両親たちもはじめは「小さいうちは」と言っていました。保育園ですくすく育つ明るい息子たちを見て、すっかり安心してしまっていました。父親が、母親が、そして集団保育などので地域や国などが、それぞれ責任をもって育児に

あたれば、今までの男女役割分担とは違ったスタイルで育てても子どもは健やかに成長していけると思います。そして、そのように意識を変えていくには、育てていく子どもたちを実例として見せながら実感してもらおうのが何よりでしょう。

安心して集団保育を利用する親が増えてこそ集団保育の良さが実例である健やかに育った子どもたちが増えてくる。この二ワトリとタマゴの関係の良い方向に向かわせるためには、ある程度お金がかかったとしても国が責任をもって保育の質を保証し、その良さを啓発してゆく体制が必要だと思います。

女性が責任をもって社会に出ていかなければ男性はいつまでも一本だけの大黒柱です。これでは本人の意思で家庭に帰ってくることもままなりません。ですから、女性が社会に出ていく事を社会が制度としてきちんとサポートして、次に男性が家庭に帰ってくる事を意識のうえでサポートしていく。これができるば、男性がより家庭に参画していく事ができるのではないのでしょうか。

——本日は貴重なお話をいただき、どうもありがとうございます。

労働面に大きな影響を与える  
少子化

——少子化の問題は、雇用や働くこととの関係が深く労働面も含めて幅広い視点から見えていく必要があると考えられます。そこで労働法制に詳しい菅野先生にお話を伺わせていただくことになりました。

まず最初に、少子化の進行で社会保障負担の増加や経済成長の低下が懸念されている中で、労働面に与える影響について菅野先生の考えをお聞きしたいのですが。

菅野 現在の日本の経済社会は大きな変化の真ただ中にあり、世界的な規模でも競争の激化や開放経済など構造的な変化が進んでいます。その一つとして、戦後の日本経済の仕組みは、成長経済や人口増加を前提としてつくられていたので、その仕組みの変革を求められているということがあります。少子化は、そうした状況の中で急速に進行しており、労働や雇用の面にも大きな影響を及ぼそうとしています。

具体的には、今後の経済の状況に大いに依存するのですが、世界的な大競争に耐える産業構造を樹立するには、既成の産業から新し

い産業に労働力を移動させる必要が生じます。その際に高齢労働者が新しい産業に適応できなくなる、いわゆるミスマッチが起こる可能性が高くなり、失業率が増加することが考えられるわけです。これは多くの方の英知を結集して避けていくことだと思えますが、そうした変化に適応して経済の仕組みや体制を組み替えることができたとしても、その次には労働力不足の問題が起こってくることも考えられます。

——そうした状況についてどのように対応していくことが必要だとお考えですか。

菅野 国民一人ひとりが付加価値の高い、生産性の高い産業や事業に集中できるように教育の水準を上げることが重要だと私は考えています。先端的な産業は技術革新や国際競争も激しくなり、それいかに適合していけるかが非常に重要になるわけで、一人ひとりが相当な戦力になるために、生涯にわたって教育や能力開発の仕組みをつくる必要性がより高まっていくのではないのでしょうか。

雇用機会均等法の改正で  
よじ方向へ



●東京大学法学部教授  
**菅野和夫**さん

聞き手 山内孝一郎(大臣官房政策課課長補佐)

**過渡的と言われた  
雇用機会均等法が改正され、  
今後、女性の雇用もより  
男性と平等な形に  
進んでいくと期待されます。  
結婚や出産があっても  
女性が意欲と能力に応じて  
仕事ができるなど、  
労働市場の仕組みを  
考えていくことが必要です。**

PROFILE

菅野和夫(すげの・かずお)

東京大学法学部教授。昭和55年に同大学法学部教授に就任し、労働法・労使関係・社会保障が専門分野である。近年の研究テーマとしては「労働時間短縮と法律政策」、「被雇用者の引退過程と法政策」、「日本型雇用システムの変化と法政策の課題」など。主な著書に「労働法」「雇用社会の法」「争議行為と損害賠償」などがある。

——わが国の出生率は昭和50年くらいから大きく低下しました。実はこの時期は女性の高学歴化が進み社会

進出が盛んになりはじめた時期でもあります。その時労働行政や企業は女性に対してどのような対応をし、どのような効果があったのでしょうか。

菅野 女性の働き方というのは価値観の変化によって大きく変わってきました。オイルショック後にはパートタイマーの需要が増えたことで多くの女性の働き方が内職からパートタイマーに変わり、女性が家計を補助するために外に働きに出ていきました。そして近年は女性の大学等への進学率や自己実現の欲求が高まることでさらに社会進出が進みました。この間、昭和60年に雇用機会均等法が制定され、女性の社会進出がより促進されるための大きなインパクトになったと思います。

しかし、その均等法は建前として企業の人事管理の仕方を変更させるインパクトはありましたが、労働基準法上の女子保護規定が基本的に残された過渡的な形態のものに過ぎなかったのです。ですから法的な面も企業の対応もその頃には完全に男女平等であるという形には変わらなかったというのが現実であつたと思います。

——昨年、その雇用機会均等法が改正され、来年4月1日より施行され

ることになりましたが、今後はどう変わっていくのでしょうか。

菅野 改正される前の均等法の下では、企業の女性に対する雇用体制は建前として変わっても、実際は実験的な意味合いを持って雇用を行っていたし、また女性の側としても男性と同じように競争してキャリアを追求するような人はまだ少数でした。しかし時間が進むにつれて、さらに男女平等や女性の能力発揮というムードが世の中に広がるようになり、キャリアを追求する女性も増えてきました。そうした社会的な動きから男女がより平等に扱われる本格的な均等法と言えるように雇用機会均等法が改正されることになったと思います。

改正法が実際に施行される1999年の4月からは保護規定が撤廃され、企業の内実も今までは変わっていかねばならないことになります。法律の重要性がより大きくなるので、今後の労働面における男女平等化がさらに進むと思います。問題はその少子化への影響ですが、これについては、働く人々のみならず、企業、社会、政府に新しい課題を投げかけると思っています。

私は、法の変化というのは行政の

変化でもあり、また法の変化と企業の対応というのはお互いに相互作用をしながら進んできたと考えています。ですから、今後も相互で変わっていくことによってよい効果が現れていくことを期待しています。

女性の多様化した希望を  
満たす労働政策を

——均等法の改正など社会情勢も大きく変わっていくと思いますが、少子化に向けた労働面での課題があればお話しいただけますか。

菅野 少子化というのは、社会から見るとやはりマイナス効果の方が多く出てくると考えられます。ですからなるべく少子化の程度を緩和できるようにすることが必要で、税制や社会保険制度なども含めて育児を支援する、そして雇用面からも家庭生活と職業生活を両立しやすいようにしていくことが今後の法政策として間違いなく必要になってくると思います。

しかし、一方で少子化をもたらした理由には、晩婚化や未婚率の増加という女性の価値観の変化もあります。そういう流れは止めようがないし、能力を發揮したい女性が結婚よりも仕事をとるとい

価値観を持つことは改重すべきこと  
です。少子化というのは先進諸国の共通の現象であるということを前提にして、その上で制度や仕組みをつくる必要でしょう。

労働政策については、私は高齢者がそれぞれ蓄積した経験や技能を活かして、できるだけ生きがいを持って働いていける社会である「高齢者就労社会」の必要性をよく話しているのですが、それとともに能力を發揮したいという女性の多様化した希望に応じて働く雇用の機会があるような労働市場の仕組みをつくるのが今後の課題として必要だと思います。そのために整備すべき政策というのはたくさんあるのではないかと思います。

——女性が結婚や出産でやめざるを得なくなり、必然的に勤続年数が短くなるという雇用慣行が一方では企業に女性を積極的に活用することをためらわせることになっているのではないかと思います。それは法制的な課題というよりも社会のシステムの問題だと思えます。そこはどう変えていくべきだとお考えでしょうか。

菅野 改正される雇用機会均等法ではパートも一般職も総合職も男女共通で募集・採用し、処遇していくという内実をつくらなければ

いけないことになり、終身雇用制という人事管理が大きく修正されていくことになります。今までは、女性は、総合職で入ったとしても、長期雇用制下の人材育成ということになり、結婚や出産前にキャリアの基礎を固めたいという願望からフラス

トレーションを起こしていました。また、家庭に主婦がいることを前提とした残業体制や、辞令一本で転勤を決める強力な人事権、勤続重視のキャリア制度など、女性が

出産・育児とキャリアを両立させ難い特徴を多々持っていたといえます。そうした問題については、キャリアアブレイクを企業がもつといろいろな形で認めるなど、企業のキャリア・システムをもつと柔軟にしていこうとが必要だと思えます。最近ではスウェーデンのように育児を男女で半分ずつ行えるようになったという

例も見られはじめていますし、共働きで親の介護が必要になったという場合に男性の方が会社をやめたというケースも出てくるなど、意識としては少しずつ変わってきていると思いますが、私はそうした育児休業や介護休業はもちろん、その他にも能力開発のための休暇制度

などを含めていくことができれば、キャリアアブレイクが理想的な形になり、男女の勤続年数の差もなくなっていくのではないかと思います。

ただ、企業は利潤追求体ですから、例えば大学院などに行ってもっとすごい技能を身につけてさらに貢献してくれるならという損得勘定となるでしょう。要は自分の価値

や技能が企業にとって有用な存在になることが大事であるということですね。

#### 現実はまだ間接的な雇用調整

——人口問題審議会の報告書では、男は仕事、女は家庭という役割分業とともに、固定的な雇用慣行や企業風土についても問い直す必要性が指摘されましたが、今後の少子社会という局面で日本的な雇用慣行はどう変わっていくべきかということについてご意見をいただきたいのですが。

菅野 日本的雇用慣行というのは、少子化や高齢化という要因ばかりではなく、ほかの面からも変容を迫られているわけで、確実に変化が進んでいるところだと思えます。少子化以外の面では、先ほどお話ししたように国際競争で規制緩和や開放経済が進み、個人による

成果の違いによって評価するような産業や業種が増えてきたり、また価値観の変化として、近年の若者たちが年功だけで高給を得るのはおかしいのであって、仕事や実力に応じた差をつけてほしいという考え方が強くなってきたということがあります。

しかし、実際には日本の企業はまだ雇用慣行が十分に変わってきていないというのが私の現在の印象です。賃金制度や昇進制度はだいぶ変わってきて、また人事管理の点でも年功システムというのが大きく崩れてきてはいるのですが、雇用の面では、例えば欧米諸国のように経済的不況や経済的困難に対応する時に必要ならば大量に解雇するということはなく、建前上は働いている人たちが重要であるとして、持てるだけ労働力を抱えているというのが現状です。しかし、他方では、人員削減や雇用調整は必要なので、これは間接的なやり方で行われていると思えます。私はそうした部分が変わってもっと直接的なやり方になった時点で、日本的な雇用慣行が基本的に変わったということになると考えています。しかし、そのような大転換となれば、経営側にとって企業に対する

忠誠心や信頼関係にマイナス効果が及ぶことになり、人が定着しなくなることも考えられますから、人材育成のやり方を基本的にどうするかという点から考慮しなければいけなくなります。余程のことがなければ、そこまでは踏み切らないでしょう。

——最後に、これからの少子社会に向けてお話があればお願いします。

菅野 これまで労働の面からいろいろなことを考えてきて話をしてきましたが、家族や結婚、育児、人生の幸せなどの基本的なことについて考えることが法制度について考えるよりも影響が大きいのではないかと思います。個人・個性の尊重という問題についての議論はしていても、もっと根本的なところになるとすごく難しい問題になりますので、議論がなかなかされないなども考えていました。少子化の問題については法制的な面だけではなく、そうした面からも考えていく必要があるのではと思っております。

——今後も少子化についてより多くの提言をいただければと思っております。本日はどうもありがとうございました。

女性がなかなか結婚しない理由

——少子化は、結婚しても子どもを産まないという個人の問題でもありませんので、誰もがそれぞれの意見をお持ちだと思います。その中で、結婚するかしないか、子どもを産むか産まないかという問題について、いわば直接の当事者の立場にある若い世代の女性の意見をぜひうかがいたいと思っています。

茂森さんは、NHKの「おかあさんといっしょ」という子ども向け番組で歌のおねえさんを務めていらっしゃいます。このような番組に出演されて、毎日たくさん子どもと接しているからには、やはり子どもがとてもお好きなのではないかと思いますが、どうでしょうか。

茂森 番組では一回に50人近くの子が来るんですけども、2日間で一週間分の収録をしますので、子どもとはその2日間、それぞれ一時間ぐらいつ接しています。

私は3人姉妹の末っ子で、この仕事をやるまで自分より年下の小さい子と接したことがほとんどなかったのですが、とくに子どもに接する仕事に就きたいという気持ちがあった訳ではありませんでした。でも、この仕事をして思いますが、子ども

って本当にかわいいですよ。みんな正直でストレートにおつかってくるし、大人が気付かないところにもよく気付いて、発言もとてもおもしろい。子どもを好きなんだということが「わかった」と思っています。子どもを嫌いな人なんて本当にいるのかしらと思えます。

——なぜ女性が子どもを産まなかったのか、いろいろな意識調査や、人の意見を聞くと、大きな理由はやはり、子どもを持つことに対する女性の負担感が非常に強いということのように思います。実際とても大変ですから、子育てをしている女性はどこか疲れていたたり、おしゃれもできなかつたりするのを見て、子育てをすること自体が格好良くないと思う風潮があるのではないかと聞かれますが、どう思われますか。

茂森 私の姉も二人とも結婚して、一番上の姉には1歳の子どもが、二番目の姉には3歳と1歳の子どもがいます。長女は両親のすぐ近くに住んでいるので、ちょっと気分転換に出掛けたい時には子どもを預けたりできますが、二番目の姉のほうは離れて暮らしているのでも、本当に戦争みたいなんです。で、私は、そういう一生懸命に子育てをしている女性は素敵だな



●NHK教育番組「おかあさんといっしょ」歌のおねえさん  
**茂森あゆみさん**

聞き手 長田浩志（大臣官房政策課課長補佐）

**一生懸命に子育てをしている人は素敵だなと思います。今は、結婚は考えていませんが、いずれは結婚して、子どもは絶対欲しい——3人産むと決めています。そして、子どもへの気持ちを尊重できるお母さんになれたらなあと思います。**

と思いますし、そうなりたいと思っています。

——晩婚化が進んでいると言われるんですが、同じ世代の女の方がなかなか結婚しないのは、どういうところの原因があると思われませんか。

茂森 まず大学を卒業するのが早くても22歳。昔よりも大学に行く人も増えていますし、ほとんどの人は就職しますから、それ以降です。私の大学の同級生では結婚した人が40人中4人、子どもを産んだ人はまだ一人もいないので

PROFILE

茂森あゆみ（しげもり・あゆみ）  
熊本市出身。武蔵野音楽大学音楽学部  
声楽科卒。大学在学中の平成5年4月  
から、NHKの幼児向け番組「おかあさん  
といっしょ」の17代歌のおねえさんを  
務める。はつらつとした笑顔とキャラク  
ターで、お母さんやお父さんのファンも  
多い。



### 女性の生活を支えるもの

聞いたことがあります。やはり結婚するといろいろ制約も受けるので、やりたいことがやり遂げられないと思うのでしよう。子どもを育てながら自分も働いて、家のも守るというのは難しい。仕事をしたい人は結婚や育児はできないかしらと思つてしまいます。自分も、今結婚して子どもがいたら、仕事を続けることは難しいかなと思います。

す。音大だったので大学院に行く人もいて、余計に結婚や出産が遅くなっています。

今は、女性が認められる仕事も増えてきたし、活躍できる場も広くなってきましたので、そうした仕事を通して勉強をしていくと、さらに突きつめていきたくなるものだと思います。私は結婚願望は強いほうですが、一年ごとに仕事が楽しくなつてきて、次はこうしてみたい、これもやってみたいと思うことがたくさんあるので、今は結婚は考えていません。

「結婚がいや」という人はあまり

——ということは、もし、茂森さんが結婚されたら、仕事は辞めてしまいますか。

茂森 今のような仕事はできないと思います。

——例えば仕事のペースを緩めて、子育てにあまり手が掛からなくなったら再度やってみたいとお考えでしょうか。また、子どもを保育園などに預けて仕事をするということについては抵抗があるのでしょうか。

茂森 仕事の再開は機会があれば、ですね。保育園の利用などは、自分がどうしてもやりたい仕事があれば考えるかもしれません。私

の姉は、本当は働きたいけれども、子どもが自分に甘えてくる時期は今しかないから、子どもと一緒にいる時間をできるだけ多くして、その時間を大切にしたいと言っていました。私もそう思っています。ただし、経済的に大変だったら一緒に働かなくてはならないですね。

このあいだテレビかなにかで見たのですが、子ども1人を産むことに1000万円もらえたら経済的にもよくなるというお話がありました。無理かもしれないけれど、例えば500万円いただいたとして3人産めば1500万円になりますので、家を買う時の頭金にはなるだろうということでした。

——さすがにそれだけのお金をもらえればよいですね。子育ての経済的負担もさることながら、子育てすることに対する母親の負担感ということもよく耳にしますが。

茂森 そうですね。子どもが小さいうちは、ママに甘えていてかわいいなと思いますが、実際には専業主婦の姉も結構ストレスがたまっているみたいです。家庭を守るのもとても大切だとは思いますが、女の人が楽しんで暮らしていないと家の中も暗いのでは、と思いますよね。

——都市部の核家族で、夫は仕事に

忙しく、周りに頼る人もいない子育て中の女性は人との接触から隔絶された生活におかれがちで、本当にすごいストレスを感じているという話もよく聞きます。何らかのネットワークが必要なのではないでしょうか。

茂森 そうですね。姉は旦那さんの会社の社宅に住んでいて、まわりの家も同じぐらいの子どもの多いところなので、近所の方とお料理の交換をしたり、お互いに駅まで送り迎えしたりして協力し合っています。姉も、子どもと一緒に通えるプールに行ったりして、子どもと二人目の子が産まれたときは大変だったみたいですが、今は楽しんでやっていると見ると、専業主婦をするのも素敵だなと思いますね。

——女性はそういう点でたくましいし、基本的に人との交流がうまいですね。茂森さんは結婚したら、夫には家事や育児を期待しないのですか。

茂森 私の父親が仕事でほとんど家にいない人でしたし、九州男児で家ではなにもしませんでしたから、男の人は外で頑張ってくれた人なんだというイメージが強いです。家に5時ごろに帰って



くる男の人の話もあり聞いたことがないので、実際問題としてはみなさんも難しいのかなと思います。

—子どもとちゃんと触れあえば、子どもを育てる楽しみや、子どもと接する楽しみがあるのですが、多くの父親はそれを知らずに過ぎていて、ある意味でとても損をしているのではないかと思うのですがどうでしょう。

茂森 そういうお考えの方がたくさんいらっしゃると思います。姉の旦那さんは子どもを可愛いがりますが、泣かれたりおむつがよごれたりすると、ぱっと姉や私に渡しっぱなしで、子どもの世話をする女性に対して「すごいな、女の人は」といつも言っているんですね。子どもは笑っているだけじゃなくて、泣いたり、寝たり、怒ったり、大変なときもある。男の人はいいところだけ取っている気がしますね。

### 子育てへの不安

—いじめや少年による犯罪が多発している現在、それが子どもを持つことにためらいを感じさせる要因になっているのではないかと指摘もありますが、どうお感じですか。

茂森 それはありますね。私たちが子どものときは全然違うので、子どもを産むのも怖くなりま

すね。番組に来る3歳の子どもたちには今まで何千人、何万人と会っているとありますが、「この子はいやだ」と思った子は一人もいません。番組に出演している他のお兄さんたちもそう言っています。小さいときはとても素直なのに、どのくらいから変わっていくのか分からないので不安ですね。

—そうですね。人口問題審議会で各界の方からお話を聞いたとき、NHKの黒田あゆみさんのお話で、神戸の少年の事件を契機に、黒田さんのお子さんの小学校でも、登下校時に保護者が送り迎えをすることになったのを聞きました。共働きの家ではそれはままならないですから、本来ならば子どもが手の届かなくなつた年齢になっているのに、地域治安の悪化などによって、子育ての負担の年齢がさらに上がってきて大変だということをお話しされて、印象的でした。

茂森 そうですね。私も、共働きだったら誰かお手伝いをしてくれる方がいないとできないかもしれないですね。

### 子どもを尊重できる親に

—番組に子どもを連れていらつしゃるお母さんたちと接していて、印象に残っていることはありますか。

茂森 お子さんが番組に出られるのは3歳の時だけです、毎回数十倍、多い時で六十倍の抽選ですから、お母さんとしては念願かなつてやうと出られるという、すごい喜びと期待があるんですね。ですから、子どもにはおしゃれをさせて、おじいちゃんやおばあちゃん、みんなに「うちの子が」おかあさんといつしよに出ます」と知らせてから来たりするんですよ。

ところが、毎回、50人来るお子さんのうち何人かは知らない子ばかりの集団になじめなくて泣いてしまつたり、お母さんのそばから離れなかつたりします。子どもとしては、出たくない一回主張したら、もう意地になって出ない。そこでお母さんの差が出るんですね。

「じゃあ、こっちで見てようか。」と呑気に言うお母さんと、「どうして出てくれないの」と一緒に泣いて泣いちゃうお母さん、その場で子どもをバンとぶって、マイクに入ってしまうほどの声で、「出なさいー！」と叱るお母さん、いそいそいらつしゃる

んですよ。「もう出ないなら帰ります」と怒ったり、「うまくできたら帰りに何か買ってあげるからね」と交換条件を出したり(笑)。

私だったら「出なさいー！」とさうやうタイプかもしれないですが、そこで、「じゃあ、こっちで見てようか。」と言えるお母さんになれたらいいなと思います。子どもにとって、今楽しいのか、そこで無理矢理出すことがよいことなのかを考えられる親になりたいですね。

—最後に、仕事に関しての将来の夢や、子どもを含めた家庭生活の将来の夢を聞かせてください。

茂森 オペラ歌手になることを目指していたので、「歌のおねえさん」を卒業したら、小さい時から勉強してきたクラシックをやりたいですね。それで幸せな家庭を持ちたい。両立することが一番私の望む将来ですが、現実的には難しいかもしれませんが、でも、結婚はして子どもは絶対欲しい。私は3人姉妹で育つてとてもよかったので、子どもは3人産むと決めているんです(笑)。それで趣味でクラシックを続けていきたいなと思っています。

—本日はありがとうございました。これからぜひ活躍を期待しています。